

(資料1)

令和8年7月2日

新宿区情報公開・個人情報保護審議会資料

総合政策部区政情報課

令和7年度及び令和8年度新宿区個人情報保護管理運営会議 における審議案件について

新宿区個人情報保護管理運営会議で令和8年2月から令和8年6月に審議した案件について、下記のとおり報告する。

記

1 個人情報保護管理運営会議における審議案件及び結果

No.	審議案件	担当課	区分	付議日	審議結果
1	LOGOフォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）	区政情報課、情報戦略課、総務課、戸籍住民課、健康づくり課	外部結合	2月12日	承認
2	クラウドストレージサービス（Box）の利用に係る外部結合について	区政情報課、情報戦略課、滞納対策課、交通対策課	外部結合	2月12日	承認
3	自衛官及び自衛官候補生の募集に係る外部結合等について	地域コミュニティ課	外部結合、その他	2月12日	承認
4	区民葬儀利用者助成事業に係る外部結合等について	戸籍住民課	外部結合、業務委託	2月12日	承認
5	おくやみ相談窓口に係る業務委託について	戸籍住民課	業務委託	2月12日	承認
6	障害者地域生活支援体制事業に係る業務委託について	障害者福祉課	業務委託	2月12日	承認
7	地方公共団体情報システム標準化に対応した介護保険システムへの移行等について	介護保険課	電算処理、外部結合、業務委託	2月12日	承認
8	マイナポータルびったり電子申請サービスの利用に係る外部結合について（手続の追加）	介護保険課	外部結合	2月12日	承認
9	平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応に係る保護費等の追加給付事務に係るシステムの構築等について	生活福祉課、保護担当課	電算処理、業務委託	2月12日	承認
10	地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムへの移行等について（委託内容の変更）	生活福祉課、保護担当課	電算処理、外部結合、業務委託	2月12日	承認
11	乳児等通園支援事業に係る総合支援システムへの結合について	子ども家庭課、保育課、保育指導課、学校運営課	外部結合	2月12日	承認

12	5歳児健康診査の実施に伴う健康管理システムの改修等について	健康づくり課、牛込保健センター、四谷保健センター、東新宿保健センター、落合保健センター	電算処理、外部結合、業務委託	2月12日	承認
13	乳幼児健康診査等の結果入力に係る健康管理システムの改修等について	健康づくり課、牛込保健センター、四谷保健センター、東新宿保健センター、落合保健センター	電算処理、外部結合、業務委託	2月12日	承認
14	(仮称)適正管理制度オンラインシステムとの外部結合について	環境対策課	外部結合	2月12日	承認
15	中間ファイル作成及び台帳登録閲覧システムへのデータ移行業務に係る外部結合等について	建築指導課	外部結合、業務委託	2月12日	承認
16	マルチベンダ保守に係る外部結合等について	情報戦略課	外部結合、業務委託	3月26日	承認
17	新宿区立新宿スポーツセンターにおける指定管理者制度の導入について(情報項目の変更)	生涯学習スポーツ課	指定管理	3月26日	承認
18	災害時要援護者名簿システムの改修等について	地域福祉課、高齢者支援課	電算処理、業務委託	3月26日	承認
19	保育施設等職員への専門研修に係る外部結合等について	保育指導課	外部結合、業務委託	3月26日	承認
20	特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務等の外部結合等について(情報項目の追加及び委託内容の追加)	健康づくり課	外部結合、業務委託	3月26日	承認
21	特定健康診査受診者の糖尿病性腎症等重症化予防事業における保健指導等業務及び医療機関未受診者への受診勧奨業務について(対象者の追加、情報項目の追加及び委託内容の追加)	健康づくり課	外部結合、業務委託	3月26日	承認
22	とうきょう健康応援事業に係る健康ポイント事業の審査業務委託について	健康づくり課	業務委託	3月26日	承認
23	狂犬病予防注射済票及び鑑札交付申請のオンライン化及び発送業務に係る外部結合等について	衛生課	外部結合、業務委託	3月26日	承認
24	マンション管理に係る実態調査業務の委託について	住宅課	業務委託	3月26日	承認
25	マンション管理状況届出制度に係る調査業務の委託について(委託内容の変更)	住宅課	業務委託	3月26日	承認
26	新宿区立住宅管理に係る業務の委託について(委託内容の変更)	住宅課	業務委託	3月26日	承認
27	朝の子どもの居場所づくり事業に係る業務の委託について(学校用業務委託)	教育調整課	業務委託	3月26日	承認
28	「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート実施業務委託」におけるWEBQUの導入に係る外部結合等について	教育調整課	外部結合、業務委託	3月26日	承認
29	デジタル採点システムの導入に係る外部結合について	教育指導課	外部結合	3月26日	承認

30	P T A 研修会等委託事業に係る委託業務について	教育支援課	業務委託	3月26日	承認
31	外部評価委員会等及び基本構想審議会等におけるテープ反訳業務の外部結合等について	企画政策課	外部結合、業務委託	4月16日	承認
32	国民健康保険料に係る東京出入国在留管理局への滞納者情報の外部提供について	滞納対策課	外部提供	4月16日	承認
33	新宿区納付案内センター運營業務の委託について（委託業務の変更）	滞納対策課	業務委託	4月16日	承認
34	新宿区防犯機器等購入緊急補助事業に係るシステムの構築等について（委託内容の追加）	危機管理課	電算処理、外部結合、業務委託	4月16日	承認
35	低所得世帯・生活保護受給世帯に対するエアコン購入費助成事業に係る外部結合等について	地域福祉課	外部結合、業務委託	4月16日	承認
36	令和7年度税制改正に伴う介護保険システムの改修等について	介護保険課	電算処理、業務委託	4月16日	承認
37	延長保育料等におけるコンビニ収納等の導入について	保育課、学校運営課	外部結合、業務委託	4月16日	承認
38	地方公共団体情報システム標準化に対応した子ども・子育て支援システムへの移行等について	保育課、保育指導課、学校運営課	電算処理、外部結合、業務委託	4月16日	承認
39	国民健康保険料の e L T A X 納付導入に係る共通納税IFSとの外部結合について	医療保険年金課	外部結合	4月16日	承認
40	後期高齢者医療保険料の e L T A X 納付導入に係る共通納税IFSとの外部結合について	高齢者医療担当課	外部結合	4月16日	承認
41	保存文書等電子化委託について	土木管理課	業務委託	4月16日	承認
42	L o G o フォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）	区政情報課、情報戦略課、健康づくり課	外部結合	5月22日	承認
43	クラウドストレージサービス（Box）の利用に係る外部結合について（情報項目の追加）	区政情報課、情報戦略課、交通対策課	外部結合	5月22日	承認
44	国外転出者向けマイナンバーカードに係るオンライン申請受付に関する外部結合について	戸籍住民課	外部結合	5月22日	承認
45	マイナンバーカードと在留カード等一体化に係る外部結合について	戸籍住民課	外部結合	5月22日	承認
46	ふるさと納税ポータルサイトサービスの導入に係る外部結合について（結合先の追加）	文化観光課	外部結合	5月22日	承認
47	新宿区における住宅の耐震化の現状調査業務に係る外部結合等について	防災都市づくり課	外部結合、業務委託	5月22日	承認
48	新宿ゴールデン街地区のまちづくりに係る業務委託について（委託内容の変更）	新宿駅周辺まちづくり担当課	業務委託	5月22日	承認
49	e L T A X 納付導入に係る共通納税IFSとの外部結合について	会計室	外部結合	5月22日	承認
50	クラウドストレージサービス（Box）の利用に係る外部結合について	区政情報課、情報戦略課、住宅課	外部結合	6月29日	承認
51	給与明細等のオンライン化に係る外部結合について	人事課	外部結合	6月29日	承認
52	産業実態調査業務委託について	産業振興課	業務委託	6月29日	承認
53	地方公共団体情報システム標準化に対応した児童手当及び児童扶養手当システムへの移行等について	児童育成担当課	電算処理、外部結合、業務委託	6月29日	承認

54	特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務等について（委託内容の変更）	健康づくり課	業務委託	6月29日	承認
55	特定健康診査受診者の糖尿病性腎症等重症化予防事業における保健指導等業務及び医療機関未受診者への受診勧奨業務について（委託内容の変更）	健康づくり課	業務委託	6月29日	承認
56	e L T A X納付導入に係る共通納税IFSとの外部結合について	土木管理課	外部結合	6月29日	承認

※各事業に係る事項の詳細については、別紙のとおり。

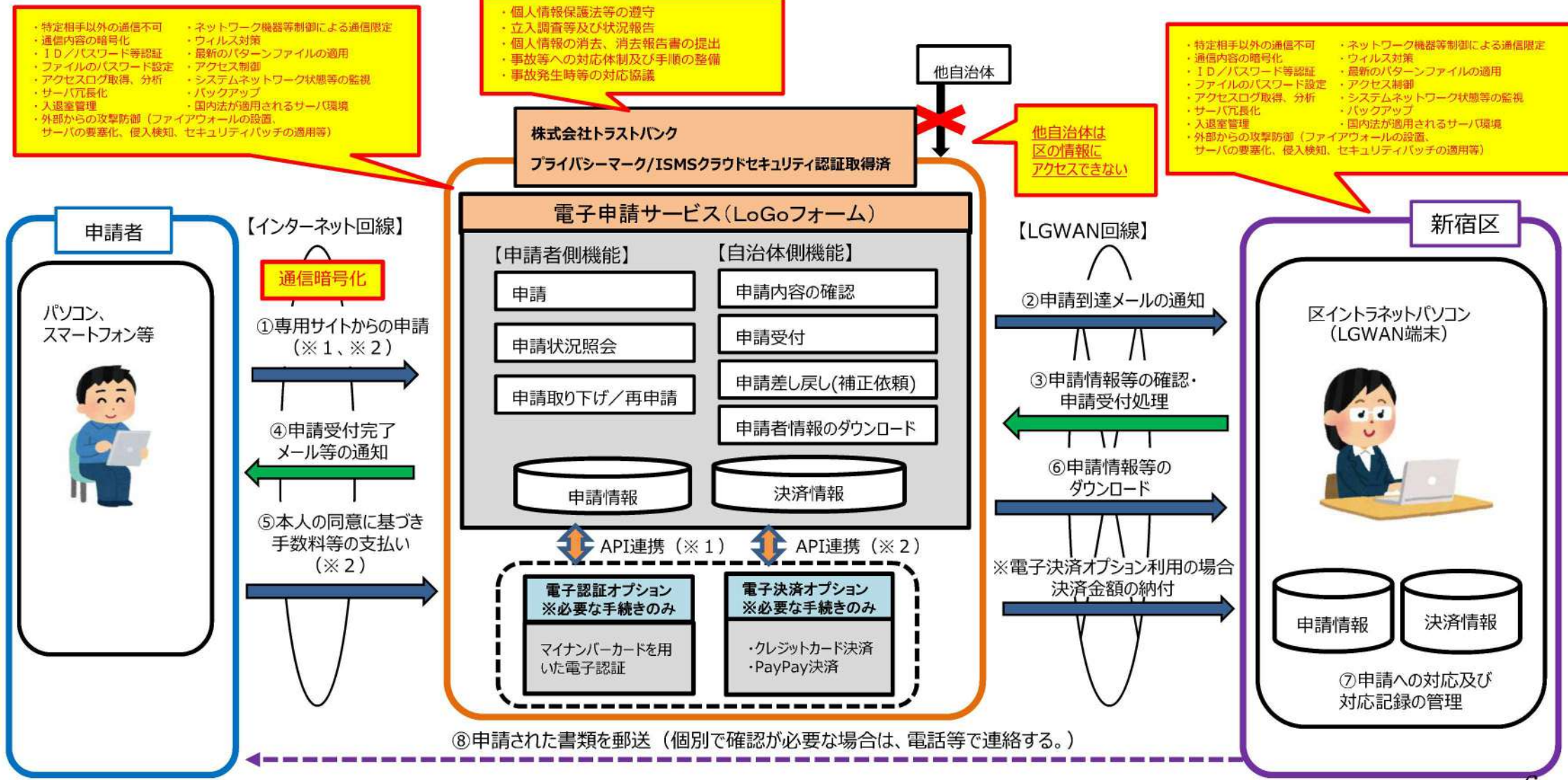
2 その他

個人情報保護管理運営会議にて審議した案件については、区ホームページで公開する。

L o G o フォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）（No.1）

事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	区政情報課、情報戦略課、総務課、戸籍住民課、健康づくり課
区分	外部結合
目的	申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、行政手続のオンライン化を推進し、区民の利便性向上を図る。
対象者	手続きの申請者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用して、子どもや健康、防災、景観などに関する申請やイベントの申込みなどの手続をオンラインで受け付けてきた。</p> <p>今後、「東京共同電子申請・届出サービス」が令和6年度末で廃止され、よりサービス利用者にとって申請がしやすく、職員にとっても申請フォームを作成しやすい新たな電子申請サービス（L o G o フォーム）（以下、「L o G o フォーム」という。）が、東京都及び都内区市町村で共同調達・導入されることとなった。（令和6年度第1回個人情報保護管理運営会議承認済）</p> <p>ついては、区の電子申請による行政手続の導入促進等の観点から、下記3点にかかる電子申請のみ付議することとする。</p> <p>①単年度手続者が1,000人を超えることが想定される場合 ②オンライン決済機能を活用する場合 ③マイナンバーカードを活用した電子認証機能を活用する場合</p> <p>2 外部結合の付議内容</p> <p>新たな手続をL o G o フォームに追加することで、さらなる区職員の利便性の向上を図ることとするため、東京都及び都内区市町村で共同調達・導入するL o G o フォームに外部結合を行う。</p> <p>なお、当該手続は上記①から③までの全てに該当するため付議を行う。</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

電子申請サービスに係る個人情報の流れ



・特定相手以外の通信不可
・通信内容の暗号化
・ID/パスワード等認証
・ファイルのパスワード設定
・アクセスログ取得、分析
・サーバ冗長化
・入退室管理
・外部からの攻撃防御 (ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等)

・ネットワーク機器等制御による通信限定
・ウイルス対策
・最新のパターンファイルの適用
・アクセス制御
・システムネットワーク状態等の監視
・バックアップ
・国内法が適用されるサーバ環境

・個人情報保護法等の遵守
・立入調査等及び状況報告
・個人情報の消去、消去報告書の提出
・事故等への対応体制及び手順の整備
・事故発生時等の対応協議

・特定相手以外の通信不可
・通信内容の暗号化
・ID/パスワード等認証
・ファイルのパスワード設定
・アクセスログ取得、分析
・サーバ冗長化
・入退室管理
・外部からの攻撃防御 (ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等)

・ネットワーク機器等制御による通信限定
・ウイルス対策
・最新のパターンファイルの適用
・アクセス制御
・システムネットワーク状態等の監視
・バックアップ
・国内法が適用されるサーバ環境

他自治体は区の情報にアクセスできない

※1 「電子認証オプション」を活用した電子認証は、申請と併せ①の段階で行う。
 ※2 「電子決済オプション」を活用したオンライン決済は、④申請受付完了メール等の通知で決済金額を請求し、⑤の段階で行うほか、申請と併せ①の段階で行うこともできる。

【追加手続及び情報項目】

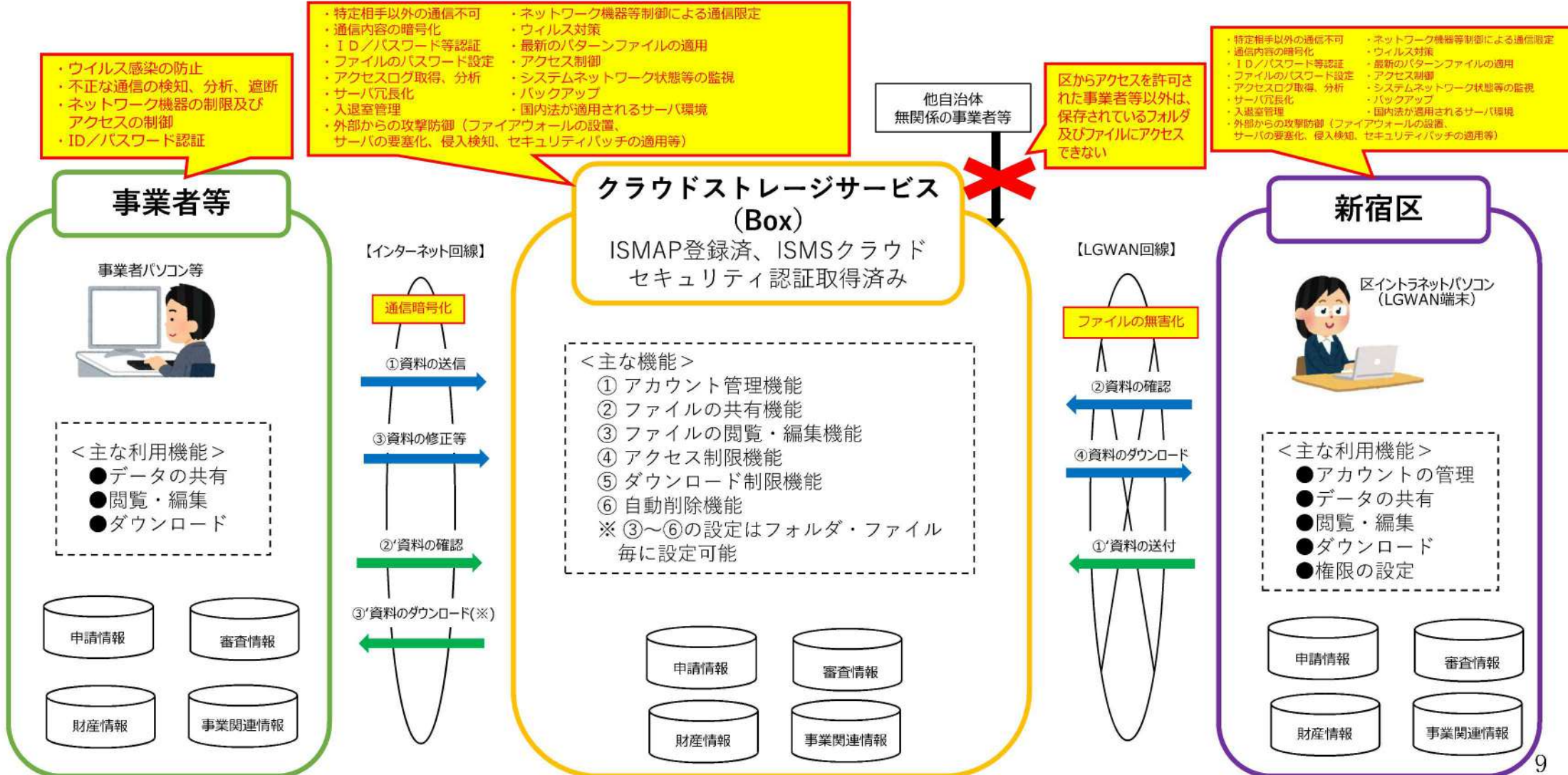
No	担当課	手続名（登録業務名）	取扱う個人情報項目	付議内容
1	総務課	行政不服審査法に基づく審査請求	行政不服審査法に基づく審査請求人の氏名、住所又は居所、電話番号、審査請求に係る処分内容及び処分があったことを知った年月日、不作為の審査請求に係る処分についての申請の内容及び年月日、審査請求の趣旨及び理由	③ マイナンバーカード
2	戸籍住民課	戸籍証明書の請求	氏名、フリガナ、生年月日、住所、本籍地、筆頭者、電話番号、メールアドレス	① 約 1,500 件 ② オンライン決済機能 ③ マイナンバーカード
3	健康づくり課	妊娠 7～8 か月頃の方へのアンケート	氏名、フリガナ、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、妊娠週数、単胎・多胎、出産予定日、妊婦健診受診病院、出産予定施設、相談内容	① 約 2,000 件

※①単年度手続者が 1, 0 0 0 人を超えることが想定される場合、②オンライン決済機能を活用する場合、③マイナンバーカードを活用した電子認証機能を活用する場合

クラウドストレージサービス (Box) の利用に係る外部結合について (No.2)

事業名	クラウドストレージサービスの導入による個人情報の流出事故防止
担当課	区政情報課、情報戦略課、滞納対策課、交通対策課
区分	外部結合
目的	クラウドストレージサービス (Box) (以下「Box」という。)を導入することで、外部記録媒体 (CD-R や USB メモリなど) (以下「記録媒体」という。)の紛失による個人情報の流出事故防止やデータ共有・交換における事務の効率化を図る。
対象者	手続きの申請者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、区では、委託事業者などとの間で個人情報を含むデータの受渡しを行う際は、記録媒体を用いたデータの受渡しを多く行っている。その記録媒体は、パスワードを設定するなど一定のセキュリティ対策を講じているものの、持ち運びや保管の過程で紛失するリスクが常にあり、個人情報の流出事故につながる恐れがあった。</p> <p>こうした課題を踏まえ、委託事業者などとの間で個人情報を含む記録媒体の受渡しをしている事業について、今後は、より高い安全性を確保できる Box を活用したデータの受渡しに変更する場合は、区政情報課が一括して管理運営会議への付議を行うこととなった。(令和6年度第12回個人情報保護管理運営会議承認済)</p> <p>については、今まで記録媒体での受け渡しをしていた事業について、今後は Box を活用したデータの受渡しに変更するものを個人情報保護管理運営会議に一括して付議することとする。</p> <p>2 外部結合の付議内容</p> <p>Box による受渡しに変更する手続について、LGWAN 回線を利用し、区のイントラネット端末との外部結合を行う。</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

クラウドストレージサービス (Box)に係る個人情報の流れ



※区がアップロードしたファイルの編集権限、ダウンロード制限はファイル毎に可能

【変更手続及び情報項目】

No	担当課	手続名（登録業務名）	取扱う個人情報項目	付議内容
1	滞納対策課	一斉催告業務委託（特別区民税・都民税（普通徴収分）、軽自動車税）	氏名、住所、通知書番号、賦課科目、対象年度、相当年度、期別、滞納金額、納付番号、確認番号、納期限、払込指定期限、催告書通し番号、宛名番号、軽自動車標識番号	一斉催告業務委託（印刷物等作製、印字及び封入封緘発送）において、特別区民税・都民税（普通徴収分）及び軽自動車税の催告書について①帳票の作製、②印字、③封入封緘業務を単一業者に一括で委託するため
2	滞納対策課	一斉催告業務委託（国民健康保険料）	氏名、住所、通知書番号、賦課科目、対象年度、相当年度、期別、滞納金額、納付番号、確認番号、納期限、払込指定期限、催告書通し番号、宛名番号、記号番号	一斉催告業務委託（印刷物等作製、印字及び封入封緘発送）において、国民健康保険料の催告書について①帳票の作製、②印字、③封入封緘業務を単一業者に一括で委託するため送信する。
3	交通対策課	総合自転車対策業務	放置撤去車両の自転車防犯登録番号、原動機付自転車標識番号及び車体番号、保管車両所有者の氏名、住所及び電話番号、保管自転車の盗難届出情報、保管車両返還希望者の氏名、住所及び電話番号	委託事業者へ警察等から提供された保管車両所有者の情報を受け渡すため

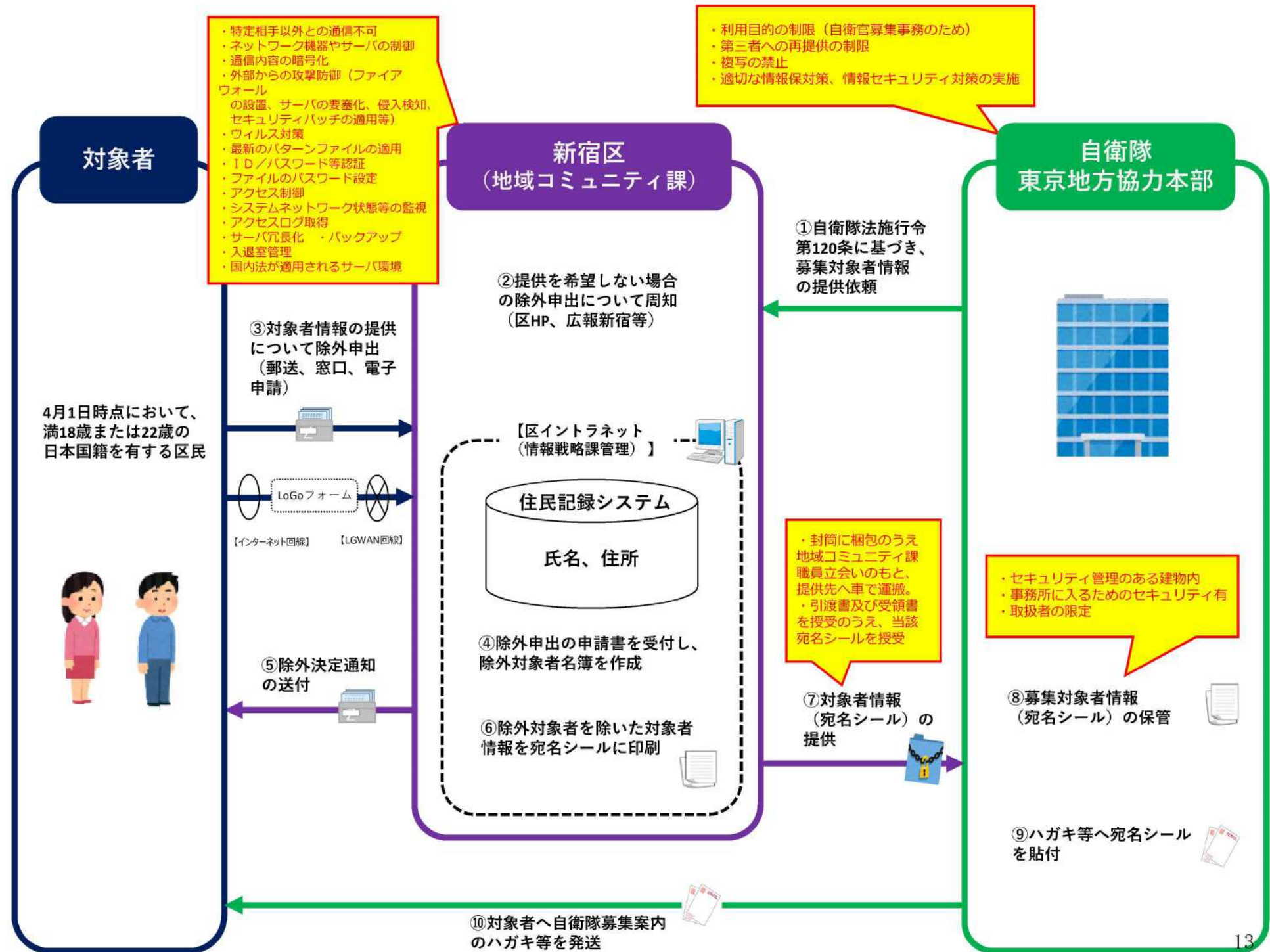
自衛官及び自衛官候補生の募集に係る外部結合等について (No.3)

事業名	自衛官等募集事務
担当課	地域コミュニティ課
区分	外部結合、その他
目的	自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務に利用するため
対象者	自衛官及び自衛官候補生を採用する年の4月1日時点において、満18歳または満22歳の日本国籍を有する区民
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、自衛官募集事務の一部について、地方自治法第2条及び自衛隊法97条に基づく法定受託事務を行っている。</p> <p>近年の自衛官及び自衛官候補生に関しては、募集対象者が年々減少しつつあり、募集環境がますます厳しくなっている。今後、自衛官及び自衛官候補生に関する効果的な募集事務に資するため、自衛隊東京地方協力本部より都内区市町村に、募集対象者に関する情報提供の依頼があった際には、自衛隊法施行令第120条に基づき、自衛隊東京地方協力本部に募集対象者の情報提供を行うこととする。</p> <p>なお、情報提供にあたり、本人からの申出により、提供を希望しない者を対象から除く運用とする。</p> <p>2 外部結合、その他の付議内容</p> <p>(1) 外部結合</p> <p>自衛隊東京地方協力本部への情報提供を希望しない者からの申し出を受け付けるため、L o G oフォームに外部結合を行う。</p> <p>なお、本事業の電子申請において、マイナンバーカードを活用した電子認証機能を活用することから、個人情報保護管理運営会議に付議する。</p> <p>(2) その他</p> <p>自衛官及び自衛官候補生の募集対象者として自衛隊東京地方協力本部が指定した者について、住民基本台帳から基本情報(氏名、住所)を抽出し、紙媒体(宛名シール)にて、自衛隊東京地方協力本部へ提供を行う。</p> <p>※本件は、法令(自衛隊法施行令第120条)に基づく情報提供であるため、個人情報保護法第69条第1項に該当し、本会議の審議事項から除外される。しかし、今回の情報提供にあたり、対象者が提供を希望しない場合は、その者を提供対象から除外する運用を行うため、管理運営会議要綱第3条第4号「その他、保有個人情報の適正な管理に関し、会長が必要であると認める事項」に該当するものとして、本会議に付議する。</p>

自衛官及び自衛官候補生の募集に係る外部結合等について (No.3)

	<p>3 対象者数 (令和8年1月時点) 来年度22歳になる人 2,566人 (平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの日本国籍を有する区民) 来年度18歳になる人 1,698人 (平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれの日本国籍を有する区民)</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

自衛官等募集事務に係る個人情報の流れ



区民葬儀利用者助成事業に係る外部結合等について (No.4)

事業名	区民葬儀利用者助成事業
担当課	戸籍住民課
区分	外部結合、業務委託
目的	自特別区が定めた要件を満たす新宿区民に対し、区民葬儀利用者助成金を交付するため。
対象者	<p>区民葬儀の祭壇券又は霊柩車券を利用し、指定火葬場を利用した葬祭執行者のうち①又は②に該当する者</p> <p>① 逝去者が死亡時に新宿区の住民基本台帳に記録されていたこと</p> <p>② 逝去者が死亡時に特別区以外の住民基本台帳に記録されており、火葬を行った日において葬祭執行者が新宿区の住民基本台帳に記録されていること</p>
事業内容	<p>1 概要</p> <p>特別区は令和8年4月より、区民葬儀利用者のうち、特別区が指定する民営火葬場（以下「指定火葬場」という。）において、最も低廉な火葬料金を支払った方を対象とする23区共通の助成制度を創設することとした。新宿区においても、要件を満たす申請者に対して、助成金（27,000円。ただし、満6歳以下は15,000円。）を支給する。</p> <p>2 外部結合、その他の付議内容</p> <p>（1）外部結合</p> <p>区民葬儀利用者助成事業における電子申請を受け付けるため、LoGoフォームとの外部結合を行う。</p> <p>なお、本事業の電子申請においてマイナンバーカードを活用した電子認証機能を活用することから、個人情報保護管理運営会議に付議する。</p> <p>（2）業務委託</p> <p>助成金の交付を迅速かつ安全に行うため、申請書類の受取り及び内容の確認、区が作成した交付決定通知書の封緘及び投函について、専門的な知識等を有し、豊富なノウハウを備えた業者に委託する。</p> <p>なお、委託事業者は現在、戸籍証明書等の郵送請求業務を受託しており、本件業務を委託契約に追加することで対応する。</p> <p>3 想定件数</p> <p>約240件</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

区民葬儀利用者助成事業の業務委託に係る個人情報の流れ

申請者（区民等）

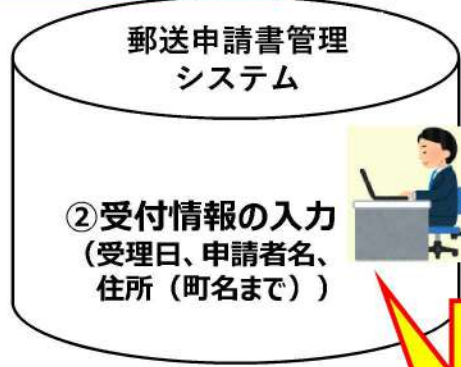
【申請書類】
 ・申請書、葬儀代金の領収書、火葬料の領収書、本人確認書類のコピー、振込先の通帳又はキャッシュカードのコピー、逝去者の住民票の除票の写し（逝去者の住民登録地が特別区以外の場合）



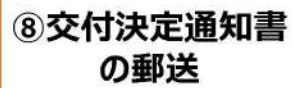
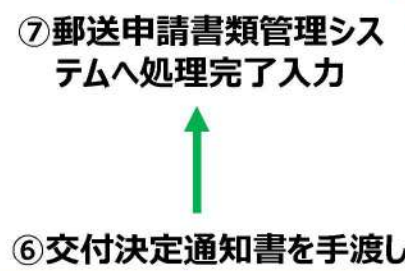
- ・特記事項等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・責任者及び取扱者の報告
- ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・鍵付きカバン等による運搬
- ・受渡し時の管理簿への記載
- ・鍵付キャビネット等での保管
- ・個人情報の返却
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

新宿区（戸籍住民課）

委託先
 ※新宿区役所本庁舎 6階で業務



- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化
- ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境



おくやみ相談窓口に係る業務委託について (No. 5)

事業名	おくやみ相談窓口
担当課	戸籍住民課
区分	業務委託
目的	家族等の身近な方が亡くなった際に、遺族が行う区役所での各種手続きについて案内することにより、遺族の負担軽減を図る。
対象者	故人（新宿区に住民登録があった者）の遺族
事業内容	<p>1 概要</p> <p>戸籍住民課戸籍係のカウンターにおいて、事前予約制の相談窓口を設置する。</p> <p>相談窓口では、①「おくやみガイドブック」を活用した区役所の手続き案内、②相続に必要な戸籍謄本等の申請支援のほか、③故人が所持していた区発行の資格証等の返納受付を行う。このうち、①区役所の手続き案内及び③資格証等の返納受付の業務を委託する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>おくやみ相談窓口における案内がよりの確かつ充実したものとなるよう、他区での受託経験があり、豊富なノウハウを備えた業者に委託する。</p> <p>なお、委託事業者は現在、戸籍住民課窓口の案内業務を受託しており、本件業務を委託契約に追加することで対応する。</p> <p>3 想定件数（年間）</p> <p>約700件</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

おくやみ相談窓口の業務委託に係る個人情報の流れ

対象者



- ・特記事項等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・責任者及び取扱者の報告
- ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・鍵付きカバン等による運搬
- ・受渡し時の管理簿への記載
- ・鍵付キャビネット等での保管
- ・個人情報の返却
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

①おくやみ相談の予約（電話）

※必要に応じて各課へ申請手続き



新宿区（各課）



新宿区（戸籍住民課）

委託先

※新宿区役所本庁舎 1階で業務

②遺族の氏名・連絡先、故人の氏名・住所・死亡日を記録



③おくやみ相談窓口で手続き等の確認



※故人が所持していた区発行の資格証等を持参した場合、おくやみ相談窓口で返納を受け付け

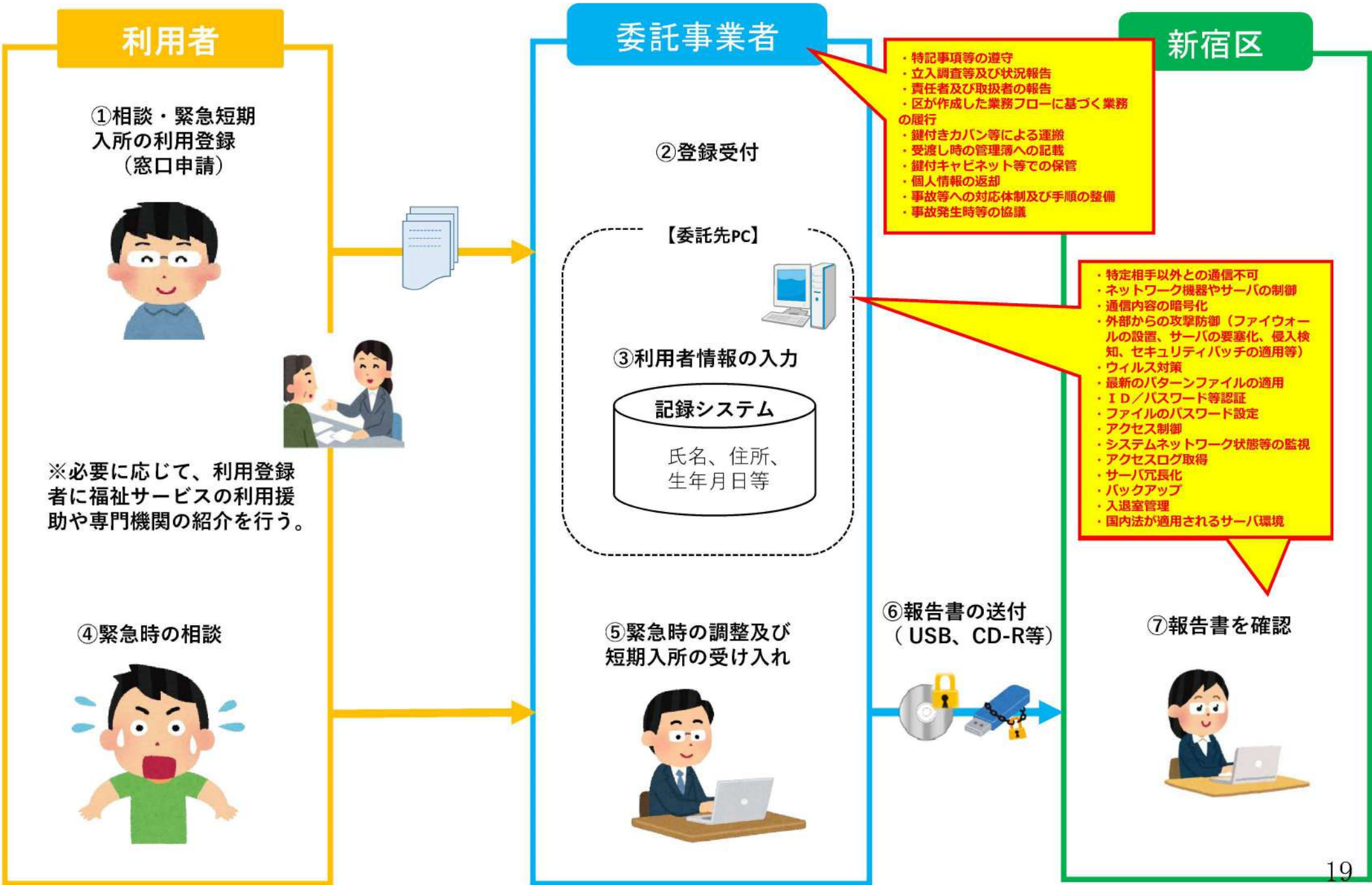
④実施報告及び資格証等の引き渡し



障害者地域生活支援体制事業に係る業務委託について (No.6)

事業名	新宿区障害者地域生活支援体制事業
担当課	障害者福祉課
区分	業務委託
目的	障害者の重度化、高齢化、親亡き後を見据えて、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるサービス提供体制を確保する。
対象者	区内在住の障害者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、平成29年度より、障害の重度化、高齢化、親亡き後を見据えて障害者の地域生活を支援するため、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点施設及び関係機関が連携し、障害者や家族、事業者がいつでも相談でき、地域で安心して生活できるように地域生活支援体制事業を実施している。</p> <p>この度、中落合一丁目区有地を活用した障害者グループホーム等複合施設「滝乃川学園ともいろ」を新たな地域生活支援拠点として、短期入所の緊急枠を確保するとともに、緊急時の短期入所への受入調整を行う拠点コーディネーターを配置する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>受入時の支援に必要な利用者情報の収集や登録業務、緊急時の短期入所受入調整業務委託を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>(1) 身体障害者手帳所持者（18歳以上）10,639人（令和7年4月1日時点）</p> <p>(2) 愛の手帳所持者（18歳以上）1,553人（令和7年4月1日時点）</p> <p>(3) 障害福祉サービス支給決定者数 2,204人（令和7年3月31日時点）</p> <p>(4) 障害支援区分認定者数 2,202人（令和7年3月31日時点）</p> <p>(5) 重度者障害者（児）79人（令和8年1月1日時点）</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

地域生活支援体制事業における個人情報の流れ

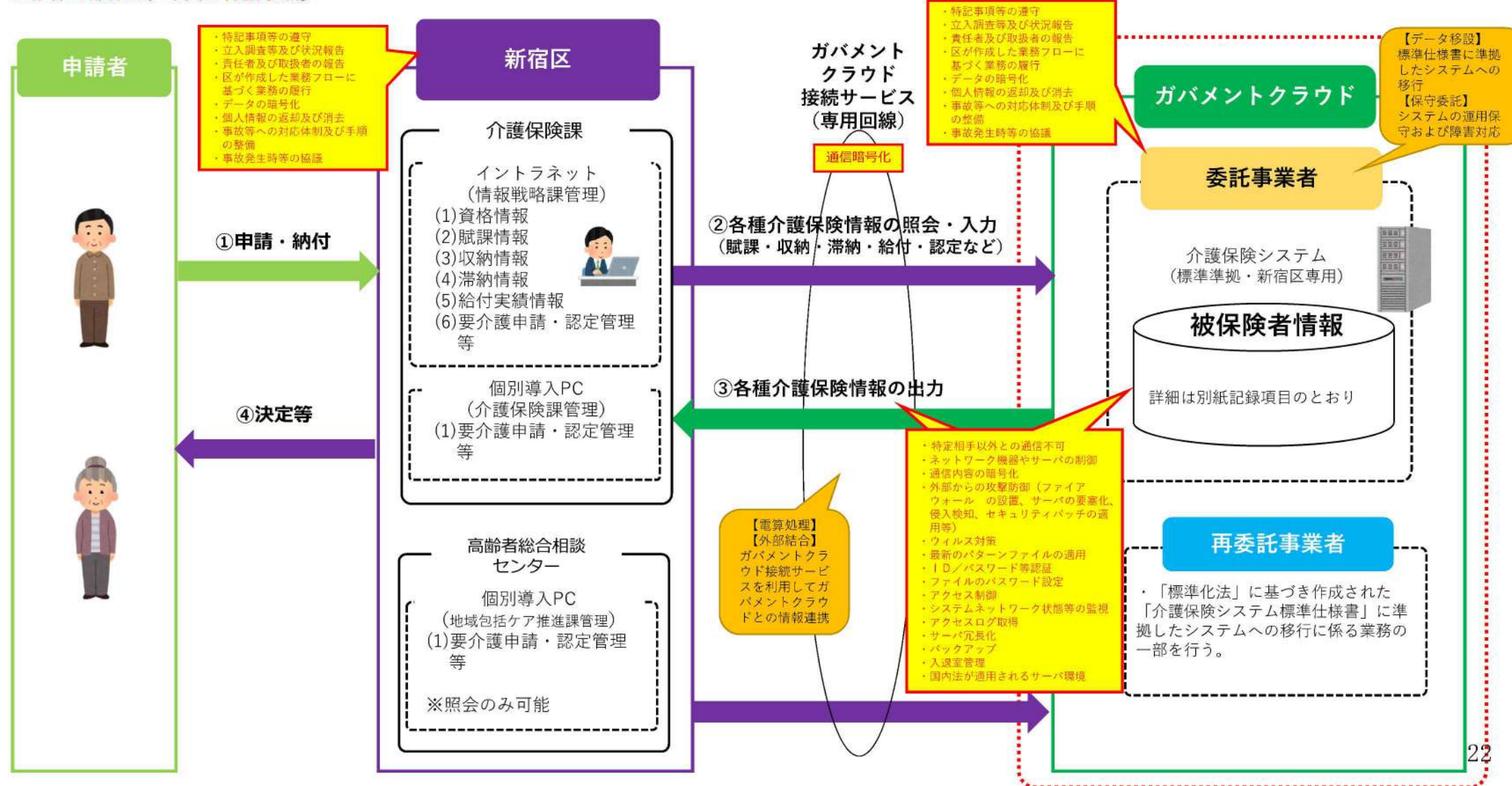


事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した介護保険システムへの移行
担当課	介護保険課
区分	電算処理、外部結合、業務委託
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)(以下、「標準化法」という。)に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	新宿区介護保険の被保険者及びその世帯員
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現行の介護保険システムは、令和3年1月から富士通 Japan 株式会社のシステムを導入し、稼働しているが、自治体ごとの情報システムのカスタマイズによって、維持管理や制度改正時の改修業務における負担の増加や、クラウド利用が円滑に進まなくなっている。このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、介護保険事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準(標準仕様書)に適合した情報システム(以下「標準準拠システム」という。)の利用を義務付ける、「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに介護保険システムを標準化へ対応することが求められている。なお、「標準化法」第5条第1項の規定に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和5年9月8日閣議決定)の変更(令和6年12月24日閣議決定)により、事業者のリソースひっ迫などの事情により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム(以下「特定移行支援システム」という。)については、概ね5年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援することとされている(当区介護保険システムは「特定移行支援システム」に該当。)。併せて、標準化法第10条により、標準準拠システムの利用において、ガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされており、セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>介護保険に関する事務(資格管理、賦課管理、収納管理、滞納管理、給付実績管理、要介護申請・認定管理等)を「標準仕様書」に準拠した介護保険システムへの移行。</p> <p>(2) 外部結合</p> <p>介護保険システム標準化にあたり、デジタル庁が提供するガバメントクラウド上に事業者が構築する標準準拠システムを運用し、ガバメントクラウドとの結合を行う。</p> <p>(3) 業務委託</p> <p>現行システムからガバメントクラウドへのデータ移行作業及び運用保守業務を委託する。</p>

	<p>3 対象者 介護保険（令和7年12月末現在） ・被保険者数・・・・・・・・・・・・・・・・67,889人 （参考：被保険者を除く世帯員数・・・16,521人）</p>
<p>個人情報の 流れ及び情 報保護対策</p>	<p>別紙のとおり</p>

地方公共団体情報システム標準化に対応した介護保険システムへの移行に係る個人情報の流れ

※赤枠の部分が、今回の付議事項。



介護保険システム記録項目							
1	住民情報	42	適用除外施設入所者情報	83	特定入所者介護サービス費負担限度額情報	124	意見書詳細情報
2	住登外者情報	43	保険料マスタ情報	84	受領委任払い情報	125	合議体情報
3	支援措置対象者情報	44	年金特別徴収市町村回付情報	85	第三者行為情報	126	認定審査会情報
4	保険者情報	45	特別徴収市町村回付情報	86	居宅サービス計画届出情報	127	認定審査会対象者情報
5	他自治体情報	46	賦課基本情報	87	給付管理票情報	128	認定審査会対象者詳細情報
6	金融機関情報	47	賦課期割情報	88	住宅改修事前申請情報	129	謝金・報酬単価情報
7	金融機関店舗情報	48	減免徴収猶予情報	89	住宅改修費情報	130	認定調査委託料情報
8	医療保険者情報	49	収納履歴情報	90	福祉用具購入費情報	131	意見書作成料情報
9	事業所情報	50	還付充当情報	91	償還払い申請・支給実績情報	132	審査員報酬情報
10	事業所口座情報	51	繰越情報	92	特定入所者介護サービス費負担額差額支給申請情報	133	事業対象者情報
11	事業所サービス種類情報	52	連帯納付義務者情報	93	市町村特別給付情報	134	住所地特例者事業対象者情報
12	事業所受領委任情報	53	過誤納情報	94	軽度者福祉用具貸与例外支給情報	135	総合事業サービスコード情報
13	事業所種別情報	54	滞納管理情報	95	償還払給付額管理処理情報	136	総合事業償還払い申請・支給実績情報
14	事業所送付先情報	55	時効管理情報	96	償還払支給決定者一覧表情報	137	総合事業高額支給対象者情報
15	所属者情報	56	分納計画情報	97	償還払不支給決定者一覧表情報	138	総合事業高額介護申請・支給実績情報
16	所属者職種情報	57	利用者負担減免情報	98	年間高額収入申請情報	139	総合事業年間高額対象者情報
17	所属者口座情報	58	社会福祉法人等利用者負担軽減情報	99	高額算定根拠情報	140	総合事業年間高額支給申請情報
18	所属者送付先情報	59	訪問介護利用者負担額減額情報	100	高額支給対象者情報	141	財産管理情報
19	仕向金融機関情報	60	負担限度額認定情報	101	年間高額対象者情報	142	分納誓約情報
20	不現住情報	61	利用者負担額軽減(離島等地域・中山間地域等)情報	102	高額介護申請・支給実績情報	143	特別徴収該当者情報
21	送付先情報	62	負担割合情報	103	高額障害福祉給付費等対象者情報	144	介護予防・生活支援サービス事業対象者情報
22	連絡先情報	63	非課税年金情報	104	給付支払情報	145	基本チェックリスト情報
23	口座情報	64	給付制限情報(償還払い化)	105	給付実績高額サービス費情報	146	共同処理用受給者異動連絡票情報
24	介護保険世帯情報	65	給付制限情報(一時差止・控除適用)	106	再審査決定通知書情報	147	総合事業年間高額収入申請情報
25	特記事項情報	66	給付制限情報(給付額減額・減額免除)	107	給付実績情報	148	連帯納付義務者滞納管理情報
26	住民税情報	67	給付制限情報(保険給付制限)	108	過誤決定通知書情報	149	連帯納付義務者時効管理情報
27	所得照会情報	68	第2号被保険者保険給付差止情報	109	過誤申立書情報	150	介護保険被保険者資格情報
28	国民健康保険情報	69	個人番号異動連絡票情報	110	再審査申立書情報	151	介護保険被保険者証情報
29	被保険者情報(後期高齢者医療)	70	受給者異動連絡票情報	111	高額医療合算介護(介護予防)サービス費情報	152	介護保険被保険者負担割合情報
30	医療保険加入情報	71	要介護認定情報	112	高額合算自己負担額証明書情報	153	介護保険被保険者減免減額認定証情報
31	生活保護受給者情報	72	要介護認定申請詳細情報	113	年間高額支給申請情報	154	介護保険要介護・要支援認定情報
32	高齢福祉年金受給者情報	73	要介護認定詳細情報	114	高額合算支給額計算結果連絡票情報	155	介護保険主治医意見書等情報
33	境界層者情報	74	サービス種類指定情報	115	高額合算支給(不支給)決定通知書情報	156	介護保険認定審査会資料情報
34	公示送達記録情報	75	介護給付費単位数表情報	116	高額合算支給(不支給)決定者一覧表情報	157	要介護認定進捗状況情報
35	情報照会情報	76	支給限度額情報	117	高額合算給付実績情報	158	居宅サービス計画作成・介護予防サービス計画作成
36	関連ファイル情報	77	基準該当比率情報	118	高額合算自己負担額確認情報	159	介護保険住宅改修費利用情報
37	発行履歴情報	78	地域差区分別給付単価情報	119	開示資料等情報	160	介護保険福祉用具購入費利用情報
38	文言マスタ情報	79	種類別減額給付率情報	120	認定調査予定情報	161	介護被保険者証利用情報
39	被保険者情報	80	利用者負担減免率情報	121	認定調査情報	162	包括同意情報
40	施設入退所者情報	81	高額介護サービス費負担上限額情報	122	認定調査詳細情報	163	原案作成委託料支払業務情報
41	証交付情報	82	特定入所者介護サービス費基準費用額情報	123	意見書情報		

マイナポータルびったり電子申請サービスの利用に係る外部結合について（手続の追加）
 (No.8)

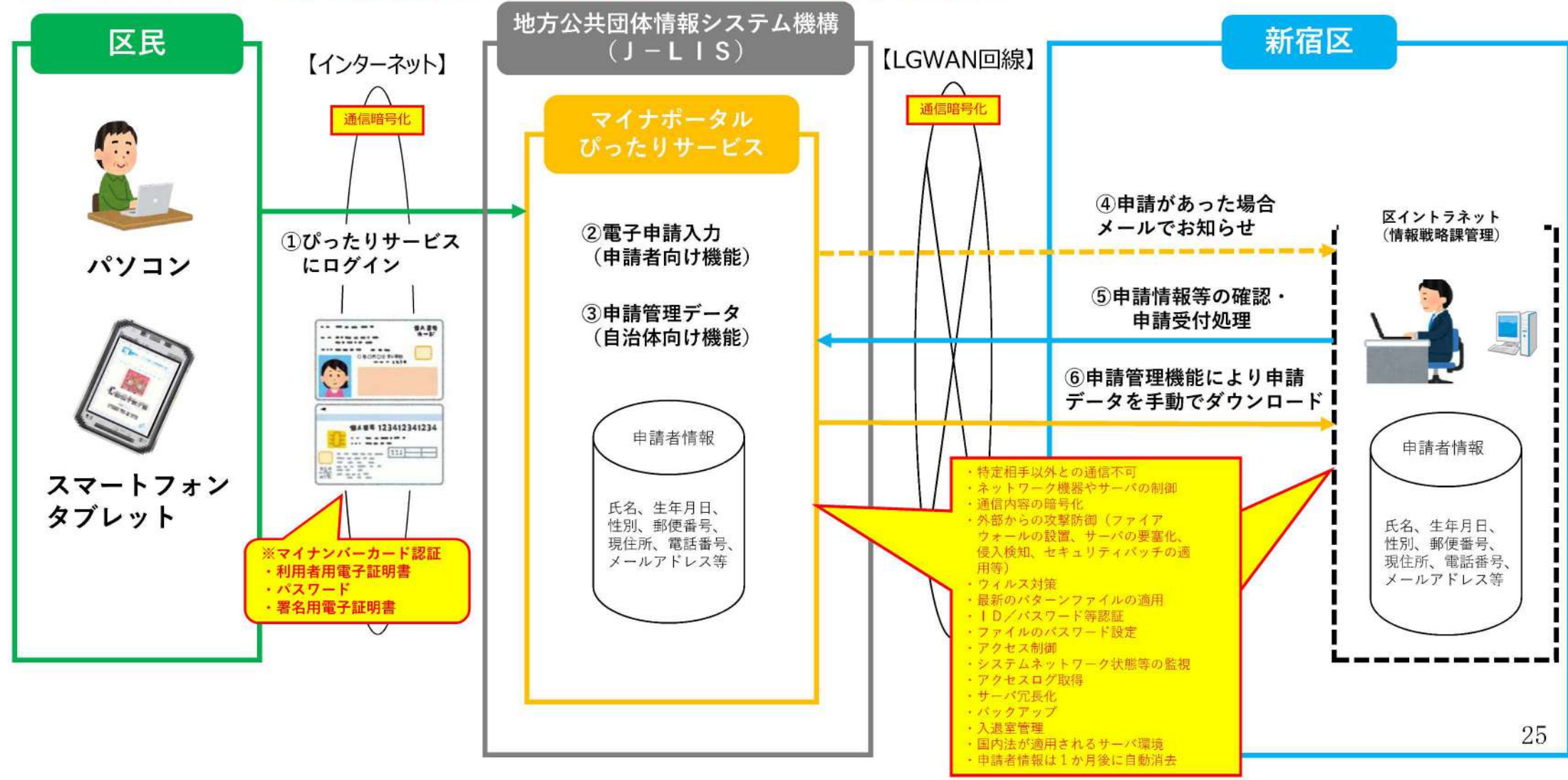
事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	介護保険課
区分	外部結合
目的	介護保険資格取得・異動・喪失の届出等に関する事務においてオンライン化を推進し、区民の利便性向上を図るため。
対象者	マイナポータルびったり電子申請サービスを利用して、介護保険資格取得・異動・喪失の届出等に関する事務の申請を行う者。
事業内容	<p>1 概要</p> <p>国は令和2年12月に策定した「デジタル・ガバメント実行計画」において、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続の内、特に国民の利便性向上に資するオンライン化対象手続については、原則マイナポータルの基盤を活用することとされた。</p> <p>そのため、区では、対象手続等において、マイナポータルびったり電子申請サービスを活用し、電子申請手続きの検索から申請まで一貫したサービスを提供することで、区民サービスの向上、行政事務の効率化等を推進している。（令和3年度第9回、令和4年度第7回情報公開・個人情報保護審議会承認済み）</p> <p>「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、オンライン化する方針が決定している約12,000種類の手続について、令和7年末までにオンライン化することとされており、介護保険資格取得・異動・喪失の届出等に関する事務が情報連携の対象事務に追加された。</p> <p>そのため、区では、介護保険資格取得・異動・喪失の届出等に関する事務においても、マイナポータルびったり電子申請サービスを活用し、さらなる区民サービスの向上、行政事務の効率化等を推進する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>既に外部結合を行っている「総合行政ネットワークシステム（LGWAN）を介した地方公共団体情報システム機構（J-LIS）」において、手続の追加を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>介護保険（令和7年12月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者数・・・・・・・・・・・・・・・・67,889人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

マイナポータルびったり電子申請サービスを利用した電子申請に係る個人情報の流れ

【介護保険資格取得・異動・喪失の届出等事務申請手続】

※本電子申請サービスの利用に係る地方公共団体情報システム機構との外部結合については、令和4年度第7回情報公開・個人情報審議会承認済。

新たに、介護保険資格取得・異動・喪失の届出等事務申請手続を追加する。（追加項目は資料57-2のとおり）



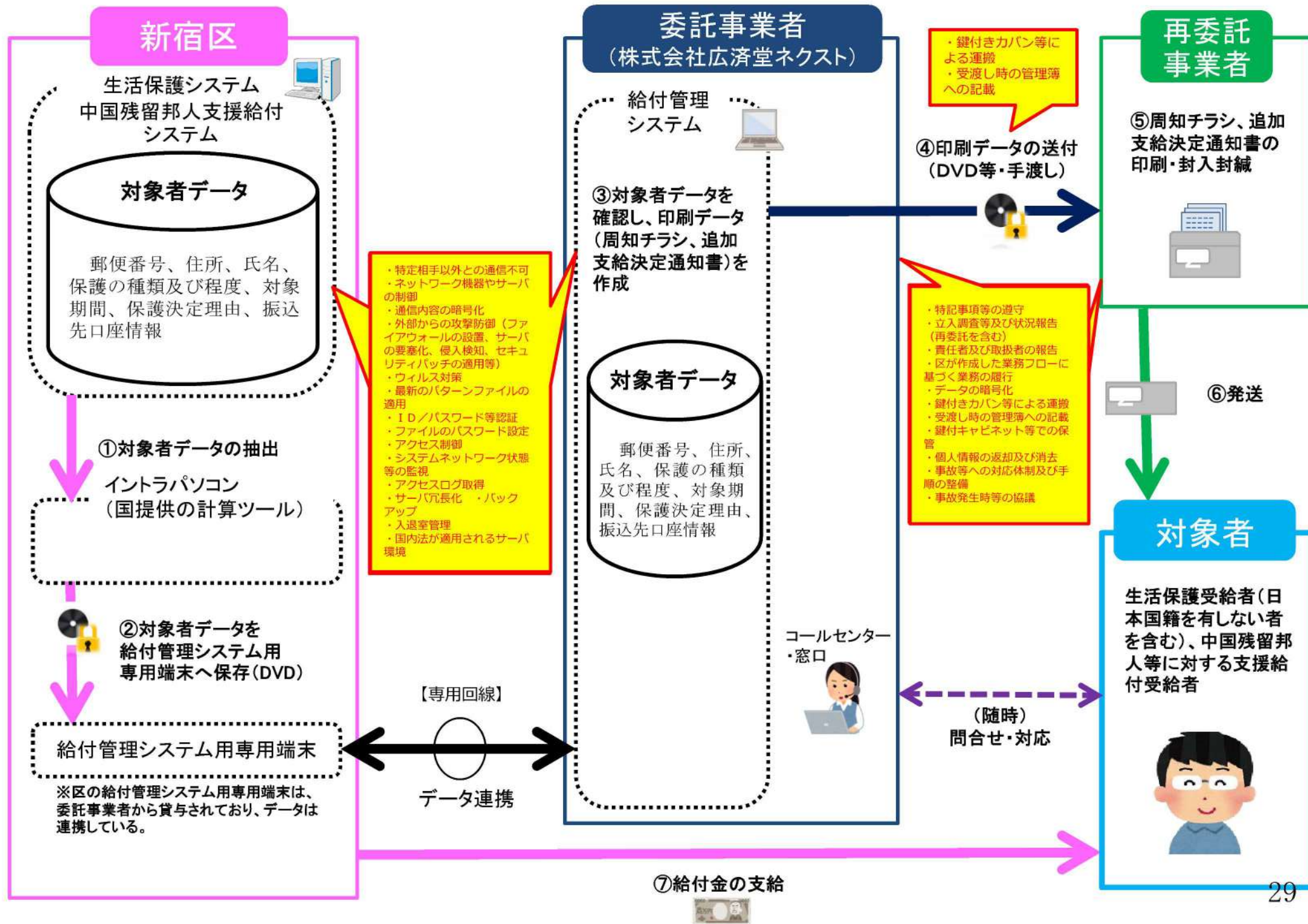
No	事務事業	担当課	利用する情報の項目
1	介護保険資格取得・異動・喪失の届出	介護保険課	届出年月日、届出人氏名、届出人と本人の関係、届出人住所、届出人電話番号、変更年月日、資格異動年月日、資格異動事由、届出事由、新住所、電話番号、旧住所、本年1月1日の住所、世帯員氏名、世帯員氏名(フリガナ)、世帯員生年月日、世帯員続柄、世帯員被保険者番号、世帯員個人番号
2	介護保険住所地特例適用・異動・喪失の届出	介護保険課	申請理由、届出年月日、届出人氏名、届出人と本人の関係、届出人住所、届出人電話番号、被保険者番号、被保険者の個人番号、被保険者氏名、フリガナ、被保険者の生年月日、世帯主との続柄、世帯主の個人番号、世帯主の氏名、世帯主の生年月日、従前の住所、従前の電話番号、異動前の施設の名称、退所(居)年月日、異動後の住所、異動後の電話番号、異動後の施設の名称、施設の入所(居)年月日
3	被保険者証の交付申請	介護保険課	申請年月日、申請者氏名、申請者と本人の関係、申請者住所、申請者電話番号、被保険者個人番号、被保険者氏名(漢字)、被保険者氏名(フリガナ)、被保険者の生年月日、被保険者住所、被保険者電話番号、医療保険者名、医療保険被保険者記号番号
4	介護保険サービスの種類の指定の変更の申請	介護保険課	申請年月日、介護保険被保険者番号、個人番号、医療保険保険者名、医療保険保険者番号、医療保険被保険者記号・番号・枝番、被保険者氏名(漢字)、被保険者氏名(フリガナ)、被保険者の生年月日・性別・住所、現に受けている要介護要支援認定とその有効期間、新たに受けようとするサービスの種類又は現に受けているサービスの種類記載の消除を求める旨、種類指定変更理由、主治医の氏名・医療機関名・所在地、特定疾病名
5	支払い方法変更及び支払い一時差止等措置に係る終了申請	介護保険課	介護保険保険者番号、介護保険被保険者番号、被保険者氏名(漢字)、被保険者氏名(フリガナ)、被保険者生年月日、被保険者住所、被保険者電話番号、申請理由、申請年月日、申請者住所、申請者氏名、申請者電話番号

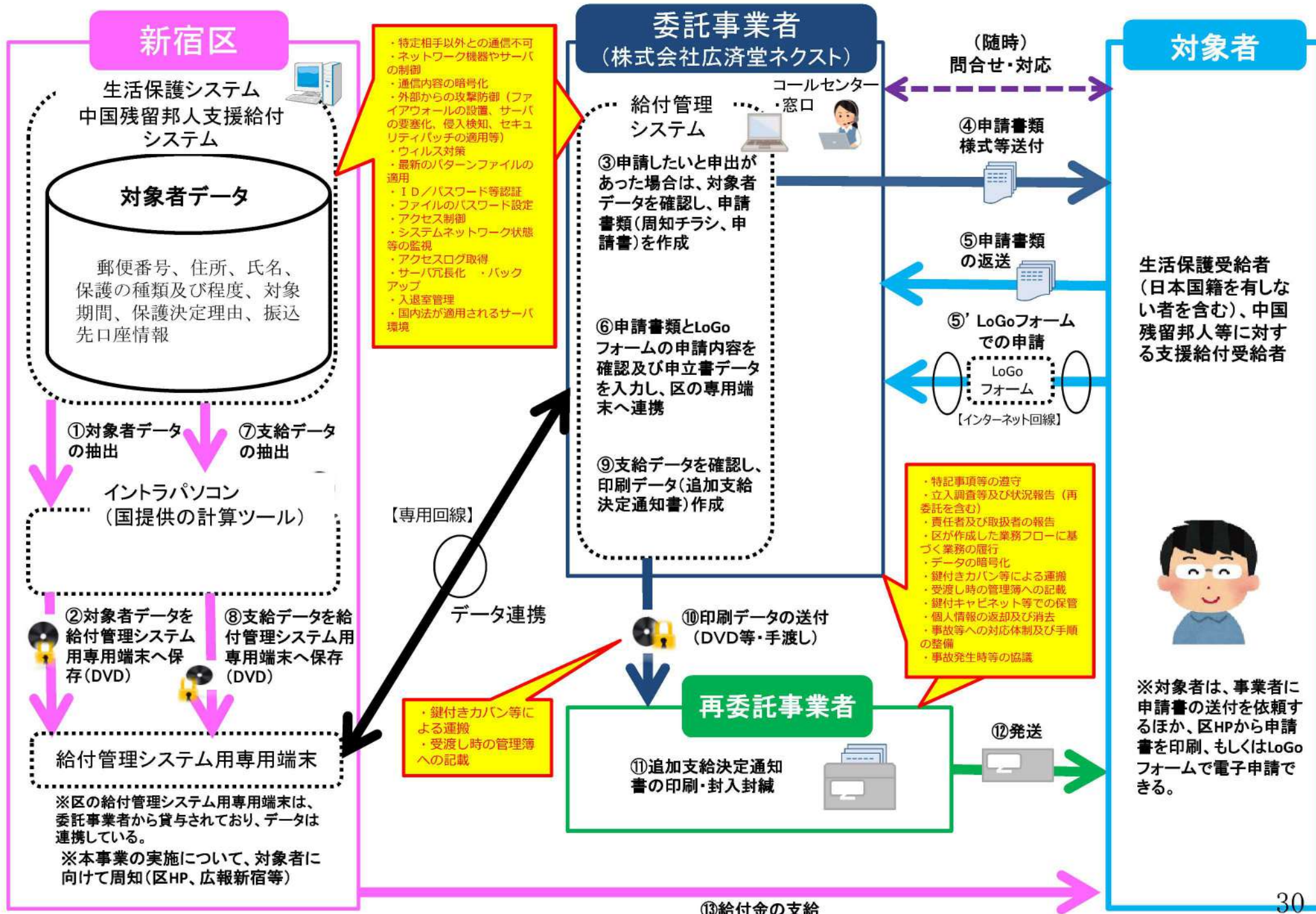
平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応に係る保護費等の追加給付事務に係るシステムの構築等について (No.9)

事業名	平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応に係る保護費等の追加給付
担当課	生活福祉課、保護担当課
区分	電算処理、業務委託
目的	生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟にかかる令和 7 年 6 月 27 日最高裁判決において、自治体による保護変更決定処分を取り消したことを踏まえ、平成 25 年 8 月以降、区で生活保護費、中国残留邦人等に対する支援給付を受給していた者に対し保護費等の追加給付を行うことを目的とする。
対象者	生活保護受給者（日本国籍を有しない者を含む）、中国残留邦人等に対する支援給付受給者及び平成 25 年 8 月以降に生活保護、中国残留邦人等に対する支援給付（以下「生活保護等」という。）を受給したが現在は廃止となっている者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>令和 7 年 6 月の生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟にかかる最高裁判決を踏まえた対応として、平成 25 年 8 月以降に生活保護等を受給していた者に対し保護費等を追加給付することとなった。</p> <p>国が令和 8 年 3 月に相談センターを開設することを受け、区にも対象者からの相談や問い合わせ対応を行うコールセンターを設置し、事業者へ委託する。</p> <p>また、生活保護等を受給中の世帯への追加給付（令和 8 年 8 月）、生活保護等が廃止となっている世帯への追加給付（令和 8 年 9 月以降）を行うにあたり、給付管理システムの構築、コールセンター立ち上げの周知文、申請書類、追加給付決定通知書の印字、封入封緘、発送及び申請書類の受理、審査業務、データ入力業務を専門的な知識等を有し、豊富なノウハウを備えた事業者へ委託する。</p> <p>2 給付方法</p> <p>(1) 現在、区で生活保護等を受給中の世帯（プッシュ型）</p> <p>生活保護システムに記録されている平成 25 年生活扶助基準改定当時の情報を基に、国の計算ツールにより、新たな基準額に基づく最低生活費を算定し、職権により保護費等の追加給付決定を行う。その後、追加給付額が記載された保護追加給付決定通知書を対象者に送付するとともに、保護費等の振込口座に追加給付額を振り込む。</p> <p>(2) 生活保護等を受給していたが現在は廃止となっている世帯（申請型）</p> <p>世帯主から、当時の世帯主氏名・住所、世帯員氏名・生年月日、各世帯員ごとの受給期間、障害者加算等の算定有無、振込先口座等について申請書類（申出書と挙証資料を想定）を受理する。次に、申請書類記載の内容を踏まえ、当時の生活保護等の受給の有無について、生活保護システム内にあるデータに基づき確認する。追加給付対象となる場合は、国の計算ツールにより新たな基準額に基づく最低生活費を算定し、保護</p>

	<p>費等の追加給付決定を行う。その後、追加給付額が記載された保護追加給付決定通知書を対象者に送付するとともに、申請書類に記載の預貯金口座に追加給付額を振り込む。</p> <p>3 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>①支給対象者データの作成を行う。</p> <p>②給付状況を一元管理するための給付管理システムの構築を行う。</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>①コールセンターにおける対象者からの相談や問い合わせ対応業務</p> <p>②周知文、申請書類、追加給付決定通知書の印字、封入封緘、発送業務</p> <p>③申請書類または電子（LoGo フォーム）で申請のあったデータの審査業務</p> <p>④区から提供する追加給付決定データ及び支給対象者からの申請状況にかかるデータの給付管理システムに対する入力業務</p> <p>(3) 再委託</p> <p>周知文、申請書類、追加給付決定通知書の印字、封入封緘、発送業務</p> <p>3 対象者数</p> <p>約 8, 500 世帯（生活保護等受給世帯）</p> <p>約 7, 500 世帯（平成 25 年 8 月以降に生活保護等を受給し、その後廃止した世帯）</p>
<p>個人情報の流れ及び情報保護対策</p>	<p>別紙のとおり</p>

【保護費追加給付事務委託の個人情報の流れ（保護受給世帯）（プッシュ型）】





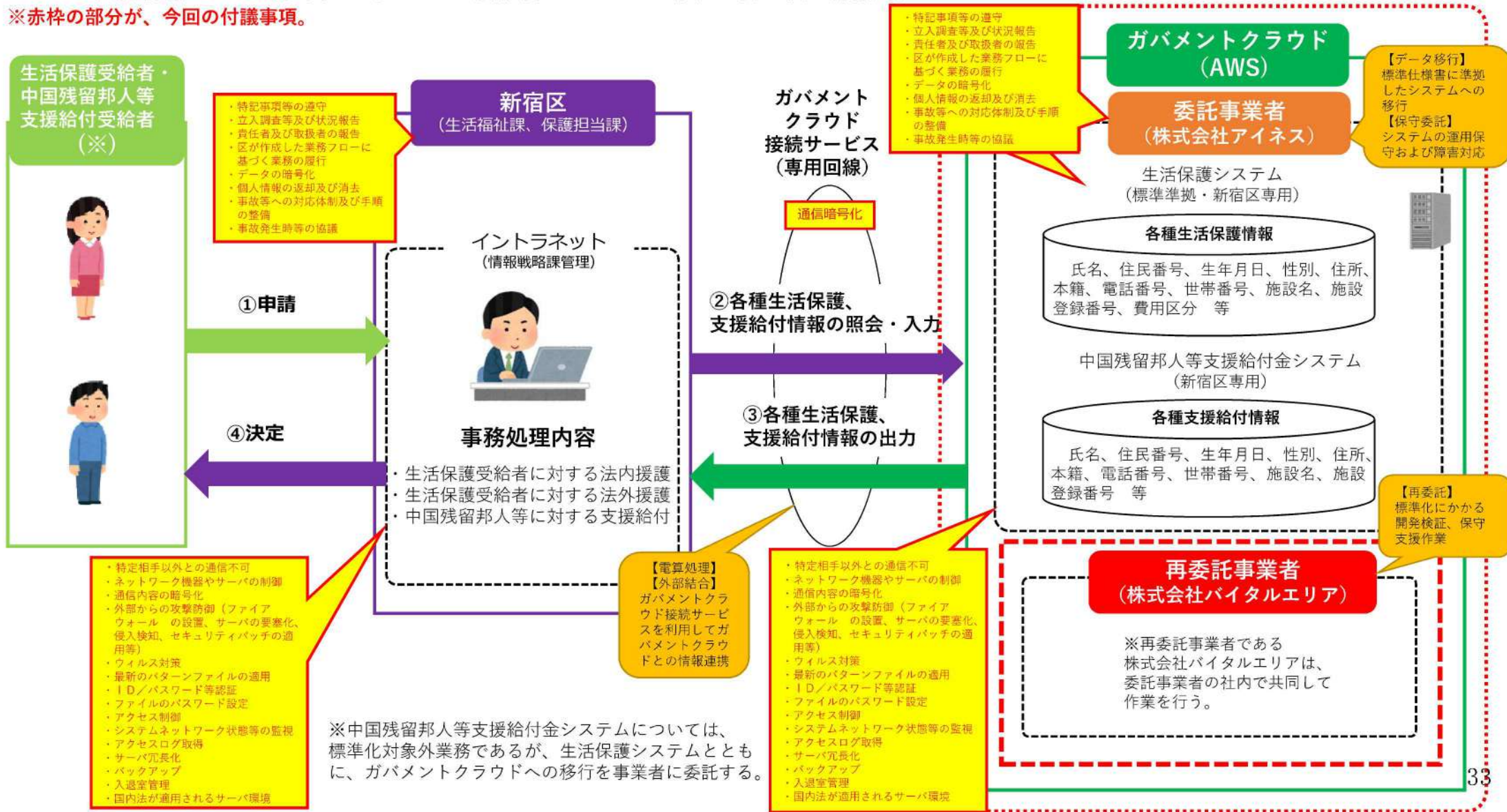
地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムへの移行等について（委託内容の変更）(No.10)

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムへの移行
担当課	生活福祉課、保護担当課
区分	電算処理、外部結合、業務委託
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)(以下、「標準化法」という。)に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	生活保護受給者(日本国籍を有しない者を含む)、中国残留邦人等に対する支援給付受給者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>生活保護システムについては、標準化基準(標準仕様書)に適合した情報システム(以下「標準準拠システム」という。)の利用を義務付ける、「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年9月の国標準準拠システムへの移行を予定していた(令和5年度第10回新宿区個人情報保護管理運営会議了承済み)。</p> <p>その後、社会情勢の急激な変化を踏まえた大規模な法改正が行われたことにより、現行システムと国標準準拠システムの双方に対応する必要性が生じた。その結果、開発リソースの分散及びIT人材の需要の高まりを受け、委託事業者のみで国標準準拠システムへの移行に対応することが困難となったため、標準化移行作業における開発検証及び保守支援作業を円滑に実施できるよう、専門的な知識を有する事業者に委託業務の一部を再委託する。</p> <p>また、国標準準拠システムへの移行時期については、令和8年7月に延期する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>「標準化法」に基づき生活保護受給世帯に対する法内援護を処理するシステムを「生活保護システム標準仕様書」に準拠したシステムへ移行する。また、生活保護システムと密接に関連する中国残留邦人等支援給付金システムについてもガバメントクラウドへ移行するにあたり、機能改修を行う。</p> <p>(2) 外部結合</p> <p>生活保護システム標準化にあたり、デジタル庁が提供するガバメントクラウド上にて事業者が構築する標準準拠システムを運用し、ガバメントクラウドとの結合を行う。併せて、中国残留邦人等支援給付金システムについてもガバメントクラウドとの結合を行う。</p> <p>(3) 業務委託</p> <p>①生活保護システム標準化にあたり、前項(1)電算処理および(2)外部結合に係るシステムへの移行業務を委託する。</p> <p>②前項①において移行した生活保護システムについて、運用保守業</p>

	<p>務を委託する。</p> <p>(4) 再委託 必要な人材を確保できるよう、体制を整備する必要があり、開発検証及び保守支援作業について、一部再委託を行う。</p> <p>3 対象者 生活保護受給世帯数（令和7年11月時点） ・受給世帯数・・・・・・・・ 8,241 世帯 ・受給人員・・・・・・・・ 9,110 人 中国残留邦人等支援給付金受給世帯数（令和7年11月時点） ・受給世帯数・・・・・・・・ 20 世帯 ・受給人員・・・・・・・・ 28 人</p>
<p>個人情報の 流れ及び情 報保護対策</p>	<p>別紙のとおり</p>

地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムへの移行に係る個人情報の流れ

※赤枠の部分が、今回の付議事項。



- ・特記事項等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・責任者及び取扱者の報告
- ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・データの暗号化
- ・個人情報の返却及び消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

- ・特記事項等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・責任者及び取扱者の報告
- ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・データの暗号化
- ・個人情報の返却及び消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御 (ファイアウォール) の設置、サーバの要変化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等)
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化
- ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

- 【電算処理】
- 【外部結合】
- ガバメントクラウド接続サービスを利用してガバメントクラウドとの情報連携

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御 (ファイアウォール) の設置、サーバの要変化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等)
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化
- ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

生活保護システム管理項目

氏名、住民番号、生年月日、性別、住所、本籍、電話番号、世帯番号、施設名、施設登録番号、費用区分、施設入(退)所日、在籍入(退)院日、加算認定・取消月、生活保護費、収入認定額、委託(施設)事務費、生活歴(生育歴、職歴、病歴、居住歴、現在の生活状況、資産状況、居住喪失に至った要因やその背景、居宅生活を営む上で必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション)に関する本人の能力や本人の抱える課題、住民票や戸籍の状況、負債の有無、家族の有無やその関係、生活用品や携帯電話の有無、居宅の確保や日常生活を営むことができるか検討する上で参考となる事項)、資格情報、医療券情報、調剤券情報、個人番号、面接相談世帯情報、面接相談個人情報、申請世帯情報、申請個人情報、検診情報、調査依頼情報、戸籍調査情報、扶養義務者情報、扶養義務者調査情報、決定世帯情報、保有資産情報、決定個人情報、決定一時情報、進学準備給付金情報、就労自立給付金情報、訪問予定実績情報、課税調査情報、就労・自立支援_対象者情報、就労・自立支援_判定情報、就労・自立支援_支援内容情報、就労・自立支援_結果、就労・自立支援_求職活動情報、査察指導情報、援助方針情報、ケース診断会議情報、ケース記録情報、備忘録情報、医療基本情報、意見書情報、医療継続情報、治療材料券継続情報、治療材料券情報、施術券継続情報、施術券情報、病状調査情報、長期入院患者情報、診療報酬明細情報、介護基本情報、介護継続情報、介護券情報、本人支払額情報、福祉用具等給付情報、請求情報、支給情報、戻入管理情報、債務者情報、折衝記録、債権内容情報、納付計画情報、調定情報、収納情報、督促情報、催告情報、決裁情報、口座情報、他法活用情報、法資格情報、医療機関情報、関係機関情報、福祉事務所情報、民生委員情報、担当員情報、学校基準額情報、学校情報、業者情報、施設情報、公営住宅情報、金融機関情報、金融機関店舗情報、介護事業者情報、介護事業者サービス情報、支援措置対象者情報、住登外者宛名基本情報、被保護者情報

中国残留邦人等支援給付金システム管理項目

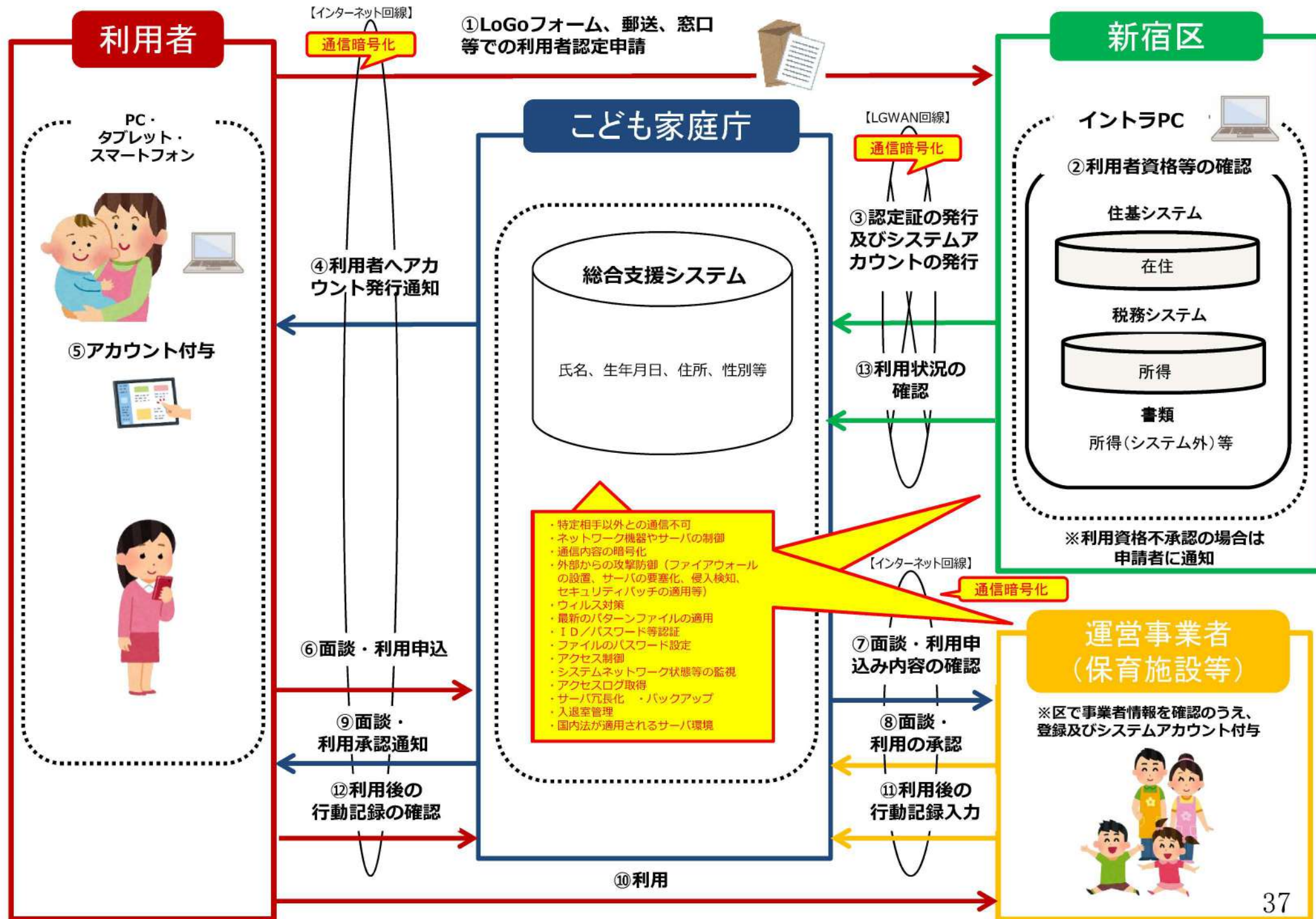
氏名、住民番号、生年月日、性別、住所、本籍、電話番号、世帯番号、施設名、施設登録番号、費用区分、施設入(退)所日、在籍入(退)院日、加算認定・取消月、支援給付費、収入認定額、委託(施設)事務費、生活歴(生育歴、職歴、病歴、居住歴、現在の生活状況、資産状況、居住喪失に至った要因やその背景、居宅生活を営む上で必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション)に関する本人の能力や本人の抱える課題、住民票や戸籍の状況、負債の有無、家族の有無やその関係、生活用品や携帯電話の有無、居宅の確保や日常生活を営むことができるか検討する上で参考となる事項)、面接相談世帯情報、面接相談個人情報、申請世帯情報、申請個人情報、検診情報、調査依頼情報、戸籍調査情報、扶養義務者情報、扶養義務者調査情報、決定世帯情報、

保有資産情報、決定個人情報、決定一時情報、訪問予定実績情報、課税調査情報、就労・自立支援_対象者情報、就労・自立支援_判定情報、就労・自立支援_支援内容情報、就労・自立支援_結果、就労・自立支援_求職活動情報、査察指導情報、援助方針情報、ケース診断会議情報、ケース記録情報、備忘録情報、医療基本情報、意見書情報、医療継続情報、治療材料券継続情報、治療材料券情報、施術券継続情報、施術券情報、病状調査情報、長期入院患者情報、診療報酬明細情報、介護基本情報、介護継続情報、介護券情報、本人支払額情報、福祉用具等給付情報、請求情報、支給情報、戻入管理情報、債務者情報、折衝記録、債権内容情報、納付計画情報、調定情報、収納情報、督促情報、催告情報、決裁情報、口座情報、他法活用情報、法資格情報、医療機関情報、関係機関情報、福祉事務所情報、民生委員情報、担当員情報、業者情報、施設情報、公営住宅情報、金融機関情報、金融機関店舗情報、介護事業者情報、介護事業者サービス情報、支援措置対象者情報、住登外者宛名基本情報、被支援者情報

乳児等通園支援事業に係る総合支援システムへの結合について (No.1 1)

事業名	新宿区乳児等通園支援事業
担当課	子ども家庭課、保育課、保育指導課、学校運営課
区分	外部結合
目的	利用者が、区や事業所に来庁することなく申請手続きを可能とすることや、オンラインを利用し事業所検索ができること等により、区民の利便性向上を図る。
対象者	保育園等に通っていない、生後6か月から年度末年齢満3歳までの子ども
事業内容	<p>1 概要</p> <p>子ども・子育て支援法の改正により、児童福祉法において、乳児等通園支援事業が市区町村による認可事業として位置づけることになった。</p> <p>乳児等通園支援事業（国）では、居住区において利用者認定された、保育園等に通っていない生後6か月から満3歳までの子どもが、月10時間を上限とし、実施事業所に通園することで、こどもの育ちに資すること等を目的としている。</p> <p>この度、新宿区では、東京都の上乗せ事業（「多様な他者との関わりの機会の創出事業」）を活用し、対象年齢を年度末年齢満3歳、上限時間を160時間まで拡充し、令和8年4月から事業を実施する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>こども家庭庁が構築する総合支援システムと、区のイントラネット端末の外部結合を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>利用者 約200名</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

【新宿区乳児等通園支援事業の個人情報の流れ】

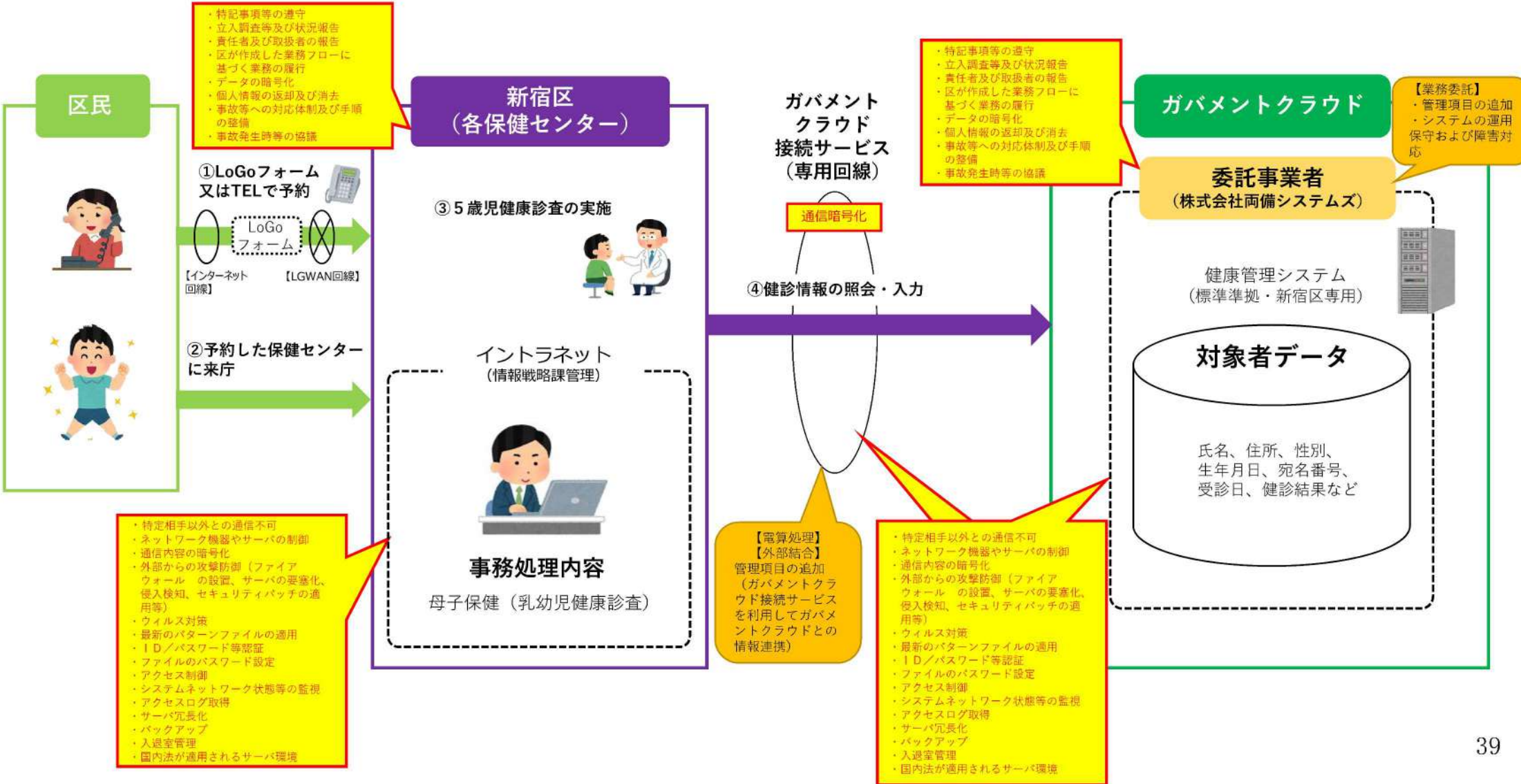


5歳児健康診査の実施に伴う健康管理システムの改修等について（No.12）

事業名	乳幼児健康診査（5歳児健康診査）
担当課	健康づくり課、牛込保健センター、四谷保健センター、東新宿保健センター、落合保健センター
区分	電算処理、外部結合、業務委託
目的	言語の理解能力や社会性が育つ5歳児の時期に健康診査を行うことで、子どもの行動などの特性に気づく機会を提供するとともに、庁内連携を強化し、健診当日から様々な専門相談に応じることで適切な支援に繋げることを目的とする。
対象者	実施年度に満5歳になる幼児のうち希望する者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>子どもの発達については個々の特性を早期に把握し、当該幼児とその保護者に対して保健や福祉など様々な分野が連携して支援を行い、安心して就学することができる環境を整える必要があり、令和6年7月以降、標準化に対応したガバメントクラウド上に健康管理システムを構築している（令和5年度第9回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済み）。</p> <p>国では、令和5年度以降、乳幼児健康診査（5歳児健康診査）が「母子保健衛生費」の一事業として位置づけられたため、東京都においても、令和7年度に健診後のフォローアップや人材の配置支援を目的とした「5歳児健診区市町村支援事業費」という補助金が新設された。</p> <p>区では上記補助金を活用した支援体制の強化を図るため、5歳児健診についても既存の健康管理システム（対物系）の対象者情報を一元管理し、庁内での連携を迅速かつ正確に実施する必要があることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用した運用を行う。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>（1）電算処理</p> <p>健康管理システムに5歳児健康診査の管理機能（標準化項目）を実装する。</p> <p>（2）外部結合</p> <p>健康管理システム（対物系）標準化にあたり、デジタル庁が提供するガバメントクラウド上に事業者が構築する標準準拠システムを運用し、ガバメントクラウドとの結合を行う。</p> <p>（3）業務委託</p> <p>健康管理システムの改修及び運用保守業務を委託する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約900人（25人×4保健センター×9か月） ※令和8年7月より事業開始予定</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

【5歳児健康診査における個人情報の流れ】

※令和5年度第9回管理運営会議で承認された母子保健（乳幼児健康診査）の項目に、5歳児健康診査の情報を追加する。



(新)健康管理システムの記録項目

【1】基本情報

(1) 住民情報

市区町村コード、宛名番号、個人履歴番号、世帯番号、住民種別、住民状態、個人番号、異動年月日、異動届出日、異動事由、氏名、旧氏、通称、氏名優先区分、性別、生年月日、続柄、住所、方書、郵便番号、住民となった日、転入前住所、消除の届出日、消除の異動年月日、転入通知年月日、転出先住所(予定)、転出先住所(確定)、国籍、在留資格

(2) 支援措置対象者情報

支援措置区分、履歴番号、支援措置期間

(3)-1 課税情報(共通)

課税年度、未申告区分、他団体課税対象者区分、他団体課税対象者の市区町村コード、課税情報履歴番号、課税非課税区分

(3)-2 課税情報(障害者福祉)

課税年度、未申告区分、他団体課税対象者区分、他団体課税対象者の市区町村コード、課税非課税区分、徴収区分、異動事由、異動日、更生日、控除対象配偶者区分、扶養控除対象区分、本人該当区分、扶養人数、所得金額、控除額、収入額、市町村民税所得割額、市町村民税均等割額、都道府県民税均等割額、森林環境税額

(4) 国保情報

被保険者履歴番号、市区町村保険者番号、保険者名称、記号番号、枝番、資格区分、資格取得年月日、資格取得事由、資格喪失年月日、資格喪失事由、適用開始年月日、適用終了年月日、証区分、有効期限、マル学マル遠区分

(5) 後期高齢者医療

被保険者番号、個人区分、被保険者資格取得事由、被保険者資格取得年月日、被保険者資格喪失事由、被保険者資格喪失年月日、保険者番号適用開始年月日、保険者番号適用終了年月日

(6) 生活保護

申請履歴番号、停止年月日、停止解除年月日、単併給区分、扶助フラグ(生活、住宅、教育、医療、出産、生業、葬祭)、生活保護開始年月日、廃止年月日

(7) 介護保険

介護保険者番号、被保険者番号、資格履歴番号、被保険者区分コード、資格取得日、資格喪失日、要介護認定状況、要介護状態区分、要介護認定日、要介護認定有効期間開始日、要介護認定有効期間終了日、公費受給者番号

(8) 障害者福祉

履歴番号、返還日、資格状態、初回交付日、手帳番号、統計部位、障害名、障害種別、総合等級

【2】健康管理業務情報

(1) 業務共通

住登外者情報、医療機関情報、会場情報、事業従事者情報、地区管理、事業予定、個人連絡先、送付先情報、健(検)診予約希望者管理、帳票発送履歴情報、帳票発行対象外者情報、メモ情報、フォロー情報、実施報告書(日報)情報、伝言情報、メモ情報(世帯)、電子ファイル情報、希望調査結果

(2) 成人保健

希望調査結果情報、胃がん一次検診情報、肺がん一次検診情報、子宮頸がん一次検診情報、骨粗鬆症一次検診情報、歯周疾患一次検診情報、大腸がん一次検診情報、乳がん一次検診情報、肝炎ウイルス一次検診情報、成人保健_独自施策情報(一次)情報、胃がん精密検査情報、肺がん精密検査情報、子宮頸がん精密検査情報、骨粗鬆症精密検査情報、歯周疾患検診精密検査情報、大腸がん精密検査情報、乳がん精密検査情報、肝炎ウイルス精密検査情報、成人保健_独自施策情報(精検)情報、成人保健_訪問申込情報、成人保健_訪問結果情報、成人保健_個別指導申込情報、成人保健_個別指導結果情報、成人保健_集団指導申込情報、成人保健_集団指導結果情報

(3) 成人保健(密接関連業務)

健康診査情報、保健指導等情報

(4) 母子保健

妊娠届出情報、妊娠届出アンケート情報、母子健康手帳交付情報、出産の状態に係る情報、妊婦健診結果情報、妊婦健診費用助成情報、妊産婦歯科健診結果情報、妊産婦歯科精健結果情報、妊婦精健結果情報、産婦健診結果情報、産婦健診費用助成情報、産婦精密健診結果情報、産後ケア事業情報、母子保健_独自施策情報(母)、出生時状況情報、新生児聴覚検査結果情報、新生児聴覚スクリーニング検査費用助成情報、乳幼児健診対象者情報、3~4か月児健診結果情報、3~4か月児健診アンケート情報、1歳6か月児健診結果情報、1歳6か月児健診アンケート情報、1歳6か月児歯科健診結果情報、3歳児健診結果情報、3歳児健診アンケート情報、3歳児歯科健診結果情報、**5歳児健診結果情報、5歳児健診アンケート情報**、健診受診履歴情報、精密健診の依頼情報、乳幼児精密健診結果情報、未受診者勧奨情報、母子保健_独自施策情報(子)、母子保健_訪問申込情報、母子保健_訪問結果情報、母子保健_個別指導申込情報、母子保健_個別指導結果情報、母子保健_集団指導申込情報、母子保健_集団指導結果情報、養育医療申請情報、養育医療実績情報

(5) 予防接種

接種種類、接種回数、予診票発行情報、他市区町村依頼情報、各種予防接種実績、風疹抗体検査実績、健康被害救済制度情報、罹患情報

(6) 医療費公費

精神障害者保健福祉手帳情報、精神通院医療情報、精神通院医療診療内容情報、難病申請情報、小児慢性申請情報

(7) 結核管理

患者基本情報、診査会情報、菌検査情報、勧告管理情報、接触者基本情報、接触者健診情報

(8) 保健師活動

保健相談記録(西暦年度、センター区分、相談保健師名、相談年月日、相談種別、保健相談内容)

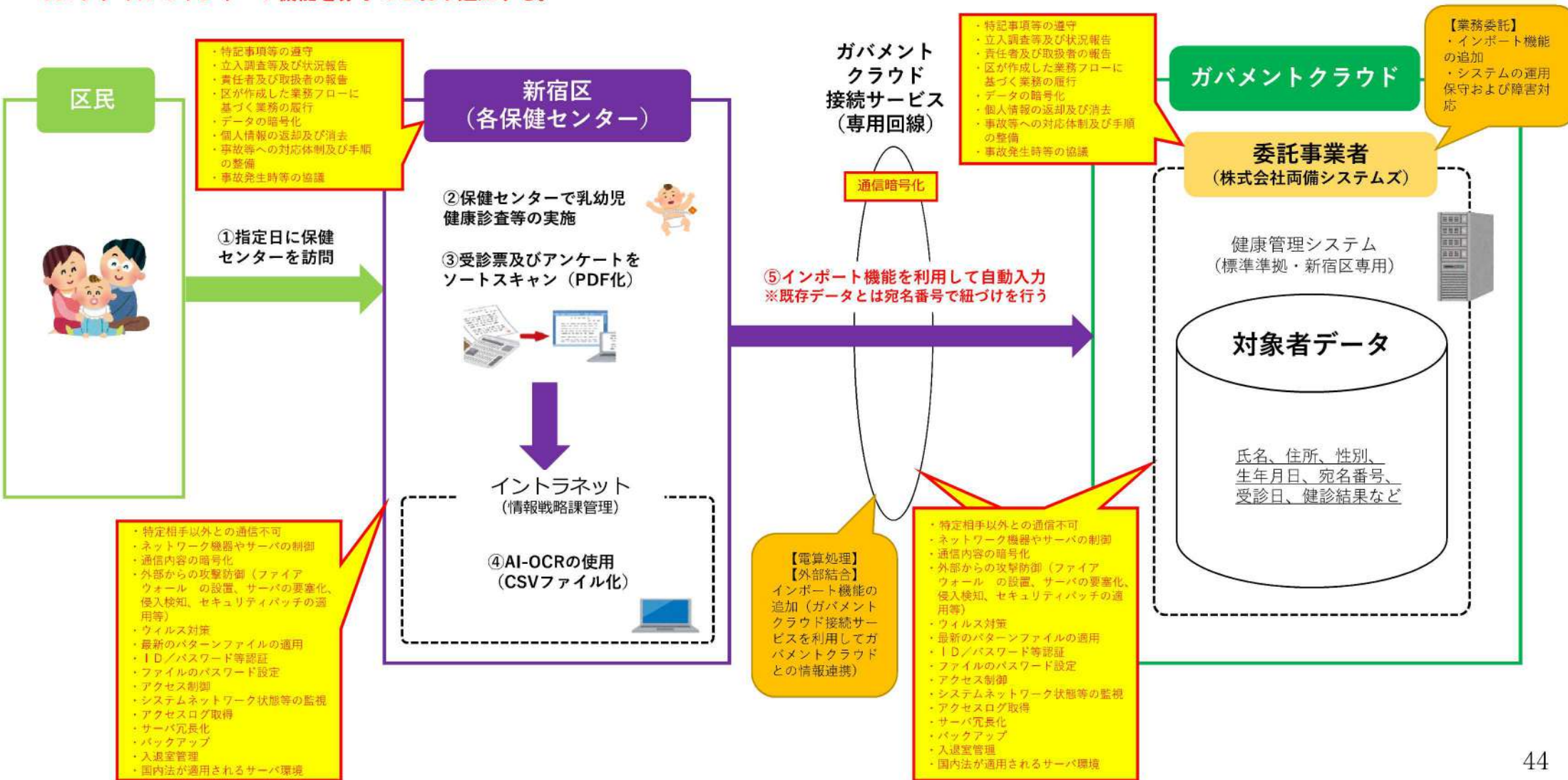
乳幼児健康診査等の結果入力に係る健康管理システムの改修等について (No.13)

事業名	乳幼児健康診査等（3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、1歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査、3歳児歯科健康診査）
担当課	健康づくり課、牛込保健センター、四谷保健センター、東新宿保健センター、落合保健センター
区分	電算処理、外部結合、業務委託
目的	母子保健法に基づく乳幼児健康診査等を実施することで、区民の保健衛生・福祉の向上を目的とする。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 3～4か月児健康診査 3か月から6か月未満の乳児 ② 1歳6か月児健康診査、1歳6か月児歯科健康診査 満1歳6か月から2歳未満の幼児 ③ 3歳児健康診査、3歳児歯科健康診査 満3歳から4歳未満の幼児
事業内容	<p>1 概要</p> <p>乳幼児健診で使用する紙帳票については、職員が保健情報システムに受診結果情報を手入力していたが、令和5年度からはAI-OCRを活用した業務改善を実施している。しかしながら、AI-OCRでデータ化（CSVファイル）することができる一方、以前の保健情報システムにはデータの取り込み機能が実装されていなかったため、RPAを用いて保健情報システムに入力していた。</p> <p>令和7年1月に導入した標準化後の健康管理システム（令和5年度第9回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済み）では、インポート機能が標準オプション機能として実装されているため、以下のCSVファイルを健康管理システムに取り込むための機能を新たに追加する。</p> <p>※5健診10帳票（3～4か月児健診受診票、3～4か月児健診アンケート、1歳6か月児健診受診票、1歳6か月児健診アンケート、1歳6か月児歯科健診受診票、1歳6か月児歯科健診アンケート、3歳児健診受診票、3歳児健診アンケート、3歳児歯科健診受診票、3歳児歯科健診アンケート）</p> <p>※保健情報システムは、標準化後に健康管理システムへ名称変更</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>標準化後の健康管理システムには標準オプション機能でインポート機能が実装されているため、帳票の内容をAI-OCRでデータ化し、インポート機能でシステムに取り込めるよう、健康管理システムの機能追加を行う。</p> <p>(2) 外部結合</p> <p>健康管理システム標準化にあたり、デジタル庁が提供するガバメントクラウド上に事業者が構築する標準準拠システムを運用し、ガバメントクラウドとの結合を行う。</p> <p>(3) 業務委託</p>

	<p>健康管理システムの改修及び運用保守業務を委託する。</p> <p>3 対象者数 各種健康診査約 2, 4 0 0 人 (5 0 人× 4 保健センター× 1 2 か月)</p>
個人情報の 流れ及び情 報保護対策	別紙のとおり

【乳幼児健康診査等における個人情報の流れ】

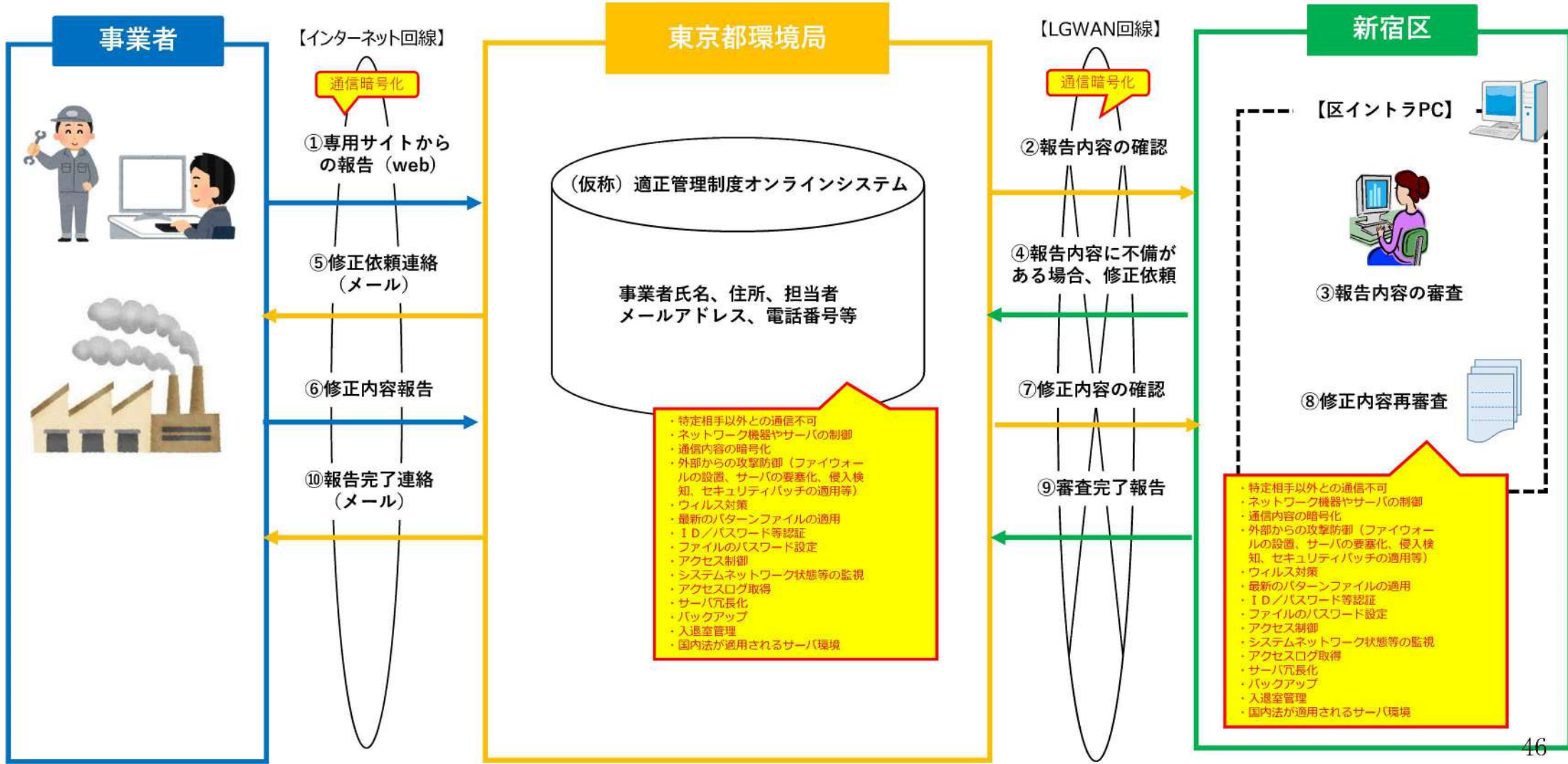
※令和5年度第9回管理運営会議で承認されたガバメントクラウドの健康管理システムに、CSVファイルのインポート機能を赤字のとおり追加する。



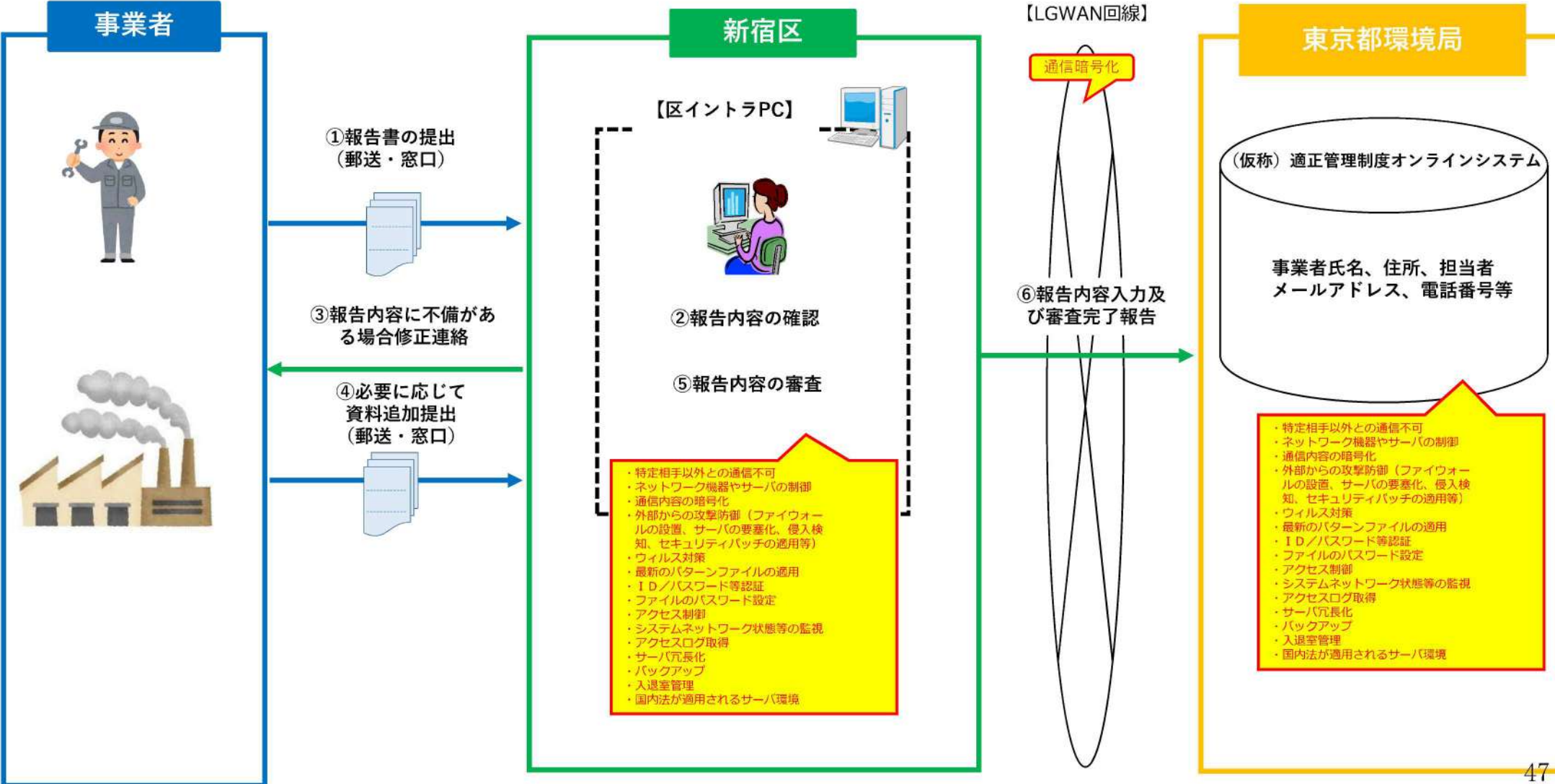
(仮称) 適正管理制度オンラインシステムとの外部結合について (No.14)

事業名	(仮称) 適正管理制度オンラインシステムとの外部結合について
担当課	環境対策課
区分	外部結合
目的	東京都環境局が導入を進める「(仮称) 適正管理制度オンラインシステム」との結合により、対象者による適正管理化学物質の使用量等の報告内容を確認する。
対象者	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、環境確保条例とする。）に基づく工場又は指定作業場の設置者のうち、適正管理化学物質取扱事業者である者（以下、事業者とする。）
事業内容	<p>1 概要</p> <p>環境確保条例第110条に基づく適正管理化学物質の使用量等の報告について、現在、区は、事業者から書面により報告を受け、報告内容を審査し、必要に応じて事業者に対して電話等により指導をしている。また、報告内容を取り纏めた結果を東京都指定様式のエクセルファイルに転記し、東京都へ報告している。</p> <p>このたび、東京都環境局によるシステム「(仮称) 適正管理制度オンラインシステム」を導入し、当該システムとの外部結合を行い、事業者及び区による東京都環境局への報告書の提出を行う。事業者がシステムに対応できない場合は、従来どおり紙での対応を行う。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>東京都環境局が導入する「(仮称) 適正管理制度オンラインシステム」と区のイントラネットシステムとの外部結合</p> <p>3 対象者数</p> <p>年間約50件</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

(仮称) 適正管理制度オンラインシステムに係る個人情報の流れ (オンライン申請)



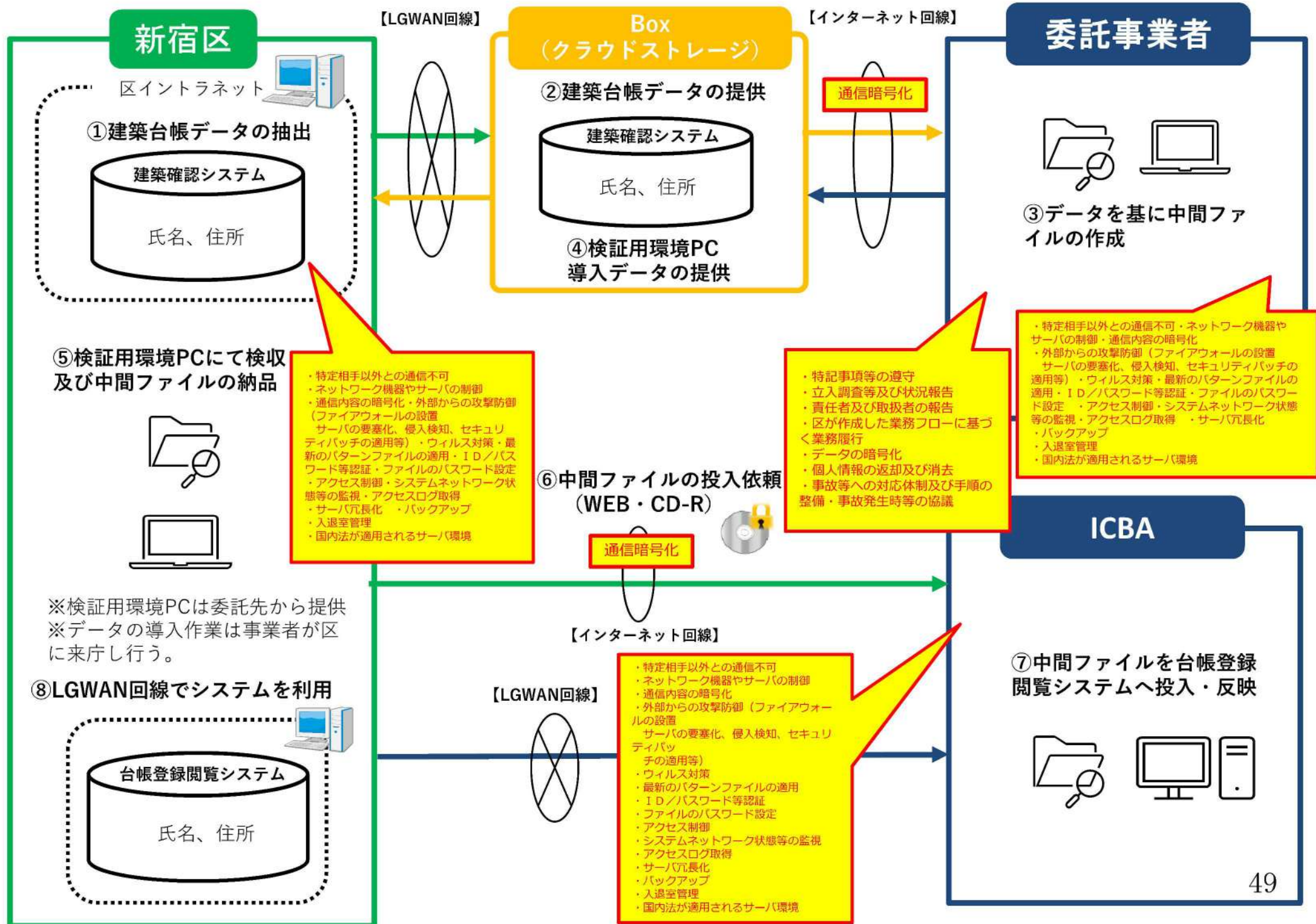
(仮称) 適正管理制度オンラインシステムに係る個人情報の流れ (紙申請)



中間ファイル作成及び台帳登録閲覧システムへのデータ移行業務に係る外部結合等について (No.15)

事業名	中間ファイル作成及び台帳登録閲覧システムへのデータ移行業務委託
担当課	建築指導課
区分	外部結合、業務委託
目的	現在保有している建築台帳データを、一般財団法人建築行政情報センター（以下、「ICBA」という。）が提供している建築行政共用データベースシステムの台帳登録閲覧システムへ（以下、「台帳登録閲覧システム」という。）移行するための中間ファイルの作成及び台帳登録閲覧システムに投入するために必要な業務を行う。
対象者	建築主・築造主
事業内容	<p>1 概要</p> <p>これまでは、アジア航測株式会社の開発した「建築確認支援システム」を利用していたが、OS (Windows10) 及びソフトウェア (Office2016) のサポートの終了に伴い、保守委託業者から保守サポート終了の通知があり、使い続けることが困難となったため、今後は ICBA の提供する台帳登録閲覧システムに変更することで、現在の業務を引き続き実施していく。</p> <p>台帳登録閲覧システムへの変更にあたっては、現在使用しているシステムのデータを基に、指定された仕様に合わせて整備した「中間ファイル」の作成と、本番環境で不具合が生じないか確認するための検証作業を行う必要があり、これらは専門的な知識が必要な業務である。また、作成した中間ファイルについては、情報セキュリティの観点から ICBA が専属的にデータの投入と一括修正を実施しているため、これらの業務について委託を行う。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 外部結合</p> <p>①LGWAN 回線を介して区のイントラ PC とクラウドストレージを結合し、建築台帳データの利用を行う。</p> <p>②LGWAN 回線を介して区のイントラ PC と台帳登録閲覧システムとの連携を行う。</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>中間ファイル作成及び、台帳登録閲覧システムへの中間ファイルの投入を委託する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約 120,000 件</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

中間ファイル作成及びデータ移行委託に係る個人情報の流れ



・特定相手以外との通信不可
・ネットワーク機器やサーバの制御
・通信内容の暗号化
・外部からの攻撃防御 (ファイアウォールの設置
サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等)
・ウイルス対策
・最新のパターンファイルの適用
・ID/パスワード等認証
・ファイルのパスワード設定
・アクセス制御
・システムネットワーク状態等の監視
・アクセスログ取得
・サーバ冗長化
・バックアップ
・入室管理
・国内法が適用されるサーバ環境

・特記事項等の遵守
・立入調査等及び状況報告
・責任者及び取扱者の報告
・区が作成した業務フローに基づく業務履行
・データの暗号化
・個人情報の返却及び消去
・事故等への対応体制及び手順の整備
・事故発生時等の協議

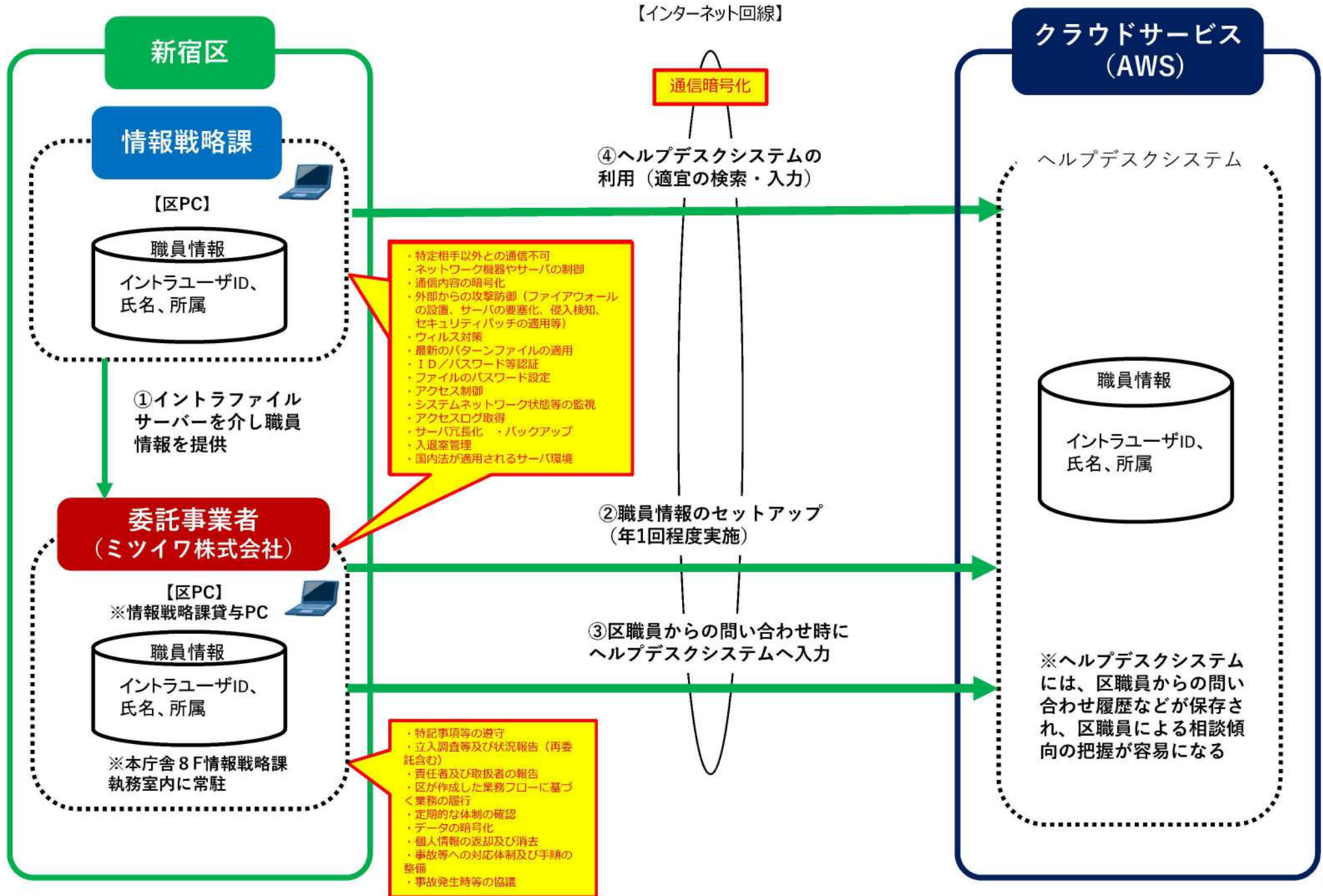
・特定相手以外との通信不可
・ネットワーク機器やサーバの制御
・通信内容の暗号化
・外部からの攻撃防御 (ファイアウォールの設置
サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等)
・ウイルス対策
・最新のパターンファイルの適用
・ID/パスワード等認証
・ファイルのパスワード設定
・アクセス制御
・システムネットワーク状態等の監視
・アクセスログ取得
・サーバ冗長化
・バックアップ
・入室管理
・国内法が適用されるサーバ環境

・特定相手以外との通信不可
・ネットワーク機器やサーバの制御
・通信内容の暗号化
・外部からの攻撃防御 (ファイアウォールの設置
サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等)
・ウイルス対策
・最新のパターンファイルの適用
・ID/パスワード等認証
・ファイルのパスワード設定
・アクセス制御
・システムネットワーク状態等の監視
・アクセスログ取得
・サーバ冗長化
・バックアップ
・入室管理
・国内法が適用されるサーバ環境

マルチベンダ保守に係る外部結合等について (No.16)

事業名	マルチベンダ保守
担当課	情報戦略課
区分	外部結合、業務委託
目的	システム関連障害・問い合わせ対応業務の迅速化及び効率化
対象者	区イントラネットシステムユーザ（常勤・会計年度任用職員、派遣労働者）
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、IT（情報処理）関連業務について、専門性を有する外部事業者により以下の業務を委託することで、機器障害対応及びシステムに関する問い合わせ対応等の迅速化を図っている。</p> <p>【主な委託業務内容】</p> <p>(1) ヘルプデスク（電話等による問い合わせ及び回答）</p> <p>(2) 各対象機器の不具合（故障等）対応（プリンタ故障など）</p> <p>(3) イントラネット運用管理支援（パスワード初期化、ファイル復元等）</p> <p>(4) 情報セキュリティ対策（ウイルス対策の更新など）</p> <p>上記委託業務について、現状はマルチベンダ保守要員（委託事業者）が職員からヒアリングした内容をイントラパソコンの Excel 等へ記録し、問い合わせ内容・件数把握、進捗管理等の情報共有を区との間で行っている。</p> <p>令和8年度以降は、職員からの問い合わせ記録管理の効率化・省力化、システムに関連する FAQ の整備等を目的とし、委託事業者が導入するヘルプデスクシステム（クラウド）の利用を開始する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 外部結合</p> <p>事業者が提供するヘルプデスクシステムと外部結合し、職員データのセットアップを行う。</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>効果的にヘルプデスクシステムを活用するため、委託事業者へ職員情報（イントラユーザ ID・氏名・所属）を提供し、システムへの取り込みを委託する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約4,200名</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

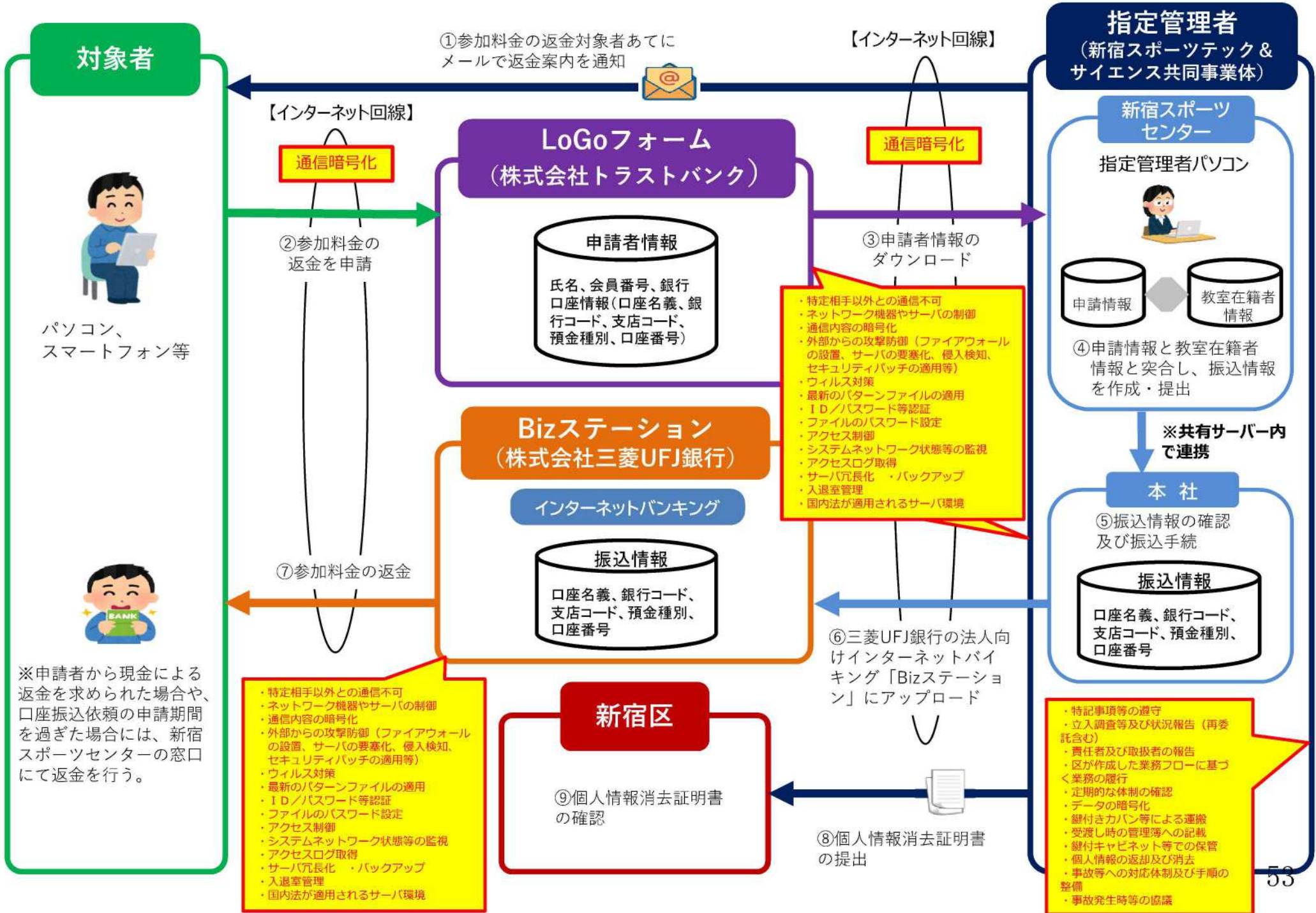
【マルチベンダ保守委託に係る個人情報の流れ】



新宿区立新宿スポーツセンターにおける指定管理者制度の導入について（情報項目の変更）
 (No.17)

事業名	新宿区立新宿スポーツセンターの指定管理
担当課	生涯学習スポーツ課
区分	指定管理
目的	新宿区立新宿スポーツセンターのプール設備故障に伴う利用休止により、指定管理者が実施するプール教室において、参加料の返金が必要になり、教室在籍者から銀行口座情報を収集することで、在籍者の負担なく円滑に返金手続を行うため。
対象者	新宿スポーツセンターにおけるプール教室在籍者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、新宿区立新宿スポーツセンターでは、パーソナルプログラム及びスポーツ・文化教室を指定管理者が実施している（平成18年度第2回情報公開・個人情報保護審議会及び令和7年度第9回個人情報保護管理運営会議にて了承済）。</p> <p>そのうち、プール教室については、教室開催月の前月15日までに参加料金を受領している。しかし、令和8年2月6日（金）にプールの昇温設備（プール用ヒーター）が故障し、当面の間、プールの利用を休止することとなった。</p> <p>これに伴い、プール休止期間中の参加料金について返金を適切に行うため、プール教室在籍者から銀行口座情報を収集し、安全かつ円滑に返金手続を実施する。</p> <p>なお、参加料金の返金対象者への早期対応が求められていることに加え、現在の指定管理者の指定期間が3月末で終了するため、当会議より前の3月13日から返金手続を開始している。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>指定管理業務における従来の個人情報の取り扱いに加え、新たに銀行口座情報の取り扱いを追加する。</p> <p>3 想定利用者数</p> <p>約1,200人</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

【プール教室参加料金返金業務にかかる個人情報の流れ】

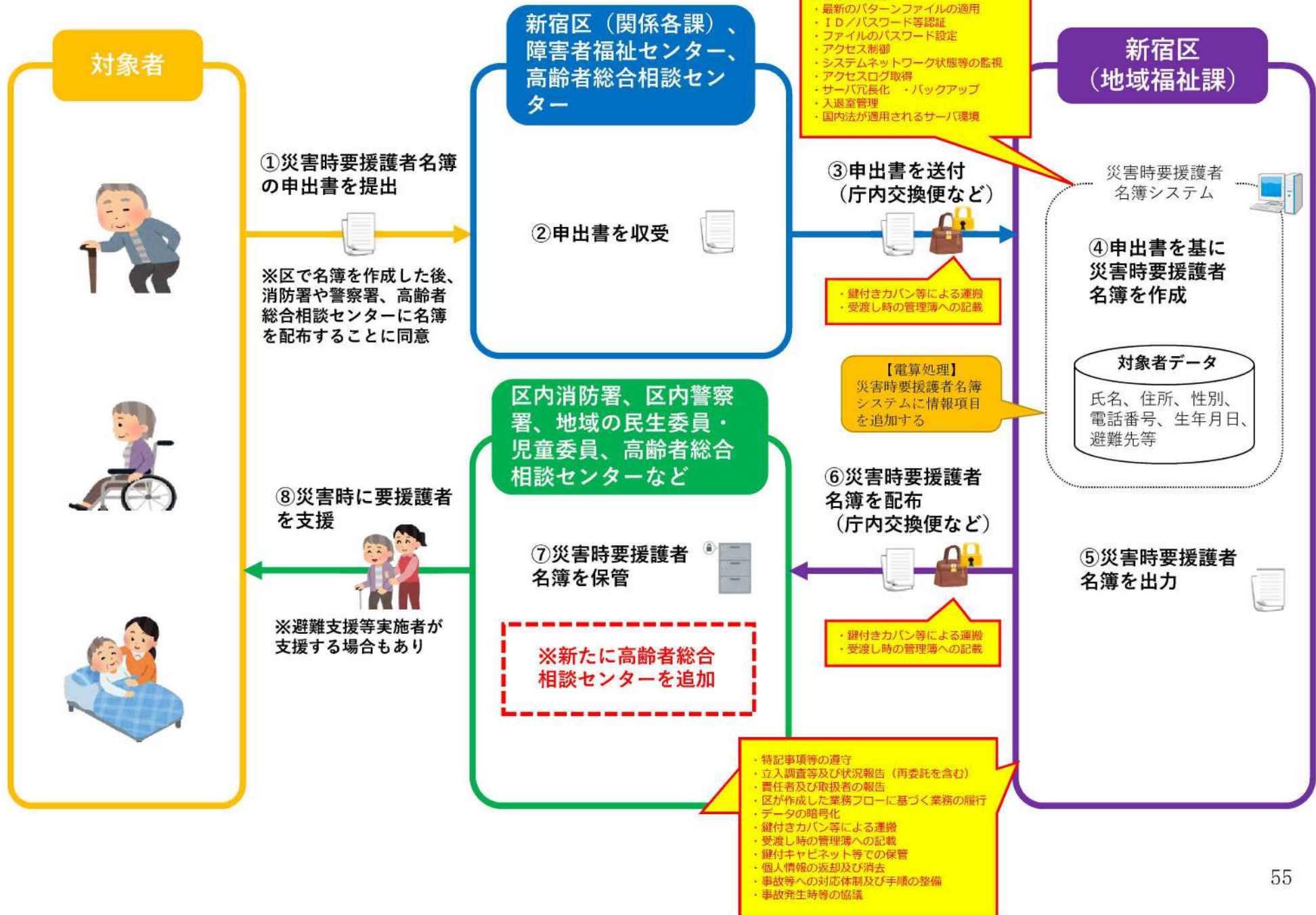


災害時要援護者名簿システムの改修等について (No.18)

事業名	災害時要援護者名簿の提供
担当課	地域福祉課、高齢者支援課
区分	電算処理、業務委託
目的	事前に要援護者の居宅場所等を把握し、災害時における安否確認などを行う
対象者	75歳以上のみの世帯の者、要介護3以上の者、認知症の症状のある者、障害のある者、難病等により特別な医療ケアを受けている者、その他災害時の避難等に支援を必要とする者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、災害時の避難等で支援が必要な方を把握するため、事前に本人等から災害時要援護者名簿（以下「要援護者名簿」という。）の申出書を徴収し、本人同意に基づいた要援護者名簿を作成している。その要援護者名簿は、区内消防署、区内警察署、民生委員・児童委員などにも配布しており、災害時における要援護者の安否確認などを速やかに実施できるよう体制を整えている。</p> <p>この度、申出書の申請受付窓口の1つである高齢者総合相談センター（以下「高相センター」という。）より、災害時に高相センターが安否確認をする際に活用するため、要援護者名簿の配布対象に高相センターを加えるよう要望があった。</p> <p>については、新たに高相センターも要援護者名簿の配布先に加えることで、高相センターにおける災害時の速やかな安否確認などに活用する。</p> <p>また、災害対策基本法の個別避難計画に基づき、既存の災害時要援護者名簿システムの情報項目に、要援護者の避難支援等を実施する者（以下「避難支援等実施者」という。）を追加することで、災害時の要援護者をサポートできる体制を整える。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>既存の災害時要援護者名簿システムに避難支援等実施者の情報項目を追加する。</p> <p>(2) 高相センターの委託法人が取り扱う項目の追加</p> <p>高相センターの委託法人が、業務において援護者名簿を管理することを追加する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約2,500名</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

災害時要援護者名簿の取扱いに係る個人情報の流れ

※現在、区で作成した災害時要援護者名簿は、消防署、警察署、民生委員・児童委員などに配布しているが、新たに高齢者総合相談センターも配布先に追加する。



新宿区高齢者総合相談センター委託先法人一覧

	名 称	委託先法人名	担当区域
1	四谷高齢者総合相談センター	社会福祉法人 新宿区社会福祉事業団	四谷地区
2	箆笥町高齢者総合相談センター	社会福祉法人 アゼリヤ会	箆笥町地区
3	榎町高齢者総合相談センター	社会福祉法人 恩賜財団東京都同胞援護会	榎町地区
4	若松町高齢者総合相談センター	株式会社 SOMPOケア	若松町地区
5	大久保高齢者総合相談センター	株式会社 大起エンゼルヘルプ	大久保地区
6	戸塚高齢者総合相談センター	株式会社 ニチイ学館	戸塚地区
7	落合第一高齢者総合相談センター	社会福祉法人 聖母会	落合第一地区
8	落合第二高齢者総合相談センター	株式会社 やさしい手	落合第二地区
9	柏木高齢者総合相談センター	社会福祉法人 新宿区社会福祉事業団	柏木地区
10	角筈高齢者総合相談センター	社会福祉法人 新宿区社会福祉事業団	角筈地区

保育施設等職員への専門研修に係る外部結合等について（No.19）

事業名	保育施設等職員専門研修業務委託
担当課	保育指導課
区分	外部結合、業務委託
目的	保育施設の職員を対象にした保育専門研修について、保育の内容に特化した研修ができる事業者へ委託することで、職員の専門的な知識や技術の向上を図る。
対象者	区内保育施設等職員
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、区内の保育施設等に従事する職員を対象に、保育に関する専門的な研修を実施しているが、新たな講師の選定や受講者の募集などについて、すべてを区で運営することが難しい状況になりつつある。</p> <p>そのため、保育・幼児教育分野に特化した専門的かつ実践的な研修を実施でき、併せて講師との調整、受講者募集、研修当日の運営、研修後の報告書の取りまとめもできる事業者へ研修業務を委託する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 外部結合</p> <p>LGWAN回線を介して区のイントラPCとクラウドストレージを結合し、研修受講者のデータを取得する。</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>研修計画の策定、講師の調整、受講者の募集などを一括して管理・実施できる事業者へ業務を委託する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約1,840人（区立・私立等を含めた区内保育施設職員）</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

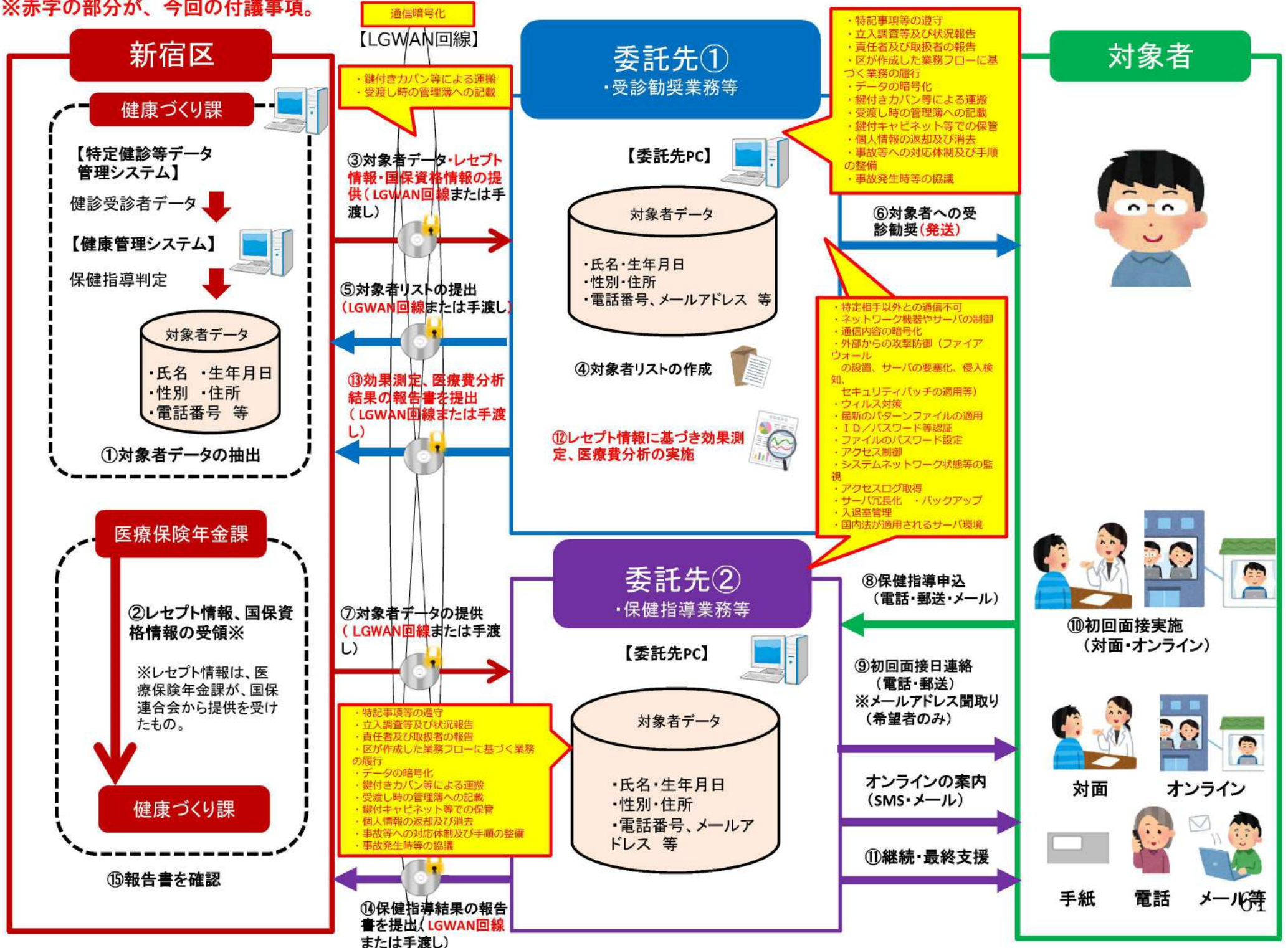
特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務等の外部結合等について（情報項目の追加及び委託内容の追加）（No.20）

事業名	特定保健指導・非肥満保健指導・生活習慣病重症化予防事業
担当課	健康づくり課
区分	外部結合、業務委託
目的	生活習慣病の発症及び重症化の予防
対象者	特定健康診査を受診し、要保健指導と判定された者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクの高い者に対し、生活習慣の改善及び生活習慣病の予防のための特定保健指導を実施している。また、特定保健指導の基準には該当しないが、生活習慣病の発症リスクを有する者に対し、平成25年度より非肥満保健指導を実施している。</p> <p>特定保健指導については、医療機関に委託し（平成19年度第7回情報公開・個人情報保護審議会了承済み）、特定保健指導及び非肥満保健指導は、民間事業者に委託し、実施している（平成24年度第7回同審議会了承済み）。</p> <p>また、対象者が相談しやすい環境を整え、即時に予約受付を可能とすることで利用促進につなげるため、利用勧奨についても同民間事業者に委託して実施している（平成29年度第5回、平成30年度第6回同審議会了承済み）。</p> <p>さらに、健診結果（血圧・脂質・血糖）が厚生労働省が定める標準的な健診・保健指導プログラムの受診勧奨値を超えている者に対し、受診勧奨を行えるよう、委託内容の変更を行った（平成30年度第6回同審議会了承済み）。</p> <p>厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」において、保健指導の継続支援について、面接（対面、オンライン）、電話、電子メール、FAX、手紙、チャットといった、対象者への支援方法について、あらためて示された。現在は、当区の保健指導は、面接、電話、手紙、電子メールにより行っている。また、面接相談の実施方法にオンラインによる支援実施。</p> <p>この度、LGWAN回線による受渡し方法を追加することで、情報セキュリティ対策の向上や事務処理の効率化を図る。</p> <p>また、国保レセプト情報（医科、DPC及び調剤のレセプト情報）を用いた効果測定及び医療費分析を業務委託内容に追加する（目的外利用については、平成30年度第6回同審議会了承済み）。（レセプトデータ分析を行う国保データベース（KDB）システムの目的外利用については、平成28年第3回同審議会了承済み。）</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 外部結合</p> <p>データ授受について、LGWAN回線を通じ、委託事業者との間で外部結合を行う。</p> <p>(2) 業務委託</p>

	<p>レセプトデータを用いた効率的かつ適正な効果検証を実施し、これに伴う医療費等の分析実施・対象者抽出、及び受診勧奨における通知物の発送業務を委託する。</p> <p>3 対象者数</p> <table data-bbox="414 403 1324 582"> <tr> <td>特定保健指導</td> <td>約300名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非肥満保健指導</td> <td>約100名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用勧奨（特定保健指導・非肥満保健指導）</td> <td></td> <td>約2,000名</td> </tr> <tr> <td>受診勧奨（特定保健指導重複者含む）</td> <td></td> <td>約4,700名</td> </tr> </table>	特定保健指導	約300名		非肥満保健指導	約100名		利用勧奨（特定保健指導・非肥満保健指導）		約2,000名	受診勧奨（特定保健指導重複者含む）		約4,700名
特定保健指導	約300名												
非肥満保健指導	約100名												
利用勧奨（特定保健指導・非肥満保健指導）		約2,000名											
受診勧奨（特定保健指導重複者含む）		約4,700名											
<p>個人情報の流れ及び情報保護対策</p>	<p>別紙のとおり</p>												

【特定保健指導・非肥満保健指導等における個人情報の流れ】

※赤字の部分が、今回の付議事項。



《委託先が取扱う情報項目一覧》

※診療報酬明細書（レセプト）

医療機関が保険者へ医療費を請求するために発行する請求明細書

1 診療報酬明細書（レセプト）データ

(1) 医科

①医療機関情報

レコード識別情報、審査支払機関、都道府県、点数表、医療機関コード、予備、医療機関名称、請求年月、マルチボリューム識別情報、電話番号

②レセプト共通情報

レコード識別情報、レセプト番号、レセプト種別、診療年月、氏名、男女区分、生年月日、給付割合、入院年月日、病棟区分、一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分、レセプト特記事項、病床数、カルテ番号等、割引点数単価、検索番号、記録条件仕様年月情報、請求情報、診療科名、人体の部位等、性別等、医学的処置、特定疾病、カタカナ（氏名）、患者の状態

③レセプト情報

レコード識別情報、保険者番号、被保険者証（手帳）等の記号、被保険者証（手帳）等の番号、診療実日数、合計点数、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)、職務上の事由、証明書番号、負担金額(医療保険)、負担金額(減免区分)、負担金額(減額割合)、負担金額(減額金額)、レコード識別情報、公費負担医療(負担者番号)、公費負担医療(受給者番号)、公費負担医療(任意給付区分)、診療実日数、合計点数、負担金額(公費)、負担金額(公費給付対象 外来一部負担金)、負担金額(公費給付対象 入院一部負担金)、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)、レコード識別情報、医科点数表算定理由、DPCコード

④傷病名情報

レコード識別情報、傷病名コード、診療開始日、転帰区分、修飾語コード、傷病名称、主傷病、補足コメント

⑤摘要情報

レコード識別情報、診療識別、負担区分、診療行為コード、数量データ、点数、回数、コメント、算定日情報(1日の情報)、算定日情報(2日の情報)、算定日情報(3日の情報)、算定日情報(4日の情報)、算定日情報(28日の情報)、算定日情報(29日の情報)、算定日情報(30日の情報)、算定日情報(31日の情報)、レコード識別情報、診療識別、負担区分、医薬品コード、使用量、点数、回数、コメント、算定日情報(1日の情報)、算定日情報(2日の情報)、算定日情報(3日の情報)、算定日情報(4日の情報)、算定日情報(28日の情報)、算定日情報(29日の情報)、算定日情報(30日の情報)、算定日情報(31日の情報)、レコー

ド識別情報、診療識別、負担区分、特定器材コード、使用量、点数、回数、単位コード、単価、商品名及び規格又はサイズ、コメント、算定日情報(1日の情報)、算定日情報(2日の情報)、算定日情報(3日の情報)、算定日情報(4日の情報)、算定日情報(28日の情報)、算定日情報(29日の情報)、算定日情報(30日の情報)、算定日情報(31日の情報)、レコード識別情報、診療識別、負担区分、コメントコード、文字データ

⑥症状詳記情報

レコード識別情報、症状詳記区分、症状詳記データ

⑦臓器提供者レセプト情報

レコード識別情報、臓器提供区分、臓器提供医療機関区分、都道府県、点数表、医療機関コード、医療機関名称、医療機関所在地、電話番号、レコード識別情報、レセプト番号、臓器提供者レセプト種別、診療年月、男女区分、生年月日、入院年月日、病棟区分、レセプト特記事項、カルテ番号等、割引点数単価、レコード識別情報、診療実日数、合計点数、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)

⑧診療報酬請求書情報

レコード識別情報、総件数、総合計点数、マルチボリューム識別情報

(2) DPC

①医療機関情報

レコード識別情報、審査支払機関、都道府県、点数表、医療機関コード、予備、医療機関名称、請求年月、マルチボリューム識別情報、電話番号

②レセプト共通情報

レコード識別情報、レセプト番号、レセプト種別、診療年月、氏名、男女区分、生年月日、給付割合、入院年月日、病棟区分、一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分、レセプト特記事項、カルテ番号等、割引点数単価、レセプト総括区分、明細情報数、検索番号、記録条件仕様年月情報、請求情報、診療科名(人体の部位等)、診療科名(性別等)、診療科名(医学的処置)、診療科名(特定疾病)、カタカナ(氏名)、患者の状態

③レセプト総括情報

レコード識別情報、保険者番号、被保険者証(手帳)等の記号、被保険者証(手帳)等の番号、診療実日数、合計点数、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)、職務上の事由、証明書番号、負担金額(医療保険)、負担金額(減免区分)、負担金額(減額割合)、負担金額(減額金額)、食事療養・生活療養(標準負担額)、レコード識別情報、公費負担医療(負担者番号)、公費負担医療(受給者番号)、公費負担医療(任意給付区分)、診療実日数、合計点数、負担金額(公費)、負担金額(予備)、負担金額(公費給付対象入院一部負担金)、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)、食事療養・生活療養(標準負担額)、レコード識別情報、医科点数表算定理由、DPCコード

④コメント情報

レコード識別情報、診療識別、負担区分、コメントコード、文字データ

⑤症状詳記情報

レコード識別情報、症状詳記区分、症状詳記データ

⑥レセプト情報

レコード識別情報、保険者番号、被保険者証(手帳)等の記号、被保険者証(手帳)等の番号、診療実日数、合計点数、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)、職務上の事由、証明書番号、負担金額(医療保険)、負担金額(減免区分)、負担金額(減額割合)、負担金額(減額金額)、食事療養・生活療養(標準負担額)、レコード識別情報、公費負担医療(負担者番号)、公費負担医療(受給者番号)、公費負担医療(任意給付区分)、診療実日数、合計点数、負担金額(公費)、負担金額(予備)、負担金額(公費給付対象入院一部負担金)、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)、食事療養・生活療養(標準負担額)

⑦診断群分類情報

レコード識別情報、診断群分類番号、今回入院年月日、今回退院年月日、D P C 転帰区分、死因

⑧傷病情報

レコード識別情報、傷病名コード、修飾語コード、傷病名称、I C D 1 0 コード、傷病名区分、死因、補足コメント

⑨傷病名情報

レコード識別情報、傷病名コード、診療開始日、転帰区分、修飾語コード、傷病名称、主傷病、補足コメント

⑩患者基礎情報

レコード識別情報、入退院情報(予備)、入退院情報(D P C 算定対象となる病棟等以外の病棟移動の有無)、入退院情報(予定・緊急入院区分)、入退院情報(前回退院年月日)、入退院情報(前回同一傷病での入院の有無)、診療関連情報(入院時年齢)、診療関連情報(出生時体重)、診療関連情報(J C S)、診療関連情報(予備)、診療関連情報(Burn Index)、診療関連情報(重症度等)、診療関連情報(予備)

⑪診療関連情報

レコード識別情報、診療行為コード、区分番号、実施(予定)年月日、予備、診療区分コード、診療名称

⑫包括評価情報

レコード識別情報、診療年月、請求調整区分、外泊等、診断群分類番号、医療機関別係数、翌月再入院(転棟)予定の有無、レコード識別情報、診療年月、請求調整区分、自他保険区分、負担区分、入院期間区分、入院期間区分別点数、入院期間区分別入院日数、包括小計点数、レコード識別情報、診療年月、請求調整区分、自他保険区分、負担区分、包括小計点数合算、包括評価点数、調整点数、今月包括合計点数、診療識別、保険変更(変更年月日)、保険変更(文字データ)

⑬出来高情報、摘要情報

レコード識別情報、診療識別、負担区分、診療行為コード、数量データ、点数、回数、コメント、算定日情報(1日の情報)、算定日情報(2日の情報)、算定日情報(3日の情報)、算定日情報(4日の情報)、算定日情報(28日の情報)、算定日情報(29日の情報)、算定日情報(30日の情報)、算定日情報(31日の情報)、レコード識別情報、診療識別、負担区分、医薬品コード、使用量、点数、回数、コメント、算定日情報(1日の情報)、算定日情報(2日の情報)、算定日情報(3日の情報)、算定日情報(4日の情報)、算定日情報(28日の情報)、算定日情報(29日の情報)、算定日情報(30日の情報)、算定日情報(31日の情報)、レコード識別情報、診療識別、負担区分、特定器材コード、使用量、点数、回数、単位コード、単価、予備、商品名及び規格又はサイズ、コメント、算定日情報(1日の情報)、算定日情報(2日の情報)、算定日情報(3日の情報)、算定日情報(4日の情報)、算定日情報(28日の情報)、算定日情報(29日の情報)、算定日情報(30日の情報)、算定日情報(31日の情報)

⑭コーディングデータ情報

レコード識別情報、実施年月日、診療識別、順序番号、行為明細番号、レセプト電算処理システム用コード、使用量、数量データ、単位コード、回数

⑮臓器提供者レセプト情報

レコード識別情報、臓器提供区分、臓器提供医療機関区分、都道府県、点数表、医療機関コード、予備、医療機関名称、医療機関所在地、電話番号、レコード識別情報、レセプト番号、臓器提供者レセプト種別、診療年月、予備、男女区分、生年月日、予備、入院年月日、病棟区分、予備、レセプト特記事項、予備、カルテ番号等、割引点数単価、レコード識別情報、診療実日数、合計点数、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)

⑯診療報酬請求書情報

レコード識別情報、総件数、総合計点数、マルチボリューム識別情報

(3) 調剤

①薬局情報

レコード識別情報、審査支払機関、都道府県、点数表、薬局コード、薬局連絡先名称、請求年月、マルチボリューム識別情報、電話番号

②レセプト共通情報

レコード識別情報、レセプト番号、レセプト種別、調剤年月、氏名、男女区分、生年月日、給付割合、レセプト特記事項、医療機関名称・所在地、保険医氏名、麻薬免許番号、調剤録番号等、予備、検索番号、記録条件仕様年月情報、請求情報、一部負担金区分、カタカナ(氏名)

③レセプト情報

レコード識別情報、保険者番号、被保険者証(手帳)等の記号・番号、処方箋受付回数、合計点数、予備、職務上の事由、証明書番号、一部負担金、負担金額減免(予備)、負担金額減

免(減免区分)、負担金額減免(減額割合)、負担金額減免(減額金額)、レコード識別情報、公費負担医療(負担者番号)、公費負担医療(受給者番号)、公費負担医療(任意給付区分)、処方箋受付回数、合計点数、予備、一部負担金額、予備、公費給付対象一部負担金

④処方情報

レコード識別情報、No、剤形コード、用法(用法コード)、用法(特別指示)、単位薬剤料(合計)、単位薬剤料(第一公費)、単位薬剤料(第二公費)、単位薬剤料(第三公費)、単位薬剤料(第四公費)、レコード識別情報、医師番号、処方月日、調剤月日、処方箋受付回、調剤数量、調剤料(負担区分・算定区分・算定先・コード・点数)、分割調剤(分割区分)、分割調剤(前回までの数量)、薬剤料、加算料(負担区分・コード・点数)、一包化日数、分割調剤(分割調剤種類)、分割調剤(前回までの一包化日数)、医師の指示による分割調剤(コード)、医師の指示による分割調剤(分割区分)、医師の指示による分割調剤(分割対象調剤数量)、医師の指示による分割調剤(分割対象一包化日数)、包括管理料等、他医療機関受診に係る処方箋受付、レコード識別情報、負担区分、医薬品コード、使用量、混合区分(コード)、混合区分(枝)、配合不適区分、1回用量、レコード識別情報、負担区分、特定器材コード、使用量、単位コード、単価、レコード識別情報、コメントコード、文字データ

⑤摘要欄情報

レコード識別情報、コメントコード、文字データ

⑥基本料・薬学管理料情報

レコード識別情報、予備、処方箋受付回、調剤基本料(負担区分・コード・点数)、薬学管理料(負担区分・コード・回数・点数)、摘要薬学管理料(負担区分・コード・回数・点数)、摘要薬学管理料(前回調剤年月日)、摘要薬学管理料(前回調剤数量)、調剤基本料加算(負担区分・コード・回数・点数)、包括管理料等、他医療機関受診に係る処方箋受付、医師の指示による分割調剤(調剤基本料)、医師の指示による分割調剤(薬学管理料)、医師の指示による分割調剤(摘要薬学管理料)

⑦分割技術料情報

レコード識別情報、医師番号、処方月日、調剤月日、処方箋受付回、分割指示回数、保険(分割対象点数)、保険(分割後点数)、第一公費(分割対象点数)、第一公費(分割後点数)、第二公費(分割対象点数)、第二公費(分割後点数)、第三公費(分割対象点数)、第三公費(分割後点数)、第四公費(分割対象点数)、第四公費(分割後点数)

⑧調剤報酬請求書情報

レコード識別情報、総件数、総合計点数、マルチボリューム識別情報

2 被保険者情報

自治体コード、保険証番号、宛名番号、CPU連番、国保資格区分、国保資格区分名称、国保履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、国保有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、文字列型予備項目1、保険証番号内連番、適用開

始事由国保異動事由、国保異動事由コード 名称 01、適用開始国保異動区分、適用開始異動年月日、適用開始届出年月日、適用開始時効年月日、適用終了事由国保異動事由、国保異動事由コード 名称 02、適用終了国保異動区分、適用終了異動年月日、適用終了届出年月日、適用終了時効年月日、続柄コード、記載順位、次 CPU 連番、前 CPU 連番、国保世帯最新フラグ、国保個人最新フラグ、抹消フラグ、旧保険証番号、保険証番号結合処理年月日、保険証番号結合コンピュータ名、保険証番号結合ユーザ名、旧宛名番号、宛名番号結合処理年月日、宛名番号結合コンピュータ名、宛名番号結合ユーザ名、適用開始旧被扶養者区分、適用終了旧被扶養者区分、給付開始年月日、宛名住民区分、宛名住民区分コード 短名称、個人法人区分、宛名世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、現住所郵便番号 1、現住所コード、現住所県名付加区分、現住所、現住所地番、現住所方書漢字、転入前住所郵便番号、転入前住所コード、転入前住所、転入前住所地番、転入前住所方書漢字、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名住所、宛名地番、宛名方書漢字、宛名地番数値 1、宛名地番数値 2、宛名地番数値 3、宛名生年月日、宛名年齢、性別区分、性別区分コード 短名称、宛名行政区コード、宛名消除区分、宛名続柄コード、宛名異動事由コード、宛名異動日、宛名異動届出日、宛名増減事由コード、宛名増減異動日、電話番号、対象者の識別番号

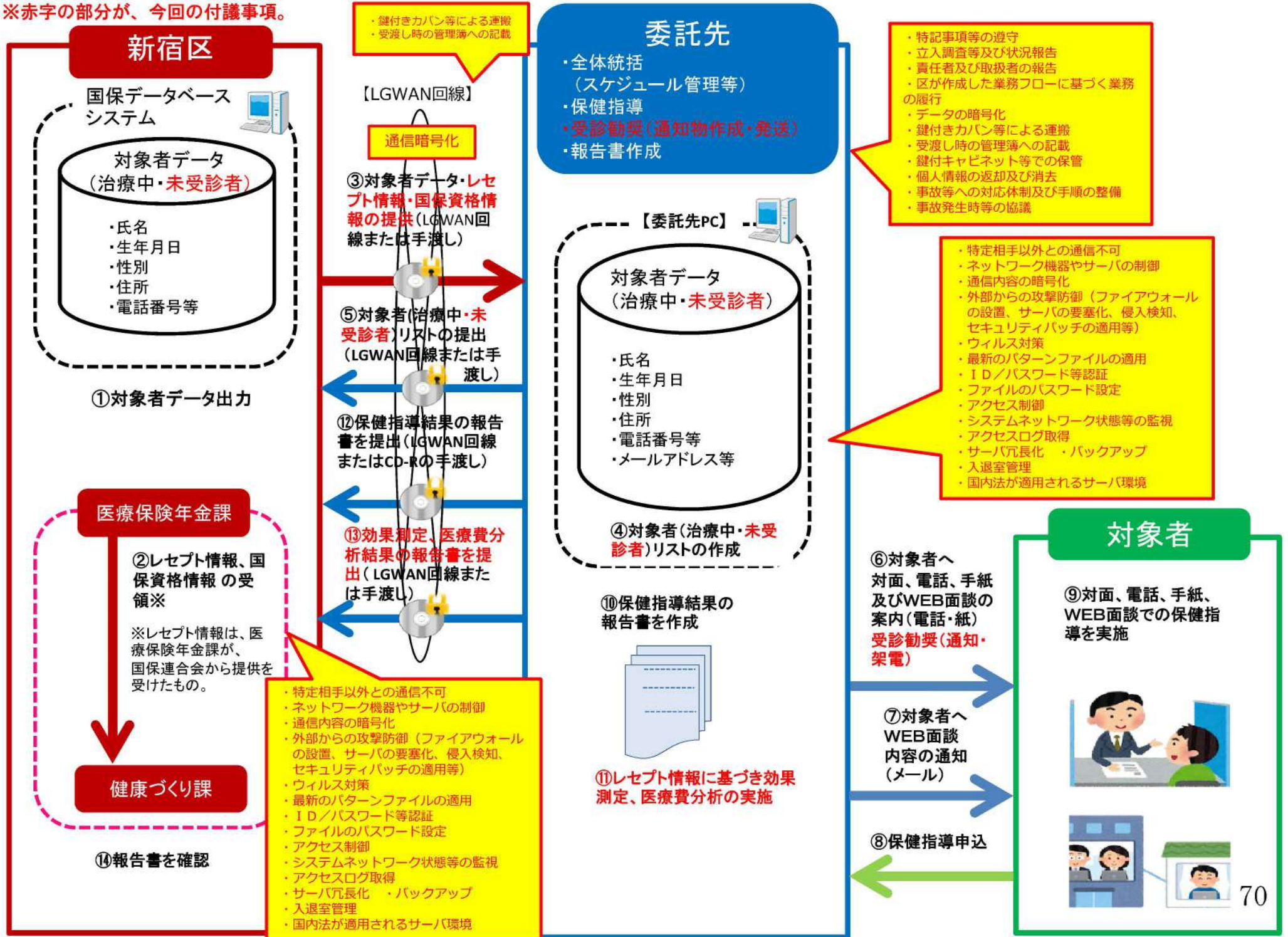
特定健康診査受診者の糖尿病性腎症等重症化予防事業における保健指導等業務及び医療機関未受診者への受診勧奨業務について（対象者の追加、情報項目の追加及び委託内容の追加）（No.2 1）

事業名	糖尿病性腎症等重症化予防事業（新宿区国民健康保険事業（保健事業））
担当課	健康づくり課
区分	外部結合、業務委託
目的	糖尿病性腎症による透析等の合併症の発症予防
対象者	新宿区特定健康診査受診者のうち、糖尿病の治療中 <u>または医療機関未受診者</u> で、血糖と腎機能が基準値を超えている者。
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、糖尿病性腎症等の重症化を予防するため、糖尿病治療に関する十分な知識と経験を有した委託事業者に、当該予防事業の全体統括業務（スケジュール管理、参加勧奨業務、対象者からの問い合わせ等受電業務）や対面及び電話等（WEB面談含む）による保健指導を委託している。（平成30年度第9回、令和3年度第7回情報公開・個人情報保護審議会にて了承済）</p> <p>さらに、非肥満保健指導事業において健診結果（血圧・脂質・血糖）が厚生労働省が定める標準的な健診・保健指導プログラムの受診勧奨値を超えている医療機関未受診者（本事業における血糖と腎機能の基準値を超えている者も含む）に対し、受診勧奨を行えるよう、委託内容の変更を行った（平成30年度第6回同審議会了承済）。</p> <p>これまで、糖尿病治療中で基準値を超える者に対して保健指導等を実施してきたが、この度、医療機関未受診者で基準値を超える者に対して、あらたに保健指導等を実施するとともに、国保レセプト情報（医科、DPC及び調剤のレセプト情報）を用いた効果測定及び医療費分析を業務委託内容に追加する（目的外利用については、平成30年度第6回同審議会了承済）。（レセプトデータ分析を行う国保データベース（KDB）システムの目的外利用については、平成28年第3回同審議会了承済。）</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議付議内容</p> <p>(1) 外部結合 委託事業者とのデータの授受において、結合項目の追加を行う。</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>①通知文書の作成及び発送業務 医療機関受診への指導として適した詳しい内容の通知物を作成し、送付。</p> <p>②電話指導 通知指導対象者のうち、数値の高い者に対し電話指導の実施。</p> <p>③効果測定及び分析 レセプトデータを用いた効率的かつ適正な効果検証を実施し、これに伴う医療費等の分析を実施。</p>

	3 予定対象者数 保健指導対象者：約200名 医療機関未受診者：約300名
個人情報の 流れ及び情 報保護対策	別紙のとおり

糖尿病性腎症等重症化予防事業における個人情報の流れ

※赤字の部分が、今回の付議事項。



- ・鍵付きカバン等による運搬
- ・受渡し時の管理簿への記載

- ・特記事項等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・責任者及び取扱者の報告
- ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・データの暗号化
- ・鍵付きカバン等による運搬
- ・受渡し時の管理簿への記載
- ・鍵付キャビネット等での保管
- ・個人情報の返却及び消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御 (ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等)
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御 (ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等)
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御 (ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等)
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

《委託先が取扱う情報項目一覧》

※診療報酬明細書（レセプト）

医療機関が保険者へ医療費を請求するために発行する請求明細書

1 診療報酬明細書（レセプト）データ

(1) 医科

①医療機関情報

レコード識別情報、審査支払機関、都道府県、点数表、医療機関コード、予備、医療機関名称、請求年月、マルチボリューム識別情報、電話番号

②レセプト共通情報

レコード識別情報、レセプト番号、レセプト種別、診療年月、氏名、男女区分、生年月日、給付割合、入院年月日、病棟区分、一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分、レセプト特記事項、病床数、カルテ番号等、割引点数単価、検索番号、記録条件仕様年月情報、請求情報、診療科名、人体の部位等、性別等、医学的処置、特定疾病、カタカナ（氏名）、患者の状態

③レセプト情報

レコード識別情報、保険者番号、被保険者証（手帳）等の記号、被保険者証（手帳）等の番号、診療実日数、合計点数、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)、職務上の事由、証明書番号、負担金額(医療保険)、負担金額(減免区分)、負担金額(減額割合)、負担金額(減額金額)、レコード識別情報、公費負担医療(負担者番号)、公費負担医療(受給者番号)、公費負担医療(任意給付区分)、診療実日数、合計点数、負担金額(公費)、負担金額(公費給付対象 外来一部負担金)、負担金額(公費給付対象 入院一部負担金)、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)、レコード識別情報、医科点数表算定理由、DPCコード

④傷病名情報

レコード識別情報、傷病名コード、診療開始日、転帰区分、修飾語コード、傷病名称、主傷病、補足コメント

⑤摘要情報

レコード識別情報、診療識別、負担区分、診療行為コード、数量データ、点数、回数、コメント、算定日情報(1日の情報)、算定日情報(2日の情報)、算定日情報(3日の情報)、算定日情報(4日の情報)、算定日情報(28日の情報)、算定日情報(29日の情報)、算定日情報(30日の情報)、算定日情報(31日の情報)、レコード識別情報、診療識別、負担区分、医薬品コード、使用量、点数、回数、コメント、算定日情報(1日の情報)、算定日情報(2日の情報)、算定日情報(3日の情報)、算定日情報(4日の情報)、算定日情報(28日の情報)、算定日情報(29日の情報)、算定日情報(30日の情報)、算定日情報(31日の情報)、レコー

ド識別情報、診療識別、負担区分、特定器材コード、使用量、点数、回数、単位コード、単価、商品名及び規格又はサイズ、コメント、算定日情報(1日の情報)、算定日情報(2日の情報)、算定日情報(3日の情報)、算定日情報(4日の情報)、算定日情報(28日の情報)、算定日情報(29日の情報)、算定日情報(30日の情報)、算定日情報(31日の情報)、レコード識別情報、診療識別、負担区分、コメントコード、文字データ

⑥症状詳記情報

レコード識別情報、症状詳記区分、症状詳記データ

⑦臓器提供者レセプト情報

レコード識別情報、臓器提供区分、臓器提供医療機関区分、都道府県、点数表、医療機関コード、医療機関名称、医療機関所在地、電話番号、レコード識別情報、レセプト番号、臓器提供者レセプト種別、診療年月、男女区分、生年月日、入院年月日、病棟区分、レセプト特記事項、カルテ番号等、割引点数単価、レコード識別情報、診療実日数、合計点数、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)

⑧診療報酬請求書情報

レコード識別情報、総件数、総合計点数、マルチボリューム識別情報

(2) DPC

①医療機関情報

レコード識別情報、審査支払機関、都道府県、点数表、医療機関コード、予備、医療機関名称、請求年月、マルチボリューム識別情報、電話番号

②レセプト共通情報

レコード識別情報、レセプト番号、レセプト種別、診療年月、氏名、男女区分、生年月日、給付割合、入院年月日、病棟区分、一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分、レセプト特記事項、カルテ番号等、割引点数単価、レセプト総括区分、明細情報数、検索番号、記録条件仕様年月情報、請求情報、診療科名(人体の部位等)、診療科名(性別等)、診療科名(医学的処置)、診療科名(特定疾病)、カタカナ(氏名)、患者の状態

③レセプト総括情報

レコード識別情報、保険者番号、被保険者証(手帳)等の記号、被保険者証(手帳)等の番号、診療実日数、合計点数、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)、職務上の事由、証明書番号、負担金額(医療保険)、負担金額(減免区分)、負担金額(減額割合)、負担金額(減額金額)、食事療養・生活療養(標準負担額)、レコード識別情報、公費負担医療(負担者番号)、公費負担医療(受給者番号)、公費負担医療(任意給付区分)、診療実日数、合計点数、負担金額(公費)、負担金額(予備)、負担金額(公費給付対象入院一部負担金)、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)、食事療養・生活療養(標準負担額)、レコード識別情報、医科点数表算定理由、DPCコード

④コメント情報

レコード識別情報、診療識別、負担区分、コメントコード、文字データ

⑤症状詳記情報

レコード識別情報、症状詳記区分、症状詳記データ

⑥レセプト情報

レコード識別情報、保険者番号、被保険者証(手帳)等の記号、被保険者証(手帳)等の番号、診療実日数、合計点数、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)、職務上の事由、証明書番号、負担金額(医療保険)、負担金額(減免区分)、負担金額(減額割合)、負担金額(減額金額)、食事療養・生活療養(標準負担額)、レコード識別情報、公費負担医療(負担者番号)、公費負担医療(受給者番号)、公費負担医療(任意給付区分)、診療実日数、合計点数、負担金額(公費)、負担金額(予備)、負担金額(公費給付対象入院一部負担金)、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)、食事療養・生活療養(標準負担額)

⑦診断群分類情報

レコード識別情報、診断群分類番号、今回入院年月日、今回退院年月日、D P C 転帰区分、死因

⑧傷病情報

レコード識別情報、傷病名コード、修飾語コード、傷病名称、I C D 1 0 コード、傷病名区分、死因、補足コメント

⑨傷病名情報

レコード識別情報、傷病名コード、診療開始日、転帰区分、修飾語コード、傷病名称、主傷病、補足コメント

⑩患者基礎情報

レコード識別情報、入退院情報(予備)、入退院情報(D P C 算定対象となる病棟等以外の病棟移動の有無)、入退院情報(予定・緊急入院区分)、入退院情報(前回退院年月日)、入退院情報(前回同一傷病での入院の有無)、診療関連情報(入院時年齢)、診療関連情報(出生時体重)、診療関連情報(J C S)、診療関連情報(予備)、診療関連情報(Burn Index)、診療関連情報(重症度等)、診療関連情報(予備)

⑪診療関連情報

レコード識別情報、診療行為コード、区分番号、実施(予定)年月日、予備、診療区分コード、診療名称

⑫包括評価情報

レコード識別情報、診療年月、請求調整区分、外泊等、診断群分類番号、医療機関別係数、翌月再入院(転棟)予定の有無、レコード識別情報、診療年月、請求調整区分、自他保険区分、負担区分、入院期間区分、入院期間区分別点数、入院期間区分別入院日数、包括小計点数、レコード識別情報、診療年月、請求調整区分、自他保険区分、負担区分、包括小計点数合算、包括評価点数、調整点数、今月包括合計点数、診療識別、保険変更(変更年月日)、保険変更(文字データ)

⑬出来高情報、摘要情報

レコード識別情報、診療識別、負担区分、診療行為コード、数量データ、点数、回数、コメント、算定日情報(1日の情報)、算定日情報(2日の情報)、算定日情報(3日の情報)、算定日情報(4日の情報)、算定日情報(28日の情報)、算定日情報(29日の情報)、算定日情報(30日の情報)、算定日情報(31日の情報)、レコード識別情報、診療識別、負担区分、医薬品コード、使用量、点数、回数、コメント、算定日情報(1日の情報)、算定日情報(2日の情報)、算定日情報(3日の情報)、算定日情報(4日の情報)、算定日情報(28日の情報)、算定日情報(29日の情報)、算定日情報(30日の情報)、算定日情報(31日の情報)、レコード識別情報、診療識別、負担区分、特定器材コード、使用量、点数、回数、単位コード、単価、予備、商品名及び規格又はサイズ、コメント、算定日情報(1日の情報)、算定日情報(2日の情報)、算定日情報(3日の情報)、算定日情報(4日の情報)、算定日情報(28日の情報)、算定日情報(29日の情報)、算定日情報(30日の情報)、算定日情報(31日の情報)

⑭コーディングデータ情報

レコード識別情報、実施年月日、診療識別、順序番号、行為明細番号、レセプト電算処理システム用コード、使用量、数量データ、単位コード、回数

⑮臓器提供者レセプト情報

レコード識別情報、臓器提供区分、臓器提供医療機関区分、都道府県、点数表、医療機関コード、予備、医療機関名称、医療機関所在地、電話番号、レコード識別情報、レセプト番号、臓器提供者レセプト種別、診療年月、予備、男女区分、生年月日、予備、入院年月日、病棟区分、予備、レセプト特記事項、予備、カルテ番号等、割引点数単価、レコード識別情報、診療実日数、合計点数、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)

⑯診療報酬請求書情報

レコード識別情報、総件数、総合計点数、マルチボリューム識別情報

(3) 調剤

①薬局情報

レコード識別情報、審査支払機関、都道府県、点数表、薬局コード、薬局連絡先名称、請求年月、マルチボリューム識別情報、電話番号

②レセプト共通情報

レコード識別情報、レセプト番号、レセプト種別、調剤年月、氏名、男女区分、生年月日、給付割合、レセプト特記事項、医療機関名称・所在地、保険医氏名、麻薬免許番号、調剤録番号等、予備、検索番号、記録条件仕様年月情報、請求情報、一部負担金区分、カタカナ(氏名)

③レセプト情報

レコード識別情報、保険者番号、被保険者証(手帳)等の記号・番号、処方箋受付回数、合計点数、予備、職務上の事由、証明書番号、一部負担金、負担金額減免(予備)、負担金額減

免(減免区分)、負担金額減免(減額割合)、負担金額減免(減額金額)、レコード識別情報、公費負担医療(負担者番号)、公費負担医療(受給者番号)、公費負担医療(任意給付区分)、処方箋受付回数、合計点数、予備、一部負担金額、予備、公費給付対象一部負担金

④処方情報

レコード識別情報、No、剤形コード、用法(用法コード)、用法(特別指示)、単位薬剤料(合計)、単位薬剤料(第一公費)、単位薬剤料(第二公費)、単位薬剤料(第三公費)、単位薬剤料(第四公費)、レコード識別情報、医師番号、処方月日、調剤月日、処方箋受付回、調剤数量、調剤料(負担区分・算定区分・算定先・コード・点数)、分割調剤(分割区分)、分割調剤(前回までの数量)、薬剤料、加算料(負担区分・コード・点数)、一包化日数、分割調剤(分割調剤種類)、分割調剤(前回までの一包化日数)、医師の指示による分割調剤(コード)、医師の指示による分割調剤(分割区分)、医師の指示による分割調剤(分割対象調剤数量)、医師の指示による分割調剤(分割対象一包化日数)、包括管理料等、他医療機関受診に係る処方箋受付、レコード識別情報、負担区分、医薬品コード、使用量、混合区分(コード)、混合区分(枝)、配合不適区分、1回用量、レコード識別情報、負担区分、特定器材コード、使用量、単位コード、単価、レコード識別情報、コメントコード、文字データ

⑤摘要欄情報

レコード識別情報、コメントコード、文字データ

⑥基本料・薬学管理料情報

レコード識別情報、予備、処方箋受付回、調剤基本料(負担区分・コード・点数)、薬学管理料(負担区分・コード・回数・点数)、摘要薬学管理料(負担区分・コード・回数・点数)、摘要薬学管理料(前回調剤年月日)、摘要薬学管理料(前回調剤数量)、調剤基本料加算(負担区分・コード・回数・点数)、包括管理料等、他医療機関受診に係る処方箋受付、医師の指示による分割調剤(調剤基本料)、医師の指示による分割調剤(薬学管理料)、医師の指示による分割調剤(摘要薬学管理料)

⑦分割技術料情報

レコード識別情報、医師番号、処方月日、調剤月日、処方箋受付回、分割指示回数、保険(分割対象点数)、保険(分割後点数)、第一公費(分割対象点数)、第一公費(分割後点数)、第二公費(分割対象点数)、第二公費(分割後点数)、第三公費(分割対象点数)、第三公費(分割後点数)、第四公費(分割対象点数)、第四公費(分割後点数)

⑧調剤報酬請求書情報

レコード識別情報、総件数、総合計点数、マルチボリューム識別情報

2 被保険者情報

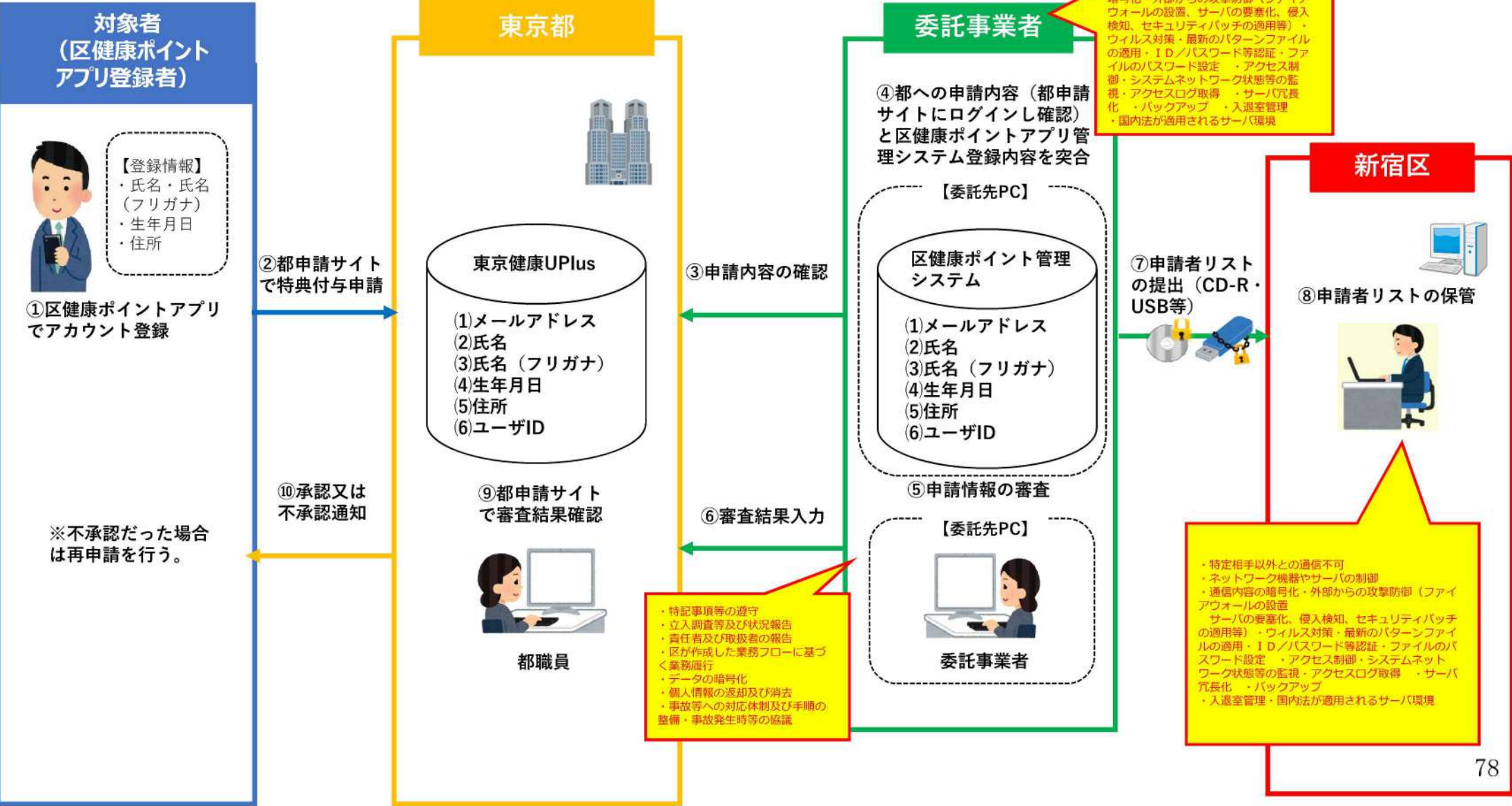
自治体コード、保険証番号、宛名番号、CPU連番、国保資格区分、国保資格区分名称、国保履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、国保有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、文字列型予備項目1、保険証番号内連番、適用開

始事由国保異動事由、国保異動事由コード 名称 01、適用開始国保異動区分、適用開始異動年月日、適用開始届出年月日、適用開始時効年月日、適用終了事由国保異動事由、国保異動事由コード 名称 02、適用終了国保異動区分、適用終了異動年月日、適用終了届出年月日、適用終了時効年月日、続柄コード、記載順位、次 CPU 連番、前 CPU 連番、国保世帯最新フラグ、国保個人最新フラグ、抹消フラグ、旧保険証番号、保険証番号結合処理年月日、保険証番号結合コンピュータ名、保険証番号結合ユーザ名、旧宛名番号、宛名番号結合処理年月日、宛名番号結合コンピュータ名、宛名番号結合ユーザ名、適用開始旧被扶養者区分、適用終了旧被扶養者区分、給付開始年月日、宛名住民区分、宛名住民区分コード 短名称、個人法人区分、宛名世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、現住所郵便番号 1、現住所コード、現住所県名付加区分、現住所、現住所地番、現住所方書漢字、転入前住所郵便番号、転入前住所コード、転入前住所、転入前住所地番、転入前住所方書漢字、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名住所、宛名地番、宛名方書漢字、宛名地番数値 1、宛名地番数値 2、宛名地番数値 3、宛名生年月日、宛名年齢、性別区分、性別区分コード 短名称、宛名行政区コード、宛名消除区分、宛名続柄コード、宛名異動事由コード、宛名異動日、宛名異動届出日、宛名増減事由コード、宛名増減異動日、電話番号、対象者の識別番号

とうきょう健康応援事業に係る健康ポイント事業の審査業務委託について (No.22)

事業名	健康ポイント事業
担当課	健康づくり課
区分	業務委託
目的	区民が日々の暮らしの中で歩くことの成果をポイントとして集め、一定のポイントが貯まればインセンティブが当たる抽選に参加できる「しんじゅく健康ポイント」を実施することで、無理せず楽しみながら生活習慣の改善につながる環境づくりを構築し、健康寿命の延伸を図ることを目的とする。
対象者	18歳以上の区民
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、平成30年度から、区民が楽しみながら生活習慣を改善できるよう、健康ポイント事業を行っている（平成29年度第8回、平成30年度第4回、同年度第6回及び令和2年度第2回情報公開・個人情報保護審議会了承済）。</p> <p>令和6年7月、東京都は、区市町村が実施する健康ポイント事業に参加し、一定基準以上のポイントを獲得した者に、電子マネーに変換可能な「東京ポイント」等を付与する「とうきょう健康応援事業」を立ち上げた。区は、令和7年11月に当該事業に新宿区健康ポイント事業を連携させ、利用者が都の提供するインセンティブを追加で受けることができるようにした。</p> <p>インセンティブ付与に当たっては、利用者が自ら獲得申請を行った後、獲得基準を満たしているかの区市町村による審査を受ける必要があるが、令和7年度は区担当者が行っている。</p> <p>令和8年度以降は対象期間や申請期間が延びることから申請数が増加することを見込んでおり、迅速に対象者へのインセンティブ付与を行うために健康ポイント事業全体を運営する事業者審査業務委託を追加して行う。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>「とうきょう健康応援事業」に係る特典の付与を迅速かつ円滑に行うため、申請内容の審査業務を委託する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>2,061名（令和6年度実績）</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

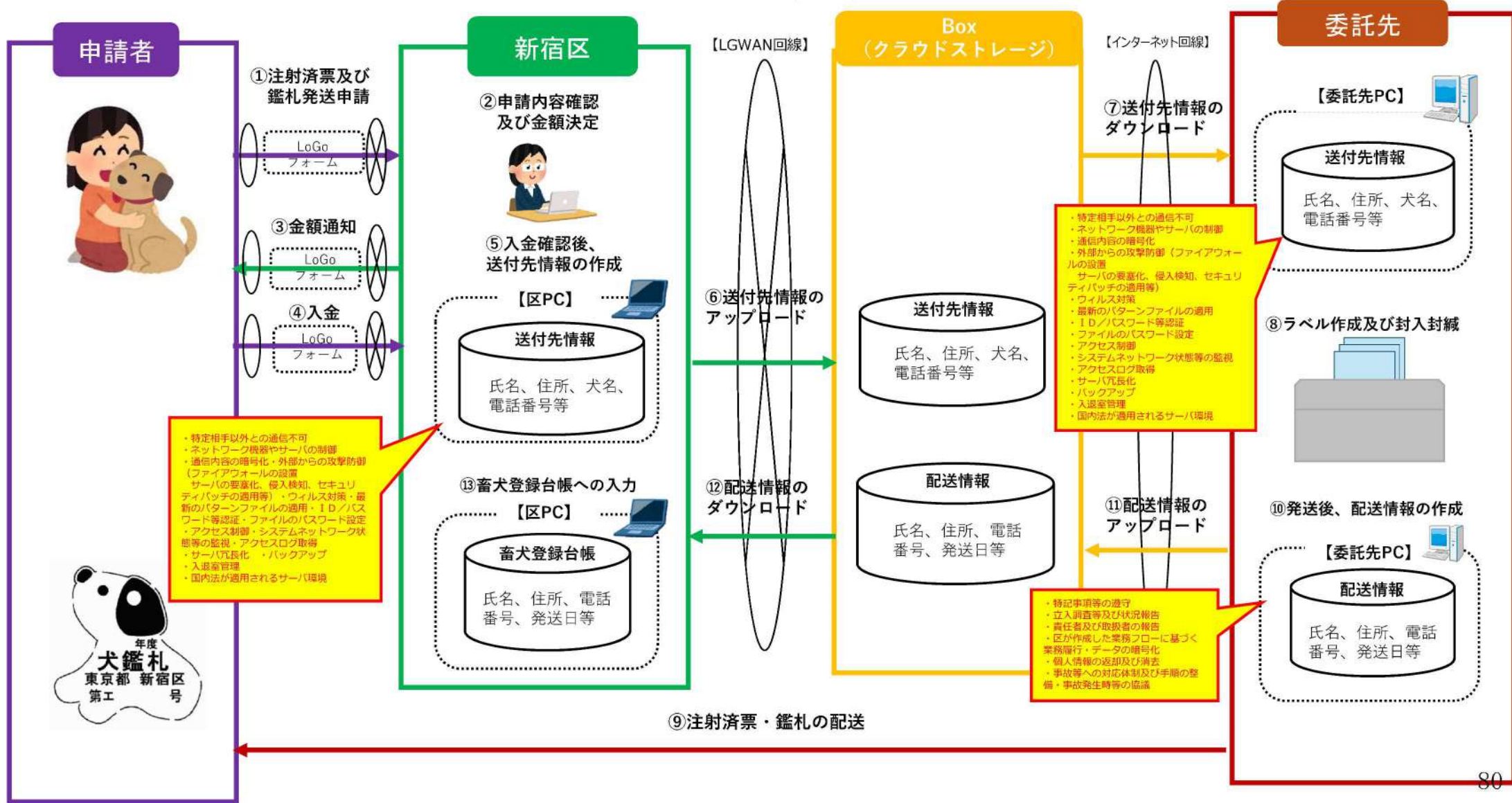
「とうきょう健康応援事業（東京健康Uplus）」の申請における個人情報の流れ



狂犬病予防注射済票及び鑑札交付申請のオンライン化及び発送業務に係る外部結合等について (No.23)

事業名	狂犬病予防注射済票及び鑑札交付申請のオンライン化及び発送業務に係る外部結合等について
担当課	衛生課
区分	外部結合、業務委託
目的	狂犬病予防法に基づく手続きのオンライン化により区民利便性を向上させる。また、オンライン申請で受け付けた送付物の封入封緘・発送の外部委託により業務効率化を図る。
対象者	区内で犬を飼育している人
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区はこれまで狂犬病予防注射済票及び鑑札の交付・再交付手続きを衛生課又は特別出張所窓口でのみ受け付けており、窓口で申請書の受領、手数料の徴収、獣医師が発行した狂犬病予防注射済証の確認を行い、その場で狂犬病予防注射済票や鑑札を交付していた。区では、さらなる業務の効率化を図るため、窓口での受付に加えて、狂犬病予防注射済票及び鑑札の交付・再交付手続きの電子化を行い、オンライン申請における封入封緘及び配送業務を委託する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 外部結合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防注射済票及び鑑札発送の申請を行うため、LoGo フォームに外部結合を行う。なお、本事業の電子申請において、オンライン決済機能を活用することから、個人情報保護管理運営会議に付議する。 ・LGWAN 回線を介して区のイントラ PC とクラウドストレージを結合し、送付先情報や配送情報のデータの受け渡しを行う。 <p>(2) 業務委託</p> <p>LoGo フォームで交付申請を受け付けた狂犬病予防注射済票や鑑札について、封入封緘及び配送を委託する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約 12,500 頭 (区内の畜犬登録概数)</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

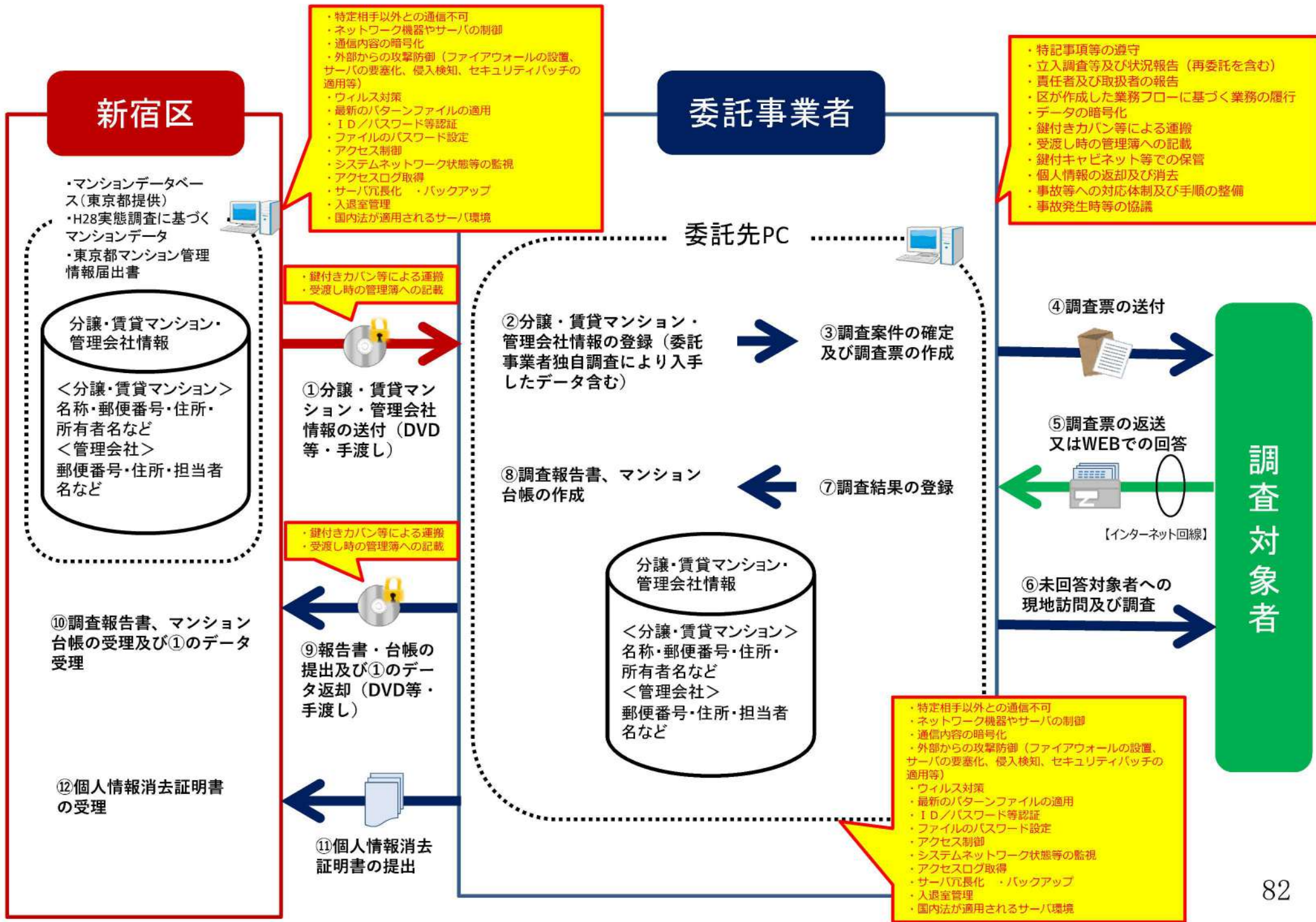
狂犬病予防注射済票及び鑑札発送業務委託における個人情報の流れ (BOX)



マンション管理に係る実態調査業務の委託について (No.24)

事業名	マンション管理に係る実態調査業務の委託について
担当課	住宅課
区分	業務委託
目的	第5次住宅マスタープラン策定（計画期間：令和10～19年度）に向け、新宿区内のマンションの課題などを把握するとともに、耐震、防災等の施策に反映させるための基礎資料とするため
対象者	区内にある分譲マンションの管理組合の理事長（管理組合がない場合は区分所有者）又は管理会社、賃貸マンションの所有者又は管理会社
事業内容	<p>1 概要</p> <p>この度、区内のマンションを対象に、建物の維持管理やコミュニティ形成、防災・防犯、再生への取り組みなどの現状を把握するため、マンション実態調査を実施する。調査結果は、今後のマンション施策の方向性を検討する際の基礎資料とするとともに、令和10年度から19年度を計画期間とする第5次住宅マスタープランへの反映を図り、効果的かつ効率的な施策の推進に活用することとする。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) マンション台帳の作成</p> <p>(2) 調査票の作成、送付、回収（郵送またはウェブ）</p> <p>(3) 調査結果の集計及び分析、課題の整理、今後の施策等について提言</p> <p>3 対象者数</p> <p>分譲マンション 約3,000棟</p> <p>賃貸マンション 約3,000棟</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

マンション実態調査業務の個人情報の流れ



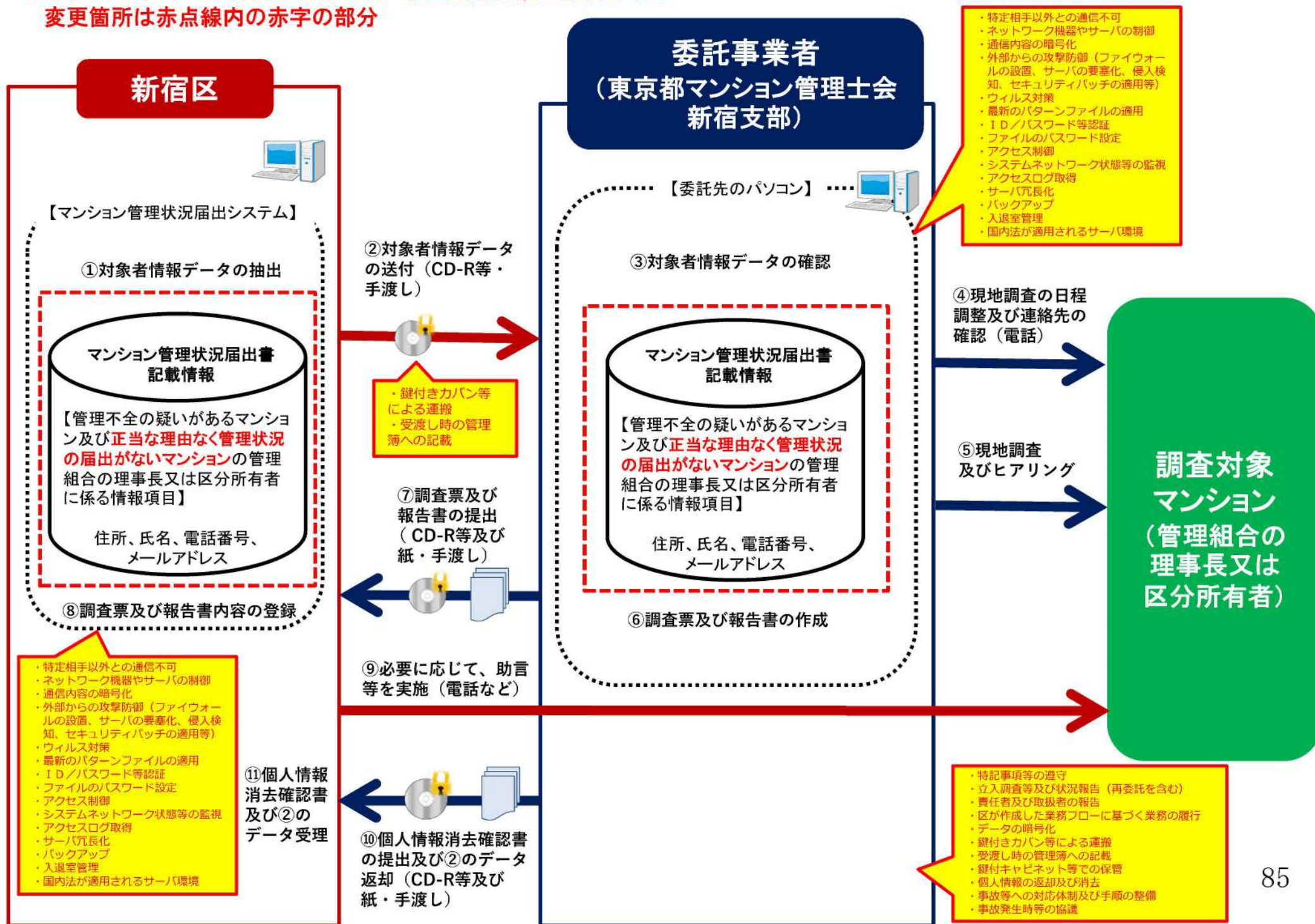
マンション管理状況届出制度に係る調査業務の委託について（委託内容の変更）（No.25）

事業名	マンション管理状況届出制度に係る調査業務委託
担当課	住宅課
区分	業務委託
目的	<p>①管理不全の疑いがあるマンションに対して、助言等の必要な措置を講ずるため。</p> <p>②正当な理由なく管理状況の届出がないマンションに対して現地調査を行い、連絡窓口となるものを把握するなどして管理状況の届出を促すとともに、調査結果に基づき、必要に応じて助言等を実施するため。</p>
対象者	管理不全の疑いがあるマンションの管理組合の理事長又は区分所有者（管理組合がない場合）、正当な理由なく管理状況の届出がないマンションの管理組合の理事長又は区分所有者（管理組合がない場合）
事業内容	<p>1 概要</p> <p>東京都の「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」（平成31年4月施行）に基づき、昭和58年に施行された区分所有法改正前に建築されたマンションのうち、人の居住の用に供する独立部分の数が6以上あるものを対象として、管理組合活動や修繕積立金の有無等の管理状況を届出させる「マンション管理状況届出制度」（以下「届出制度」という。）が、令和2年4月1日から開始された。</p> <p>区は、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により区に委譲された、届出の受理等の事務処理を行っており、東京都が開発した「マンション管理状況届出システム」を使用し、届出者の情報等の管理を行っている（令和2年度第2回情報公開・個人情報保護審議会了承済）。</p> <p>また、届出を行ったマンションのうち、管理不全の疑いがあるマンションに対しては、調査を実施しているところである（令和2年度第7回情報公開・個人情報保護審議会了承済）。</p> <p>この度、正当な理由なく管理状況の届出がないマンションに対して、現地調査を行い、連絡窓口となるものを把握するなどして管理状況の届出を促すとともに、調査結果に基づき、必要に応じて助言等を実施することにより、良質なマンションストック及び良好な居住環境の形成を図ることとする。</p> <p>なお、正当な理由なく管理状況の届出がないマンションへの現地調査等については、マンション管理に関する専門的な知識が必要となるため業務を委託する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>①管理不全の疑いがあるマンションへの現地調査及びヒアリング（助言含む）</p> <p>②正当な理由なく管理状況の届出がないマンションへの現地調査及び連絡窓口特定（管理状況の届出を促し、必要に応じて調査結果に基づいた助言等を含む）</p>

	<p>③調査票及び報告書の作成及び提出</p> <p>3 対象者数 約 220 件（届出対象マンション数（全数）である 640 棟の 35%を想定）</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

【マンション管理状況届出制度に係る調査業務における個人情報の流れ】

※令和2年度第7回新宿区情報公開・個人情報保護審議会からの
変更箇所は赤点線内の赤字の部分



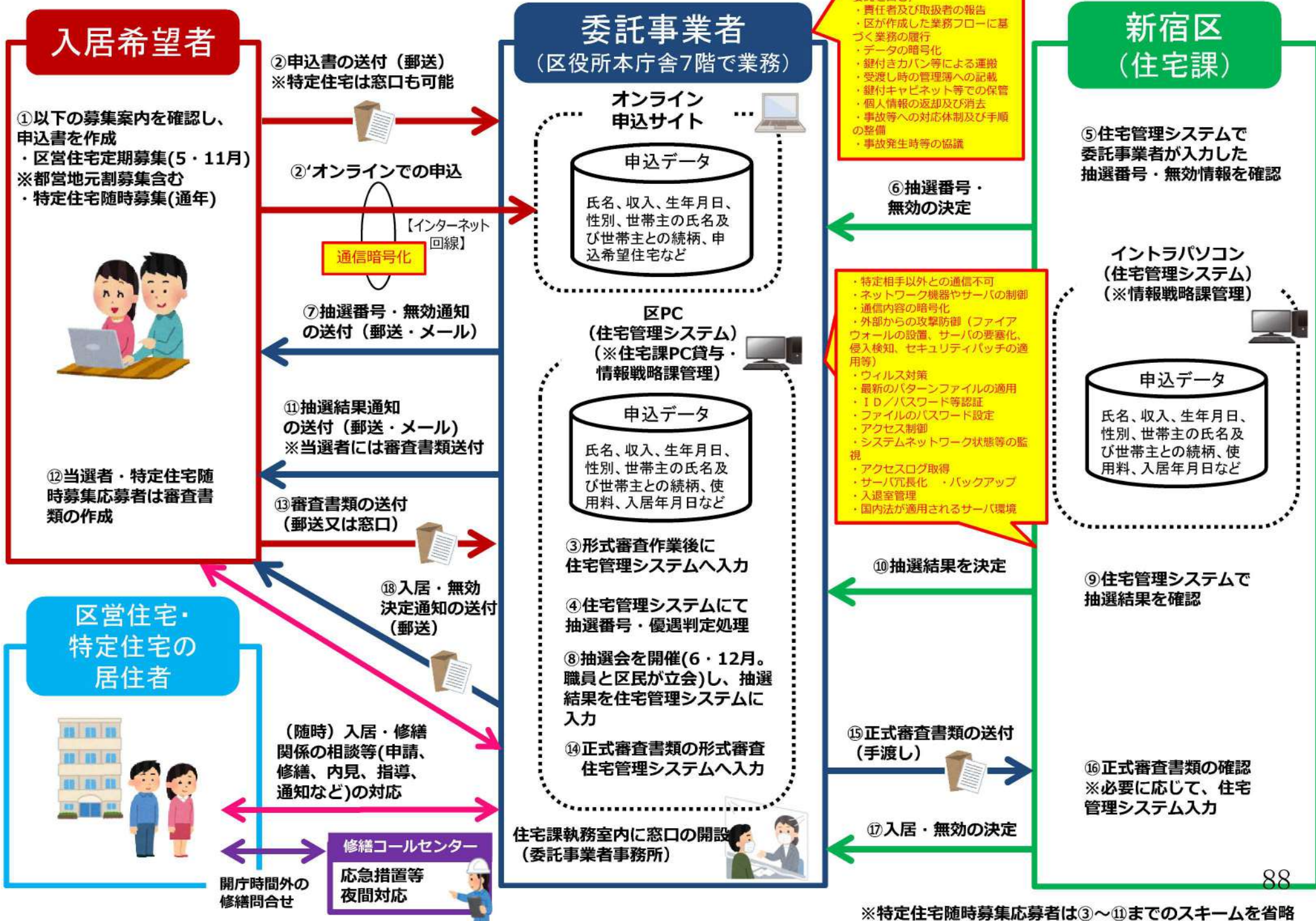
新宿区立住宅管理に係る業務の委託について（委託内容の変更）（No.26）

事業名	新宿区立住宅等管理委託事業
担当課	住宅課
区分	業務委託
目的	入居者募集、使用料の通知、空家修繕等の維持管理に加えて、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用して、入居申込のオンライン化、入居者管理を実施するとともに、区民からの問合せ窓口を一元化することで、区民サービスの更なる向上を図るため、区営住宅・特定住宅・事業住宅（以下「区立住宅」という。）の入居者管理から修繕までの維持管理に関する複数業務を包括的に委託する。
対象者	区営住宅入居者、特定住宅入居者、事業住宅入居者、区営住宅入居募集応募者、特定住宅随時募集応募者、都営住宅地元割募集応募者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、新宿区立住宅の維持管理は開庁時の入居者対応や管理、募集（区営住宅などの抽選業務を含む）などは区が担当している。一方、入居中の一般修繕や空き家修繕、閉庁時のコールセンター対応、緊急時の応急措置については業務を委託している。この分担業務により、区と事業者間の引継ぎや入居者との調整で齟齬が生じ、入居者が混乱することがあった。</p> <p>また、委託事業者が修繕の相談を受けた際には、入居者の修繕記録や対応履歴を確認する必要がある。しかし、入居者情報は区が管理しているため、区から事業者へ情報提供する際は、都度、入居者の同意が必要となり、手続きが煩雑で非効率になっていることが課題となっていた。</p> <p>それに関し、令和7年度新宿区民間提案制度の事業提案で、新宿区営住宅等の管理委託業務の拡充が採用されたことを踏まえ、区営住宅の入居者管理及び建物の維持管理を一体的に実施することになった。</p> <p>については、区民からの問い合わせ窓口の一元化を図るとともに、募集申込のオンライン化をはじめ、募集・抽選など、入居者管理から修繕までを専門的なノウハウを持つ事業者に委託することで、さらなる区民サービスの向上を図る。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 入居者管理業務</p> <p>(2) 区立住宅募集業務</p> <p>(3) 修繕管理業務</p> <p>3 対象者数</p> <p>(1) 区営住宅入居者 1058 世帯</p> <p>(2) 特定住宅入居者 377 世帯</p>

	<p>(3) 事業住宅入居者 54 世帯</p> <p>(4) 区営住宅入居募集応募者 年 2 回(5 月・11 月)募集 各回約 900 世帯</p> <p>(5) 特定住宅随時募集応募者 約 30 世帯</p> <p>(6) 都営住宅地元割募集応募者 約 10 世帯</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

【区営住宅等募集事業に係る個人情報の流れ】

※今まで区が行っていた申込受付や抽選等の事務を委託する

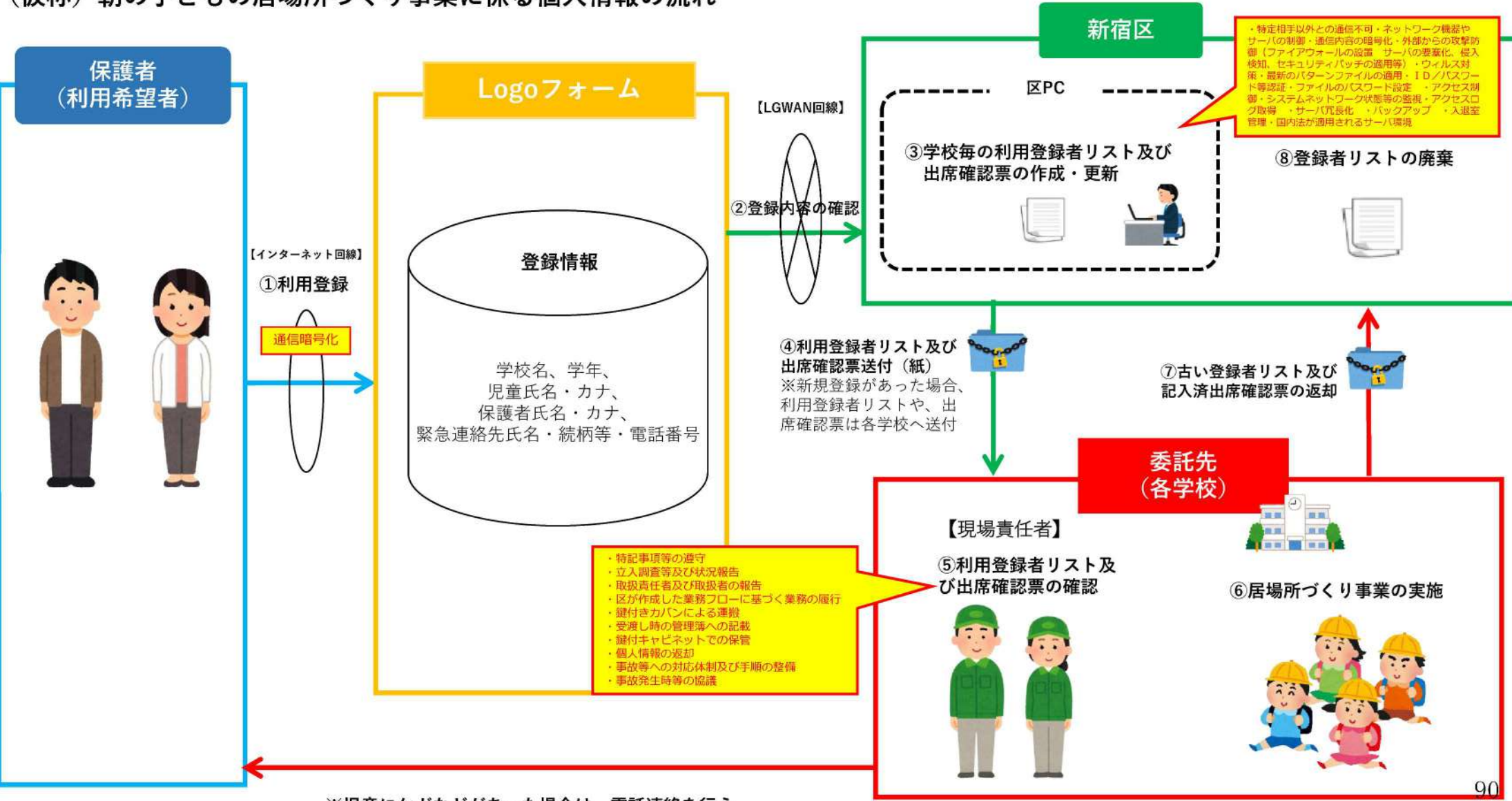


※特定住宅随時募集応募者は③～⑪までのスキームを省略

朝の子どもの居場所づくり事業に係る業務の委託について（学校用務業務委託）（No.27）

事業名	朝の子どもの居場所づくり事業（学校用務業務委託）
担当課	教育調整課
区分	業務委託
目的	朝の子どもの居場所づくり事業を利用する児童の出席確認を行うため。 また、児童にケガや急病等の緊急事態が発生した際に、委託業者から保護者に連絡することを可能とするため。
対象者	実施校に在籍し、当事業に利用登録をする児童及び保護者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>保護者の就労により、学校の登校時間前に通学し、校門前や学校近辺で待機する児童に対し、安全、安心な居場所を提供するため、令和8年4月から市谷小学校、東戸山小学校、落合第三小学校、西新宿小学校の4校※で朝の子どもの居場所づくり事業を試行実施し、午前7時30分から登校時間まで子どもたちの見守りを行う。</p> <p>利用を希望する児童は、LoGo フォームにより、学校名・学年・児童名・保護者の連絡先等を登録し、区が情報を取りまとめる。事業は、現行の学校用務業務委託への仕様の追加で実施することとしており、利用児童の出席確認を行うとともに、見守り時間中に児童にケガや急病などの緊急事態が発生した場合に、受託事業者から保護者に連絡ができるよう、区が取りまとめた情報を受託事業者に提供する。</p> <p>※対象校については、今後、順次拡大していく可能性があり、取り扱う個人情報項目や個人情報の流れに変更がないことから、管理運営会議への付議は今回、一括して行うこととする。なお、取り扱う個人情報項目等に変更が生じた場合は、その都度、本会議へ付議を行う。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 外部結合</p> <p>利用を希望する保護者からの申込みを受け付けつけるため、LoGo フォームと外部結合を行う。</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>朝の子どもの居場所づくり事業の利用登録の情報から、利用児童の出席確認を行うとともに、見守り時間中に児童がケガや急病などの緊急事態が発生した場合の、保護者への連絡業務を委託する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>利用登録可能者数：約1,340人（上記4校の合計児童数） ※対象校が拡大する場合、各学校の児童総数が対象となる。</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

(仮称) 朝の子どもの居場所づくり事業に係る個人情報の流れ

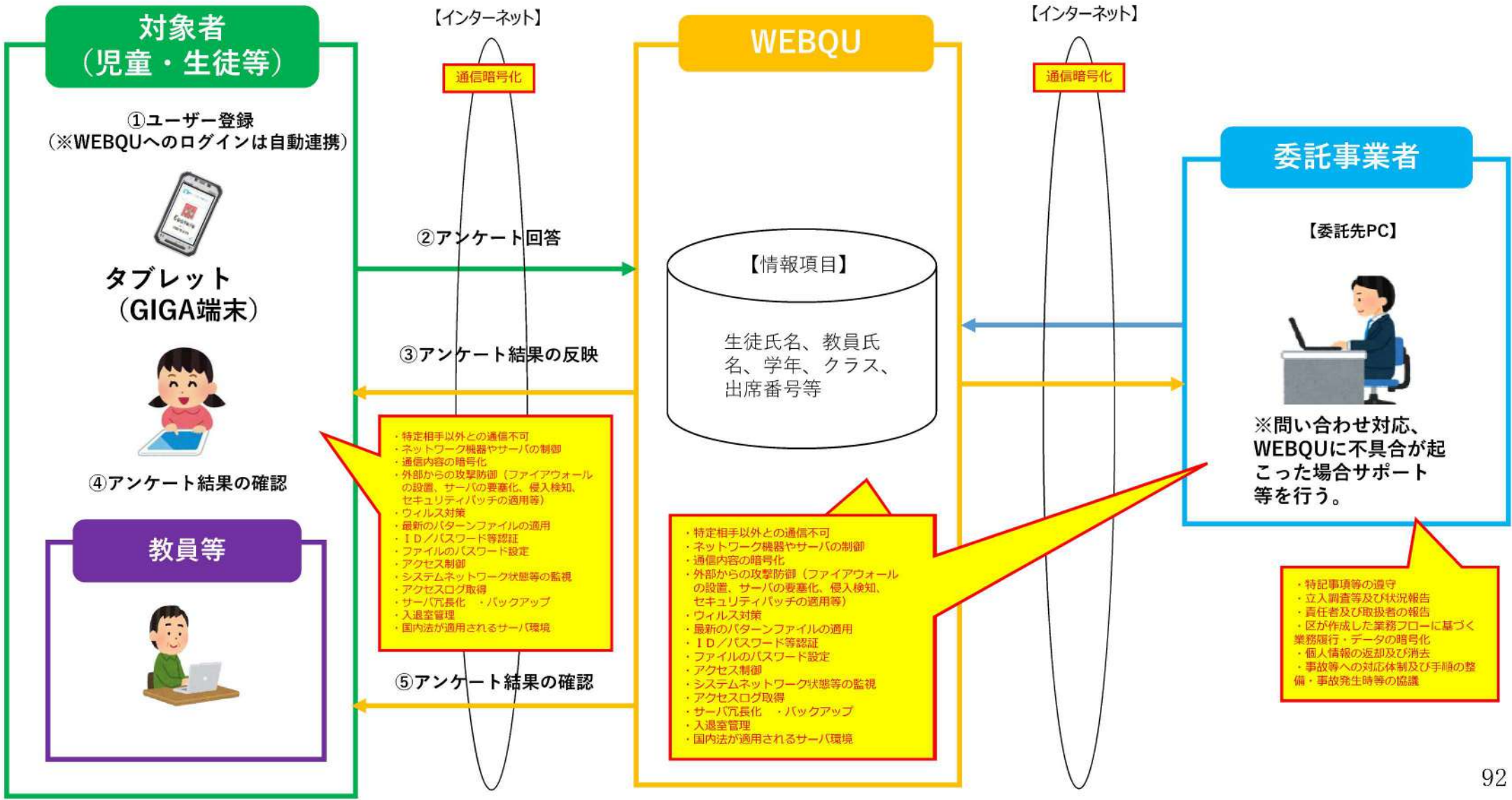


※児童にケガなどがあった場合は、電話連絡を行う。

「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート実施業務委託」におけるWEBQUの導入に係る外部結合等について (No.28)

事業名	「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート実施業務委託」におけるWEBQUの導入について
担当課	教育指導課
区分	外部結合、業務委託
目的	学級生活における児童生徒の満足度等を調査する「WEBQU」を導入し、いじめや不登校等の防止につなげるため。
対象者	新宿区立学校の小学4年生～6年生、中学1年生～3年生
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、区では、学校生活や学級生活への不適應、不登校、いじめ被害の可能性が高い児童・生徒を早期に把握し、いじめの未然防止と、児童・生徒がより充実した学校生活を送れる環境の整備を目的として、「hyper-QU」を活用している。</p> <p>これまでは、紙によるアンケート方式で実施しており、回答から回収、診断・分析、結果受領までに約2週間を要していたほか、紙の結果を保管するための適切な管理やスペースの確保も必要となっていた。今後は、児童・生徒がタブレット上でアンケートを実施できるよう、「WEBQU」を活用し、アンケート結果の迅速な反映や業務の効率化を図ることとしている。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 外部結合</p> <p>事業者が提供するクラウドサービスと外部結合し、児童・生徒のタブレットから当該システムにログインし、アンケート回答を行う。</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>「WEBQU」の運用保守等の委託を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約7,588人程度</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

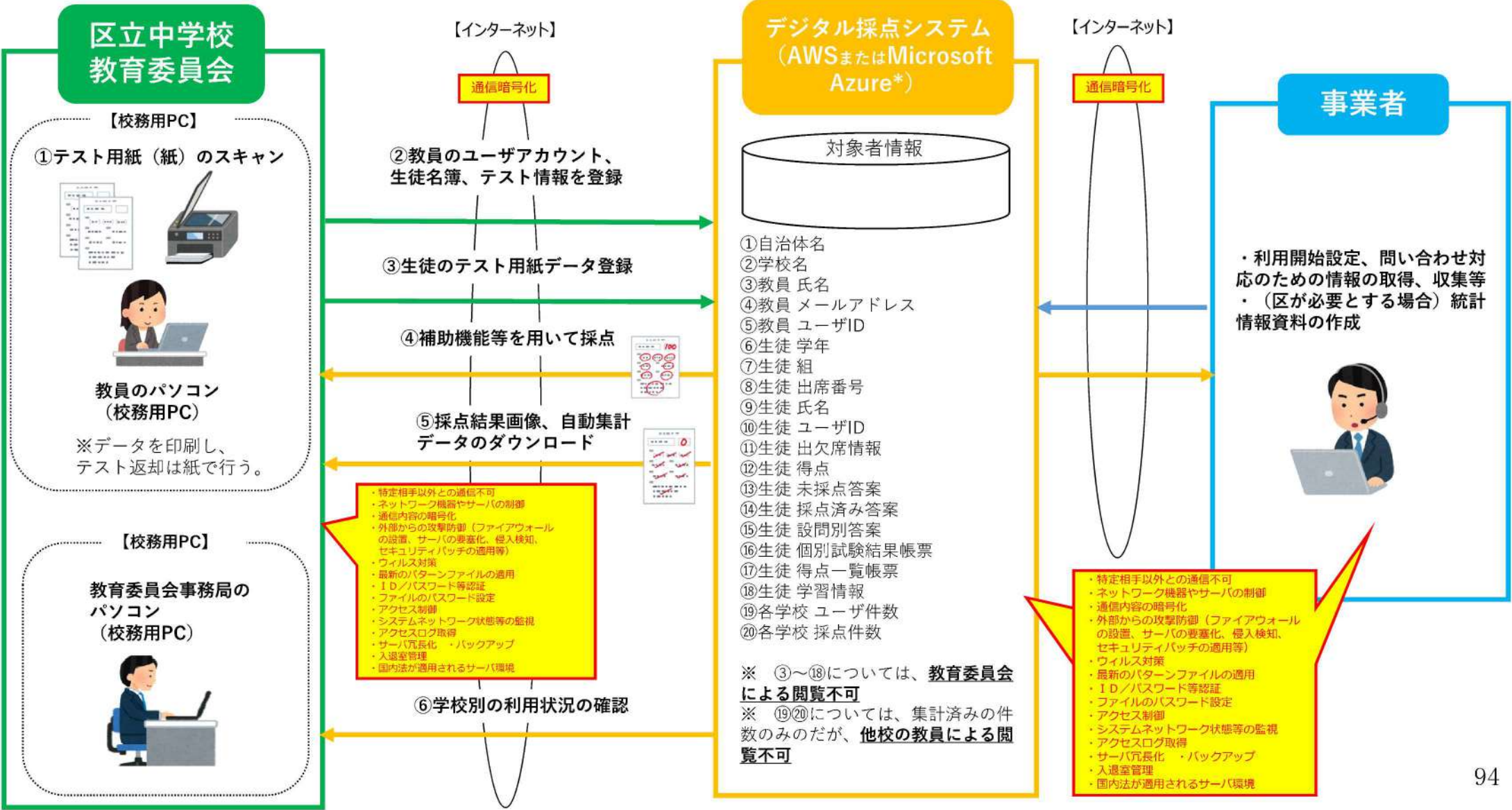
「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート実施業務委託」における個人情報の流れ



デジタル採点システムの導入に係る外部結合について (No.29)

事業名	学校情報ネットワークシステムの運用
担当課	教育指導課
区分	外部結合
目的	区立中学校へのデジタル採点システムの導入
対象者	区立中学校に在籍する生徒・教員
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、区立中学校の定期試験は教員が作成した問題を紙で当日配布、生徒が解答し、教員は答案用紙を手作業で採点し、設問・評価観点別の集計を行っている。この採点、返却、集計作業は短期間で行う必要があり、業務負担の軽減が求められている。そのため、令和8年4月より、クラウド型のデジタル採点システムを導入することで、教員が同一設問をまとめて採点できる機能や自動文字判定により採点補助を行う機能で作業の効率化が見込めるほか、返却後の答案の改ざんといった不正防止、採点結果の観点別自動集計といった+αの分析が可能となる。また、早期の答案返却により、短期間での生徒に振り返りを行わせ、次の学習計画に生かす等の細やかな指導につなげていく。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>事業者が提供するデジタル採点システムと外部結合し、教員が校務用パソコンのインターネットブラウザから当該システムに校内の教員の情報を入力し、ユーザアカウント登録を行う。また、教員が生徒の名簿情報と紙の答案用紙のスキャンデータを入力し、生徒ごとの採点結果を入力・集計する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>令和8年度：約3,200人</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

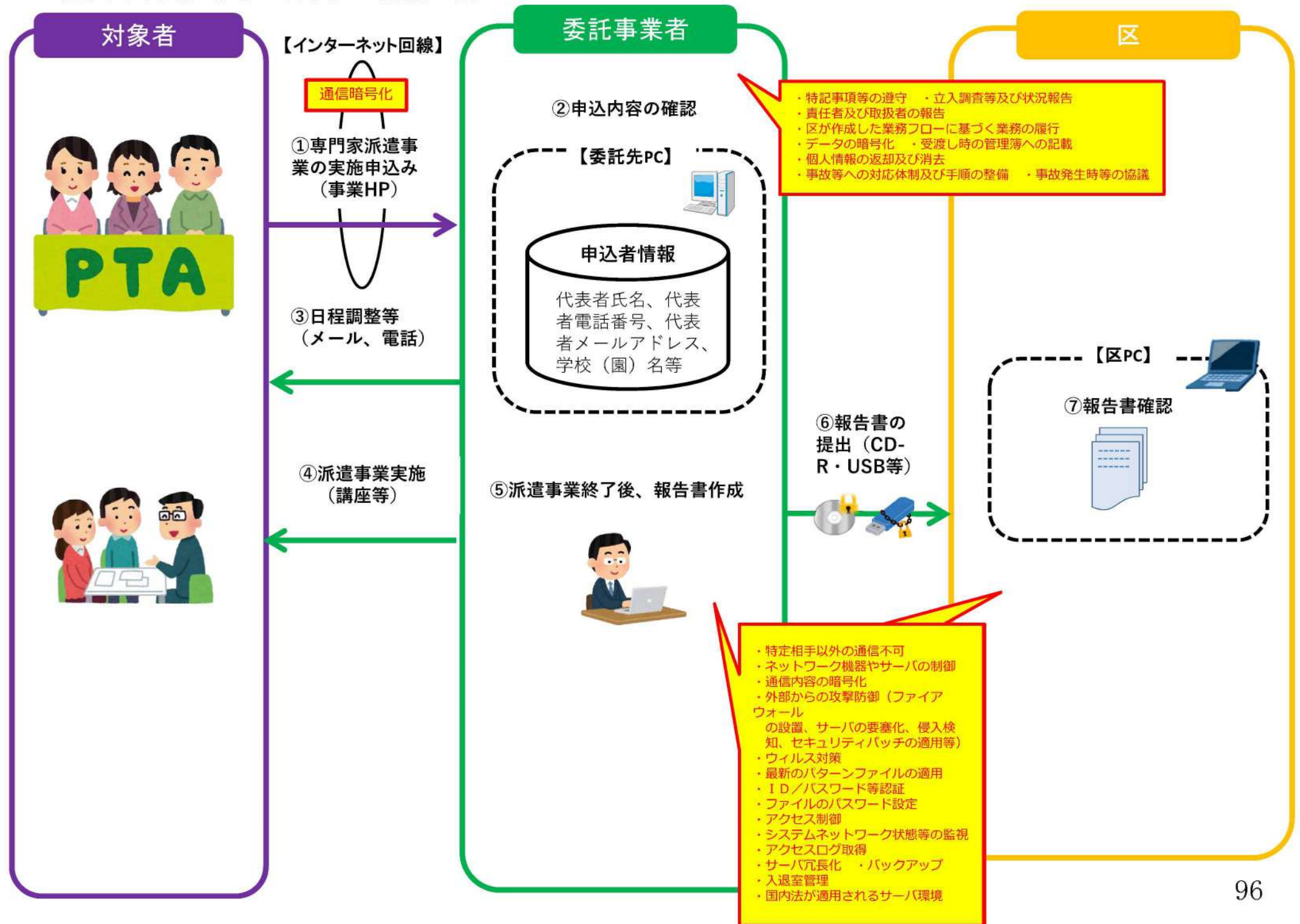
デジタル採点システムの導入に係る個人情報の流れ



P T A 研修会等委託事業に係る委託業務について (No.30)

事業名	P T A 研修会等委託事業
担当課	教育支援課
区分	業務委託
目的	P T A 及び保護者の会の活動充実と活性化をめざし、P T A 及び子ども園の役員・保護者を対象に研修会を開催する。また、P T A 活動の効率化や個人情報保護等の取り組みに対し専門家講師を派遣して研修等を実施することで、P T A 活動を支援する。
対象者	新宿区立幼稚園・小学校・中学校に通う幼児・児童・生徒の保護者又はP T A 等代表者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>これまでP T A 等の活動充実と活性化を目指したP T A 研修会や、P T A 活動の効率化や個人情報保護等の取り組み等の課題や悩みを解決するため、P T A 等のニーズに合わせたP T A への専門家派遣を実施することでP T A 活動を支援してきた。</p> <p>当課で提案できる専門家の常態化や、新たな研修会講師の選定等に困難が生じており、さらなる充実のため、P T A 等からの申込み受付から講師の決定、日程調整、当日の運営及び動画編集業務までを委託することとした。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容（業務委託）</p> <p>事業の企画・管理・運営、P T A 等からの申込み受付、講師の選定、日程調整（P T A 等及び講師）等</p> <p>3 対象者数</p> <p>P T A 等への専門家派遣 年5回程度</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

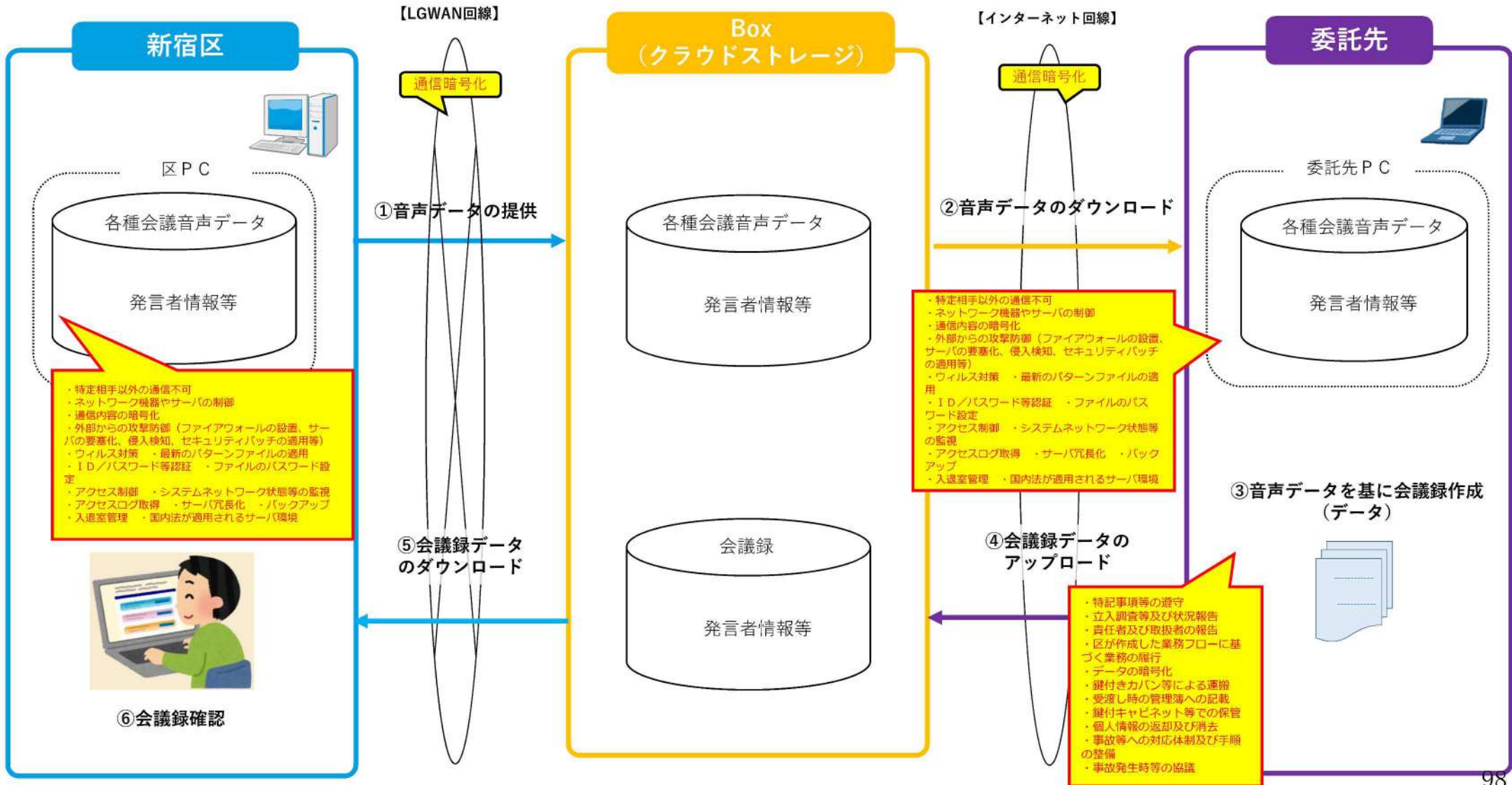
PTA研修会等委託事業に伴う個人情報の流れ



外部評価委員会等及び基本構想審議会等におけるテープ反訳業務の外部結合等について
(No.31)

事業名	外部評価委員会等及び基本構想審議会等におけるテープ反訳業務の外部結合等について
担当課	企画政策課
区分	外部結合、業務委託
目的	外部評価委員会等及び基本構想審議会等における会議録の作成を委託することで、職員の負担軽減及び業務の効率化を図る。
対象者	地域説明会で発言する区民等
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、区では区民等に対する説明責任を果たし、区政運営の透明性を高めるため、各種会議等の記録を公開している。</p> <p>従来の外部評価委員会等に加え、令和8年度は新たな基本構想の策定にあたって区内10か所で地域説明会を開催する予定である。地域説明会においては、発言者の個人情報を含む質疑が行われることが想定されるため、クラウドストレージサービス（BOX）を利用して、委託事業者との音声データの授受を行い、業務の効率化を図る。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 外部結合</p> <p>LGWAN回線を介して区のイントラPCとクラウドストレージを結合し、会議等の音声データを送付する。</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>会議録の作成業務等を委託する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>200名程度（1か所につき20名程度を想定）</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

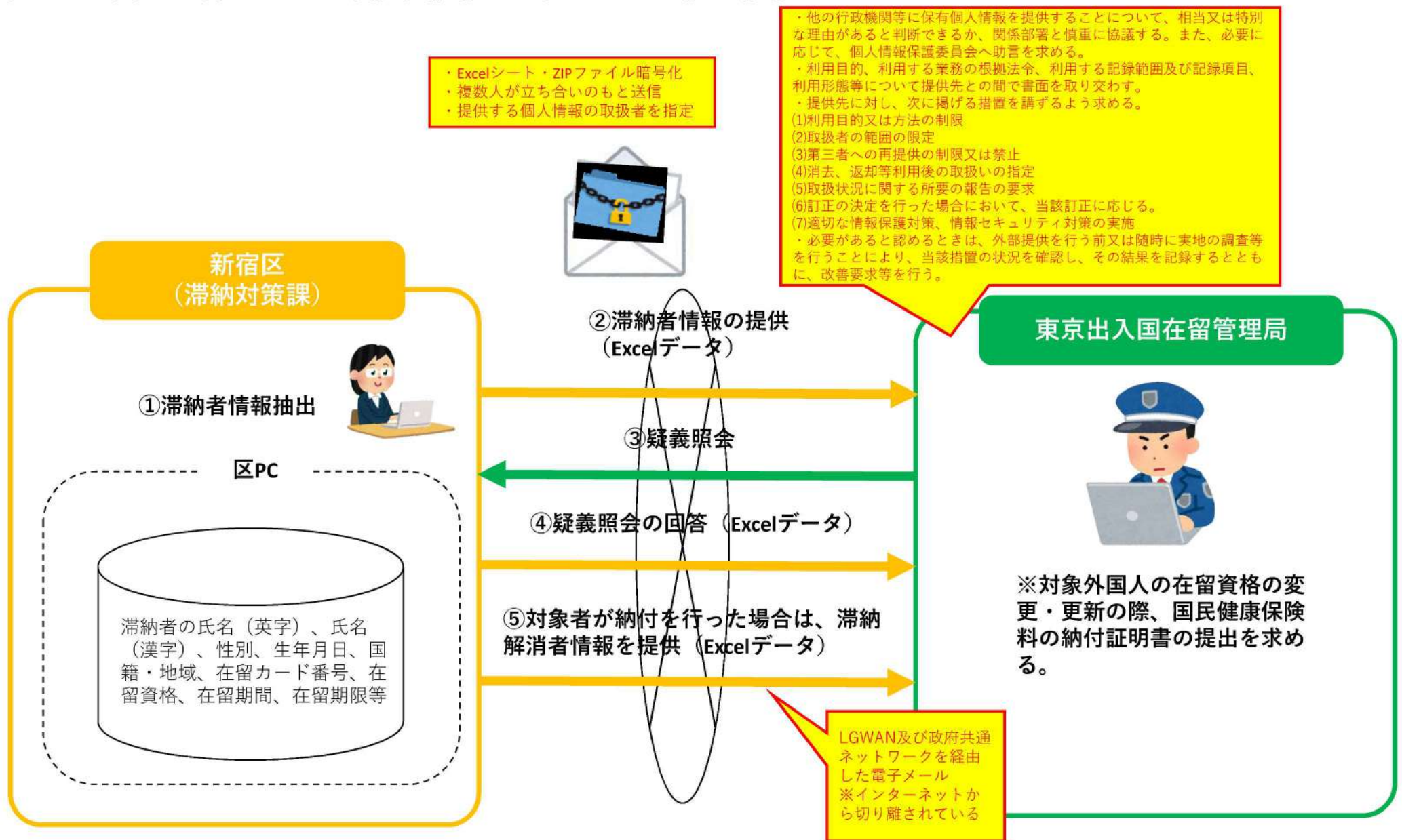
外部評価委員会等及び基本構想審議会等におけるテープ反訳業務に係る個人情報の流れについて



国民健康保険料に係る東京出入国在留管理局への滞納者情報の外部提供について (No. 3 2)

事業名	国民健康保険料の滞納者に係る協力要請制度
担当課	滞納対策課
区分	外部提供
目的	国民健康保険料の滞納者に一層適正に対応するため
対象者	国民健康保険料の外国人滞納者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、外国人被保険者に国民健康保険制度の周知を徹底し、納付を促すことが収入率の向上につながると考え、これまでに、窓口案内、窓口対応及び新宿区納付案内センターにおける多言語対応可能な人材の配置等や、東京出入国在留管理局への居住実態調査を行っている。</p> <p>このたび、令和8年度から、区が催告等滞納整理の取組みを行った上で、それでもなお、滞納が継続されている滞納者について、滞納期間や納付相談歴等の滞納整理の経過を踏まえた上で、東京出入国在留管理局へ当該滞納者の情報を提供し、当該滞納者が在留資格の変更・更新の申請に及んだ際に、国民健康保険料の納付証明書の提出を求める協力要請制度を実施する。</p> <p>区においては、東京出入国在留管理局と連携することで、国内に居住している間に国民健康保険料の納付、滞納解消に繋げることが一定程度可能となる。また、東京出入国在留管理局においては、在留資格の変更や在留期限の更新許可のガイドラインで「国民健康保険料の未納については、審査上、判断要素と考慮する」とされており、本外部提供によって在留審査の適正化が可能となる。このことから、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第3号に定める相当な理由に該当するものとして、外部提供を行う。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>国民健康保険料の滞納者情報（滞納者の氏名（英字・漢字）、性別、生年月日、国籍・地域、在留カード番号、在留資格、在留期間、在留期限、滞納処分を十分に尽くしたといえる理由）を東京出入国在留管理局へ外部提供を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約500人</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

東京出入国在留管理局への滞納者情報の提供にかかる個人情報の流れ



- ・ Excelシート・ZIPファイル暗号化
- ・ 複数人が立ち合いのもと送信
- ・ 提供する個人情報の取扱者を指定

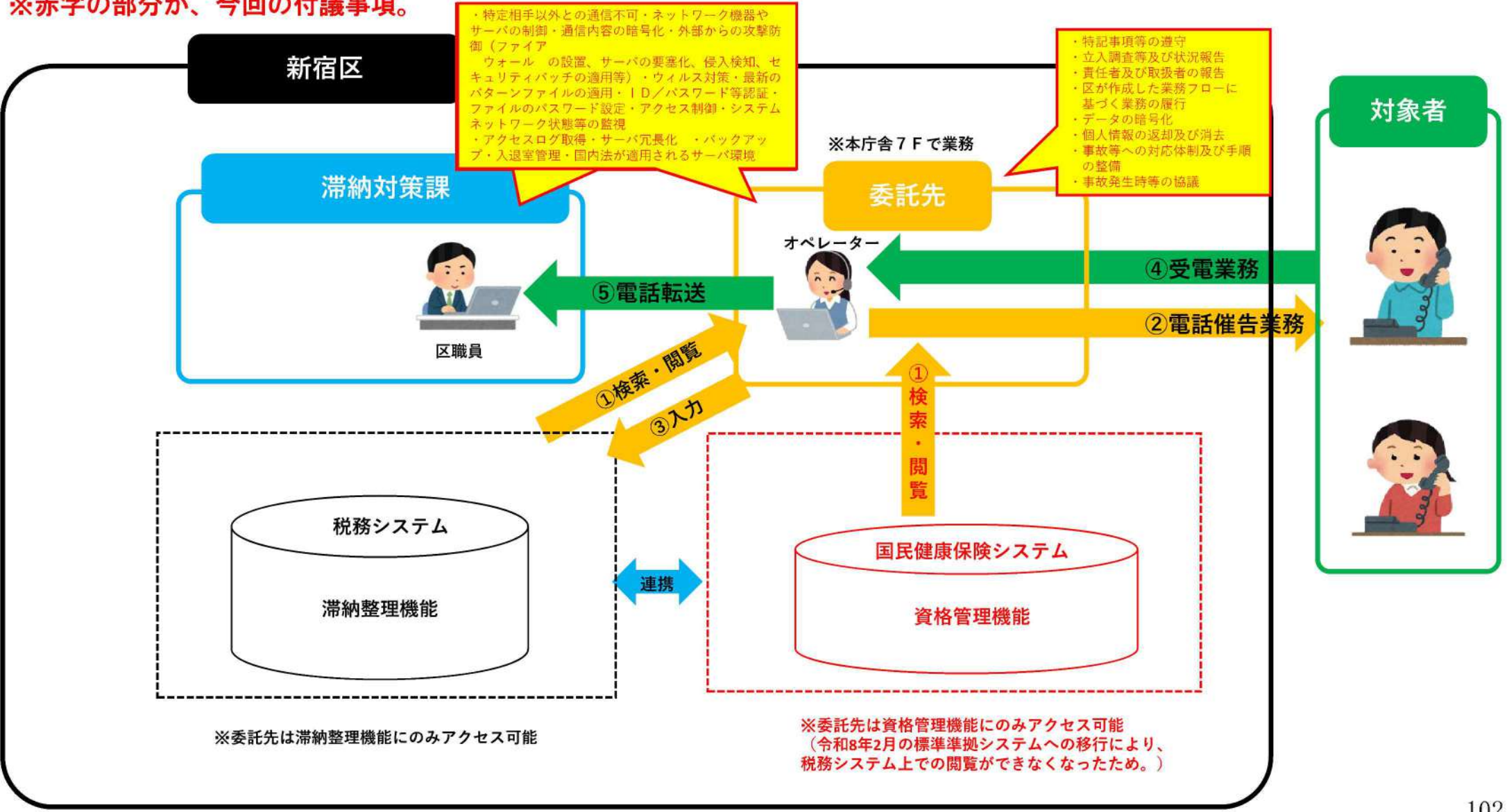
- ・ 他の行政機関等に保有個人情報を提供することについて、相当又は特別な理由があると判断できるか、関係部署と慎重に協議する。また、必要に応じて、個人情報保護委員会へ助言を求める。
- ・ 利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面を取り交わす。
- ・ 提供先に対し、次に掲げる措置を講ずるよう求める。
 - (1)利用目的又は方法の制限
 - (2)取扱者の範囲の限定
 - (3)第三者への再提供の制限又は禁止
 - (4)消去、返却等利用後の取扱いの指定
 - (5)取扱状況に関する所要の報告の要求
 - (6)訂正の決定を行った場合において、当該訂正に応じる。
 - (7)適切な情報保護対策、情報セキュリティ対策の実施
- ・ 必要があると認めるときは、外部提供を行う前又は随時に実地の調査等を行うことにより、当該措置の状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等を行う。

新宿区納付案内センター運營業務の委託について（委託業務の変更）（No.33）

事業名	新宿区納付案内センター運營業務委託						
担当課	滞納対策課						
区分	業務委託						
目的	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税、国民健康保険料の収入率向上及び事務の効率化のため。						
対象者	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税の滞納者及び国民健康保険料の滞納世帯						
事業内容	<p>1 概要</p> <p>滞納対策課では、特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税の滞納者、国民健康保険料の滞納世帯に対する電話やショートメッセージを活用した納付案内、受電業務及び内部事務等を行う「新宿区納付案内センター」を設置しその運営を委託することで、収入率の向上を図るとともに、職員を滞納整理業務に専念させることで事務の効率化を図っている。（令和6年第2回新宿区個人情報保護管理運営会議了承済み）</p> <p>国の示す地方公共団体基幹業務システム機能別連携仕様では、国民健康保険料資格情報が税務システム滞納整理機能へ連携されておらず、ベンダが連携の開発を行えないため、令和8年2月の標準準拠システム移行により税務システム滞納整理機能において国民健康保険料資格情報が閲覧できなくなり、委託業者の業務に支障が生じている。そのため、委託業者が使用するシステムとして国民健康保険システムを追加し、国民健康保険料資格情報を同システムにおいて閲覧させることにより対応する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>業務委託（電話催告業務・ショートメッセージ送信機器の調達及び催告業務・受電業務・内部事務・<u>国民健康保険システムにおける検索・閲覧</u>）</p> <p>3 対象者数</p> <table border="0"> <tr> <td>特別区民税・都民税・森林環境税</td> <td>約15,000人</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>約1,500人</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険料</td> <td>約29,000世帯</td> </tr> </table>	特別区民税・都民税・森林環境税	約15,000人	軽自動車税	約1,500人	国民健康保険料	約29,000世帯
特別区民税・都民税・森林環境税	約15,000人						
軽自動車税	約1,500人						
国民健康保険料	約29,000世帯						
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり						

新宿区納付案内センターにおける個人情報の流れ（電話催告業務・受電業務）

※赤字の部分が、今回の付議事項。



※電話催告業務については、平成22年第8回情報公開・個人情報保護審議会で、税務課・医療保険年金課が実施する旨承認済み

委託先に提供する項目

【基本情報】

住民番号、氏名（漢字、カナ）、性別、生年月日、住所（区民日、現住所、送付先情報）、国籍、世帯情報（世帯番号、続柄）、電話番号、不現住情報

【特別区民税・都民税・森林環境税】

住所（賦課住所、家屋敷、事務所）、住登外課税地市区町村コード、課税履歴情報（収入、所得、控除、税額、期別（月割）額、納期限、延滞金、減免）、特別徴収義務者、相続人・納税管理人情報、通知書発付日、通知書番号、公示情報、処理注意者情報

【軽自動車税（種別割）】

住所（定置場）、車両情報（車台番号、車種、車両区分、登録年月日、廃車年月日、標識番号、初度検査年月）、課税履歴情報（税率区分、税額、納期限、延滞金、減免）、相続人・納税管理人情報、通知書発付日、通知書番号、公示情報

【国民健康保険料】

賦課情報（保険料種類、所得割額、均等割額、相当年度、減免、年額、期別額、前年額）、国保世帯情報（被保険者数、通知書番号）、国保資格情報（国保番号、国保取得日、国保取得届出日、国保取得事由、国保喪失日、国保喪失届出日、国保喪失事由、介護取得日、介護取得届出日、介護取得事由、）、国保証情報（国保証区分、国保証交付年月日、国保証有効期限、国保証回収日）、所得情報（世帯総所得、控除、申告有無）、公示情報

【収納情報】

口座情報（金融機関コード、口座番号、預金科目、名義人、納付方法、開始年月日、取消年月日）、収納履歴（収納日、領収日、充当履歴）、納付委託情報、還付情報

【滞納整理情報】

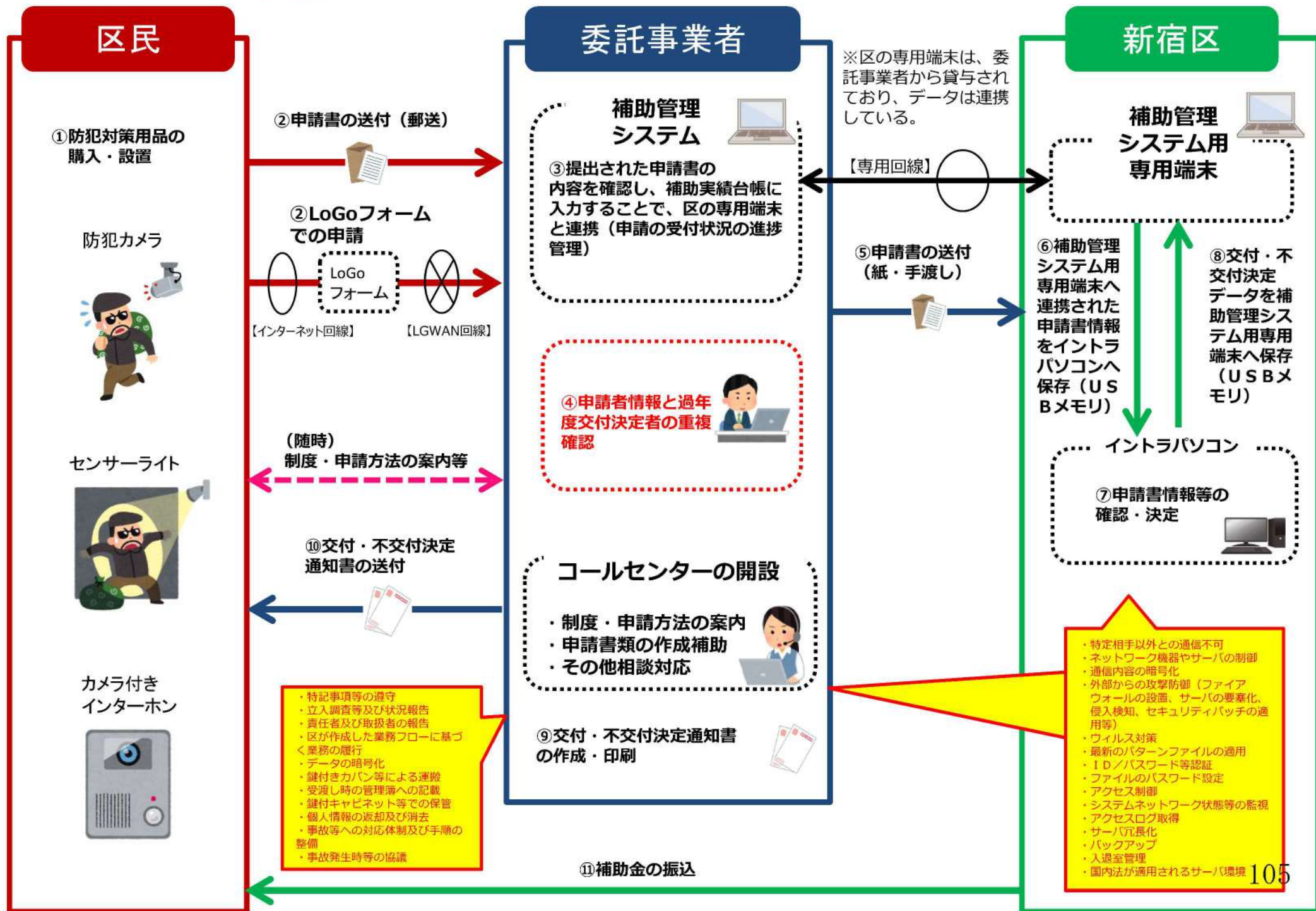
財産状態、分納情報、徴収猶予・換価猶予情報、滞納処分情報、滞納処分の停止情報、交渉情報、相談情報、職業

新宿区防犯機器等購入緊急補助事業に係るシステムの構築等について（委託内容の追加）
 (No.34)

事業名	防犯機器等購入緊急補助事業
担当課	危機管理課
区分	電算処理、外部結合、業務委託
目的	住宅における犯罪を未然に防止するため、防犯機器等の購入及び設置工事（以下「購入等」という。）をした区民に対し、その費用の一部補助を行い、区民の防犯意識の高揚と安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。
対象者	防犯機器等の購入等をした住宅（新宿区の区域内に存するものに限る。）に居住している区民
事業内容	<p>1 概要</p> <p>昨今、いわゆる「闇バイト」が関係すると思われる強盗・侵入窃盗事件等が発生し、区民の体感治安が悪化している。</p> <p>このような状況の中、住宅における犯罪を未然に防止するため、防犯機器等の購入等をした区民に対し、その費用の一部補助を行い、区民の防犯意識の高揚と安全で安心な暮らしの実現に寄与するため、令和7年度から新宿区防犯機器等購入緊急補助事業を実施している。（令和7年度第1回新宿区新宿区個人情報保護管理運営会議了承済み）</p> <p>については、新宿区内に住居登録のある区民が、その居住する住居に実施する防犯対策として、対象となる防犯対策用品の購入等をした場合に、その費用の総額の2分の1（補助金の上限額は2万円とし、申請は1世帯につき1回限りとする。千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）を補助する。</p> <p>過去に補助金の交付を受けている区民は対象外となることから、重複交付を防止するため、委託事業者が過去の交付実績を確認する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>補助対象者を正確かつ迅速に把握し、円滑な支給事務に資するとともに、補助対象者からの問い合わせに対応するため、進捗状況を一元的に管理するための補助管理システムを構築する。</p> <p>(2) 外部結合</p> <p>委託事業者の構築する補助管理システムとのデータの連携を行う。</p> <p>(3) 業務委託</p> <p>申請書類の受理（LoGo フォームへの電子申請内容の確認及び新宿区防犯機器等購入緊急補助事業の補助金交付決定者との重複確認）、補助管理システムの構築及び入力、交付決定通知書等の印刷、発送及びコールセンター業務について、迅速かつ安全に行う必要があるため、専門的な知識等を有し、豊富なノウハウを備えた業者に委託する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>1,000人</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

防犯機器等購入緊急補助事業の個人情報の流れ

※赤点線の部分が、今回の変更箇所

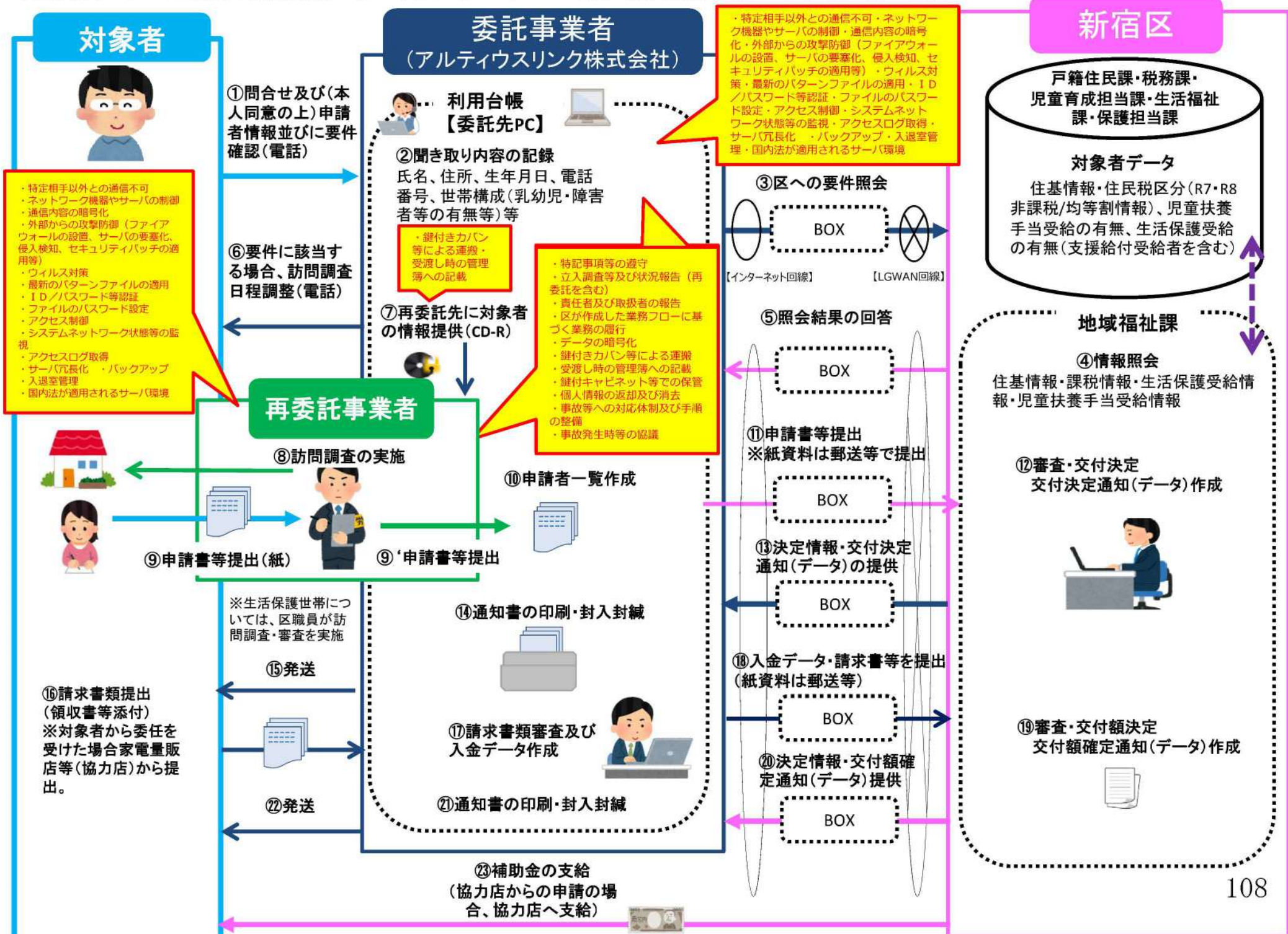


低所得世帯・生活保護受給世帯に対するエアコン購入費助成事業に係る外部結合等について (No.35)

事業名	低所得世帯・生活保護受給世帯に対するエアコン購入費助成事業
担当課	地域福祉課
区分	外部結合、業務委託
目的	区内の低所得世帯及び生活保護受給世帯の熱中症対策を強化するため。
対象者	本助成申請日に新宿区の住民基本台帳に記載されている、低所得世帯（住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯、申請日現在 児童扶養手当受給世帯）または生活保護を受給する世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者を含む）のうち、冷房が使えるエアコンを自宅に所持していない、または故障により冷房が使えない世帯
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区内の低所得世帯及び生活保護受給世帯の熱中症対策を強化するため、対象世帯がエアコンを購入する際に要する経費（本体費用、設置工事費、配送費、撤去費）を補助する。（上限額：1世帯につき10万円）</p> <p>対象世帯から申請の申し出があった場合、区は申請要件を確認するとともに、エアコンの設置状況等を把握するための現地調査（訪問調査）を実施したうえで、補助金を交付する。また、協力店舗を募集し、原則として協力店舗への委任払いによる購入・設置を求めるものとする。</p> <p>あわせて、区は本事業の円滑な実施を図るため、電話相談対応、申請受付、現地調査、通知書の印刷・封入・発送、補助金請求に係る補助業務を委託する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 外部結合</p> <p>LGWAN 回線を介して区のイントラ PC とクラウドストレージを結合し、申請情報データ等の利用を行う。</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>電話問い合わせ対応、申請受付、現地調査（訪問調査）、補助金請求補助の業務委託を行う。</p> <p>(3) 再委託</p> <p>現地調査（訪問調査）業務の再委託を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>1,100 世帯</p>

個人情報の 流れ及び情 報保護対策	別紙のとおり
-------------------------	--------

低所得世帯・生活保護受給世帯に対するエアコン購入費助成事業の個人情報の流れ

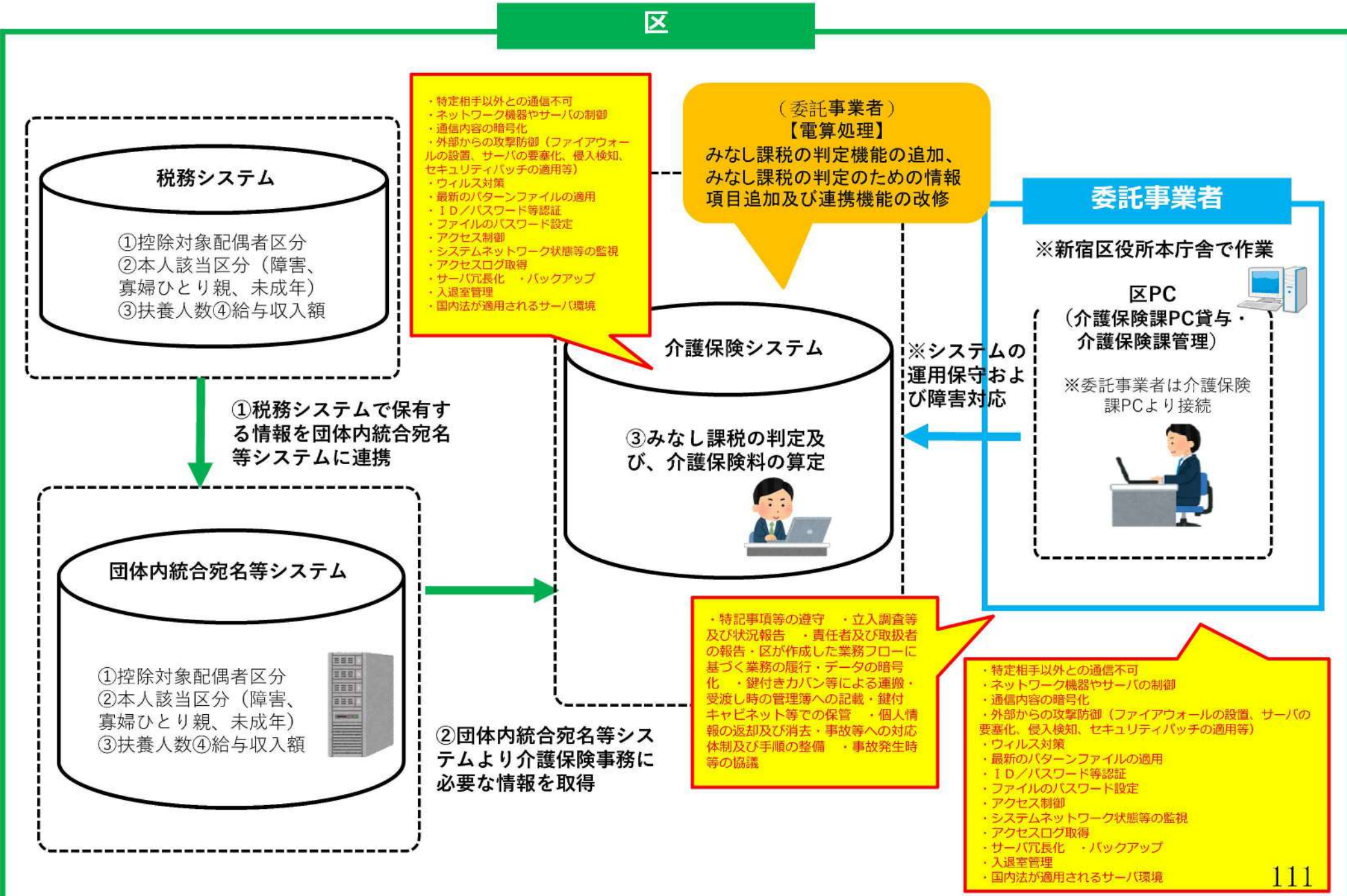


令和7年度税制改正に伴う介護保険システムの改修等について (No.36)

事業名	令和7年度税制改正に伴う介護保険システムの改修
担当課	介護保険課
区分	電算処理、業務委託
目的	介護保険関連業務の安定運用を図るため。
対象者	新宿区介護保険の被保険者及びその世帯員
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現行の介護保険システムは、令和3年1月から富士通 Japan 株式会社のシステムを導入し、稼働しており、税務システムから税情報を連携し、介護保険料の算定を行っている。</p> <p>このたび、令和7年度税制改正において、給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直し（以下「令和7年度見直し」という。）が行われた。令和7年度見直しに伴い、一部の被保険者の保険料段階の変更が生じ、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の保険料収入が減少する可能性がある。保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、令和8年度賦課の保険料に限り、令和7年度見直しによる影響を遮断するため、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）により、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の規定について、所要の改正が行われた。この改正に伴い、介護保険システムの改修を行い、下記の対応を行う。</p> <p>（1）みなし課税の判定機能の追加</p> <p>令和7年度見直しにより、8年度住民税非課税者の介護保険料については、税制改正前の基準で改めて課税・非課税の判定を行う。その結果、住民税非課税者が保険料のみ課税となった場合は、「みなし課税」とする判定機能の追加を行う（ただし、国通知により令和7年度非課税者はみなし課税の対象から除く）。</p> <p>（2）みなし課税の判定のための情報項目の追加及び連携機能の改修</p> <p>税務システムより新たに以下の情報項目を連携し、介護保険システムに保有する。</p> <p>①控除対象配偶者区分（控除対象となる配偶者を有しているかを示す区分）</p> <p>②本人該当区分（障害、寡婦ひとり親、未成年の区分）</p> <p>③扶養人数</p> <p>④給与収入額</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>（1）電算処理</p> <p>①みなし課税の判定機能の追加</p>

	<p>②みなし課税の判定のための情報項目の追加及び連携機能の改修</p> <p>③みなし課税の判定を受けた者の内、7年度住民税非課税者は8年度保険料段階を非課税者の段階とする判定機能の追加</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>①前項(1)電算処理に係るシステムへの改修業務の委託。</p> <p>②前項①において改修した介護保険システムにおける、運用保守業務委託。</p> <p>3 対象者</p> <p>介護保険(令和8年2月末現在)</p> <p>・被保険者数・・・・・・・・・・67,858人</p> <p>(参考:被保険者を除く世帯員数・・・17,383人)</p>
<p>個人情報の流れ及び情報保護対策</p>	<p>別紙のとおり</p>

令和7年度税制改正に伴う介護保険システムの改修等に係る個人情報の流れ



介護保険システム記録項目

項番	登録業務の名称	情報項目
1	被保険者の資格管理業務	①被保険者基本情報 ②施設入退所情報 ③医療保険者情報 ④送付先情報 ⑤事業対象者情報 ⑥個人番号管理情報
2	保険料の算定業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑤税情報 ⑥生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑦老齢福祉年金情報 ⑧賦課情報 ⑨特別徴収に係る情報 ⑩収納情報 ⑪口座情報 ⑫送付物返戻情報
3	保険料の収納業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑧賦課情報 ⑩収納情報 ⑪口座情報 ⑫送付物返戻情報 ⑬滞納整理情報
4	保険料の滞納者対策業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑥生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑧賦課情報 ⑩収納情報 ⑫送付物返戻情報 ⑬滞納整理情報 ⑭認定情報 ⑯給付制限情報
5	負担割合判定業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑤税情報 ⑥生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑭認定情報 ⑮事業対象者情報 ⑯負担割合情報 ⑰負担割合判定情報
6	要介護認定申請受付業務	①被保険者基本情報 ③医療保険者情報 ⑭認定情報 ⑳認定申請者情報 ㉑医療機関情報
7	主治医意見書の管理業務	①被保険者基本情報 ⑭認定情報 ⑳認定申請者情報 ㉑医療機関情報 ㉒主治医意見書情報
8	認定調査業務	①被保険者基本情報 ⑳認定申請者情報 ㉓認定調査情報
9	認定審査会の運営業務	㉔認定審査会委員情報
10	要介護認定者の管理業務	①被保険者基本情報 ②施設入退所情報 ③医療保険者情報 ④送付先情報 ⑭認定情報 ⑯負担割合情報 ⑰給付実績情報 ⑱居宅サービス計画届出情報 ⑳認定申請者情報 ㉑医療機関情報 ㉒主治医意見書情報 ㉓認定調査情報 ㉔認定審査情報
11	給付実績管理業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑥生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑭認定情報 ⑮事業対象者情報 ⑯負担割合情報 ⑰給付実績情報 ⑱給付実績情報 ㉒給付制限情報
12	給付制限業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑥生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑬滞納整理情報 ⑭認定情報 ⑯負担割合情報 ㉒給付制限情報
13	利用料減額・免除業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑤税情報 ⑥生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑦老齢福祉年金情報 ⑭認定情報 ⑮事業対象者情報 ㉒給付制限情報 ㉕利用料減額・減免情報 ㉖利用料減額・免除要件の確認に必要な情報

14	高額介護サービス費支給業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑤税情報 ⑥生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑦老齢福祉年金情報 ⑪口座情報 ⑭認定情報 ⑮事業対象者情報 ⑯負担割合情報 ⑳給付制限情報 ㉓高額介護（予防）サービス費及び高額介護予防サービス事業費の支給に係る情報
15	現物給付審査支払委託業務	㉔審査支払・共同処理事務情報 ㉕居宅サービス計画届出情報
16	住宅改修費支給業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑥生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑪口座情報 ⑭認定情報 ⑯負担割合情報 ⑱事業者情報 ㉖給付制限情報 ㉗住宅改修費の支給に係る情報
17	福祉用具購入費支給業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑥生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑪口座情報 ⑭認定情報 ⑯負担割合情報 ⑱事業者情報 ㉘給付制限情報 ㉙福祉用具購入費の支給に係る情報
18	高額医療合算介護（予防）サービス費支給業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑤税情報 ⑥生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑦老齢福祉年金情報 ⑪口座情報 ⑭認定情報 ⑮事業対象者情報 ⑯負担割合情報 ⑳給付制限情報 ㉚高額医療合算介護（予防）サービス費及び高額介護予防医療合算サービス事業費の支給に係る情報 ㉛個人番号異動連絡票情報

【用語の定義】

① 被保険者基本情報

被保険者番号、住民番号、氏名、住所、年齢、生年月日、性別、電話番号、続柄、世帯番号、世帯加入年月日、資格取得日、資格取得届出日、資格取得事由、資格喪失日、資格喪失事由、資格異動日、資格異動事由、在留番号、在留資格、在留期間、満了日、通称名、併記名、住記異動事由、住記異動年月日、住記異動届出年月日、住定日、転入元転出先住所

② 施設入退所情報

入所施設名称、施設種類、住特適用届出日、住所地特例適用年月日、住所地特例適用事由、住所地特例解除年月日、住所地特例解除事由、他住特適用届出日、他住特解除届出日、他住特適用日、他住特解除日、他市町村被保険者番号、施設入所年月日、施設退所年月日、施設コード、適用除外適用届出日、適用除外解除届出日、適用除外適用日、適用除外解除日、解除事由、施設退所後住所、施設退所年月日

③ 医療保険者情報

医療保険者名、医療保険者番号、医療保険記号番号、医療保険被保険者番号、医療保険資格取得年月日・喪失年月日、医療保険証交付年月日

④ 送付先情報

利用業務区分、送付先住所、送付先氏名、本人との関係、電話番号、設定年月日

⑤ 税情報

異動事由、課税賦課年度、税相当年度、税異動事由、他庁照会区分、賦課資料、区民税・都民税均等割額及び所得割額、合計所得金額、総所得金額、公的年金支払額、年金所得金額、所得控除額、課税・非課税区分、課税標準額、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額、控除対象配偶者区分、本人該当区分（障害、寡婦ひとり親、未成年）、扶養人数、給与収入額

⑥ 生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報

措置(支援)者名、措置(支援)番号、措置(支援)開始日、措置(支援)廃止日、措置(支援)停止日、異動事由

⑦ 老齢福祉年金情報

年金番号、開始年月日、終了年月日、管理番号、受給福祉コード

⑧ 賦課情報

徴収方法、賦課年度、相当年度、賦課期日、保険料段階、年賦課額、年調定額、特徴調定額、普徴調定額、賦課期別、期割額、納期限、異動事由、資格喪失日、減免申請日、減免決定日、減免内容、減免事由、減免額、直近納付方法、特徴捕捉年月日、特徴待機フラグ、賦課履歴、賦課更正日、更正事由

⑨ 特別徴収に係る情報

氏名、郵便番号、住所、生年月日、性別、基礎年金番号、特別徴収義務者、特別徴収対象年金

⑩ 収納情報

収納区分、納付区分、収納期別、収納額、収納消込日、領収日、公金日、口座振替金額、口座不能理由、口座振替日、調定額、期別調定額、過誤納額、還付充当額、還付充当停止区分、取消区分、還付加算金額、還付加算金起算日、申告日、加算日数、加算率、還付支払予定日、還付支払日、還付事由、還付方法、決定通知書番号、還付通知発送日、還付請求日、還付支出決定日、充当、充当日、還付充当決定日、充当先被保険者番号、充当先賦課年度、充当先相当年度、充当先期別、取消区分、代理納付金額

⑪ 口座情報

業務区分、金融機関コード、金融機関名、支店コード、支店名、口座種別、口座名義人氏名、口座番号、利用開始年月日、設定年月日、停止年月日、停止事由

⑫ 送付物返戻情報

返戻物区分、発送日、返戻日、返戻理由、公示日

⑬ 滞納整理情報

督促状発行日、督促通知書番号、時効予定日、時効中断事由、時効完成事由、過誤納発生区分、生活保護受給者の滞納状況、認定申請者の滞納状況、給付制限の有無、停止設定理由、停止設定日、連続表示回数、不納欠損額、時効完成日、分納誓約理由、分納金額、分納納期限、誓約日、不現住設定日、不現住解除日、減免猶予、未納額、世帯状況（氏名、続柄、年齢、要介護認定区分）、延滞金期別、延滞金基準日、延滞金確定額、延滞金収納額、延滞金支払予定日、相談情報、滞納処分情報

⑭ 認定情報

要介護認定区分、認定審査会の意見等、認定有効期間、区分支給限度基準額、区分支給限度基準額管理期間、決定年月日、指定サービス種類・名称・有効期間

⑮ 事業対象者情報

チェックリスト実施日、有効期間、区分支給限度基準額、区分支給限度基準額管理期間、決定年月日、介護予防ケアマネジメント依頼届出日、介護予防ケアマネジメント開始日・終了日、担当地域包括支援センター名

⑯ 負担割合情報

負担割合、適用期間

⑰ 負担割合判定情報

交付日、交付事由、設定事由、判別理由、合計所得金額、公的年金収入金額、年金所得金額、その他の合計所得金額、1号世帯員数、世帯判定金額

⑱ 事業者情報

事業者名、事業者コード、事業者区分・種別

⑲ 給付実績情報

給付年月、審査年月、サービス名・種類、給付回数、サービス費用、給付率、軽減率・額、食費、居住費、自己負担額、保険負担額、標準負担額、負担限度額、点数、回数、計画作成事業者、訪問サービス開始・中止年月日、訪問サービス中止理由、施設入所・退所年月日、施設入所実日数、施設外泊日数、サービス提供事業所コード、サービス単価、支給限度額有効期間、サービス区分別支給限度額、サービス区分による支給限度額の管理期間、日割り支給率、サービス種類ごとの限度額、申請年月日、申請者氏名、申請者郵便番号、申請者住所、申請者電話番号、申請関係、申請合計額、申請合計点数、貸付申請年月日、貸付額、支給対象合計額、支払額、住所地特例対象者情報、特定入所者介護（予防）サービス費、療養費情報、返戻等情報（保険分返納金額、利用者分返納金額、過誤・返戻等対象区分、過誤・返戻等事由、申立事由、申立事由コード、給付年月、審査年月、申立年月等）

⑳ 給付制限情報

予告年月日、弁明書通知日・提出期限、弁明理由、予告解除理由、償還払い適用開始日、償還払い適用終了日、支払方法変更理由、支払一時差止め理由、支払一時差止め額、適用期間、給付率、給付率引下げ期間、給付率引下げ理由、給付額減額期間、給付額減額期間月数、徴収権消滅期間、保険料納付済期間、給付制限解除年月日、給付制限解除理由

㉑ 利用料減額・減免情報

申請日、申請種別、減免種別、申請理由、決定日、取消日、審査結果、給付率、減免金額、負担限度額、段階、開始日、終了日

㉒ 利用料減額・免除要件の確認に必要な情報

税情報、老齢福祉年金情報、本人及び配偶者の口座情報・預貯金残額、生活保護関係情報、資産、収入、配偶者の有無、罹災証明情報、旧措置情報、境界層情報、手帳区分

㉓ 高額介護（予防）サービス費及び高額介護予防サービス事業費の支給に係る情報

申請受付年月日、自己負担額、自己負担上限額、世帯負担額、世帯負担上限額、対象年度、給付制限情報、判定日、発行日、申請日、事由、処理状態区分、合計、基準収入額、年少扶養等控除額、決定日、適用期間、基準収入額判定結果、支給算定額、支給決定年月日、高額サービス費給付対象年月、貸付年月日、貸付額、償還払い申請年月日、対象サービスの種類、給付実績情報、施設名、入所日、廃止日、自己負担状況（階層）

㉔ 審査支払・共同処理事務情報

被保険者番号、氏名、生年月日、性別、資格取得・喪失年月日、公費負担者番号、申請年月日、要介護区分コード、認定有効期間開始・終了日、居宅サービス計画届出情報、支給限度基準額、上限管理適用期間開始・終了年月日、公費負担上限額減額の有無、償還払い化開始・終了年月日、給付率引下げ開始・終了年月日、減免申請中区分コード、利用者負担区分コード、利用者負担給付率、利用者負担適用開始・終了年月日、標準負担区分コード、標準負担額、標準負担額提供開始・終了年月日、利用者負担限度額、小規模多機能型居宅介護等の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無、医療保険者情報、住所地特例対象者区分コード、施設所在保険者番号、住所地特例適用開始・終了年月日、負担割合情報、事業対象者情報

②⑤ 居宅サービス計画届出情報

作成区分コード、適用期間、事業者名、事業者コード、事業者区分・種別

②⑥ 住宅改修費の支給に係る情報

申請日、申請理由、申請者氏名、決定日、決定内容、審査結果、申請額、保険請求額、利用者負担額、支払区分、貸付日、貸付額、事前受付日、事後申請日、事前確認日、工事日、工事内容、工事金額、住宅所有者情報、申請用備考（住宅改修の過去の履歴、要介護認定状況、上限越え、入院中等）

②⑦ 福祉用具購入費の支給に係る情報

申請日、申請理由、申請者氏名、決定日、決定内容、審査結果、申請額、保険請求額、利用者負担額、支払区分、貸付日、貸付額、口座情報、事業者情報、購入日、商品名、購入金額

②⑧ 高額医療合算介護（予防）サービス費及び高額介護予防医療合算サービス事業費の支給に係る情報

被保険者番号、氏名、生年月日、性別、資格取得・喪失年月日、公費負担者番号、申請年月日、要介護区分コード、認定有効期間開始・終了日、居宅サービス計画届出情報、支給限度基準額、上限管理適用期間開始・終了年月日、公費負担上限額減額の有無、償還払い化開始・終了年月日、給付率引下げ開始・終了年月日、減免申請中区分コード、利用者負担区分コード、利用者負担給付率、利用者負担適用開始・終了年月日、標準負担区分コード、標準負担額、標準負担額提供開始・終了年月日、利用者負担限度額、医療保険者情報、医療保険者給付実績、保険制度コード、保険者名称、異動区分、補正済自己負担額送付区分、支給申請書整理番号、支給申請区分、支給申請形態、申請代表者氏名、申請代表者住所、申請代表者電話番号、申請年月日、自己負担額証明書交付申請の有無、支給方法、口座情報、自己負担額証明書整理番号、保険制度コード、対象年度、対象計算期間、被保険者期間、年度・各月の自己負担額（年齢別）、高額介護（予防）サービス費支給額（年齢別）、高額介護予防サービス事業費支給額（年齢別）、宛先氏名、宛先住所、証明書発行年月日、証明書発行者名、証明書発行者住所、問合せ先住所、問合せ先住所名称、問合せ先住所電話番号、計算結果送付先情報、計算結果送付先住所、計算結果送付先名称、計算結果送付先電話番号、給付実績作成区分コード、決定年月日、自己負担総額、支給額、処理年月

②⑨ 個人番号異動連絡票情報

保険者番号、被保険者番号、個人番号、交換情報識別番号、個人番号異動年月日、異動事由、訂正年月日、訂正区分コード

③⑩ 認定申請者情報

申請者（提出代行者）氏名、住所、電話番号、被保険者との関係、申請年月日、申請取消日、申請取消回復日、申請取消種類、申請区分、申請事由、申請理由、取下理由、却下理由、現在いる所、前回の要介護認定結果等、入院先病院名（入所先施設名）、所在地、入退院及び転院時期、特定疾病名、医療機関受診日、本人署名、調査同席者氏名、続柄、電話番号

③⑪ 医療機関情報

主治医氏名、医療機関名、診療科名、所在地、電話番号、医療機関番号、口座情報

③② 主治医意見書情報

最終診察日、入院・通院の別、意見書作成回数、他科の受診有無、傷病に関する意見、特別な医療、心身の状態に関する意見、その他特記すべき事項、短期記憶、伝達能力、認知能力、食事行為、主治医・指定医の区分、意見書受領日、督促日、督促回数、督促方法、在宅・施設の区分、新規・継続の区分、指定医名、意見書依頼日、意見書予定日、提出期限、認定結果情報提供の有無、ケアマネからの連絡希望の有無、介護サービスの計画等への利用同意有無

③③ 認定調査情報

調査実施者氏名、所属機関名称、電話番号、調査実施場所、調査実施日、調査督促日、調査項目、特記事項、調査員氏名、生年月日、性別、登録都道府県、登録番号、登録年月日、資格有効期間満了日、前回情報受領日、提出期限 調査依頼日 報酬対象日

③④ 認定審査会委員情報

審査委員の氏名、生年月日、性別、自宅郵便番号・住所、電話番号、FAX番号、勤務先名称、郵便番号・住所、電話番号、認定審査会議事録、審査委員の所属合議体、審査会の日程、審査委員の現況調査票、委嘱式・研修の対象者の名簿、審査委員の預金通帳の表紙の写し、口座情報、審査会の出席状況、報酬額、個人番号、法人番号、法人名称、法人住所

③⑤ 認定審査情報

一次判定結果、一次判定変更理由、要介護1の状態像、非該当事由、認定審査会簡素化情報、前回結果情報、要介護認定等基準時間、中間評価項目得点、認知症自立度、処分延期日、認定審査会日

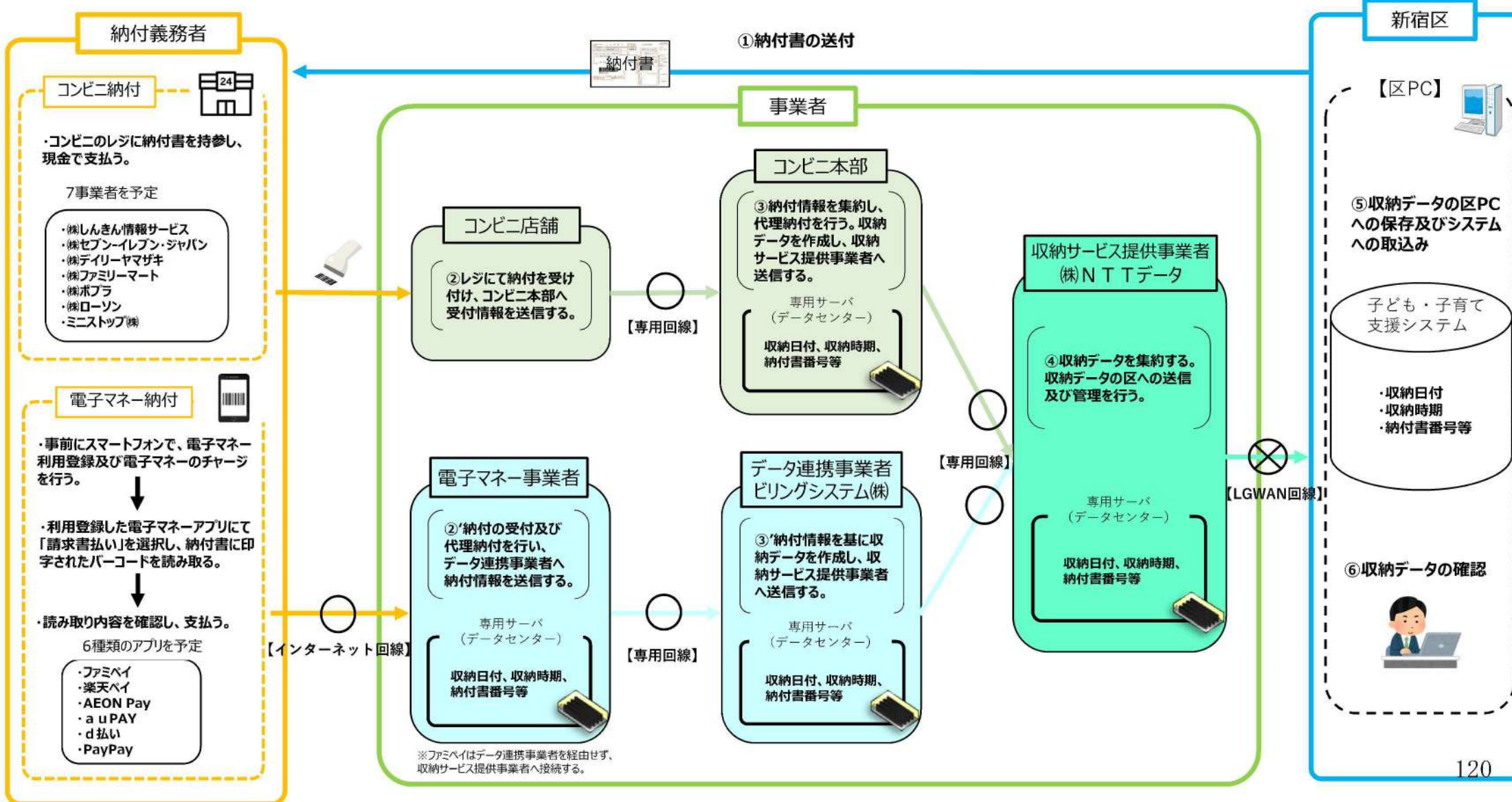
③⑥ 個人番号管理情報

個人番号、保険者番号、市町村コード、宛名コード

延長保育料等におけるコンビニ収納等の導入について (No.37)

事業名	延長保育料等におけるコンビニ収納等の導入について
担当課	保育課、学校運営課
区分	外部結合、業務委託
目的	延長保育料等について、コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）及び電子マネー納付を導入することにより納付方法を拡充し、利便性の向上を図る。
対象者	延長保育料等の納付義務者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、延長保育料、年末保育料、子ども園預かり保育料（給食費を含む）、基本保育料について、保育課、特別出張所、金融機関、口座振替での納付に対応している。また、幼稚園預かり保育料について、学校運営課、特別出張所、金融機関、口座振替での納付に対応している。</p> <p>これらの納付方法に加え、令和9年4月からはコンビニ及び電子マネーでの納付を導入することで、区民の利便性の向上を図る。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 外部結合</p> <p>収納サービス提供事業者が有する収納データセンターと区のイントラパソコンが結合されるため</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>納付された延長保育料等の収納データの作成及び管理、区への収納データの送信等を委託するため</p> <p>3 対象者数</p> <p>保育課 延べ約 600 人（納付書件数：約 1,000 件／年）</p> <p>学校運営課 延べ約 260 人（納付書件数：約 280 件／年）</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

延長保育料等におけるコンビニ収納等に係る個人情報の流れ

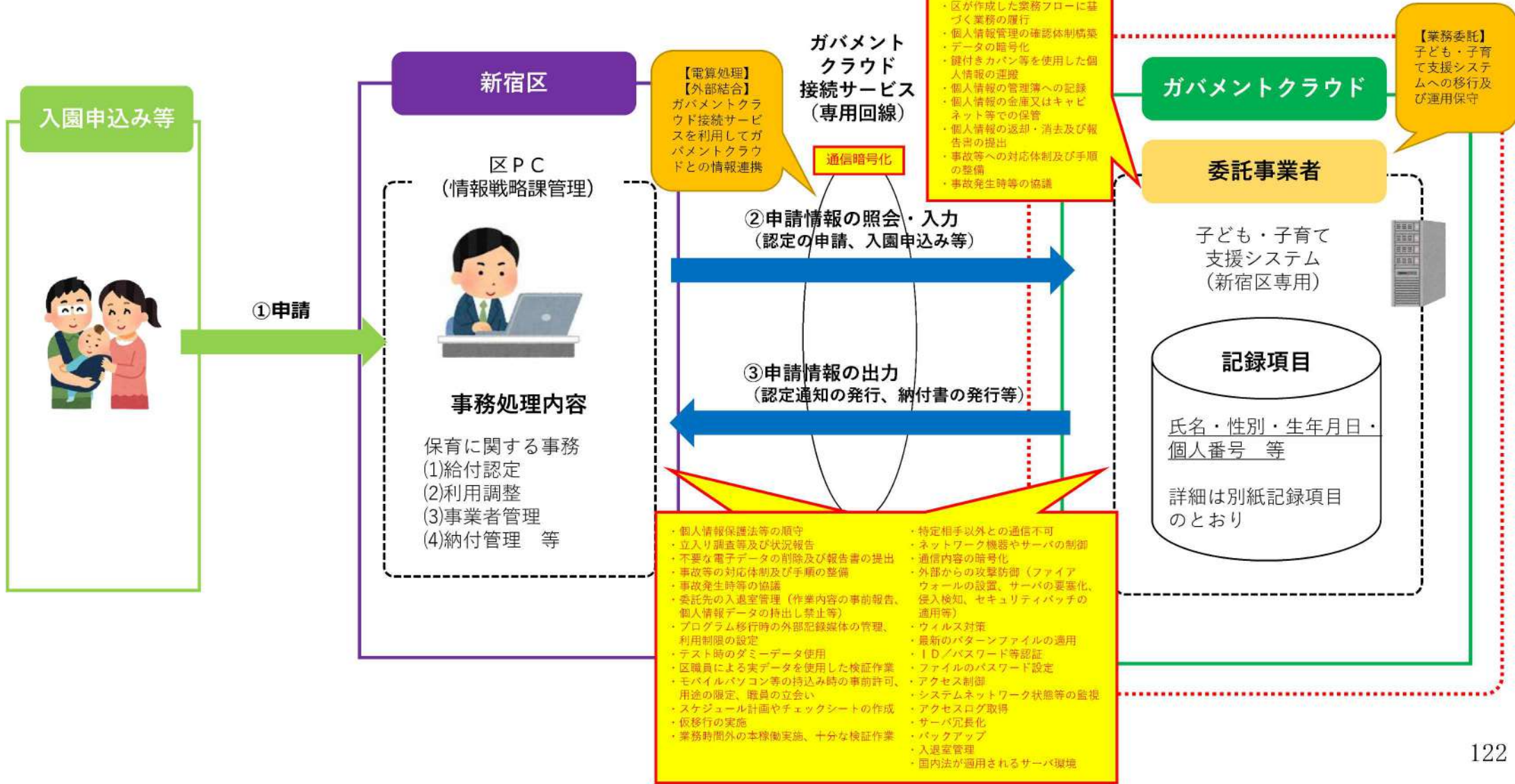


地方公共団体情報システム標準化に対応した子ども・子育て支援システムへの移行等について (No.38)

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した子ども・子育て支援システムへの移行等について
担当課	保育課、保育指導課、学校運営課
区分	電算処理、外部結合、業務委託
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。)に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応した子ども・子育て支援システムをガバメントクラウド上で構築し、保育関連業務の標準化及び効率化に寄与することを目的とする。
対象者	就学前の児童及びその保護者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>令和3年9月に公布された標準化法に基づき、現行の保育業務システムから標準仕様書に準拠した子ども・子育て支援システムへの移行を行う。子ども・子育て支援システムはガバメントクラウドを利用して運用する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>保育に関する事務(給付認定、利用調整、事業者管理、納付管理等)を標準仕様書に準拠した子ども・子育て支援システムへ移行する。</p> <p>(2) 外部結合</p> <p>デジタル庁が提供するガバメントクラウド上に事業者が構築する子ども・子育て支援システムを運用し、ガバメントクラウドとの結合を行う。</p> <p>(3) 業務委託</p> <p>現行システムからガバメントクラウドへのデータ移行作業及び運用保守業務を委託する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約6,000人(児童数)</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

子ども・子育て支援システムへの移行に係る個人情報の流れ

※赤枠の部分が、今回の付議事項。



子ども・子育て支援システム記録項目

1 教育・保育給付認定事務

対象年度、支給認定履歴番号、子ども子育て支援台帳番号、児童情報(児童宛名番号、担当所管、児童フリガナ、児童氏名、児童生年月日、児童年齢、児童性別)、保護者情報(保護者宛名番号、保護者フリガナ、保護者氏名、保護者生年月日、保護者性別)、保護者連絡先情報(保護者郵便番号、保護者住所、保護者連絡先、保護者連絡先区分)、世帯情報(世帯識別番号、世帯員宛名番号、世帯員氏名、世帯員生年月日、世帯員性別、世帯員年齢、世帯員住所、職業、関係(続柄)、保護者区分)、多子世帯該当、きょうだい情報(兄弟入所状況)、生活保護情報(生活保護該当有無、開始年月日、廃止年月日)、ひとり親世帯該当、特別児童扶養手当該当、在宅障害世帯該当、申請児障害有無、支給認定申請情報(支給認定申請年月日、支給認定申請有効期間、支給認定希望期間開始年月日、支給認定希望期間終了年月日、重複認定、支給認定申請者)、支給認定申請区分、支給認定申請状態区分(翌年申請有無、支給認定申請状態区分)、情報開示同意有無、未提出書類情報(資料名称)、保育希望有無、保育必要量、保育必要性の事由、支給認定申請事由、支給認定変更情報(支給認定変更年月日、支給認定変更理由)、支給認定取消情報(支給認定取消年月日、支給認定取消理由)、里親世帯該当、ファミリーホーム世帯該当、公的給付支給等口座の利用有無、送付先履歴番号、送付先利用開始日、送付先利用終了日、施設等の種類、里親または施設長名、支給認定者番号、支給認定決定情報(支給認定区分、支給認定年月日、支給認定期間開始年月日、支給認定期間終了年月日)、支給認定却下情報(支給認定却下年月日、支給認定却下理由)、現況届状態(ステータス)区分、現況届情報(発行年月日、提出年月日) 等

2 利用調整事務

利用申込受付情報(利用申込受付番号、利用申請年月日、利用申請者)、利用申請区分、利用申請状態(ステータス)区分、利用申請希望情報(希望曜日、希望利用期間開始年月日、希望利用期間終了年月日)、入所希望事業所情報(事業所番号、希望順位)、保育希望理由、優先利用事由、広域利用情報(委託、受託児童区分、受託者、給付請求情報(事業所支払、市区町村払)、協議結果)、利用申請取下情報(利用申請取下年月日、利用申請取下理由)、選考基準指数合計、基準指数情報(基準項目、内容、指数)、選考結果情報(選考年月日、内定決定年月日)、待機、保留情報(待機状況、保留決定年月日、保留事由)、不承諾情報(不承諾決定年月日、不承諾事由)、保育希望理由(任意設定)、入所選考基準履歴番号、空き定員 等

3 契約事務

利用決定情報(利用承諾年月日、利用予定施設)、契約情報(契約履歴番号、利用施設番号、クラス年齢、契約締結日、利用サービス種類、初回入所年月日、契約満了年月日、利用期間開始年月日)、異動情報(異動事由)、退所情報(退所年月日、退所施設情報、退所事由)、利用解除情報(解除決定年月日、解除事由、解除施設情報)、利用者負担額履歴番号、利用者負担決定情報(利用者負担額決定年月日、算定基準日、利用者負担額、適用開始日、変更事由)、国階層、市区町村階層情報(階層名称、階層内容、階層判定条件、階層別保育料)、税情報(申告区分、均等割額、所得割額、前年度申告区分、前年度均等割額、前年度所得割額)、減免申請情報(国減額区分、市区町村減額(内容、条件、金額)、負担額減免率_分子、負担額減免率_分母、減免申請連番、減免申請年月日、減免決定年月日、棄却日、棄却理由)、減免決定情報(減免適用開始年月日、減免適用終了年月日)、減免措置の為の所得階層区分、副食費賦課情報(減免前副食費、減免後副食費、市区町村副食費減免区分、副食費減免適用年月)、休園日数、自粛日数、負担額減免率_分子、負担額減免率_分母、階層認定種別、主食費、副食費賦課情報(主食費、減免前副食費、減免後副食費、市区町村副食費減免区分、副食費減免適用年月)、休園日数、自粛日、負担額減免率_分子、負担額減免率_分母、階層認定種別 等

4 発行・返却

認定証発行情報(認定証発行処理番号、認定証交付日、認定証再交付情報(交付日、発行回数等)、返還情報 等

5 事業者管理

施設事業所情報（事業所名称，施設事業所住所情報），事業者情報（管理者氏名，事業者番号），管理情報（事業所番号，施設事業所開始年月日，施設事業所終了年月日，開所，時短区分日時情報，定員情報，学級情報，延長保育情報，確認状況，分園情報，定員区分，認定区分，年齢区分，保育必要量区分，時短区分），事業所口座情報（金融機関コード，支店コード，口座種別，口座番号，口座名義人カナ，口座名義人名，開始年月日，終了年月日），事業所履歴番号，月途中入退所分，月途中入退所分（うち処遇改善等加算Ⅰ分），管理情報（代表者情報，一時預かり情報，病児保育情報，障害児対応有無，検査情報，勧告情報，命令情報），子ども，子育て支援情報システム「ここdeサーチ」関連項目（事業者情報，施設基本情報，施設詳細情報），「公定価格（国の定める基準）」に基づく加算情報（適用される加算項目（減算調整），加算額（減算額），積算根拠（加算（減算）の認定及び加算額（減算額）の算定に必要な情報），履歴番号，施設型給付費適用単価区分，支払い期，「地方単独事業」に基づく加算情報，「公定価格（国の定める基準）」に基づく加算項目（減算調整）や積算根拠（加算（減算）の認定及び加算額（減算額）の算定に必要な情報），給付費情報（請求金額，施設型給付費，助成額，その他額），実績，概算区分，請求額計算根拠情報（計算基本設定，利用定員，在籍人数，加算），請求書情報（請求書番号，請求年月日，支払額，支払調整額），支払状態区分，振込予定日，振込年月日，給付単価限度額 等

6 保育料等納付管理

納入義務者情報，調定情報（識別番号，徴収番号，施設事業所番号，科目，賦課年度，調定年度，月，保育料等調定額（利用者負担額，主食費，副食費，延長保育料，その他費用，督促手数料，延滞金），納期限，期割数，更正情報（更正年月日，更正事由）），口座振替実績履歴番号，支払管理情報（支払方法区分，口座振替申込年月日，開始年月，終了年月，停止期間，徴収科目），振替口座情報（金融機関，金融機関コード，支店，支店コード，口座種別，口座番号，口座名義人カナ），一時停止日，一時停止解除日，収納情報（納付年月日，日計年月日，納付済額，未納額）等，口座振替情報（口座振替日，口座振替状況，口座振替金額，口座振替未納額，口座振替不能事由，引落情報（件数等）），還付情報（還付額（利用者負担額，副食費，延長保育料，その他費用），過誤納金発生年月日，還付未済額，還付額，還付理由），充当情報（充当額，充当元先賦課年月日，充当元先相当年月日，充当元先科目，充当元先識別番号，充当理由），還付情報（過誤納付発生年月日，還付額，還付加算金），督促状況情報（督促状発行日，督促状停止日，督促状返戻日，督促状納付期限督促状公示日），催告書情報（催告書発行日，催告書納付期限，催告書停止日），分納計画情報（分納誓約年月日，分割回数，分納期別（納付額，納期限），分納額合計），経過記録情報（交渉日，交渉内容），時効情報（時効予定日，時効到来額，時効到来理由，時効到来件数，時効消滅予定日，時効中断年月日），還付情報（過誤納金発生年月日，還付通知日），時効情報（時効予定日），不納欠損情報（不納欠損年月日，不納欠損額，不納欠損事由），滞納繰越情報（繰越年度，繰越年月日，決算繰越調定額） 等

7 施設等利用給付認定

施設等利用給付履歴番号，施設等利用給付台帳番号，児童情報（児童宛名番号，児童フリガナ，児童氏名，児童生年月日，児童性別），保護者情報（保護者宛名番号，保護者フリガナ，保護者氏名，保護者生年月日，保護者性別），保護者連絡先情報（保護者住所，保護者勤務先情報，保育必要理由内容）保護者連絡先，保護者連絡先区分），支給認定申請情報（支給認定申請年月日，支給認定申請区分，支給認定申請者），支給認定申請状態（ステータス）区分，未提出書類情報（資料名称），保育必要性認定希望有無，支給認定申請事由情報（認定申請事由，認定変更事由，認定取下事由），生活保護情報（生活保護該当有無，開始年月日），保護者疾病障害該当，ひとり親世帯該当，特別児童扶養手当該当，在宅障害世帯該当，契約情報（クラス年齢，契約締結日，初回入所年月日，契約満了年月日，利用期間開始年月日，入所月入所日数，入所月開所日数，退所年月日，退所理由，退所月入所日数，退所月開所日数，保育料，入園料，補足），契約履歴番号，世帯情報（世帯識別番号，世帯員宛名番号，世帯員生年月日，世帯員性別，世帯員年齢，世帯員住所，職業，関係（続柄），保護者区分），税情報（課税情報有無，均等割額，所得割額，前年度課税情報有無，前年度均等割額，前年度所得割額），認定変更情報（認定変更年月日，認定変更理由），認定取消更情報（認定取消年月日，認定取消理由），里親世帯該当，ファミリーホーム世帯該当，施設等利用給付認定番号，認定決定情報（認定年月日，認定開始年月日，認定終了年月日，認定満了年月日，支給認定区分，みなし認定区分），認定申請却下情報（認定申請却下年月日，認定申請却下理由），現況届状態（ステータス）区分，現況届情報（発行年月日，提出年月日） 等

8 事業所管理

施設事業所情報（事業所名称，施設事業所住所情報），事業者情報（管理者氏名，事業者番号），管理情報（事業所番号，施設事業所開始年月日，施設事業所終了年月日，確認状況），サービス提供情報（施設型給付を受けない幼稚園，認可外保育施設，預かり保育，一時預かり，病児保育，ファミサポ等事業情報），事業所口座情報（金融機関，支店，支店コード，口座種別，口座番号，口座名義人カナ），保育料，子育て援助活動支援事業支払区分，管理情報（代表者情報，検査情報，勧告情報，命令情報），子ども，子育て支援情報システム「ここdeサーチ」関連項目（事業者情報，施設基本情報，施設詳細情報），事業所口座情報（口座名義人名） 等

9 事業所・保護者請求管理

支払管理情報（支払管理番号，支払区分，支払方法区分，支払予定日，支払日），給付情報（給付年月，給付額，実績調整額，支払額，支払済額），返還情報（返還額，返還済額，返還日，返還理由），給付口座情報（金融機関コード，支店コード，口座種別，口座番号，口座名義人カナ），利用実績情報（施設等利用給付事業所番号，提供サービスコード，利用年月，利用料，利用日数），領収書情報（日割該当フラグ，日割基準日），地方単独事業での独自の補助額及び計算時に根拠とした情報項目（独自補助上限額 等），実績，概算区分，概算払い額及び計算時に根拠とした情報項目（毎月初日の認定状況，仮定児童数 等），支払管理情報（支払管理番号，支払区分，支払方法区分，支払予定日，支払日），給付情報（給付年月，給付額，実績調整額，支払額，支払済額），返還情報（返還額，返還済額，返還日，返還理由），給付口座情報（金融機関コード，支店コード，口座種別，口座番号，口座名義人カナ，口座名義人名），利用実績情報（施設等利用給付事業所番号，提供サービスコード，利用年月，利用料，利用日数），領収書情報（日割該当フラグ，日割基準日） 等

10 延長保育事業

延長保育契約情報（延長保育利用施設，延長保育開始年月日，延長保育終了年月日），延長保育料情報（算定基準日，延長保育料），延長保育料金体系（月単位，日単位，利用時間単位名称，利用時間単位），延長保育利用実績情報（月単位，日単位，利用時間単位），延長保育利用申込受付情報（延長保育申込受付番号，延長保育申請年月日），延長保育利用申請希望情報（希望利用期間終了年月日，延長保育事由，延長保育選考情報（保護者状況，配偶者状況（勤務時間，通勤時間等，時間外勤務日数平均），選考基準指数合計（延長），入所希望事業所情報（事業所番号，希望順位），延長保育利用決定情報（延長保育利用承諾年月日，延長保育利用予定施設），延長保育料単価，日割日数（分子，分母），延長保育料上限，延長保育料算定区分情報（利用回数，年齢，所得階層，多子，保育必要量，その他），延長保育料減免情報（延長保育料減免項目，延長保育料減免要件） 等

11 実費徴収

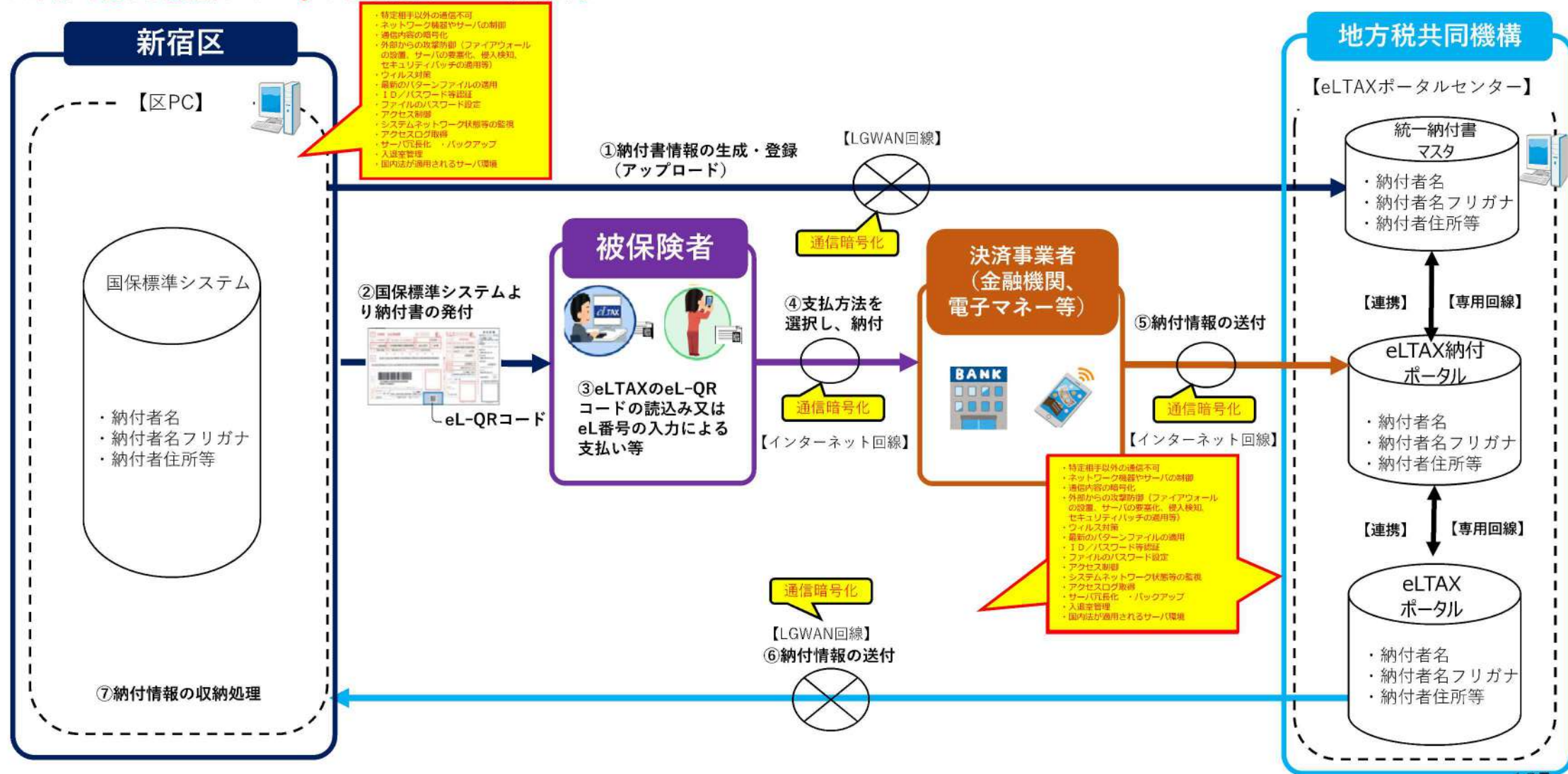
補足給付費交付申請情報（申請年月日，申請者，申請期間，月別実費徴収額，口座情報（金融機関，支店，支店コード，口座種別，口座番号，口座名義人カナ，口座名義人名）），補足給付費交付申請判定区分（国，独自），補足給付認定連番，補足給付副食費交付申請判定年月日，申請判定結果（申請，承諾，不承諾，取消），開始年月，終了年月，算定年月日，月額上限額，支払予定日，支払日，補足給付副食費給付情報（交付年月，交付額） 等

国民健康保険料の e L T A X 納付導入に係る共通納税 IFS との外部結合について (No. 3 9)

事業名	国民健康保険料の eLTAX 納付導入に係る共通納税 IFS との外部結合について
担当課	医療保険年金課
区分	外部結合
目的	eLTAX (エルタックス) を活用した地方税統一 QR (以下「eL-QR」という。) による納付サービスを導入することで、区民の利便性及び業務の効率化を図るため。
対象者	eLTAX システムで納付する国民健康保険料の納付義務者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>「地方自治法の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 65 号。以下「改正法」という。) が令和 6 年 6 月 26 日に公布された。改正法では「公金の収納事務のデジタル化」について規定されており、また「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について (通知) 」 (令和 6 年 7 月 2 日) においても、eLTAX を活用した納付を可能とする公金 (国民健康保険料) への対応を着実に進めるよう、言及されている。国からの要請を踏まえ、新宿区でも、令和 5 年度から税務課において eL-QR を利用した納付サービスが導入されている。</p> <p>このたび、新宿区国民健康保険料についても、eLTAX を活用した eL-QR による納付サービスを導入することにより、区民の利便性の向上及び業務の効率化を図る。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>区のイントラネット端末と地方税共同機構が構築・運営する共通納税インターフェースシステム (以下「共通納税 IFS」という。) を LGWAN 回線で結合し、データの送受信を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>国民健康保険加入世帯数 73,106 人 (令和 7 年 7 月末現在)</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

国民健康保険料の納付に係る個人情報の流れ (eLTAX納付)

※令和5年度から税務課にてeL-QRによる納付サービス導入済み。



結合される情報項目

国民健康保険料の共通納税システムに係る項目

【ファイル名：納付情報登録ファイル】

登録区分、共通納税機関コード、税務事務所コード、所属コード、案件特定キー、確認番号、税目・料金番号、管理番号、公開開始日、賦課年度、課税年度、期別、納期限、指定期限、支払期限（公開終了日）、拡張領域（延滞金自動計算フラグ）、拡張領域（延滞金計算開始年月日）、拡張領域（延滞金免除等区分1）、拡張領域（延滞金免除等期間1（自））、拡張領域（延滞金免除等期間1（至））、拡張領域（延滞金免除等区分2）、拡張領域（延滞金免除等期間2（自））、拡張領域（延滞金免除等期間2（至））、未納額、延滞金、過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額、各種手数料額、納付額、納税者ID、拡張領域（関連ID区分）、拡張領域（関連ID）、利用者向け確認用表示情報、還付済データ等への補記情報、納付可否区分、口座振替区分、拡張領域（金融機関コード）、拡張領域（店舗コード）、拡張領域（口座種別コード）、拡張領域（口座番号）、拡張領域（記号）、拡張領域（番号）、納付書情報登録依頼連番、納付書情報登録不可事由区分、納付書情報登録不可事由、拡張予備領域01、拡張予備領域02

【ファイル名：納付書情報出力ファイル】

登録区分、共通納税機関コード、税務事務所コード、所属コード、案件特定キー、確認番号、税目・料金番号、管理番号、公開開始日、賦課年度、課税年度、期別、納期限、指定期限、支払期限（公開終了日）、拡張領域（延滞金自動計算フラグ）、拡張領域（延滞金計算開始年月日）、拡張領域（延滞金免除等区分1）、拡張領域（延滞金免除等期間1（自））、拡張領域（延滞金免除等期間1（至））、拡張領域（延滞金免除等区分2）、拡張領域（延滞金免除等期間2（自））、拡張領域（延滞金免除等期間2（至））、未納額、延滞金、過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額、各種手数料額、納付額、納税者ID、拡張領域（関連ID区分）、拡張領域（関連ID）、利用者向け確認用表示情報、還付済データ等への補記情報、納付可否区分、口座振替区分、拡張領域（金融機関コード）、拡張領域（店舗コード）、拡張領域（口座種別コード）、拡張領域（口座番号）、拡張領域（記号）、拡張領域（番号）、納付書情報登録依頼連番、納付書情報登録不可事由区分、納付書情報登録不可事由、拡張予備領域01、拡張予備領域02、仮消込区分、収納チャンネル、登録契機、延滞金（納付状況）、納付額（納付状況）、累積額（納付状況）、納付年月日（納付状況）、決済年月日（納付状況）

【ファイル名：納付書情報登録依頼ファイル】

受付番号、納付書情報登録依頼連番、共通納税機関コード、税務事務所コード、所属コード、依頼区分、案件特定キー、確認番号、税目・料金番号、納税者ID、利用者ID、拡張領域（関連ID区分）、拡張領域（関連ID）、納付者名フリガナ、納付者名、納付者住所、納付者メールアドレス、納付書情報登録依頼受信日時、拡張予備領域01、拡張予備領域02、登録状況、納付書情報登録不可事由区分、納付書情報登録不可事由

【ファイル名：処理結果ファイル】

レスポンスコード、ファイル名、結果、総完了件数、登録完了件数、エラー件数、再実施ポイント

【ファイル名：処理結果ファイル（エラーファイル）】

ファイル内行番号、列番号、エラー種別、エラー種別名、エラー区分、エラー内容

【ファイル名：処理結果ファイル（削除リスト）】

登録区分、共通納税機関コード、税務事務所コード、所属コード、案件特定キー、確認番号、税目・料金番号、管理番号、公開開始日、賦課年度、課税年度、期別、納期限、指定期限、支払期限（公開終了日）、拡張領域（延滞金自動計算フラグ）、拡張領域（延滞金計算開始年月日）、拡張領域（延滞金免除等区分1）、拡張領域（延滞金免除等期間1（自））、拡張領域（延滞金免除等期間1（至））、拡張領域（延滞金免除等区分2）、拡張領域（延滞金免除等期間2（自））、拡張領域（延滞金免除等期間2（至））、未納額、延滞金、過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額、各種手数料額、納付額、納税者ID、拡張領域（関連ID区分）、拡張領域（関連ID）、利用者向け確認用表示情報、還付済データ等への補記情報、納付可否区分、口座振替区分、拡張領域（金融機関コード）、拡張領域（店舗コード）、拡張領域（口座種別コード）、拡張領域（口座番号）、

拡張領域（記号）、拡張領域（番号）、納付書情報登録依頼連番、納付書情報登録不可事由区分、納付書情報登録不可事由、拡張予備領域 01、拡張予備領域 02

【ファイル名：納付情報管理ファイル】

地方公共団体コード、納税者 ID、発行依頼受信日時、税務事務所コード、所属コード、手続 ID（電子納税）、申告区分（eLTAX）、税目区分（電子納税）、見込みなし納付区分、期別（自）、期別（至）、申告受付番号、申告受付日、申告受付日時、利用者 ID、納付者名フリガナ、納付者名、納付者住所、本税等合計額、延滞金合計額、収納団体名、支払内容、収納団体番号、納付番号、納付区分、確認番号、支払可能期限、納付情報管理登録日時、納付情報作成日時、MPN 登録日時、内訳情報個数、法人番号、特定キー 1、特定キー 2、特定キー予備、総括納付情報納付区分、総括納付情報確認番号、納付情報件数、備考、納付額コード、納付額区分、納付額名、金額

【ファイル名：納付情報管理ファイル（金融所得課税）】

様式 ID、種類コード、様式別申告連番、種類別申告連番、N I S A 区分、納税者 ID（特別徴収義務者）、特定キー予備残

【ファイル名：納付情報管理ファイル（自動車 OSS）】

OSS 受付番号、特定キー予備残

【ファイル名：納付情報管理ファイル（共通納税 IFS・納付 PS）】

延滞金通知フラグ、税目・料金番号エラーフラグ、特定キー予備残

【ファイル名：納付情報ファイル（納付日/入金日）】

データ区分、ファイル種別、収納団体コード、システム利用領域 01、ファイル作成年月日、ファイル作成時刻、データ件数、エラーデータ件数、ワーニングデータ件数、決済単位年月日、システム利用領域 02、合計金額、システム予備、データ区分、システム利用領域 03、納付番号、収納団体コード、税目・料金番号、申告区分・課税期間、確認番号、履歴番号、パスワード、システム利用領域 04、システム利用領域 05、システム利用領域 06、システム利用領域 07、システム利用領域 08、システム利用領域 09、システム利用領域 10、システム利用領域 11、レスポンスコード、システム利用領域 12、システム利用領域 13、納付金区分、氏名カナ、氏名漢字、今回請求金額合計、請求本体金額、請求固定延滞金額、延滞金随時計算フラグ、納付情報変更年月日、納期限、延滞金計算開始年月日、延滞金表示区分、請求消費税、消費税表示区分、納付内容カナ、納付内容漢字、手数料負担区分、地公体任意情報、納付方式、拡張予備領域 01、機構指定納付受託者、システム利用領域 14、今回支払金額合計累積、今回支払金額合計、支払納付額、支払延滞金額、支払消費税、領収区分、支払方法、チャンネル区分、入力区分、印紙税額、他店券金額、システム利用領域 15、入金年月日、納付年月日、MPN 処理年月日、MPN 処理時刻、MPN 処理通番、仕向センタコード、金融機関コード、店舗コード、仕向処理年月日、仕向処理時刻、仕向処理通番、消込結果区分、決済年月日、MPN 通信サーバ登録年月日、拡張予備領域 02、チャンネル区分 2、システム予備、データ区分、システム予備

【ファイル名：納付情報ファイル（納付日/入金日）（金融所得課税）】

様式 ID、種類コード、様式別申告連番、種類別申告連番、N I S A 区分、納税者 ID（特別徴収義務者）、拡張予備領域 01 残

【ファイル名：納付情報ファイル（納付日/入金日）（自動車 OSS）】

OSS 受付番号、登録（交付）年月日、拡張予備領域 01 残

【ファイル名：納付情報ファイル（納付日/入金日）（共通納税 IFS・納付 PS）】

延滞金通知フラグ、税目・料金番号エラーフラグ、拡張予備領域 01 残

【ファイル名：納付情報参照用ファイル（納付日/入金日）】

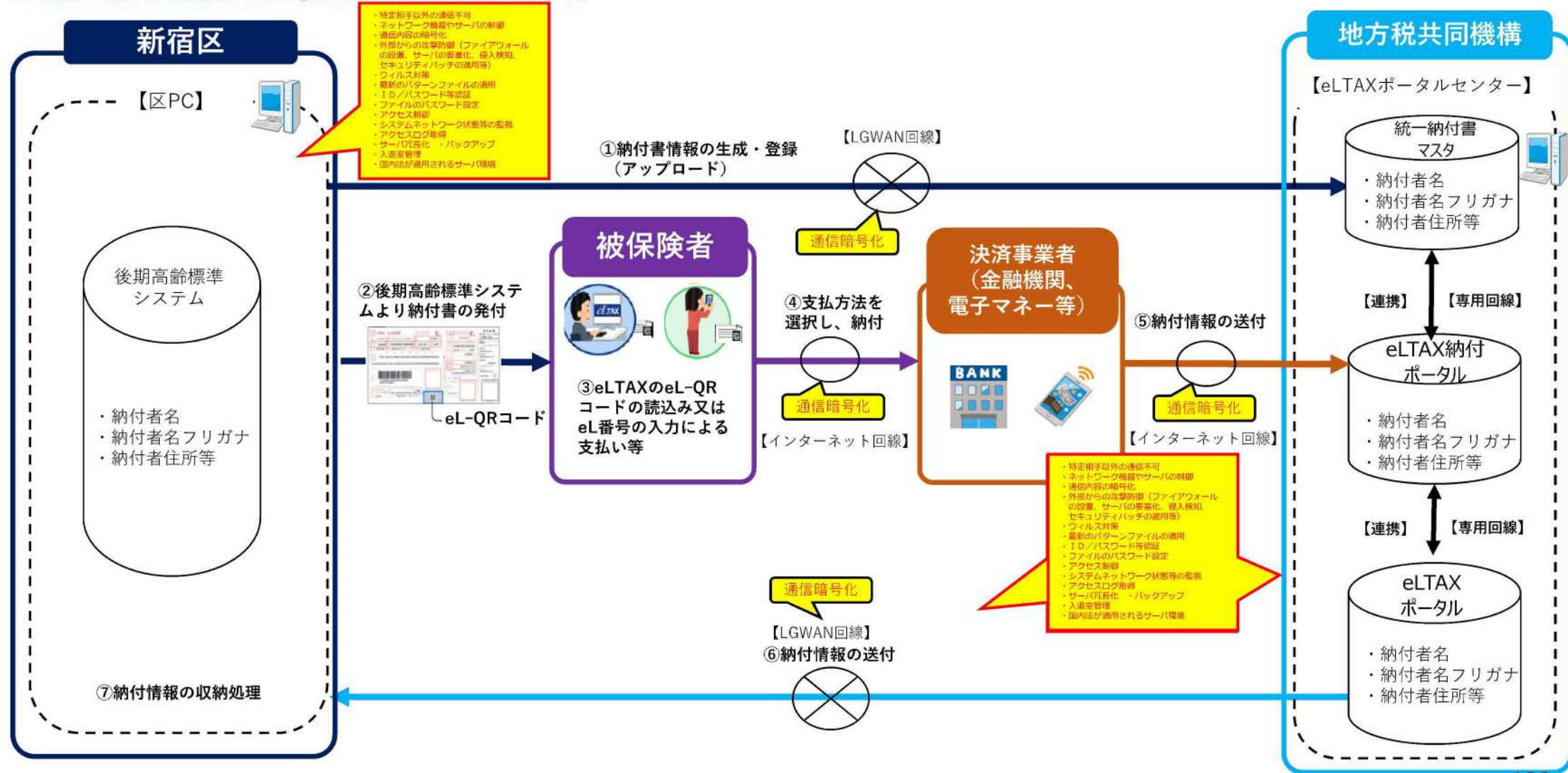
収納団体コード、決済単位年月日、税目、納付年月日、決済年月日、入金年月日、税目・料金番号（納付区分）、共通納税機関コード、案件特定キー（納付番号）、確認番号、納付区分、収納機関番号、延滞金通知フラグ、税目・料金番号エラーフラグ、収納チャンネル、収納金融機関、納税者ID、利用者ID、納入者の納税者ID、納入者の利用者ID、納税者ID（特別徴収義務者）、名称・氏名、所在地・住所、納入者の名称・氏名、納入者の所在地・住所、指定番号、OSS受付番号、登録（交付）年月日、管理番号、特定キー1、法人番号、申告区分・課税期間、様式ID、種類コード、様式別申告連番、種類別申告連番、NISA区分、合計納付額、未納額、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、各種手数料額、税額、給与分、退職所得分、法人税割額、事業所税額、均等割額、事業所税加算金、督促手数料、[法人道府県民税]法人税割額、[法人道府県民税]均等割額、[法人道府県民税]延滞金、[法人道府県民税]督促手数料、[法人道府県民税]合計、[法人事業税・地方法人事業税]所得割額、[法人事業税・地方法人事業税]付加価値割額、[法人事業税・地方法人事業税]資本割額、[法人事業税・地方法人事業税]収入割額、[法人事業税・地方法人事業税]地方法人事業税額、[法人事業税・地方法人事業税]本税額合計、[法人事業税・地方法人事業税]延滞金、[法人事業税・地方法人事業税]過少申告加算金、[法人事業税・地方法人事業税]不申告加算金、[法人事業税・地方法人事業税]重加算金、[法人事業税・地方法人事業税]督促手数料、[法人事業税・地方法人事業税]合計、納付額、備考

後期高齢者医療保険料の e L T A X 納付導入に係る共通納税 IFS との外部結合について
(No.40)

事業名	後期高齢者医療保険料の e L T A X 納付導入に係る共通納税 IFS との外部結合について
担当課	高齢者医療担当課
区分	外部結合
目的	eLTAX (エルタックス) を活用した地方税統一 QR (以下、「eL-QR」という。) による納付サービスを導入することで、区民の利便性及び業務の効率化を図るため。
対象者	e L T A X で納付する被保険者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>「地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号。以下「改正法」という。）が令和6年6月26日に公布された。改正法では「公金の収納事務のデジタル化」について規定されており、また「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）」（令和6年7月2日）においても、eLTAX を活用した納付を可能とする公金への対応を着実に進めるよう、言及されている。国からの要請を踏まえ、新宿区でも、令和5年度から税務課において eL-QR を利用した納付サービスが導入されている。</p> <p>このたび、新宿区後期高齢者医療保険料についても、eLTAX を活用した eL-QR による納付サービスを導入することにより、区民の利便性の向上及び業務の効率化を図る。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>区のイントラネット端末と地方税共同機構が構築・運営する共通納税インターフェースシステム（以下、「共通納税 IFS」という。）を L G W A N 回線で結合し、データの送受信を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>後期高齢者医療保険料被保険者 36,326 人(令和7年3月31日現在)</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

後期高齢者医療保険料の納付に係る個人情報の流れ (eLTAX納付)

※令和5年度から税務課にてeL-QRによる納付サービス導入済み。



結合される情報項目

後期高齢者医療保険料の共通納税システムに係る項目

【ファイル名：納付書情報登録ファイル（※1）】

登録区分、共通納税機関コード、所属コード、案件特定キー、確認番号、税目・料金番号、管理番号、公開開始日、賦課年度、賦課年度、期別、納期限、指定期限、支払期限（公開終了日）、拡張領域（延滞金計算開始年月日）、未納額、延滞金、納付額、納税者 ID、拡張領域（関連 ID 区分）、拡張領域（関連 ID）、利用者向け確認用表示情報、還付済データ等への補記情報、納付可否区分、口座振替区分、拡張領域（金融機関コード）、拡張領域（店舗コード）、拡張領域（口座種別コード）、拡張領域（口座番号）、拡張領域（記号）、拡張領域（番号）、納付書情報登録依頼連番、納付書情報登録不可事由区分、納付書情報登録不可事由、拡張予備領域 01、拡張予備領域 02

【ファイル名：納付書情報登録依頼ファイル（※1）】

受付番号、納付書情報登録依頼連番、共通納税機関コード、所属コード、依頼区分、案件特定キー、確認番号、税目・料金番号、被保険者番号、利用者 ID、拡張領域（関連 ID 区分）、拡張領域（関連 ID）、納付者名フリガナ、納付者名、納付者住所、納付者メールアドレス、納付書情報登録依頼受信日時、拡張予備領域 01、拡張予備領域 02、登録状況、納付書情報登録不可事由区分、納付書情報登録不可事由

【ファイル名：納付情報管理ファイル（※2）】

地方公共団体コード、被保険者番号、発行依頼受信日時、所属コード、手続 ID（電子納税）、税目区分（電子納税）、見込みなし納付区分、期別（自）、期別（至）、申告受付番号、申告受付日、申告受付日時、利用者 ID、納付者名フリガナ、納付者名、納付者住所、保険料合計額、延滞金合計額、収納団体名、支払内容、収納団体番号、納付番号、納付区分、確認番号、支払可能期限、納付情報管理登録日時、納付情報作成日時、内訳情報個数、法人番号、特定キー1、特定キー2、特定キー予備、総括納付情報納付区分、総括納付情報確認番号、納付情報件数、備考、納付額コード、納付額区分、納付額名、金額

【ファイル名：納付情報ファイル（納付日／入金日）（※2）】

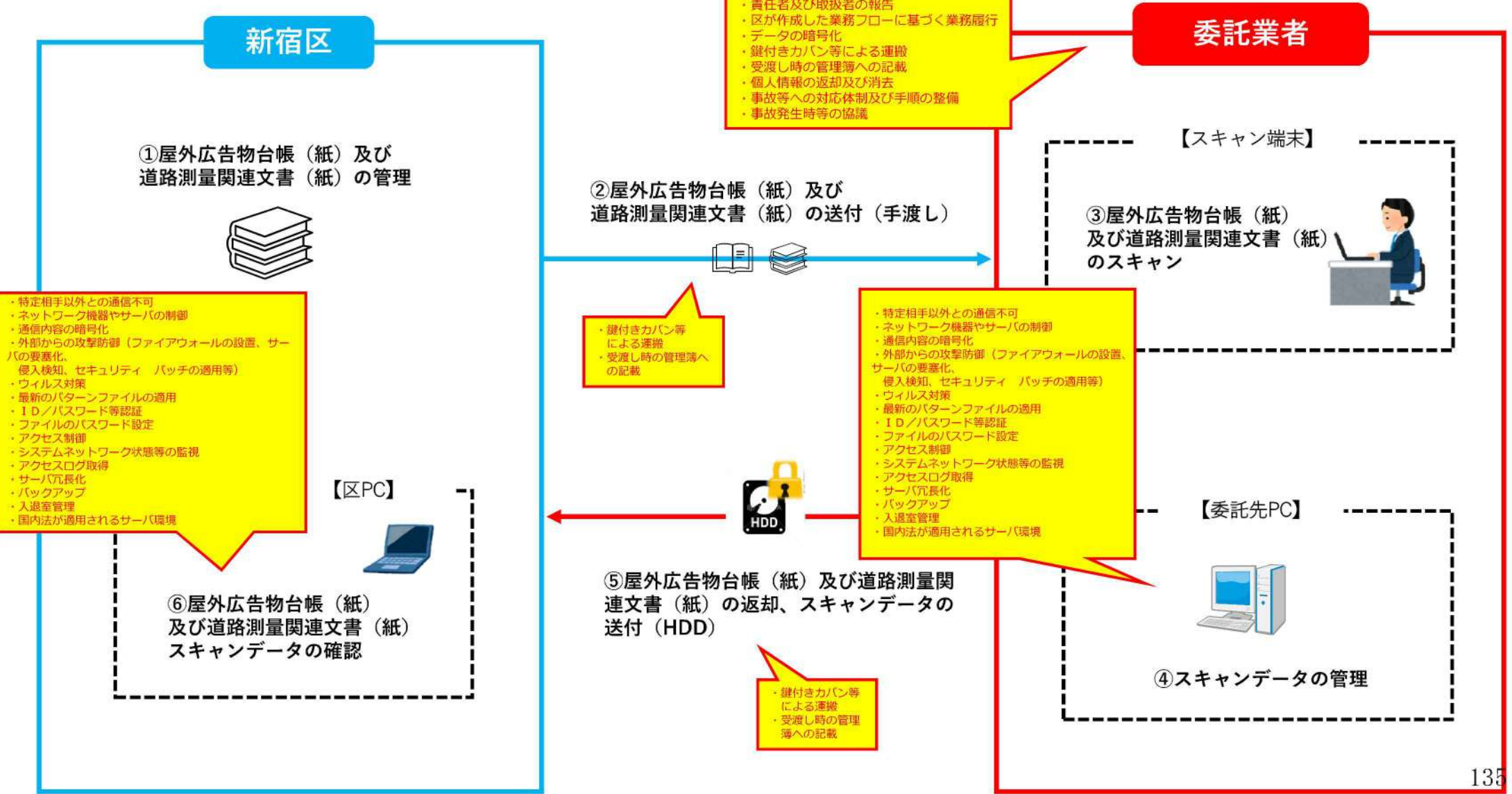
（ヘッダ部）データ区分、ファイル種別、収納団体コード、システム利用領域 01、ファイル作成年月日、ファイル作成時刻、データ件数、エラーデータ件数、ワーニングデータ件数、決済単位年月日、システム利用領域 02、合計金額、システム予備（データ部）データ区分、システム利用領域 03、制御情報、納付番号、収納団体コード、税目・料金番号、確認番号、履歴番号、パスワード、システム利用領域 04、システム利用領域 05、システム利用領域 06、システム利用領域 07、システム利用領域 08、システム利用領域 09、システム利用領域 10、システム利用領域 11、レスポンスコード、システム利用領域 12、システム利用領域 13、納付・請求情報、納付金区分、氏名カナ、氏名漢字、今回請求金額合計、請求本体金額、請求固定延滞金額、延滞金随時計算フラグ、納付情報変更年月日、納期限、延滞金計算開始年月日、延滞金表示区分、納付内容カナ、納付内容漢字、手数料負担区分、地公体任意情報、納付方式、拡張予備領域 01、機構指定納付受託者、仮消込情報、システム利用領域 14、今回支払金額合計累積、今回支払金額合計、支払納付額、支払延滞金額、領収区分、支払方法、チャンネル区分、入力区分、システム利用領域 15、入金年月日、納付年月日、仕向センタコード、金融機関コード、店舗コード、仕向処理年月日、仕向処理時刻、仕向処理通番、消込結果区分、決済年月日、拡張予備領域 02、チャンネル区分 2、システム予備

（エンド部）データ区分、システム予備

保存文書等電子化委託について (No.4 1)

事業名	保存文書等電子化業務委託
担当課	土木管理課
区分	業務委託
目的	本業務は、新宿区が管理する文書及び図面をスキャナーで電子データ化し、文書保管場所の省スペース化及び文書検索の効率化を図るものである。
対象者	屋外広告物台帳に記載された申請者及び管理者、用途廃止申請者、特別区道敷地提供者、公共用地（区有地）又は区道管理境界確定申請者、道路・水路等に接する土地所有者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、土木管理課では、屋外広告物台帳や道路の測量や境界確定に係る文書を書庫や執務室内で保管しているが、空きスペースが少なくなっている。</p> <p>この度、電子データ化により、図面等の重点的なスキャニング業務を委託し、執務スペースの確保等や文書の検索性の向上を図る。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>新宿区が管理する文書及び図面の電子データ化委託。</p> <p>3 対象者数</p> <p>9,600人</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

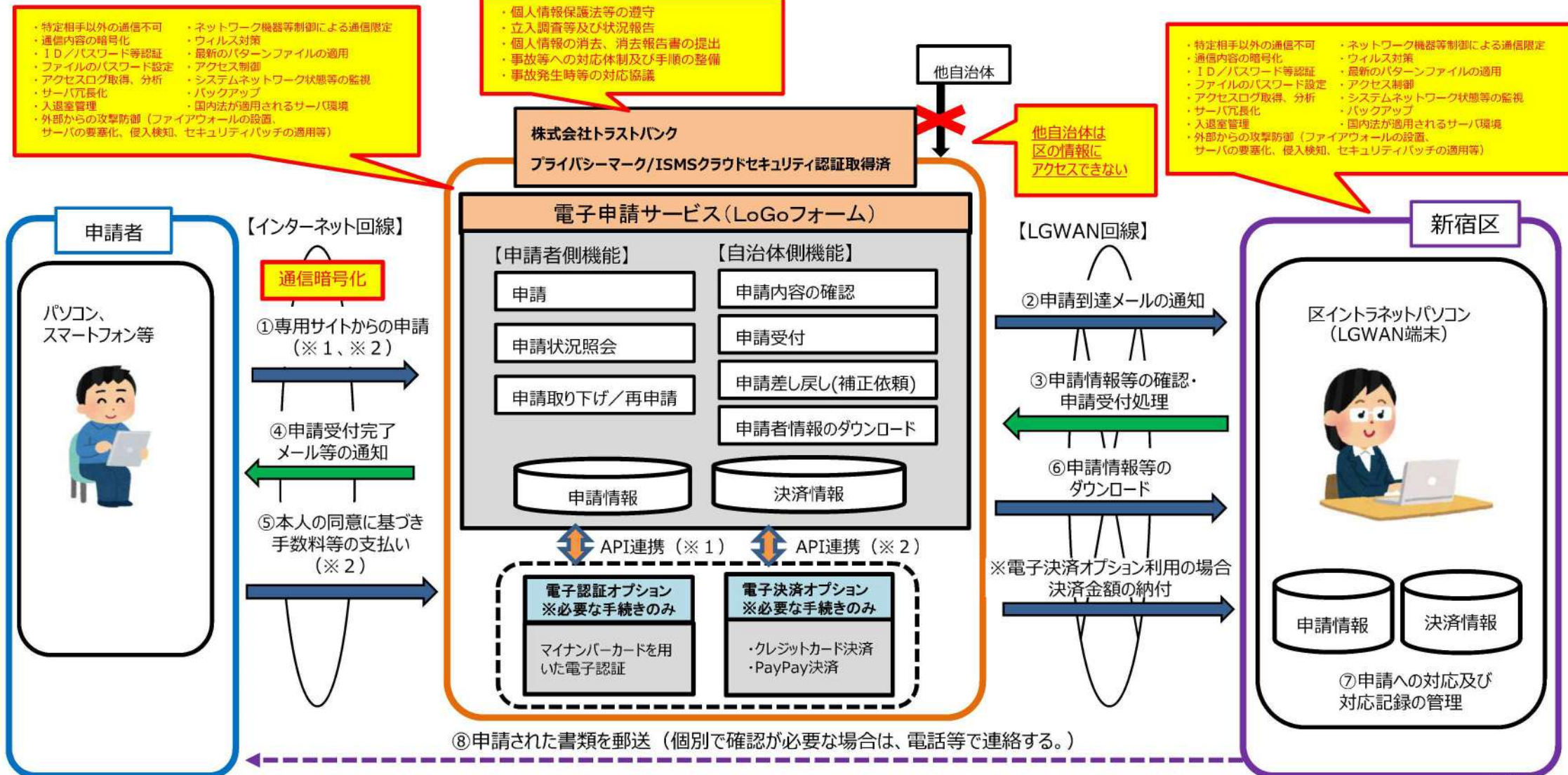
保存文書等電子化業務委託に係る個人情報の流れ



L o G o フォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）（No.4 2）

事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	健康づくり課
区分	外部結合
目的	申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、行政手続のオンライン化を推進し、区民の利便性向上を図る。
対象者	手続きの申請者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用して、子どもや健康、防災、景観などに関する申請やイベントの申込みなどの手続をオンラインで受け付けてきた。</p> <p>今後、「東京共同電子申請・届出サービス」が令和6年度末で廃止され、よりサービス利用者にとって申請がしやすく、職員にとっても申請フォームを作成しやすい新たな電子申請サービス（L o G o フォーム）（以下、「L o G o フォーム」という。）が、東京都及び都内区市町村で共同調達・導入されることとなった。（令和6年度第1回個人情報保護管理運営会議承認済）</p> <p>ついては、区の電子申請による行政手続の導入促進等の観点から、下記3点にかかる電子申請のみ付議することとする。</p> <p>①単年度手続者が1,000人を超えることが想定される場合 ②オンライン決済機能を活用する場合 ③マイナンバーカードを活用した電子認証機能を活用する場合</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>新たに、資料12-1の手続をL o G o フォームに追加することで、さらなる区職員の利便性の向上を図ることとするため、東京都及び都内区市町村で共同調達・導入するL o G o フォームに外部結合を行う。</p> <p>なお、当該手続は、上記③マイナンバーカードを活用した電子認証機能を活用する場合に該当するため付議を行う。</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

電子申請サービスに係る個人情報の流れ(住民等から区への申請)



・特定相手以外の通信不可
・通信内容の暗号化
・ID/パスワード等認証
・ファイルのパスワード設定
・アクセスログ取得、分析
・サーバ冗長化
・入退室管理
・外部からの攻撃防御 (ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等)

・ネットワーク機器等制御による通信限定
・ウイルス対策
・最新のパターンファイルの適用
・アクセス制御
・システムネットワーク状態等の監視
・バックアップ
・国内法が適用されるサーバ環境

・個人情報保護法等の遵守
・立入調査等及び状況報告
・個人情報の消去、消去報告書の提出
・事故等への対応体制及び手順の整備
・事故発生時等の対応協議

・特定相手以外の通信不可
・通信内容の暗号化
・ID/パスワード等認証
・ファイルのパスワード設定
・アクセスログ取得、分析
・サーバ冗長化
・入退室管理
・外部からの攻撃防御 (ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等)

・ネットワーク機器等制御による通信限定
・ウイルス対策
・最新のパターンファイルの適用
・アクセス制御
・システムネットワーク状態等の監視
・バックアップ
・国内法が適用されるサーバ環境

※1 「電子認証オプション」を活用した電子認証は、申請と併せ①の段階で行う。
 ※2 「電子決済オプション」を活用したオンライン決済は、④申請受付完了メール等の通知で決済金額を請求し、⑤の段階で行うほか、申請と併せ①の段階で行うこともできる。

【追加手続及び情報項目】

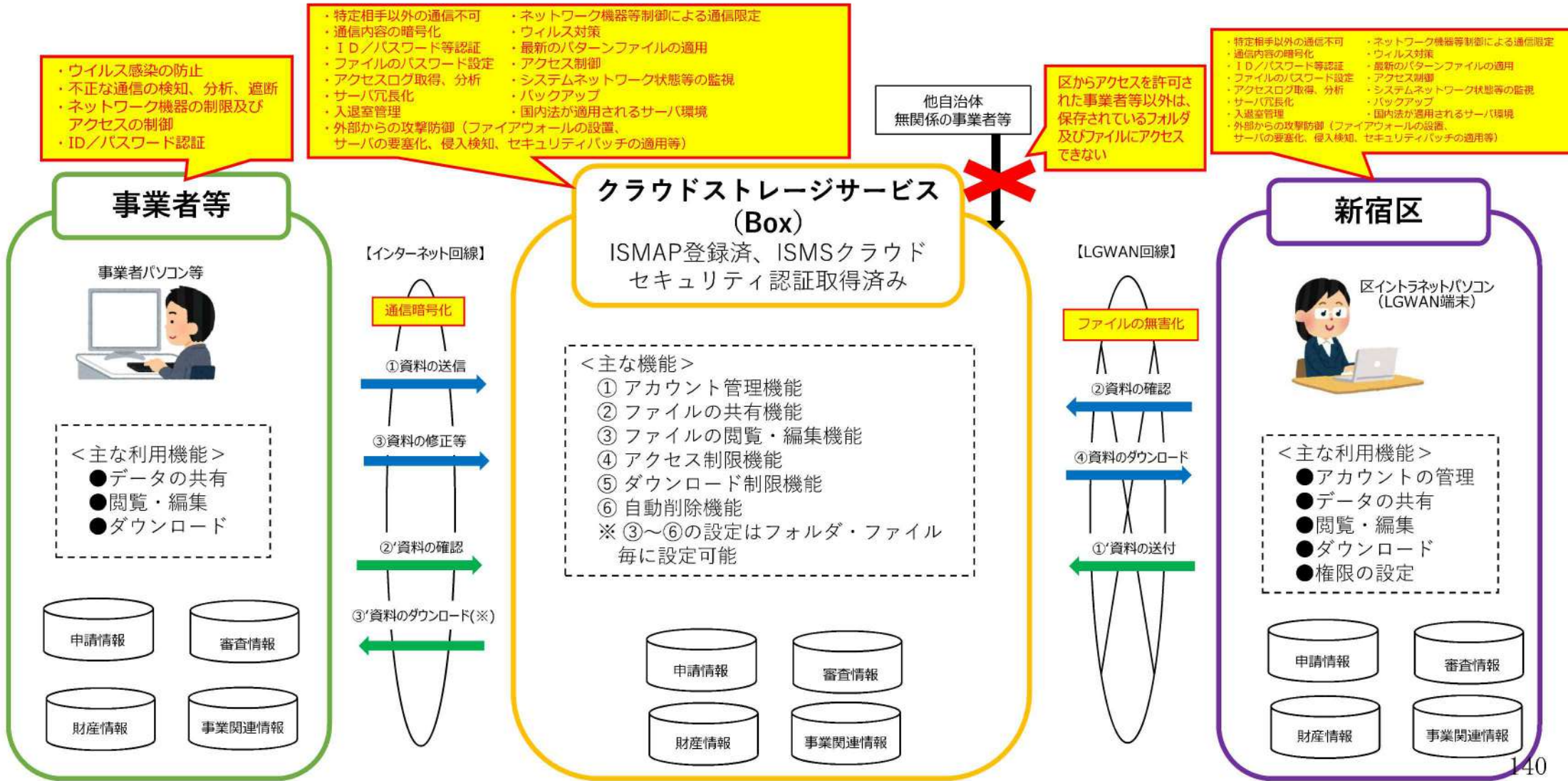
No	担当課	手続名（登録業務名）	取扱う個人情報項目	付議内容
1	健康づくり課	新宿区がん検診等に係る自己負担金免除の手続き	氏名、フリガナ、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス	③マイナンバーカード

※③マイナンバーカードを活用した電子認証機能を活用する場合

クラウドストレージサービス (Box) の利用に係る外部結合について (情報項目の追加) (No. 43)

事業名	クラウドストレージサービスの導入による個人情報の流出事故防止
担当課	交通対策課
区分	外部結合
目的	クラウドストレージサービス (Box) (以下「Box」という。)を導入することで、外部記録媒体 (CD-R や USB メモリなど) (以下「記録媒体」という。)の紛失による個人情報の流出事故防止やデータ共有・交換における事務の効率化を図る。
対象者	手続きの申請者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、区では、委託事業者などとの間で個人情報を含むデータの受渡しを行う際は、記録媒体を用いたデータの受渡しを多く行っている。その記録媒体は、パスワードを設定するなど一定のセキュリティ対策を講じているものの、持ち運びや保管の過程で紛失するリスクが常にあり、個人情報の流出事故につながる恐れがあった。</p> <p>こうした課題を踏まえ、委託事業者などとの間で個人情報を含む記録媒体の受渡しをしている事業について、今後は、より高い安全性を確保できる Box を活用したデータの受渡しに変更する場合は、区政情報課が一括して管理運営会議への付議を行うこととなった。(令和6年度第12回個人情報保護管理運営会議承認済)</p> <p>ついでには、今まで記録媒体での受け渡しをしていた事業について、今後は Box を活用したデータの受渡しに変更するものを個人情報保護管理運営会議に一括して付議することとする。</p> <p>このたび、取り扱う個人情報項目が追加となったため、管理運営会議への付議を行う。(Box へのデータの受け渡しについては令和7年第10回個人情報保護管理運営会議承認済)</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>Box による受渡しに変更する手続について、LGWAN 回線を利用し、区のイントラネット端末との外部結合を行う。</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

クラウドストレージサービス (Box)に係る個人情報の流れ



- ・ウイルス感染の防止
- ・不正な通信の検知、分析、遮断
- ・ネットワーク機器の制限及びアクセスの制御
- ・ID/パスワード認証

- ・特定相手以外の通信不可
- ・通信内容の暗号化
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセスログ取得、分析
- ・サーバ冗長化
- ・入退室管理
- ・外部からの攻撃防御 (ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等)
- ・ネットワーク機器等制御による通信限定
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・バックアップ
- ・国内法が適用されるサーバ環境

区からアクセスを許可された事業者等以外は、保存されているフォルダ及びファイルにアクセスできない

- ・特定相手以外の通信不可
- ・通信内容の暗号化
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセスログ取得、分析
- ・サーバ冗長化
- ・入退室管理
- ・外部からの攻撃防御 (ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等)
- ・ネットワーク機器等制御による通信限定
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・バックアップ
- ・国内法が適用されるサーバ環境

※区がアップロードしたファイルの編集権限、ダウンロード制限はファイル毎に可能

【変更手続及び情報項目】※赤字の部分が、今回の付議事項。

No	担当課	手続名（登録業務名）	取扱う個人情報項目	付議内容
1	交通対策課	総合自転車対策業務	放置撤去車両の自転車防犯登録番号、原動機付自転車標識番号及び車体番号、保管車両所有者の氏名、住所及び電話番号、保管自転車の盗難届出情報、保管車両返還希望者の氏名、住所及び電話番号、 コールセンター問合せ者の氏名、住所及び電話番号	委託事業者へ警察等から提供された保管車両所有者の情報を受け渡すため 放置撤去自転車等の管理のため 自転車対策業務に関する問合せや意見等を管理するため

国外転出者向けマイナンバーカードに係るオンライン申請受付に関する外部結合について
(No.44)

事業名	国外転出者向けマイナンバーカードに係るオンライン申請受付
担当課	戸籍住民課
区分	外部結合
目的	国外転出者向けマイナンバーカードの申請をオンライン化することで、申請者の負担軽減及び利便性の向上を図る。
対象者	本籍人のうち国外転出者でマイナンバーカードの交付を希望する者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>国外転出者向けマイナンバーカードの交付申請については、従来、紙の申請書を用いた郵送又は窓口での申請を受け付けていたところ、国外転出者の利便性向上の観点から、総務省よりオンライン申請システムによる申請受付への移行（令和8年5月26日より開始）の周知があった。申請は本人が地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）の専用サイトにアクセスし行うことを原則とするが、従前のおり窓口や郵送で申請書を区が受領した場合は、本人に代わり申請処理を行う。</p> <p>専用サイトについては国が指定するサイトで、各自治体に付与されたID、パスワードを使用しLGWAN回線を通じてアクセスする。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>区のイントラネットパソコンとJ-LISの専用システムをLGWAN回線を通じて外部結合を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>年間約300人（令和8年3月末現在）</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

国外転出者向けマイナンバーカード交付申請のオンライン化に係る個人情報の流れ (オンライン申請)

申請者



① 国外転出者からの申請
(オンライン申請)

新宿区

④ 申請書IDの発番
住民基本台帳
ネットワークシステム

申請者情報
氏名、生年月日、性別、
本籍、申請書ID

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

イントラPC

申請者情報
氏名、生年月日、性別、
本籍、申請書ID、顔
写真、電子証明書希望
有無、暗証番号

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

③ 申請書IDの発番依頼

[LGWAN回線]

通信暗号化

⑤ 申請者情報の送信

地方公共団体情報
システム機構
(J-LIS)



申請サイト

② 申請内容の確認

申請者情報
氏名、生年月日、性別、
本籍、申請書ID、顔
写真、電子証明書希望
有無、暗証番号

⑥ 申請内容の確認

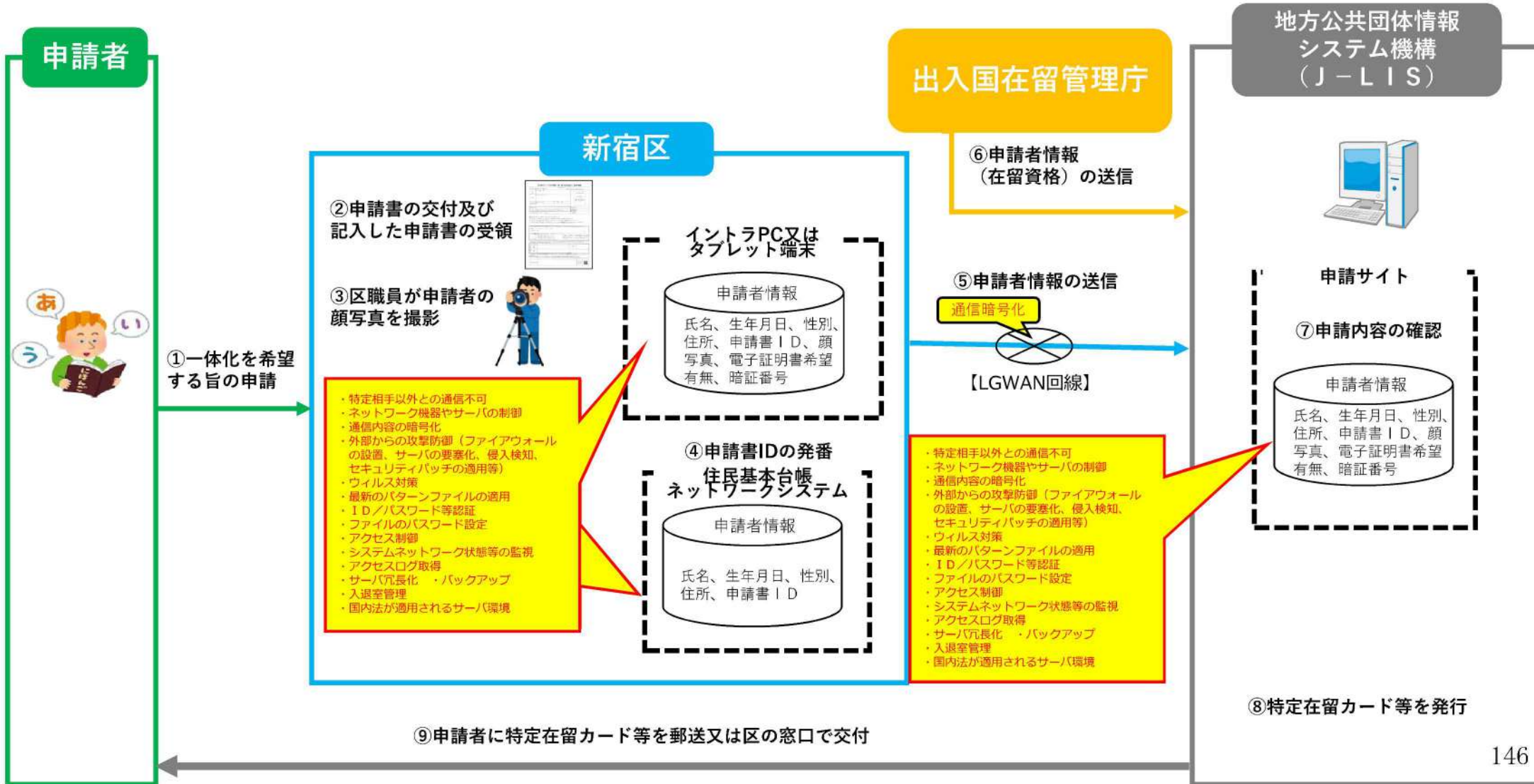
⑦ マイナンバーカード
を発行

⑧ 在外公館等本人が希望する交付窓口へマイナンバーカードを送付

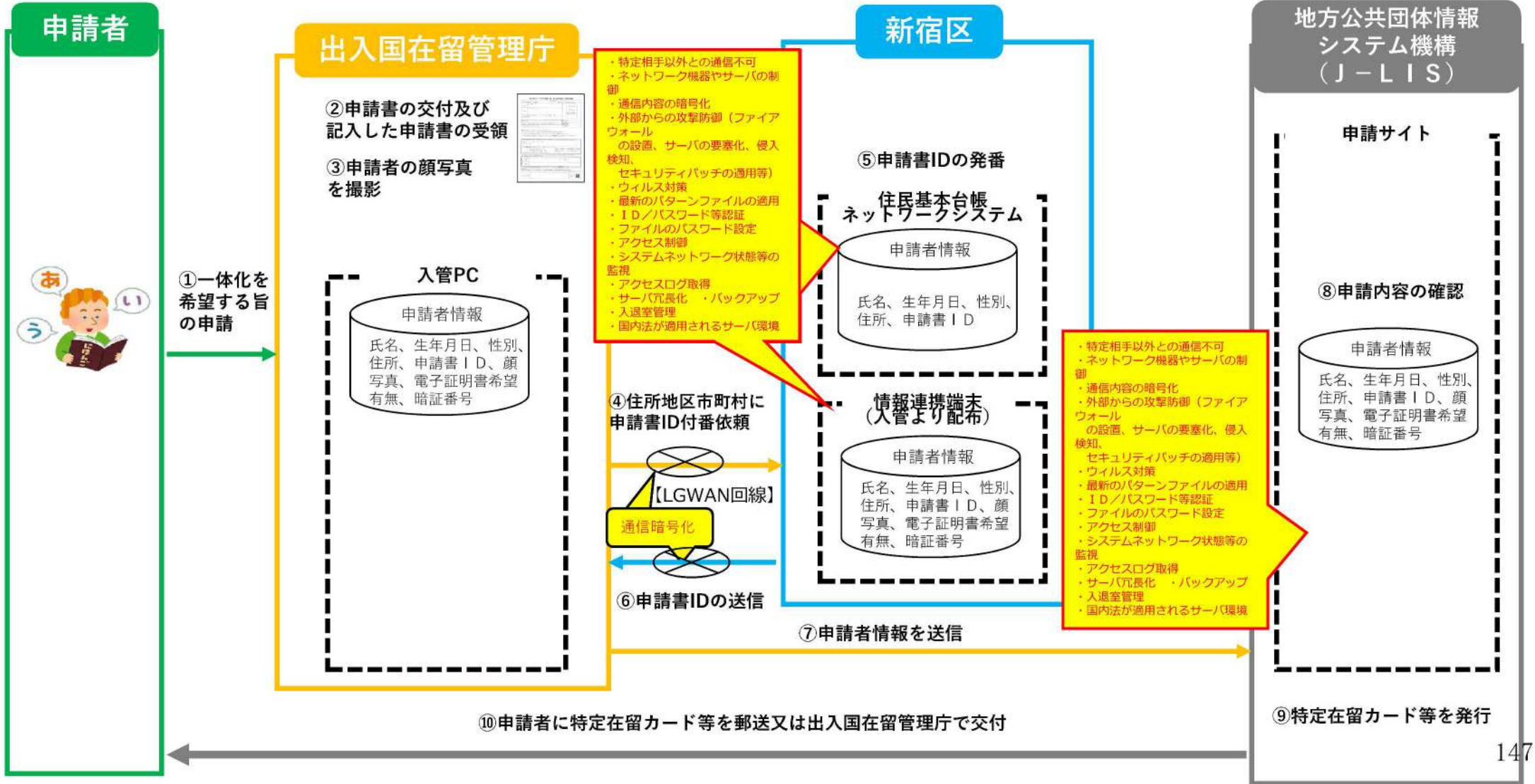
マイナンバーカードと在留カード等一体化に係る外部結合について (No.45)

事業名	マイナンバーカードと在留カード等一体化に係る外部結合
担当課	戸籍住民課
区分	外部結合
目的	マイナンバーカードと在留カード等を一体化することで、区民の負担軽減及び利便性の向上を図る。
対象者	マイナンバーカードと在留カード又は特別永住者証明書一体化を希望する区民
事業内容	<p>1 概要</p> <p>在留カード等と個人番号カードの一体化等に係る改正法の施行により、令和8年6月14日から、マイナンバーカードと在留カード又は特別永住者証明書を一体化(特定在留カードまたは特定特別永住者証明書)させることができるようになる。一体化の申請は、住居地届の場合では区の窓口を経由して行うことができ、在留期間更新等の在留関連手続きの場合では出入国在留管理庁で行う。</p> <p>なお、出入国在留管理庁で申請を受け付ける場合であっても、申請書IDの発番等については区との連携が必要となる。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>LGWAN 回線を通じて J-LIS の専用サイト及び出入国在留管理庁との外部結合を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>入国、転入、転居者のうち希望する者 (参考(年間):入国約12,000人、転入約5,500人、転居約3,400人)</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

マイナンバーカードと在留カード又は特別永住者証明書の一体化に係る個人情報の流れ
 (区窓口での申請の場合)



マイナンバーカードと在留カード又は特別永住者証明書の一体化に係る個人情報の流れ
(出入国在留管理庁での申請の場合)



ふるさと納税ポータルサイトサービスの導入に係る外部結合について（結合先の追加）（No. 46）

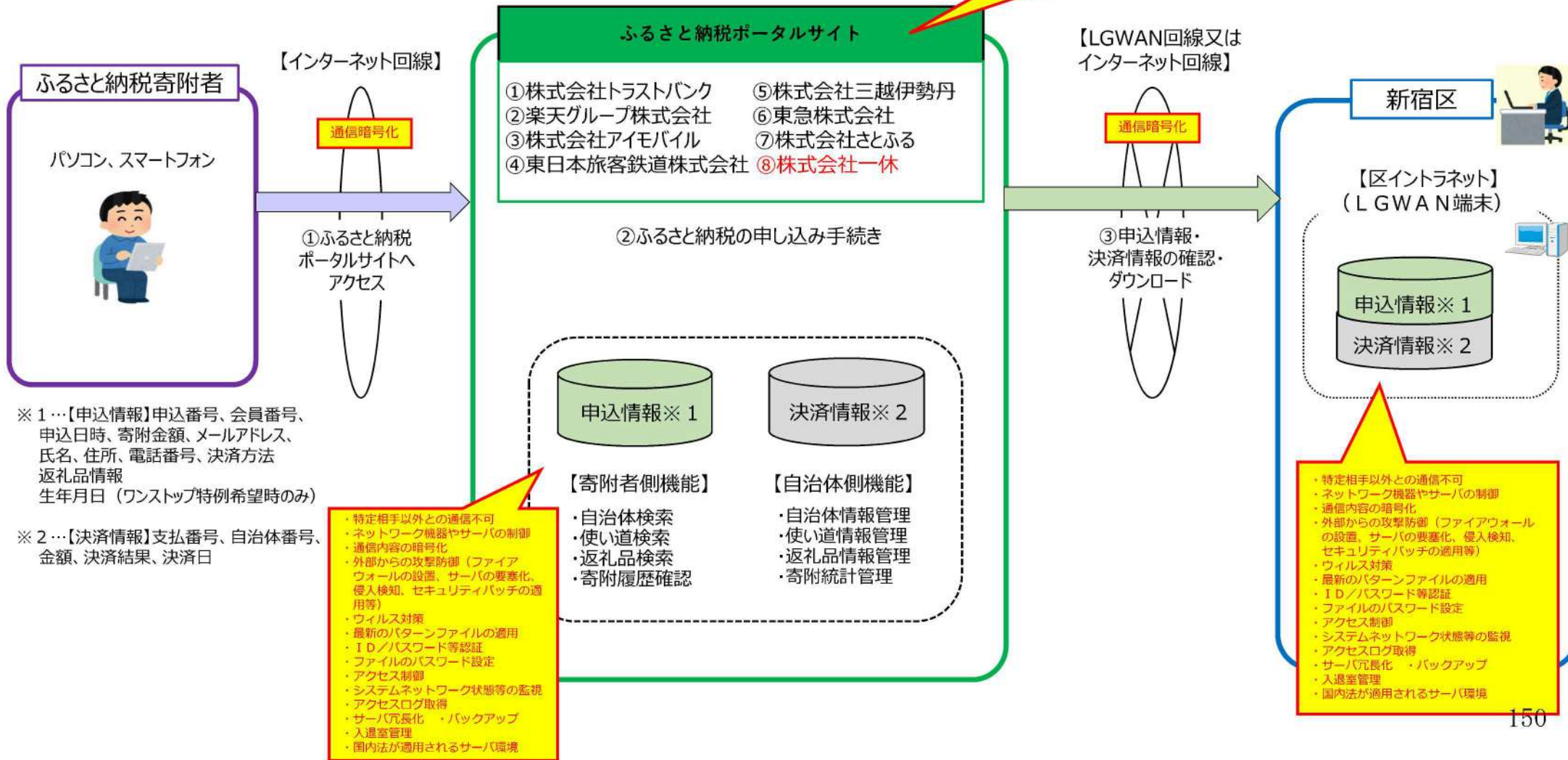
事業名	ふるさと納税管理事務
担当課	文化観光課
区分	外部結合
目的	新宿区へのふるさと納税（寄附金）について、「ふるさと納税ポータルサイト」を導入することにより、寄附者の利便性の向上を図るとともに、新宿区の魅力を広く発信する。
対象者	ふるさと納税寄附者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、寄附者の寄附機会の拡充と利便性の向上を図るため、令和2年度からふるさと納税ポータルサイトサービスを導入し、クレジットカード払いやマルチペイメント（携帯キャリア決済など）による寄附の受入を行っている。（令和2年度第3回情報公開・個人情報保護審議会承認済）</p> <p>令和5年度のふるさと納税返礼品の導入以降、ふるさと納税ポータルサイトを拡充して返礼品を掲載している。（令和5年度第3回及び令和6年度第5回個人情報保護管理運営会議承認済）</p> <p>この度、既に導入している7事業者のふるさと納税ポータルサイトに加え、令和8年6月から、新たに「一休.comふるさと納税」及び「Yahoo!トラベルふるさと納税」のポータルサイトを拡充することで、より寄附者の利便性の向上を図るとともに、返礼品を通じて新宿区の魅力を発信する。</p> <p>2 ふるさと納税ポータルサイト（運営事業者）</p> <p>【令和2年度から導入】</p> <p>①ふるさとチョイス（株式会社トラストバンク）</p> <p>【令和5年度から導入】</p> <p>② 楽天ふるさと納税（楽天グループ株式会社）</p> <p>③ ふるなび（株式会社アイモバイル）</p> <p>④ JRE MALLふるさと納税（東日本旅客鉄道株式会社）</p> <p>⑤ 三越伊勢丹ふるさと納税（株式会社三越伊勢丹）</p> <p>⑥ ふるさとパレット（東急株式会社）</p> <p>【令和6年9月から導入】</p> <p>⑦ さとふる（株式会社さとふる）</p> <p>【令和8年6月から導入予定】</p> <p>⑧ <u>一休.comふるさと納税（株式会社一休）</u></p> <p>⑨ <u>Yahoo!トラベルふるさと納税（株式会社一休）</u></p>

	<p>3 個人情報保護管理運営会議への付議内容 LGWAN 回線及びインターネット回線を通じた事業者サーバとの結合を行う。</p> <p>4 想定件数 2,500 件</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

ふるさと納税の受入（ふるさと納税ポータルサイト）に係る個人情報の流れ

※赤字の箇所が、今回の追加事業者。

- ・個人情報保護法等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・個人情報の消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議



新宿区における住宅の耐震化の現状調査業務に係る外部結合等について（No.47）

事業名	新宿区における住宅の耐震化の現状調査委託
担当課	防災都市づくり課
区分	外部結合、業務委託
目的	未耐震建築物及び耐震性能を有する建築物に関する台帳データ等の整備業務の効率化を図るため。
対象者	建築主
事業内容	<p>1 概要</p> <p>次期「新宿区耐震改修促進計画」（令和9年度改定予定）に活用するとともに、耐震化に関する普及啓発を効果的に推進するための基盤資料とするため、未耐震建築物及び耐震性能を有する建築物に関する台帳データ等の整備を業務委託により実施する。台帳データの整備にあたっては、建築確認台帳データ、建築物等耐震化支援事業補助金実績データのほか、最新の地図情報のデータベース（以下「地図情報DB」という。）等を用いて必要な情報を抽出し、区内における未耐震の木造住宅及び非木造住宅の位置及び戸数、並びに耐震性能を有する木造・非木造の住宅の総戸数を把握できるものとし、施策の進捗や区の取組状況に応じて、同様の業務委託を継続的に実施していく。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>（1）外部結合</p> <p>LGWAN回線を介して区のイントラPCとクラウドストレージ（Box）を結合し、建築確認台帳データ、建築物等耐震化支援事業補助金実績データを提供する。</p> <p>（2）業務委託</p> <p>区が所有する建築確認申請台帳データ、建築物等耐震化支援事業補助金実績データ、地籍図データ、登記簿データを委託業者に提供し、最新の地図情報データベース等を用いて未耐震建築物及び耐震性能を有する建築物の台帳データ等の整備業務を委託する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約231,800戸（令和6年3月時点）</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

住宅の耐震化の現状調査に係る個人情報の流れ

新宿区

区PC

- ① 建築台帳データ、建築物等耐震化支援事業補助金実績データの抽出

建築確認申請台帳

補助金実績

敷地地名地番、建築主の住所、等

申請建物の名称、住所、等

- ⑦ 未特定建物物件の特定



※未特定建物物件については区で確認し、最終的なデータベースに反映予定

地籍図データ

登記簿データ

- ⑭ 納品後のデータベースを確認

旧耐震木造住宅データベース

新耐震木造住宅データベース

旧耐震非木造住宅データベース

通信暗号化

【LGWAN回線】

- ② 台帳・補助金データのアップロード

- ⑥ 未特定情報のダウンロード

- ⑧ 地籍図データ、登記簿データのアップロード

- ・特定相手以外の通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化
- ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

- ⑬ データベースのダウンロード

Box (クラウドストレージ)

建築確認申請台帳

敷地地名地番、建築主の住所、等

補助金実績

申請建物の名称、住所、等

未特定情報

地籍図データ

登記簿データ

旧耐震木造住宅データベース

新耐震木造住宅データベース

旧耐震非木造住宅データベース

通信暗号化

【インターネット回線】

- ③ 台帳・補助金データのアップロード

- ⑤ 未特定情報のアップロード

- ・特定相手以外の通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化
- ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

- ⑨ 地籍図データ、登記簿データのダウンロード

- ・特記事項等の遵守
- ・立入調査等及び内訳報告
- ・責任者及び取扱者の報告
- ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・データの暗号化
- ・鍵付きカバン等による運搬
- ・受渡し時の管理簿への記載
- ・鍵付キャビネット等での保管
- ・個人情報の返却及び消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

- ⑫ データベースのアップロード

委託先① (現地実態調査)

委託先PC

- ④ 住宅地図データと台帳・補助金実績データを照合

台帳・補助金実績データ

敷地地名地番、建築主の住所、申請建物の名称、住所、等

※建物位置が特定できない場合は、区に照会を行う。

委託先PC

- ⑩ 地籍図データ、登記簿データをもとに、地番及び所有者データを台帳・補助金実績データへ付与

台帳・補助金実績データ

敷地地名地番、建築主の住所、申請建物の名称、住所、等

- ⑪ 完成版の台帳・補助金実績データの取りまとめ、及び住戸総数の把握

旧耐震木造住宅データベース

新耐震木造住宅データベース

旧耐震非木造住宅データベース

新宿ゴールデン街地区のまちづくりに係る業務委託について（委託内容の変更）（No.48）

事業名	新宿ゴールデン街地区まちづくり支援業務委託
担当課	新宿駅周辺まちづくり担当課
区分	業務委託
目的	まちの将来像の実現に向けた、新宿ゴールデン街地区のまちづくりの推進、新たな建替えルールの策定及び協議会の運営等の支援
対象者	新宿ゴールデン街地区の土地及び建物権利者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>新宿ゴールデン街地区では、「新宿ゴールデン街まちづくり協議会（以下「協議会」という。）」において、平成30年7月に策定された「新宿ゴールデン街まちの将来像」に基づき、風情を守り、防災性を向上したまちの実現に向けた検討を行っており、令和5年度に実施した現地測量の結果に基づき、新たな建替えルール（3項道路の指定や地区計画の策定等）の検討を進めている。本支援業務委託では、まちの将来像の実現に向けて、新宿ゴールデン街地区のまちづくりの推進、新たな建替えルールの策定及び協議会の運営等の支援を行っている。（平成22年度第8回情報公開・個人情報保護審議会了承済み）</p> <p>このたび、新たな建替えルールの検討に係る課題について、専門的見地からの支援を受けるため、再委託業務を実施する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>（1）まちづくり会の運営支援</p> <p>（2）現況調査</p> <p>（3）まちづくりルール検討の支援</p> <p>（4）まちづくり方針策定、ガイドライン策定、地区計画案作成の支援</p> <p>（5）都市計画手続きに関する支援</p> <p>3 対象者数</p> <p>約430人</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

新宿ゴールデン街地区のまちづくりにおける業務の流れ

※赤点線枠の部分が、今回の付議事項

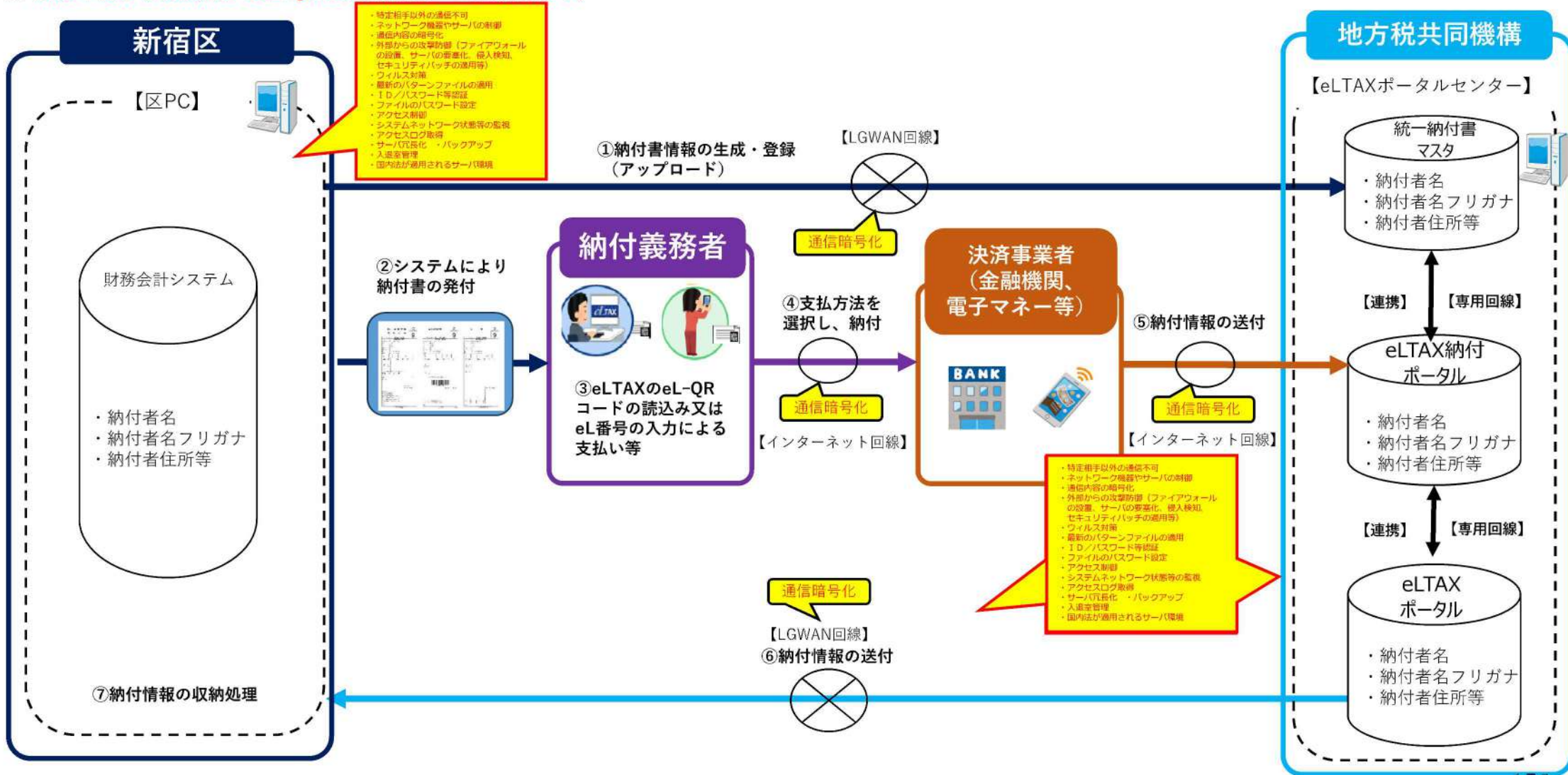


e L T A X納付導入に係る共通納税 IFS との外部結合について (No.49)

事業名	e L T A X納付導入に係る共通納税 IFS との外部結合について
担当課	会計室
区分	外部結合
目的	eLTAX (エルタックス) を活用した地方税統一 QR (以下、「eL-QR」という。) による納付サービスを導入することで、区民の利便性及び業務の効率化を図るため。
対象者	e L T A Xで納付する納付義務者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>「地方自治法の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 65 号。以下「改正法」という。) が令和 6 年 6 月 26 日に公布された。改正法では「公金の収納事務のデジタル化」について規定されており、また「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について (通知) 」 (令和 6 年 7 月 2 日) においても、eLTAX を活用した納付を可能とする公金への対応を着実に進めるよう、言及されている。国からの要請を踏まえ、新宿区でも、令和 5 年度から税務課において eL-QR を利用した納付サービスが導入され、令和 8 年度第 1 回個人情報保護管理運営会議において、医療保険年金課及び高齢者医療担当課も導入された。</p> <p>このたび、財務会計システムで出力される納付書または納入通知書等についても、eLTAX を活用した eL-QR による納付サービスを導入することにより、区民の利便性の向上及び業務の効率化を図る。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>区のイントラネット端末と地方税共同機構が構築・運営する共通納税インターフェースシステム (以下、「共通納税 IFS」という。) を L G W A N回線で結合し、データの送受信を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>年間 延べ 7, 5 0 0 人 (令和 6 年度実績)</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

eLTAX納付導入に係る個人情報の流れ

※令和5年度から税務課にてeL-QRによる納付サービス導入済み。



結合される情報項目

財務会計システム及びその他のシステム等におけるの納付義務者の納付情報

【ファイル名：納付書情報登録ファイル】

登録区分、共通納税機関コード、税務事務所コード、所属コード、案件特定キー、確認番号、税目・料金番号、管理番号、公開開始日、賦課年度、課税年度、期別、納期限、指定期限、支払期限（公開終了日）、拡張領域（延滞金自動計算フラグ）、拡張領域（延滞金計算開始年月日）、拡張領域（延滞金免除等区分 1）、拡張領域（延滞金免除等期間 1（自））、拡張領域（延滞金免除等期間 1（至））、拡張領域（延滞金免除等区分 2）、拡張領域（延滞金免除等期間 2（自））、拡張領域（延滞金免除等期間 2（至））、未納額、延滞金、過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額、各種手数料額、納付額、納税者 ID、拡張領域（関連 ID 区分）、拡張領域（関連 ID）、利用者向け確認用表示情報、還付済データ等への補記情報、納付可否区分、口座振替区分、拡張領域（金融機関コード）、拡張領域（店舗コード）、拡張領域（口座種別コード）、拡張領域（口座番号）、拡張領域（記号）、拡張領域（番号）、納付書情報登録依頼連番、納付書情報登録不可事由区分、納付書情報登録不可事由、拡張予備領域 01、拡張予備領域 02

【ファイル名：納付情報ファイル（納付日／入金日）】

（ヘッダ部）データ区分、ファイル種別、収納団体コード、システム利用領域 01、ファイル作成年月日、ファイル作成時刻、データ件数、エラーデータ件数、ワーニングデータ件数、決済単位年月日、システム利用領域 02、合計金額、システム予備

（データ部）データ区分、システム利用領域 03、制御情報、納付番号、収納団体コード、税目・料金番号、申告区分・課税期間、確認番号、履歴番号、パスワード、システム利用領域 04、システム利用領域 05、システム利用領域 06、システム利用領域 07、システム利用領域 08、システム利用領域 09、システム利用領域 10、システム利用領域 11、レスポンスコード、システム利用領域 12、システム利用領域 13、納付・請求情報、納付金区分、氏名カナ、氏名漢字、今回請求金額合計、請求本体金額、請求固定延滞金額、延滞金随時計算フラグ、納付情報変更年月日、納期限、延滞金計算開始年月日、延滞金表示区分、請求消費税、消費税表示区分、納付内容カナ、納付内容漢字、手数料負担区分、地公体任意情報、納付方式、拡張予備領域 01、機構指定納付受託者、仮消込情報、システム利用領域 14、今回支払金額合計累積、今回支払金額合計、支払納付額、支払延滞金額、支払消費税、領収区分、支払方法、チャネル区分、入力区分、印紙税額、他店券金額、システム利用領域 15、入金年月日、納付年月日、MPN 処理年月日、MPN 処理時刻、MPN 処理通番、仕向センタコード、金融機関コード、店舗コード、仕向処理年月日、仕向処理時刻、仕向処理通番、消込結果区分、決済年月日、MPN 通信サーバ登録年月日、拡張予備領域

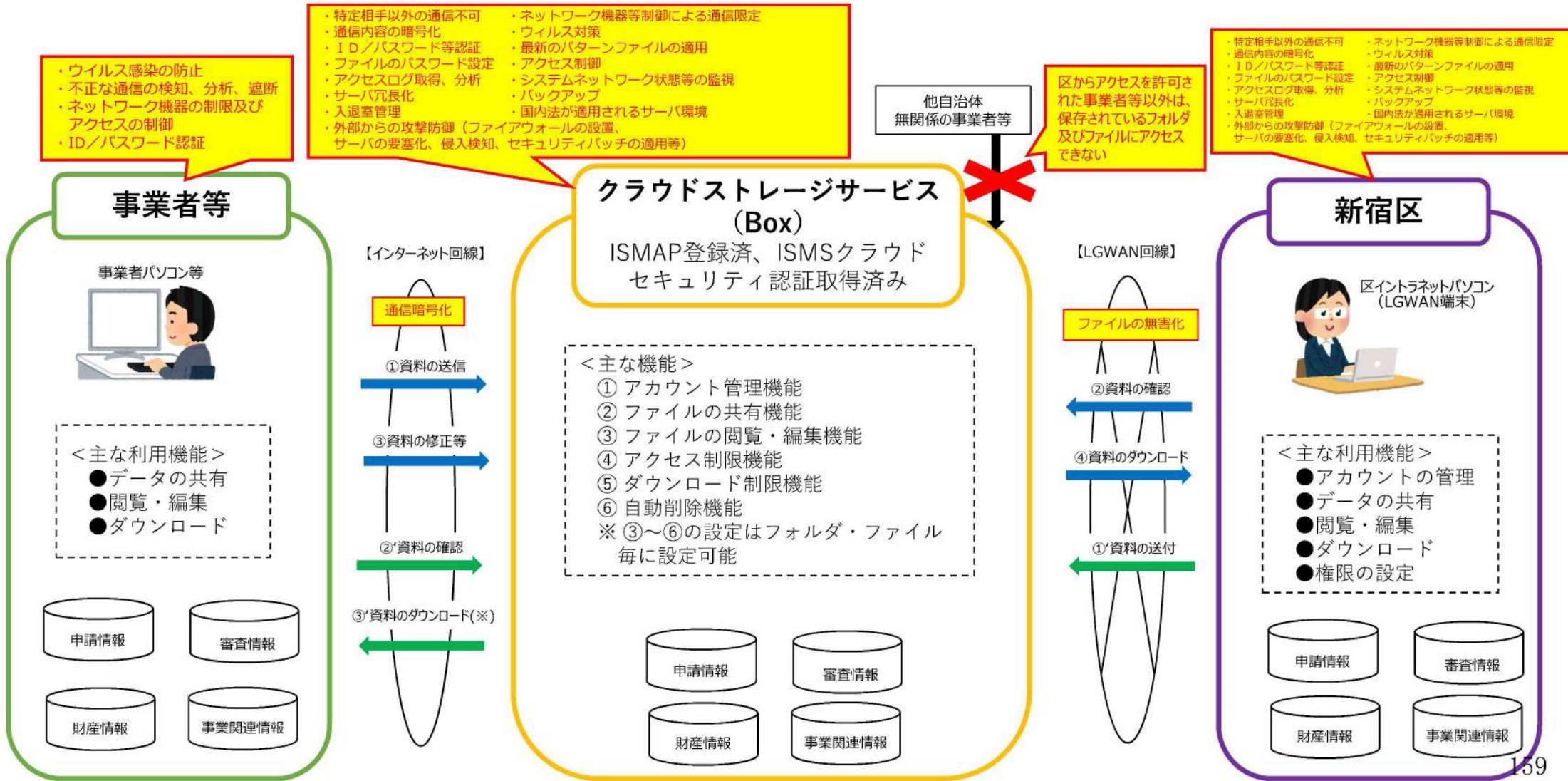
02、チャネル区分 2、システム予備

（エンド部）データ区分、システム予備

クラウドストレージサービス (Box) の利用に係る外部結合について (No.50)

事業名	効果的・効率的な業務の推進
担当課	住宅課
区分	外部結合
目的	クラウドストレージサービス (Box) (以下「Box」という。)を導入することで、外部記録媒体 (CD-R や USB メモリなど) (以下「記録媒体」という。)の紛失による個人情報の流出事故防止やデータ共有・交換における事務の効率化を図る。
対象者	手続きの申請者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、区では、委託事業者などとの間で個人情報を含むデータの受渡しを行う際は、記録媒体を用いたデータの受渡しを多く行っている。その記録媒体は、パスワードを設定するなど一定のセキュリティ対策を講じているものの、持ち運びや保管の過程で紛失するリスクが常にあり、個人情報の流出事故につながる恐れがあった。</p> <p>こうした課題を踏まえ、委託事業者などとの間で個人情報を含む記録媒体の受渡しをしている事業について、今後は、より高い安全性を確保できる Box を活用したデータの受渡しに変更する場合は、区政情報課が一括して管理運営会議への付議を行うこととなった。(令和6年度第12回個人情報保護管理運営会議承認済)</p> <p>については、今まで記録媒体での受け渡しをしていた事業について、今後は Box を活用したデータの受渡しに変更するものを個人情報保護管理運営会議に一括して付議することとする。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>Box による受渡しに変更する手続について、LGWAN 回線を利用し、区のイントラネット端末との外部結合を行う。</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

クラウドストレージサービス (Box)に係る個人情報の流れ



※区がアップロードしたファイルの編集権限、ダウンロード制限はファイル毎に可能

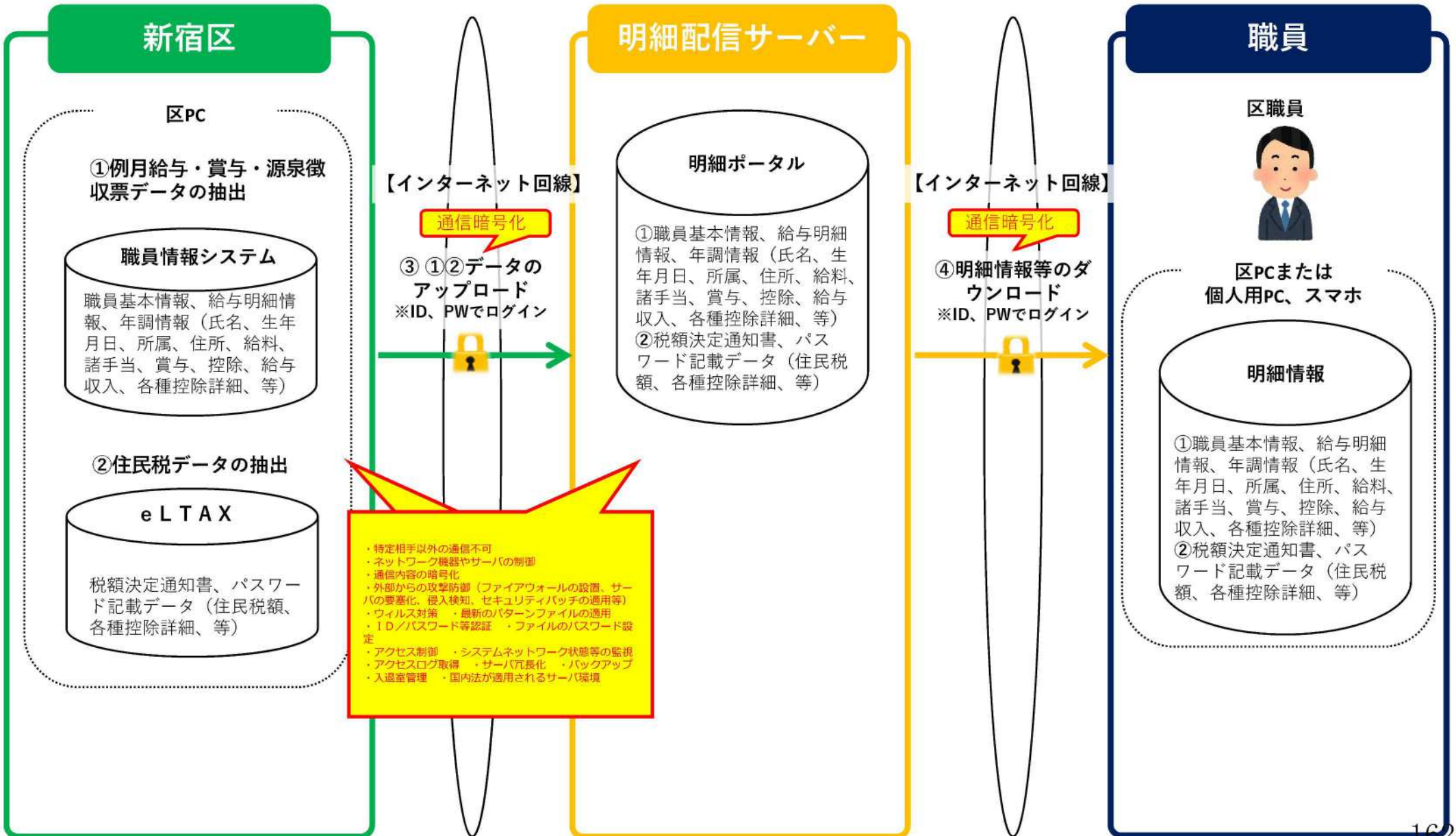
【変更手続及び情報項目】

No	担当課	手続名（登録業務名）	取扱う個人情報項目	付議内容
1	住宅課	区立住宅の維持管理業務	区立住宅入居者の、氏名、住所、電話番号、生年月日、世帯情報、所得情報、区立住宅使用料・共益費、滞納状況、	委託事業者との間で、入居者情報の受渡しをするため

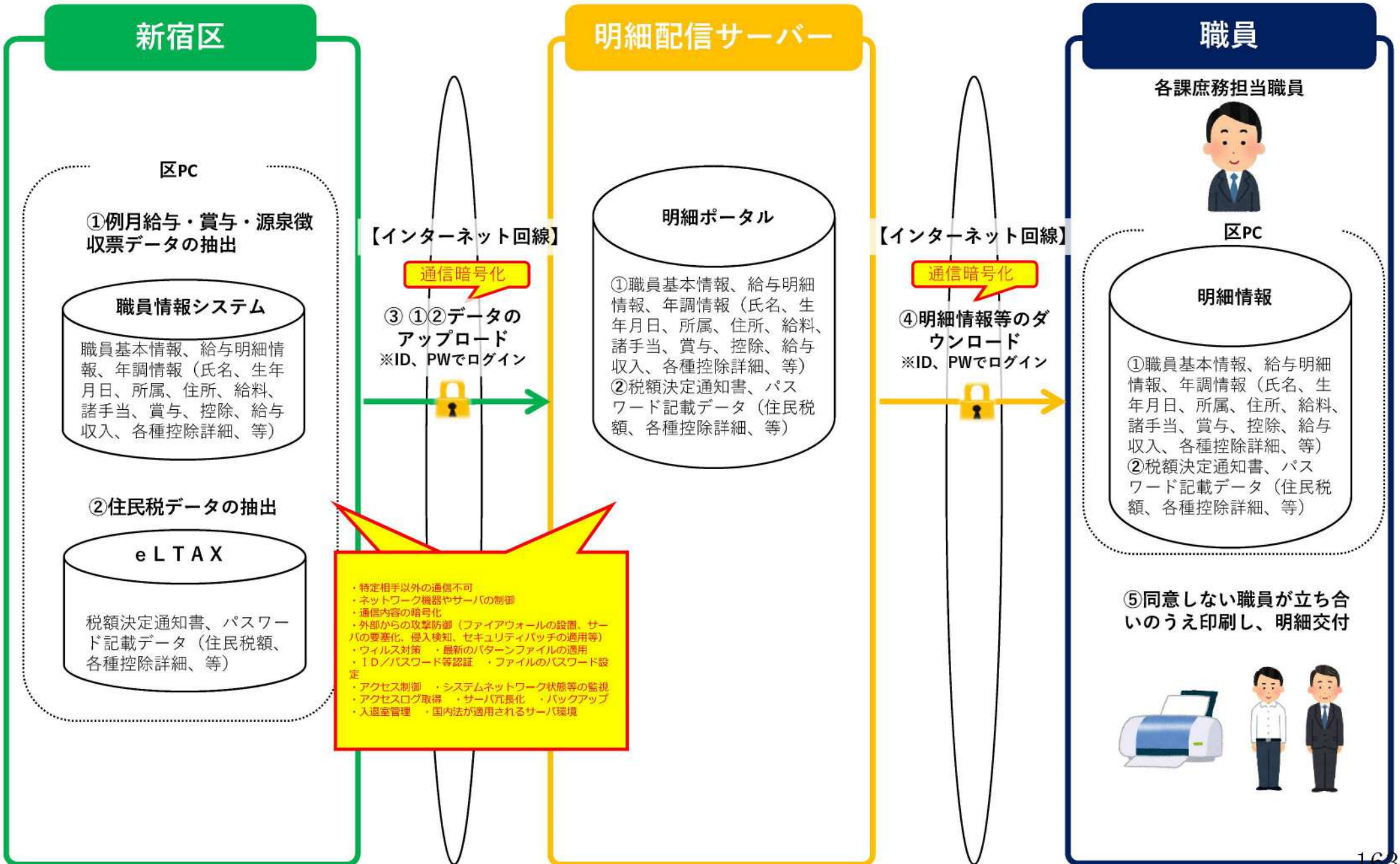
給与明細等のオンライン化に係る外部結合について (No.5 1)

事業名	給与明細等のオンライン化
担当課	人事課
区分	外部結合
目的	本人事課から職員へ紙で配布する明細類を電子化し、オンライン上にアップロードして各自が閲覧できるようにすることで、ペーパーレス化を推進し、印刷・封入・配送作業の削減による業務改善を目的とする。
対象者	人事課で給与支給する全職員（約4,200人）
事業内容	<p>1 概要</p> <p>人事課から職員へ紙で配布する各種明細については、現在、交換便による配布を行っている。所得税法第231条においては、支払を受ける者に対し給与明細書を交付しなければならない旨が規定されており、本人の承諾がある場合には、給与明細書を電子明細によることができるとしている。また、源泉徴収票についても、所得税法第226条において同様の規定が設けられている。</p> <p>今後は交換便による紙配布を廃止し、システムから出力した各種明細データについて、インターネット回線（通信暗号化）を通じてオンライン明細配信サービスへアップロードする方式に変更する。</p> <p>これにより、職員は明細ポータルサイト上で、給与・賞与明細、年末調整に係る源泉徴収票、住民税特別徴収税額決定通知書を各自確認できるようにすると共に、ペーパーレス化の推進と、印刷・封入・配送等の事務負担の軽減を図る。</p> <p>なお、同意がない職員については、各課庶務担当が管理者権限により明細ポータルにアクセスし、該当職員のみ抽出された明細等を印刷して当該職員に紙で配布する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>以下について、明細配信サーバーと区のイントラネットの外部結合を行う。</p> <p>(1) 給与または賞与 ⇒ 給与・賞与明細情報 (CSV ファイル)</p> <p>(2) 所得税源泉徴収票 ⇒ エルタックス送付用給与支払報告書データ (CSV ファイル)</p> <p>(3) 住民税決定通知書 ⇒ 住民税通知書ファイル (暗号化 PDF) パスワードファイル (PDF)</p> <p>3 対象者数 約4,200人程度</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

給与明細等のオンライン化に係る外部結合について (同意がある場合)



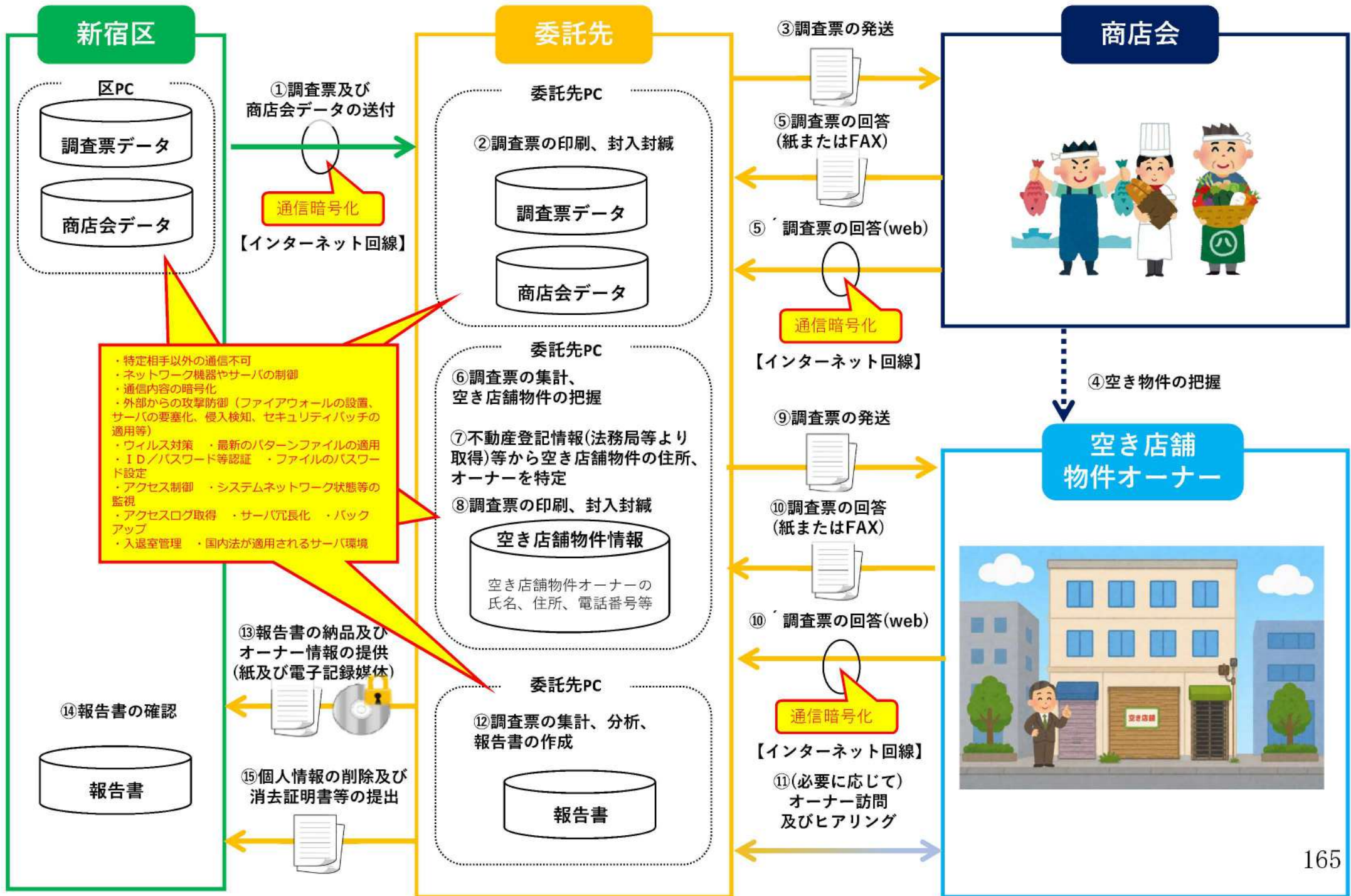
給与明細等のオンライン化に係る外部結合について (同意がない場合)



産業実態調査業務委託について (No.5 2)

事業名	産業実態調査業務委託について
担当課	産業振興課
区分	業務委託
目的	区内商店街における空き店舗の現状把握のため
対象者	区内商店街における空き店舗物件オーナー
事業内容	<p>1 概要</p> <p>令和 10 年度から令和 19 年度までの産業振興プラン策定に際し、区内事業者等の現状を正確に把握するため、100 商店会及び空き店舗物件オーナーを対象に、アンケート調査を業務委託により実施する。なお、調査結果は今後の産業振興施策の基礎資料としても活用する。</p> <p>【調査方法】</p> <p>(1) 区内 100 商店会に対して、調査票を郵送し、アンケート調査を実施する。</p> <p>(2) 上記 (1) のうち、商店会に対する調査により、空き店舗と思われる物件の所在地を確認する。</p> <p>(3) 上記 (2) で確認された物件の現地確認及び不動産登記等の確認により、当該物件のオーナーを確認する。</p> <p>(4) 当該物件のオーナーに対して調査票を郵送し、アンケート調査を実施する。必要に応じて、訪問によるヒアリング調査を実施する。</p> <p>(5) 調査結果を集計・分析し、報告書として取りまとめる。</p> <p>※そのほか、商店会以外に区内約 24, 000 の事業者に対してもアンケート調査を行う。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>現地の実態を正確に把握するため、これまでに調査業務の実績を有し、専門的な知識を備えた事業者に対し、実態調査の業務を委託する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>区内商店街における空き店舗物件オーナー (120 件程度)</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

産業実態調査業務委託に係る個人情報の流れ



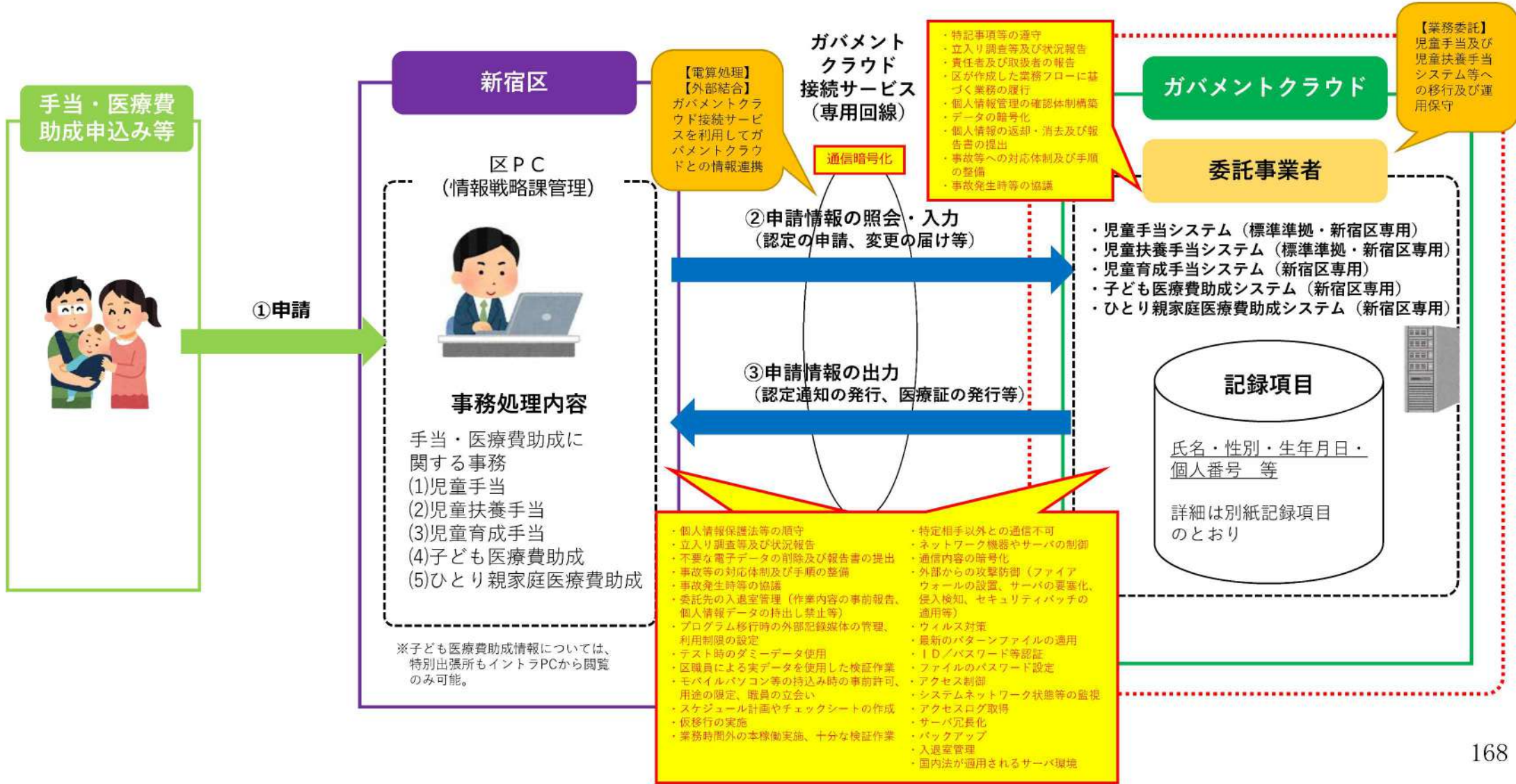
地方公共団体情報システム標準化に対応した児童手当及び児童扶養手当システムへの移行等について (No.53)

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した児童手当及び児童扶養手当システムへの移行等
担当課	児童育成担当課
区分	電算処理、外部結合、業務委託
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)(以下、「標準化法」という。)に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応した児童手当及び児童扶養手当システムをガバメントクラウドへ移行し、安定した児童手当及び児童扶養手当事務等の継続及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	児童手当、児童扶養手当、児童育成手当、子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成制度の受給者、配偶者及び児童
事業内容	<p>1 概要</p> <p>【児童手当及び児童扶養手当システム】 (標準準拠)</p> <p>現行の児童手当及び児童扶養手当システムは、平成14年8月から株式会社電算のシステムを導入し、稼働しているが、自治体ごとの情報システムのカスタマイズによって、維持管理や制度改正時の改修業務における負担が増加しているほか、クラウド利用が円滑に進まない等の状況が生じている。</p> <p>このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、児童手当及び児童扶養手当をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準(標準仕様書)に適合した情報システム(以下「標準準拠システム」という。)の利用を義務付ける、「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに各システムを標準化基準に対応させることが求められている。</p> <p>なお、「標準化法」第5条第1項の規定に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和5年9月8日閣議決定)の変更(令和6年12月24日閣議決定)により、事業者のリソースひっ迫等の事情により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム(以下「特定移行支援システム」という。)については、概ね5年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援することとされている(当区児童手当及び児童扶養手当システムは「特定移行支援システム」に該当。)。併せて、標準化法第10条により、標準準拠システムの利用において、ガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされており、セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う。</p> <p>【児童育成手当、子ども医療費助成及びひとり親家庭医療費助成システム】</p> <p>児童育成手当、子ども医療費助成及びひとり親家庭医療費助成制度に係るシステムは、児童手当及び児童扶養手当システムと同様に平成14年8月から導入し、一体として運用してきた。</p> <p>そのため、児童手当及び児童扶養手当システム標準化対応後についても、これらと密接に関連しているシステムとして、ガバメントクラウドへ</p>

	<p>移行する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>「標準化法」に基づき児童手当及び児童扶養手当に関して処理するシステムを「児童手当システム標準仕様書」及び「児童扶養手当システム標準仕様書」に準拠したシステムへ移行する。</p> <p>また、児童育成手当、子ども医療費助成及びひとり親家庭医療費助成システムについてもガバメントクラウドへ移行するにあたり、システム開発を行う。</p> <p>(2) 外部結合</p> <p>児童手当及び児童扶養手当システム標準化にあたり、デジタル庁が提供するガバメントクラウド上に事業者が構築する標準準拠システムを運用し、ガバメントクラウドとの結合を行う。</p> <p>併せて、児童育成手当、子ども医療費助成及びひとり親家庭医療費助成システムについてもガバメントクラウドとの結合を行う。</p> <p>(3) 業務委託</p> <p>① 児童手当及び児童扶養手当システム標準化、児童育成手当、子ども医療費助成及びひとり親家庭医療費助成システム開発にあたり、前項(1)電算処理及び(2)外部結合に係るシステムへの移行業務を委託する。</p> <p>② 前項①において移行した児童手当、児童扶養手当、児童育成手当、子ども医療費助成及びひとり親家庭医療費助成システムについて、運用保守業務を委託する。</p> <p>3 対象者（令和8年4月1日時点）</p> <p>児童手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者（保護者等）数・・・20,937人 ・対象児童数・・・・・・・・・・31,500人 <p>児童扶養手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者（保護者等）数・・・・1,041人 ・対象児童数・・・・・・・・・・1,358人 <p>児童育成手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者（保護者等）数・・・・1,538人 ・対象児童数・・・・・・・・・・1,952人 <p>子ども医療費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者（児童）数・・・・・・36,424人 <p>ひとり親家庭医療費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者（保護者等）数・・・・1,022人
<p>個人情報の流れ及び情報保護対策</p>	<p>別紙のとおり</p>

児童手当及び児童扶養手当等が保有する個人情報のガバメントクラウドへ移行の流れ

※赤枠の部分が、今回の付議事項。



記録項目・情報項目

【児童手当】

認定番号、申請年月日、異動年月日、世帯番号、宛名番号、氏名漢字、氏名カナ、生年月日、性別、配偶者有無、受給者区分、個人番号、郵便番号、住所、連絡先、配偶者氏名、配偶者宛名番号、配偶者職業、配偶者加入年金情報、銀行名、銀行コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人、児童世帯番号、児童宛名番号、児童氏名、児童氏名カナ、児童生年月日、児童性別、児童続柄、児童対象年月、児童監護有無、児童生計種別、児童同居・別居、児童別居住所、児童関係区分、児童留学情報、児童の兄姉等情報、年金情報、所得情報、配偶者世帯番号、配偶者宛名番号、配偶者氏名、配偶者氏名カナ、配偶者職業、配偶者住所、配偶者所得情報、支給情報、現況届情報

【児童扶養手当】

証書番号、申請年月日、異動年月日、世帯番号、宛名番号、氏名漢字、氏名カナ、生年月日、性別、配偶者有無、受給者区分、個人番号、郵便番号、住所、連絡先、在留期限、在留資格、障害有無、公金口座利用意思有無、年金受給有無、基礎年金番号、公的年金照会の有無、養育費取り決めの有無、前夫・前妻情報、勤務先情報、銀行名、銀行コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人、児童世帯番号、児童宛名番号、児童氏名、児童氏名カナ、児童生年月日、児童性別、児童続柄、児童対象年月、児童監護有無、児童生計種別、児童同居・別居、児童別居住所、児童在留期限、児童在留資格、手帳種類、記号番号、等級、手帳名称、入所施設名、傷病名、孤児・認知情報、児童の父・母情報、児童親氏名、児童親宛名番号、児童親生年月日、児童親住所、児童親障害情報、児童親勤務先情報、所得情報、配偶者所得情報、扶養義務者所得情報、年金情報、減額措置情報、支給情報、現況届情報

【児童育成手当】

認定番号、申請年月日、異動年月日、世帯番号、宛名番号、氏名漢字、氏名カナ、生年月日、性別、配偶者情報、個人番号、郵便番号、住所、連絡先、配偶者氏名、配偶者宛名番号、障害情報、銀行名、銀行コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人、児童世帯番号、児童宛名番号、児童氏名、児童氏名カナ、児童生年月日、児童性別、児童続柄、児童対象年月、児童監護有無、児童生計種別、児童同居・別居、児童別居住所、児童障害関係情報、所得情報、支給情報、現況届情報

【子ども医療費助成】

医療証番号、申請年月日、異動年月日、保護者世帯番号、保護者宛名番号、保護者氏名漢字、保護者氏名カナ、保護者生年月日、保護者性別、個人番号、郵便番号、住所、連絡先、在留期限、在留資格、医療証対象期間、有資格期間、証回収年月日、銀行名、銀行コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人、児童世帯番号、児童宛名番号、児童氏名、児童氏名カナ、児童生年月日、児童性別、児童続柄、児童同居・別居、健康保険情報、償還給付情報、現物給付情報、所得情報

【ひとり親家庭医療費助成】

医療証番号、申請年月日、異動年月日、保護者世帯番号、保護者宛名番号、保護者氏名漢字、保護者氏名カナ、保護者生年月日、保護者性別、個人番号、郵便番号、住所、連絡先、在留期限、在留資格、医療証対象期間、有資格期間、証回収年月日、銀行名、銀行コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人、児童世帯番号、児童宛名番号、児童氏名、児童氏名カナ、児童生年月日、児童性別、児童続柄、児童同居・別居、健康保険情報、償還給付情報、現物給付情報、所得情報

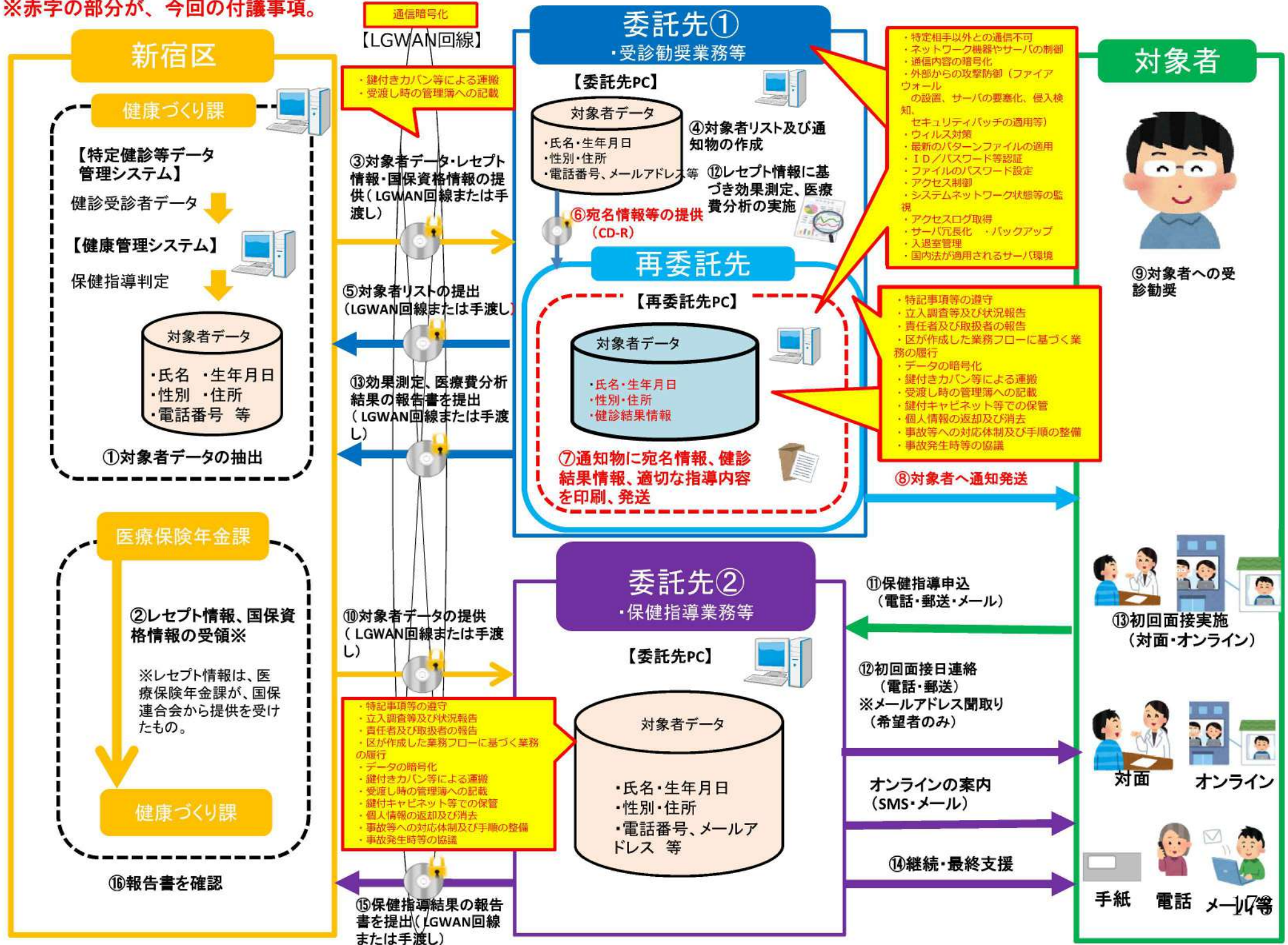
特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務等について（委託内容の変更）（No. 54）

事業名	特定保健指導・非肥満保健指導・生活習慣病重症化予防事業
担当課	健康づくり課
区分	業務委託
目的	生活習慣病の発症及び重症化の予防
対象者	特定健康診査を受診し、要保健指導と判定された者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクの高い者に対し、生活習慣の改善及び生活習慣病の予防のための特定保健指導を実施している。また、特定保健指導の基準には該当しないが、生活習慣病の発症リスクを有する者に対し、平成25年度より非肥満保健指導を実施している。</p> <p>特定保健指導については、医療機関に委託し（平成19年度第7回情報公開・個人情報保護審議会了承済み）、特定保健指導及び非肥満保健指導は、民間事業者に委託し、実施している（平成24年度第7回同審議会了承済み）。</p> <p>また、対象者が相談しやすい環境を整え、即時に予約受付を可能とすることで利用促進につなげるため、利用勧奨についても同民間事業者に委託して実施している（平成29年度第5回、平成30年度第6回同審議会了承済み）。</p> <p>さらに、健診結果（血圧・脂質・血糖）が厚生労働省が定める標準的な健診・保健指導プログラムの受診勧奨値を超えている者に対し、受診勧奨を行えるよう、委託内容の変更を行った（平成30年度第6回同審議会了承済み）。</p> <p>厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」において、保健指導の継続支援について、面接（対面、オンライン）、電話、電子メール、FAX、手紙、チャットといった、対象者への支援方法について、あらためて示された。現在は、当区の保健指導は、面接、電話、手紙、電子メールにより行っている。また、オンラインによる面接相談も行っている。</p> <p>また、LGWAN回線による受渡し方法を追加することで、情報セキュリティ対策の向上や事務処理の効率化を図り、国保レセプト情報（医科、DPC及び調剤のレセプト情報）を用いた効果測定及び医療費分析を行っている。（目的外利用については、平成30年度第6回同審議会了承済み）。</p> <p>（レセプトデータ分析を行う国保データベース（KDB）システムの目的外利用については、平成28年第3回同審議会了承済み。）（効果測定及び医療費等の分析、対象者抽出外部結合等については、令和7年第11回同運営会議了承済み）</p>

	<p>このたび、受診勧奨通知指導を行う際の通知物印刷及び発送業務について、再委託業務を実施する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容 受診勧奨通知指導の通知物印刷及び発送業務の再委託</p> <p>3 対象者数</p> <table data-bbox="414 526 1324 716"> <tr> <td>特定保健指導</td> <td>約 300 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非肥満保健指導</td> <td>約 100 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用勧奨（特定保健指導・非肥満保健指導）</td> <td></td> <td>約 2,000 名</td> </tr> <tr> <td>受診勧奨（特定保健指導重複者含む）</td> <td></td> <td>約 4,700 名</td> </tr> </table>	特定保健指導	約 300 名		非肥満保健指導	約 100 名		利用勧奨（特定保健指導・非肥満保健指導）		約 2,000 名	受診勧奨（特定保健指導重複者含む）		約 4,700 名
特定保健指導	約 300 名												
非肥満保健指導	約 100 名												
利用勧奨（特定保健指導・非肥満保健指導）		約 2,000 名											
受診勧奨（特定保健指導重複者含む）		約 4,700 名											
<p>個人情報の 流れ及び情 報保護対策</p>	<p>別紙のとおり</p>												

【特定保健指導・非肥満保健指導等における個人情報の流れ】

※赤字の部分が、今回の付議事項。

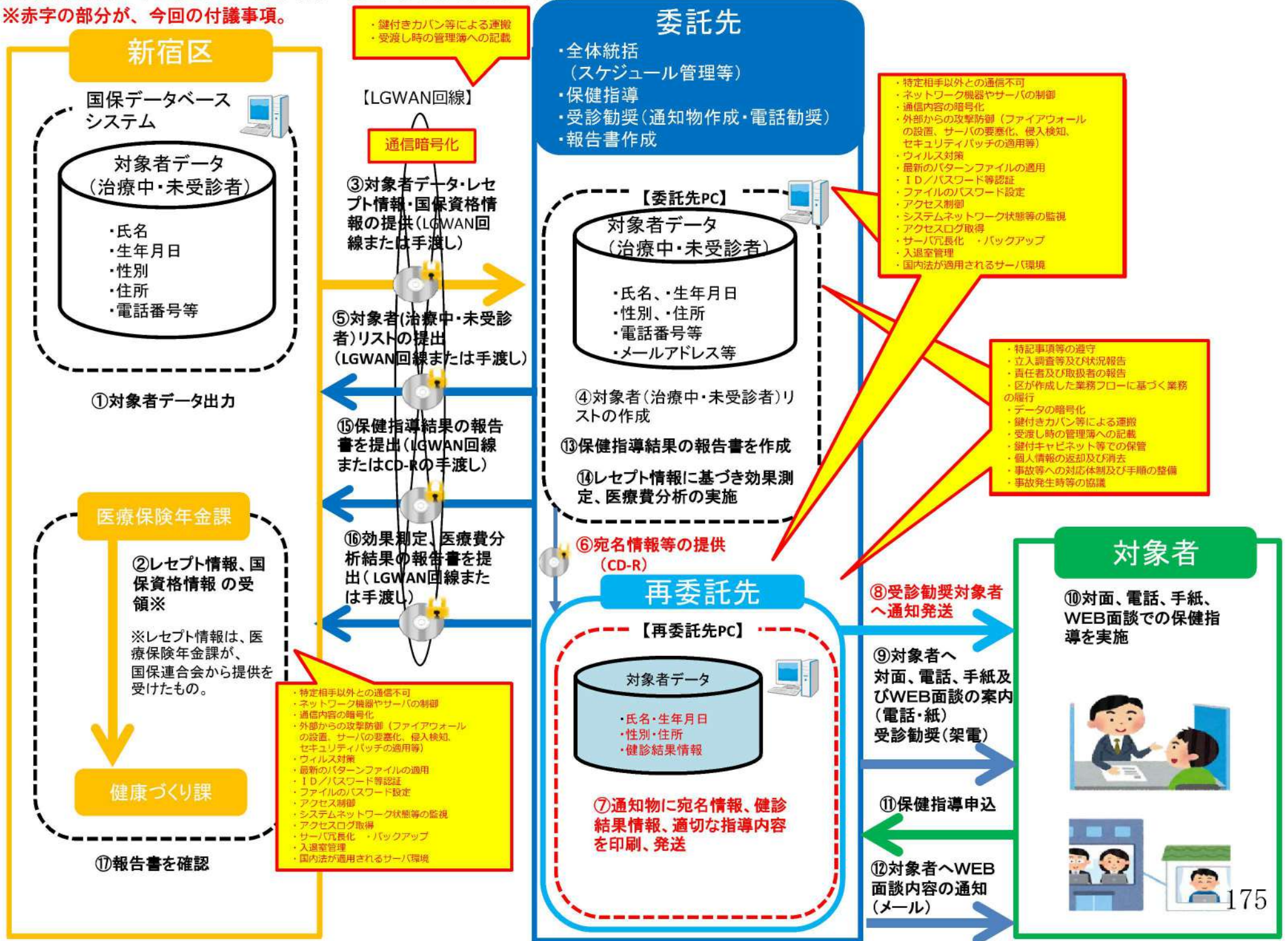


特定健康診査受診者の糖尿病性腎症等重症化予防事業における保健指導等業務及び医療機関未受診者への受診勧奨業務について（委託内容の変更）（No.55）

事業名	糖尿病性腎症等重症化予防事業（新宿区国民健康保険事業（保健事業））
担当課	健康づくり課
区分	業務委託
目的	糖尿病性腎症による透析等の合併症の発症予防
対象者	新宿区特定健康診査受診者のうち、糖尿病の治療中または医療機関未受診者で、血糖と腎機能が基準値を超えている者。
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、糖尿病性腎症等の重症化を予防するため、糖尿病治療に関する十分な知識と経験を有した委託事業者に、当該予防事業の全体統括業務（スケジュール管理、参加勧奨業務、対象者からの問い合わせ等受電業務）や対面及び電話等（WEB面談含む）による保健指導を委託している。（平成30年度第9回、令和3年度第7回情報公開・個人情報保護審議会にて了承済）</p> <p>さらに、非肥満保健指導事業において健診結果（血圧・脂質・血糖）が厚生労働省が定める標準的な健診・保健指導プログラムの受診勧奨値を超えている医療機関未受診者（本事業における血糖と腎機能の基準値を超えている者も含む）に対し、受診勧奨を行えるよう、委託内容の変更を行った（平成30年度第6回同審議会了承済）。</p> <p>また、医療機関未受診者で基準値を超える者に対して、通知による保健指導等を実施するとともに、国保レセプト情報（医科、DPC及び調剤のレセプト情報）を用いた効果測定及び医療費分析を実施している。（目的外利用については、平成30年度第6回同審議会了承済）。（レセプトデータ分析を行う国保データベース（KDB）システムの目的外利用については、平成28年第3回同審議会了承済。）（効果測定及び医療費等の分析、対象者抽出外部結合等については、令和7年第11回同運営会議了承済）</p> <p>このたび、医療機関未受診者で基準値を超える者に対する通知物印刷及び発送業務を再委託にて実施する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議付議内容 受診勧奨通知指導の通知物印刷及び発送業務の再委託</p> <p>3 予定対象者数 保健指導対象者：約200名 医療機関未受診者：約300名</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

糖尿病性腎症等重症化予防事業における個人情報の流れ

※赤字の部分が、今回の付議事項。



e L T A X納付導入に係る共通納税 IFS との外部結合について (No.56)

事業名	e L T A X納付導入に係る共通納税 IFS との外部結合について
担当課	土木管理課
区分	外部結合
目的	eLTAX (エルタックス) を活用した地方税統一 QR (以下、「eL-QR」という。) による納付サービスを導入することで、区民の利便性及び業務の効率化を図るため。
対象者	e L T A Xで納付する納付義務者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>「地方自治法の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 65 号。以下「改正法」という。) が令和 6 年 6 月 26 日に公布された。改正法では「公金の収納事務のデジタル化」について規定されており、また「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について (通知) 」 (令和 6 年 7 月 2 日) においても、eLTAX を活用した納付を可能とする公金への対応を着実に進めるよう、言及されている。国からの要請を踏まえ、新宿区でも、令和 5 年度から税務課において eL-QR を利用した納付サービスが導入され、令和 8 年度第 1 回個人情報保護管理運営会議では医療保険年金課及び高齢者医療担当課、第 2 回では会計室においても導入された。</p> <p>このたび、道路管理システム及び屋外広告物管理システムで出力される納付書または納入通知書等についても、eLTAX を活用した eL-QR による納付サービスを導入することにより、区民の利便性の向上及び業務の効率化を図る。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>区のイントラネット端末と地方税共同機構が構築・運営する共通納税インターフェースシステム (以下、「共通納税 IFS」という。) を L G W A N回線で結合し、データの送受信を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>年間 延べ 2, 4 7 2 人 (令和 7 年度実績) (個人及び事業主を含む)</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

結合される情報項目

道路管理システム及び屋外広告物管理システムにおける納付義務者の納付情報

【ファイル名：納付書情報登録ファイル】

登録区分、共通納税機関コード、税務事務所コード、所属コード、案件特定キー、確認番号、税目・料金番号、管理番号、公開開始日、賦課年度、課税年度、期別、納期限、指定期限、支払期限（公開終了日）、拡張領域（延滞金自動計算フラグ）、拡張領域（延滞金計算開始年月日）、拡張領域（延滞金免除等区分 1）、拡張領域（延滞金免除等期間 1（自））、拡張領域（延滞金免除等期間 1（至））、拡張領域（延滞金免除等区分 2）、拡張領域（延滞金免除等期間 2（自））、拡張領域（延滞金免除等期間 2（至））、未納額、延滞金、過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額、各種手数料額、納付額、納税者 ID、拡張領域（関連 ID 区分）、拡張領域（関連 ID）、利用者向け確認用表示情報、還付済データ等への補記情報、納付可否区分、口座振替区分、拡張領域（金融機関コード）、拡張領域（店舗コード）、拡張領域（口座種別コード）、拡張領域（口座番号）、拡張領域（記号）、拡張領域（番号）、納付書情報登録依頼連番、納付書情報登録不可事由区分、納付書情報登録不可事由、拡張予備領域 01、拡張予備領域 02

【ファイル名：納付情報ファイル（納付日／入金日）】

（ヘッダ部）データ区分、ファイル種別、収納団体コード、システム利用領域 01、ファイル作成年月日、ファイル作成時刻、データ件数、エラーデータ件数、ワーニングデータ件数、決済単位年月日、システム利用領域 02、合計金額、システム予備

（データ部）データ区分、システム利用領域 03、制御情報、納付番号、収納団体コード、税目・料金番号、申告区分・課税期間、確認番号、履歴番号、パスワード、システム利用領域 04、システム利用領域 05、システム利用領域 06、システム利用領域 07、システム利用領域 08、システム利用領域 09、システム利用領域 10、システム利用領域 11、レスポンスコード、システム利用領域 12、システム利用領域 13、納付・請求情報、納付金区分、氏名カナ、氏名漢字、今回請求金額合計、請求本体金額、請求固定延滞金額、延滞金随時計算フラグ、納付情報変更年月日、納期限、延滞金計算開始年月日、延滞金表示区分、請求消費税、消費税表示区分、納付内容カナ、納付内容漢字、手数料負担区分、地公体任意情報、納付方式、拡張予備領域 01、機構指定納付受託者、仮消込情報、システム利用領域 14、今回支払金額合計累積、今回支払金額合計、支払納付額、支払延滞金額、支払消費税、領収区分、支払方法、チャンネル区分、入力区分、印紙税額、他店券金額、システム利用領域 15、入金年月日、納付年月日、MPN 処理年月日、MPN 処理時刻、MPN 処理通番、仕向センタコード、金融機関コード、店舗コード、仕向処理年月日、仕向処理時刻、仕向処理通番、消込結果区分、決済年月日、MPN 通信サーバ登録年月日、拡張予備領域

02、チャンネル区分 2、システム予備

（エンド部）データ区分、システム予備